

令和 4 年

第 1 回定例会
予算審査特別委員会会議録

令和 4 年 3 月 17 日

）

令和 4 年 3 月 23 日

田 上 町 議 会

令和4年第1回定例会
予算審査特別委員会会議録
(第1日)

1 場 所 大会議室

2 開 会 令和4年3月17日 午前9時

3 出席委員

1番	小野澤 健一君	8番	椿 一春君
2番	品田 政敏君	9番	熊倉 正治君
3番	藤田 直一君	10番	松原 良彦君
4番	渡邊 勝衛君	11番	池井 豊君
6番	中野 和美君	12番	関根 一義君
7番	今井 幸代君	13番	高橋 秀昌君

4 委員外出席議員

議長 小嶋 謙一君

5 欠席委員

なし

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町 長	佐野 恒雄	町民課長	田中国 明
副町長	吉澤 深雪	会計管理者	山口 浩一
総務課長	鈴木 和弘	政策推進係長	泉田 健一
政策推進室長	堀内 誠		

7 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡辺 明
書記 板屋越 麻衣子

8 傍聴人

三條新聞社

9 本日の会議に付した事件

議案第 1号 田上町犯罪被害者等支援基本条例の制定について

議案第 2号 田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
改正について

議案第 3号 田上町国民健康保険税条例等の一部改正について

議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 21号 令和4年度田上町一般会計予算議定について中

歳 入

歳 出 1 款 議会費

2 款 総務費

午前9時00分 開 会

委員長（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。ただいまから令和4年第1回定例会予算審査特別委員会を開催いたします。

委員長の渡邊です。佐野町長1期目の最後となります予算審査特別委員会でございます。不慣れなところは委員の皆様方からカバーしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

昨日の午後11時36分頃、福島県と宮城県で震度6強の地震がありました。気象庁によると、震源地は福島県沖で、震源の深さは約60キロメートル、地震の規模はマグニチュード7.4と推定されております。この場所は、昨年2月にもマグニチュード7以上の地震が発生しております。県内では、南魚沼市で震度5弱となっております。津波注意報が発令されましたが、午前5時には解除されております。新幹線は脱線し、高速道路には亀裂が入っております。死者も2名となっております。亡くなられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げます。

ロシアのウクライナ侵攻、コロナ感染、今回の地震と多くの問題があります。10月23日には新潟県総合防災訓練が田上町で開催されます。災害時における活動が円滑に実施できるよう、防災体制の強化をお願いしたいところでございます。

それでは、着座にて進行をさせていただきます。

本日の出席は13名全員であります。

三條新聞社より傍聴の申出があり、これを許可しますので、報告いたします。

それでは、佐野町長よりご挨拶願います。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めまして、おはようございます。今ほど委員長のほうから詳しくお話がありまして、昨晩は大変驚いたわけですが、久しぶりの揺れでしたし、結構時間的にも長い感じの揺れだったと思います。そんなことでちょっと心配したのでありますけれども、幸いにしてといたしますか、被害があったというふうな報告は受けておりませんので、ちょっとほっといたしております。そうはいうものの、同程度の余震がまだこれからしばらくは警戒というふうな気象庁の発表もございますので、十分に気をつけていかなければならないなというふうに思っております。

今日は、予算審査特別委員会、今日から4日間の審査でございます。よろしくひ

とつご協議のほどお願い申し上げて、簡単ですけれども、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

委員長（渡邊勝衛君） ありがとうございます。

議長から挨拶をお願いいたします。

議長（小嶋謙一君） 皆さん、おはようございます。委員の皆さんには、何かとお忙しい中、また昨夜の話が今ありましたように、地震の中で寝不足の方もいらっしゃるのではないかと思いますけれども、これからの4日間の予算審査、慎重なる審査、また意見、質疑等もひとつよろしくお願いいたします。

委員長（渡邊勝衛君） ありがとうございます。

それでは、今日皆様のほうのお手元に書類が3部ほど行っていますか。総務課資料ということで。

それでは、総務課のほうから昨日の地震についてご説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。今ほど委員長、町長から話がありました昨日の地震について、少し報告だけさせていただきたいと思えます。

先ほど委員長も細かく説明させていただいたのですが、ちょっと重複するかもしれませんが、昨日の午後11時36分に震度6強の地震が発生したということで、震源地は福島県沖だということで、地震の規模はマグニチュード7.3ということでございます。田上町役場に設置の震度計は3.5でございます。テレビの報道では4ということになってはいますが、切上げしているのか、3.5ということでございました。それで、対応した職員ということで、地域整備課、それから総務課合計で18名ほど登庁いたしました。そのほかの課も若干来ましたけれども、3.5ということで帰ってもらったという状況がございますが、地域整備課のほうで日付を越えて17日午前零時から各施設、道路、下水道、水道のパトロールのほうを開始をいたしまして、午前1時半に一応パトロールを終了したということで、特に異常がなかったということでございます。それから、午前1時15分には加茂地域消防本部田上出張所のほうで見回りも終了したということで連絡をいただきまして、特に異常はないということで連絡をいただきまして、そこで一応解散をするという形になりました。その時点の町の対応といたしましては、ホームページ、登録メール、ツイッターによりまして、情報の発信をさせていただいたところでございます。昨日夜でしたので、それぞれの施設についてはまた今日、今朝から回っているかと思えます。先ほど町長が言ったように私どものほうも被害があるという情報は特段入っておりませんけ

れども、もしまた何かあれば予算委員会の場で、皆様方に報告のほうさせていただければというふうに思っております。

私から以上でございます。

委員長（渡邊勝衛君） ありがとうございます。

今ほど総務課長のほうから昨日の地震について報告がありましたけれども、皆さんのほうから何か質問があれば。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） これより本日の会議を開きます。

これから審査に入りますが、特別委員会に付託された議案は、議案第1号から議案第4号、議案第21号から議案第28号までの12案件でございます。日程につきましては、配付済みの日程表に従って進めてまいりたいと思います。

予算審査に当たりまして、私からお願いをしておきたいと思います。質疑、意見は趣旨を明確にし、簡潔に発言をお願いいたします。資料の提出を求める場合や、総括質疑として町長に答弁を求める場合は、その旨を明確にさせていただきたいと思います。また、総括質疑をされる方は、質問内容を所定の用紙にまとめ、執行への報告の都合がありますので、当日終了までに委員長のほうへ提出くださるようお願いいたします。審査の日程は翌日に繰り越さないことを基本として進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。順次説明をお願いいたします。

議案第1号 田上町犯罪被害者等支援基本条例の制定について、執行より説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の43ページお願いいたします。議案第1号 田上町犯罪被害者等支援基本条例の制定ということでございます。こちらにつきましては、令和3年4月に新潟県のほうで犯罪被害者等支援条例が施行されたことによりまして、当町におきましても犯罪被害者等の支援に関する基本的な事項を定めるために今回条例の制定をさせていただくところでございます。

この内容につきましては、昨年6月議会でしたか、今井委員のほうから、県のほうが新たにこの条例を制定し、見舞金の支給事業ということで県のほうで取り組みをするということで、田上町での対応はどうかということで一般質問を受けました。その際はまだ始まったばかりという状況で、県内の状況もよく見えない中で、しばらく状況を調査した上で前向きに対応させていただきたいということで、回答させていただいたところでございます。今日資料を、当日ということですみません、1

枚、新潟県の犯罪被害者等見舞金支給事業補助金というA4の横の紙1枚と。事前に、犯罪被害者等支援についてということで、議案第1号参考資料ということで、総務課ということで、犯罪被害者等支援特化条例の制定、それから見舞金支給制度の導入ということで、条例制定の背景、それから特化条例、見舞金制度、その他の支援策ということで資料を作成させていただいております。裏のところには、今回の基本条例を制定したそれぞれの概要等を載せさせていただきました。この条例につきましては、まず新潟県が令和3年4月にこういう条例をつくっていったということでございます。これは、令和2年12月25日に県はこういう条例をつくって、県として特化条例を制定し、令和3年4月1日から施行していきたいというようなことで、新潟県も各種団体ですとか議会のほうからもこういう特化条例をつくる。さらに被害者等への見舞金を実施していくというものを受けまして、県のほうで条例を制定したという経過がございます。これはあくまでも県がやるという部分で、補助を出すにしても、それぞれの市町村が実施主体となって、初めて県もそれに対して補助をするという仕組みでございますので、新潟県からは、市町村も県と同様にこういう特化条例を制定し、この補助金の支給に対して実施をしていただきたいと思いますということで、令和3年6月以降、県のほうからそういう話を伺うということでもございましたけれども、コロナの関係もあったのか、なかなかこちらのほうには来られませんでしたけれども、加茂警察のほうから何度となくこの条例について県内の情報をいただきました。そういう中で、県内の状況がどれだけ進んでいるかというのをいろいろいただきまして、資料的にはちょっと古いのですけれども、令和3年12月15日現在、既に新潟県のうち新潟市は令和3年9月からもうこれは実施しております。そのほかの市町村につきましては、その時点での回答といたしましては、田上町を含みまして実施予定、令和4年4月ということで、一部未定というところもございますけれども、16団体が実施を予定をすると。検討中というのが9団体ありました。その時点で特に予定はないという団体が4つでございましたが、検討中という部分も恐らくそれはもう前向きなほうに取り組んでいるということになりますと、県内全体では既に26市町村がこういう条例に取り組んでいくというようなことでございます。そういった中で、田上町におきましても、県の条例に基づいて、町としても県と一緒にこれら事業に取り組んでいくということで今回新たに特化条例を制定し、提案をさせていただいているという内容でございます。

それでは、見舞金の事業補助金ということで、今日お配りした部分を若干説明をさせていただきます。新潟県犯罪被害者等見舞金支給事業補助金ということになっ

てございますが、そこにありますように、遺族の見舞金、それから重傷病見舞金ということで、これ2つ種類がございます、それぞれ見舞金の場合は県が2分の1ということで、上限が15万円ですので、30万円。町が支給をして、県が半分、15万円という形になりますし、重傷病の場合については5万円。これは上限がないものですから町も5万円ということで、10万円ということで、こういう部分について令和4年度から取り組みをしていきたいということで、これらについては、後ほど歳出のほうで予算の説明もさせていただきますが、一応窓口ということでそれぞれ1件ずつということで、歳出の予算のほうには計上させていただいているといった内容でございます。内容的には、県のほうから条例、参考になるような部分で県と同一の、考え方を同じにさせていただきたいということで、参考になっている条例を基にして今回提案をさせていただいているといった内容でございます。

説明は以上でございます。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） この制度に関して1つ心配されるのは遺族、亡くなった場合、特に遺族の精神的ショックがとても大きくなることが予想されます。これを見てもみると、期限の1年以内に事故、事件があったものに対して申請が可能ということなのですが、精神的ショックが大きいまま1年ぐらいの間に申請は難しいという場合も考えられますので、遺族の順位もありますけれども、それ以外の民生委員や区長などの補助や範囲などが沿われることが可能かどうか、その辺をちょっと教えていただきたいのですが。

総務課長（鈴木和弘君） 申請が1年以内ではなくて、相談について民生委員がどうかというふうなことなのですか。

6番（中野和美君） これ見てもみますと、原則、見舞金申請日の1年以内に発生した犯罪行為であることとあります。そうしますと、1年以内にその方がもう精神的ショックで何もそういう申請ができなかったという場合も想定されるので、身近な区長や民生委員が補助できない……

（代理申請の声あり）

6番（中野和美君） そうそう。代理申請もしくは手伝ってあげるということは可能かどうか、その辺ちょっと教えていただきたいのですが。

総務課長（鈴木和弘君） 実際に私どもとしてはどうだかという情報は正直分からない

部分がありますので、警察のほうからそういう情報を逐一いただくということで、その時点でもし今中野委員がおっしゃるように代理申請とか、そういう部分というのは、ちょっとそこまで私どもとしてはまだ考えていませんけれども、それはこういう制度がありますから、状況によってはそれは対応できるのは対応していければなというふうには思っています。

6番（中野和美君） できれば地元の民生委員や区長がお手伝いできればいいのですが、そうでなければ資格を持つ行政書士や司法書士などがお手伝いできるものであればいいのではないかなと思ったので、尋ねてみました。その辺もちょっと調べておいてください。

委員長（渡邊勝衛君） 総務課、いいですか。

総務課長（鈴木和弘君） はい。

13番（高橋秀昌君） 田上町犯罪被害者等支援基本条例の中には具体的に見舞金の額が入っていないのです。それで、基本条例だから入れないのだということも理屈にはあるのだが、これは町長が別に定める規則に額を明記する、あるいは申請の仕方についても細かい指定をするという考え方でしょうか。そして、率直に言うと、今県が上限15万円ですから、先ほど説明あったように田上が30万円が上限ということになるのです、死亡の場合。恐らく情勢によって県も変わるのだろうと思うが、条例というのは誰が見ても分かる、これが大事だと思うのです。だから、基本的に30万円なら30万円という、亡くなった場合、死亡した場合の例ですが、そういうふうに入れておいて、県の補助が上がっていったときにそれにふさわしい対応をしていくということが大事なのではないかと。ところが、あなた方の考え方は、基本条例決めておいて、額は規則で全部決めればいいのかという発想なのだけれども、私そこのところが気になるところなのですが、この点ではいかがでしょう。

総務課長（鈴木和弘君） すみません。高橋委員がおっしゃるとおりに、まず見舞金については要綱で定めています。今回、特化条例をつくっている部分は、あくまでも45ページの町の責務のところ「犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し」ということで第4条にあるのですけれども、この施策の一つとして今回補助金が入ることになりますので、補助金の支給をするためにこの条例をつくったわけではなくて、今はまずは県の見舞金ということをやっていますが、今後はそれぞれ様々な施策を実施をしていくことを踏まえた中で、今回こういう特化条例をつくって、その中の一部が今回県がやろうとしている見舞金を要綱で実施をしていくという内容でございます。

13番（高橋秀昌君） 了解しました。そしたら、施策について定まり次第、全協等に明らかにし、協議をする機会をつくっていただくことを求めて終わります。

総務課長（鈴木和弘君） まだこれできたばかりですので、どういう部分ができるかですが、その都度状況報告はさせていただきたいと思います。

7番（今井幸代君） もし把握しておられるようであれば教えていただきたいのですが、基本的には県警のほうからこういった事案が生じたときに情報のほうは提供されるものだというふうに思うのですが、これまで例えば過去5年とか10年程度の間でこういったものに該当するような町内の被害者の実績みたいなものがもし数字として分かるようであれば教えていただけますか。

総務課長（鈴木和弘君） 加茂警察署管内で、今、今井委員がおっしゃるこの過去5年ではゼロだそうです。

7番（今井幸代君） ちなみに、加茂警察署管内の実績というのは、加茂警察署管内で発生した事件の場合はそこで処理されるということなのですか。例えば新潟市の事件で、実際は新潟市内の警察署が対応して、田上の町民の方が対応している場合というのは、管轄される警察署の中での実績ということになるのですよね。そうすると、例えば加茂警察署管内の中では実績5年間ゼロかもしれないけれども、県内の各警察の所管する地域の中で、田上町の町民の実績がどのようなものかというのは数字としては。

総務課長（鈴木和弘君） 今ちょっとあるのですけれども、確かに言われるように分からないのです。ただ、県としても、これをまずつくるということによって県のほうは今度は、田上町でこういうのやっていますから、そういうところ行ってくださいと、相談に行ってくださいと。見舞金制度ができましたという形で、まずは県としては新潟県がつくったと。それで、全部の市町村に何とかお願いしたいということで、例えば田上町が今度はできましたという形になれば、県のほうが周知をして、もしそういう方がいれば、その市町村のところに行ってもらえれば、こういう見舞金制度ができるということで、県のほうで周知をするような形になってくると思いますので……

（そういった場合も情報としては来るんですかの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） はい、来ます。あとは、場合によれば今そういう部分はまたちょっと県と協議してみますけれども、町のほうにどこまで情報をくれるかという部分含めて。

1番（小野澤健一君） つい最近ですか、ニュースでもあったのですけれども、私、こ

の問題に関して一番問題になるのは、見舞金、これも大事だろうと思うのですけれども、加害者による賠償がなかなかスムーズに実行されていないというのが何か現状みたいなのです。したがって、田上のほうで施策は今後おつくりになるということで総務課長からお話あったのですけれども、そういった金額的なものもさることながら、やはり加害者の例えば経済的な背景があるとか、そういった中で、賠償を命じられてもそれをかなえられないようなケースが出てきているやに聞いております。一時期この法案とかがあって、何とかの会といったかな、ちょっと忘れましてけれども、九十何歳の弁護士が今会長やっているのがありまして、妻が何か殺害をされて、ずっと至って、法案になるので、その会を一回解散したのだけれども、それ以降なかなか主だった有効な政策が出てこないということで、最近またその会を立ち上げて、この間何かニュースで会見をやっていた、そういう状況なのですけれども。何が言いたいかということ、見舞金だけでやることはないとはい思うのですけれども、先ほどいろいろな方が言われたアフターフォローも含めて、加害者の賠償がスムーズに行われるよう、あるいはできない場合に国のほうが何かしらの対応ができるよう、そういったものも念頭に置いてこの条例については考えていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） なかなか難しい部分もありますけれども、まず町としてどういことができるかという部分で、まずこういうルールをつくりました。県もつくりました。それで、県と町で一体となっていていろいろな部分で取り組んでいくということですので、今後そういう部分、当然町だけではなかなかできない部分もありますので、県といろいろ協議しながらできる部分検討していければと思います。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、議案第1号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第2号 田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、執行の説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の47ページをお願いします。議案第2号 田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。今回は、消防団員の処遇改善ということで、団員の報酬、それから班長の報酬の見直し、それから今まで費用弁償等で支給をしていた部分を報酬のほうへ組替えといえますか、替えるのと併せまして、災害等の場合の出動につきまして、日額8,000円をベースにし、時間に応じて支給をしていくということでの改正になってございま

す。同様に、今回議案の資料で、消防団員の報酬等の基準の策定等のポイントということで、皆様方にお配りをしてあります。この背景といたしましては、以前から消防団員の処遇改善、いわゆる消防団員が非常に減少しているということで国のほうが非常に危惧をしている中で、なかなか団員の報酬3万6,500円、議会の中でも以前からその部分の議論もありました。交付税ではそれなりの措置をしているのですが、なかなか実施ができないという中で、全国的にもやはり、令和2年度の実績によりますと、3万円未満というのが一番多くて562団体ということで、それよりも下のところも363団体ということで、半数以上が国が示している3万6,500円の支給がなかなかできない状況が実はあります。それについては、交付税で措置をしているとはいいいながらも、当然需要額に対して収入額を差し引いた部分が交付税ですから、増えた分が丸々来るということではありませんので、そういう部分でそれぞれの市町村でなかなかそこへ踏み切れないのかなという中で、今回かなり国のほうが強くいろいろ要請をしてきました。そういった中で、事前にお配りした、先ほど言った消防団員の報酬等の基準の策定等についてのポイントということで、国も報酬についていろいろ検討してきました。最終的に令和3年4月13日付けで、消防庁長官の通知ということで、それぞれの市町村に通知がされたわけです。私が今ほど申し上げました1枚のところに報酬の種類ということで、年額報酬と出動報酬の2種類にすると。報酬の額については、団員は3万6,500円を標準とするという部分、それから出動報酬の額、災害、水火災、それから地震、そういった部分について1日当たり8,000円を標準額とするというようなことでの内容をこういう形で見直しをするようにということでございます。そのほか、団員個人に対して直接支給するようにと。今までは団のほうに振り込んでいた分を個人支給にするようにという部分のこういう通知が参りました。地方財政措置については、それなりの措置をするということの通知を踏まえまして、町としては、まずは段階的にということでも当初考えておりました。その段階的というのは、団員個人に対して直接支給をするのをまず先に始めていこうということで取り組みをしていきました。その後、先ほど申し上げた災害等の今までの費用弁償を報酬にして、1日当たり8,000円にするようにという部分、実はこれが年末、12月かな、1月頃に県内のある市が調査をして、私どももらったのですけれども、割とそれに取り組む市町村が非常に多かった。この近隣も含めて。ということで、ではその部分も町としては取り組みをしようということで、出動報酬について8,000円にということで、町はまずその2つ。団員の報酬は、今まで県の平均ということで、令和元年だったかに町のほうは見直

しをしましたので、県のその時点での団員はどうするかというのは正直分からなかったものですから、それはもう一年先送りしようというふうに町は考えていました。まずは個人支給、出勤報酬を。では令和4年度から実施していこうということで、本当に町長査定が終わってからそこでいこうと思ったのですが、その後の状況によって、また調査した結果を見ると、大半が3万6,500円にみんな引き上げたものですから、そうすると平均という根拠が全くなくなるわけです。今まで県平均でやっていて、みんな3万6,500円になるといったら県平均の意味が全くないわけですから、そこで急遽この部分も町長と協議した中で、3万6,500円に引上げをしようという形で、今回この消防団の処遇改善を実施した経過がございます。そういう部分で町としては今回条例を改正をさせていただくということでございます。

この資料の裏をちょっと見ていただきたいと思うのですが、消防団員の報酬等に係る地方財政措置ということで載せてございます。ちょっとこれ分かりにくいかもしれないのですが、普通交付税、特別交付税措置するよという、現状は年額報酬は交付税の単価が団員は3万6,500円というふうになっているのですが、そこに現状は人口に基づく標準的な団員数ということで書かれている。何がといいますと、交付税は基本10万人を標準規模にして、それに合わせて大体このぐらい消防団員がいるよねということで割り落としをするなりして算出をしているのが現状なのですが、令和4年度以降は標準額支払い団員数と、この辺もちょっとまだはっきり分からない。これ読む限りは、それぞれの市町村の団員数に応じて支給した金額を見るよということにも読み取れるのです。実際まだ交付税、令和4年度の算出をしないとちょっと分からないのですが、恐らくそういう部分の改正がされてくるのかなということでございます。

それから、出勤手当については、今までは普通交付税で措置をしていたのですが、普通交付税のみです。特交では措置していなかったのですが、令和4年度以降については、特別交付税で災害に係る出勤について実績に応じた額を措置するということになりますので、これは特別交付税のほうで報告する時期があるのですが、その時点での実績でこれだけ出勤したよというものについて、見込みも含めて今度は特別交付税措置するということで、新たにこういう財政措置の見直しがされたという内容でございます。ですので、これも少し令和4年度交付税が出た時点でまた皆様方に報告させていただきたいと思いますが、国としてはそういう形で処遇改善をしていきたいと。財政措置をしていきたいので、何とかそれぞれの市

町村で対応をお願いしたいという経過等でございます。

それでは、議案書に戻っていただきまして、48ページの裏に新旧対照表が載せてございますが、資料ナンバー1のところに報酬ということで、第12条で団員の報酬は年額報酬及び出動報酬という中で、今回団員を2万1,000円から3万6,500円、これは班長と逆転しますので、班長を3万7,000円に改正をさせていただくという内容でございます。

それから、その下の出動報酬については日額8,000円ということで、資料ナンバー2、次のところにもありますけれども、4時間までを一応4,000円、それから4時間から6時間までを6,000円、1日を8,000円という、8時間を超える場合ということで、この辺については2月の総務産経常任委員会の所管事務調査で事前に説明をさせていただきました。この3月議会のときも今井委員長から報告があったのですが、この1日という部分、国のほうは7時間45分かな、ということだった。それを超えたらどうなるのかということでご質問をいただきました。私どもいたしましては、はっきりちょっと分からないので、多分それは1日は1日というふうな形をさせていただいて、ちょっとそこはもう一度調査をさせていただきたいということで、近隣を調査しますと、これを超えるような大きな災害になった場合は、それぞれまたプラスアルファをしているという自治体がありました。そういう中で、今回ここに掲げたように8時間を超えるような大規模災害に従事する場合については町長が別に定めるということで、団長とも協議した中で、基本は7時間を超えるような場合は交代するなりの対応をすることでは考えているが、交代できないような場合の災害がもしあるようであれば当然こういう形の対応をとということで、その辺は事前に団長なりとも話をさせていただいた中で、こういう形で改正をさせていただきました。

それから、もう一つ、今井委員長から税、今度は報酬になりますので、申告とかそういう事務的な手続が必要になってくるということで、その辺は町民課とも協議をさせていただいた中で、なるべく団員のほうに事務があまり増えないような形で対応できればということで、それなりに今後説明する資料なりを作って対応していきたいなということでございます。

説明は以上でございます。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6 番（中野和美君） 今ほどの消防団の団員の税務処理の関係なのですけれども、普通お給料とかとは別に20万円まで申告しなくてもいいという枠があるのですけれども、それを利用されるのでしょうか。教えてください。

総務課長（鈴木和弘君） 団員によってまた状況が違いますから、それはそれぞれ。そういう部分で、こういうふうに今度は報酬になりますということですから、その人その人によってまた状況が変わるかと思えますから、今中野委員が言う部分で対応できる人はそうなりますし、別にほかに収入があれば、それは当然新たに収入が発生するという形になりますから、そういう部分をなるべく簡略化してできるような形で説明をさせていただきたいなということでございます。

11 番（池井 豊君） 処遇改善はいいのですけれども、要はこれをどう活かしていくかがポイントで、処遇を改善するということは消防団の成り手を増やしたいがために処遇改善すると思うのですけれども、これをどうしますか。3万幾らもらえるので消防団員になりませんかというふうに広報をしていくのか。PRにつながる額なのかどうか分からないのですけれども、これをどう消防団員増加に活かしていくつもりなのか、そこら辺お聞かせください。

総務課長（鈴木和弘君） もともと消防団員、田上はなかなか少ないという中で、コロナになる前から消防団としては、事務担当としてはそれなりに毎月回ってやろうと。ただ、今までどちらかという団員の報酬というのは差があったわけです。そういう部分では、団長としては要望は実は上がってきました。最初は令和4年度の町長への要望もこういう部分はあったのです。ただ、段階的にという部分はお願いでということで、正直あんまり強い方向でなかったのですけれども、今回ちゃんとまずどこの市町村とも同じふうな基準になるという前提。それはしっかり保障しますよという中で、募集は今池井委員のように今回こうなるという形になるのか分かりませんが、やっぱりそれなりに町としても団員の報酬もほかの市町村と同様、そんなに変わらない、それから出動についてもそれなりに今回は保障しますよという形の中で、募集をしていくという形になるのかなと。なので、上がったからいっぱい入りませんかという部分は、その辺またどういうふうに募集をしていくか分かりませんが、町としては国が危惧している中での処遇改善をまずはやろうということで、町もそれにまず改正をしてしっかり乗って行って、それで募集をしていくという形になるかと思えますから、なかなか……

（いや、そういうことじゃないての声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 当然これ団長ともその辺相談はしています。団長も、ここま

でしてくれたということで、町の町長がこういう施策を取ってくれたことについては非常に理解をいただいていますので、その辺また団長なんかと、これから当然また団本部とも会議をしていきますから、その辺しっかり協議してやっていければと思います。

11番（池井 豊君） いや、そういうことではなくて、我々が団員だったときには完全ボランティアで、年額報酬とか、出動手当とか、個人でもらわないで団に積み立てて、遠征のために飲むのに使っていたということで、意識としては完全ボランティアだったわけです。それが今回は各口座を登録して全員に払っていくということになるので。ということは、ある意味これから消防団は有償ボランティアになりましたよという訴え方もできるわけなのです。そういうように何か仕組みが変わったわけなので、そこら辺をちゃんとして、無報酬で完全なボランティアではないですよというようなやり方で訴求していくのかとか、やっぱり変わると思うのです、全然。そういうところをどう訴求していくかということをお聞かせください。

総務課長（鈴木和弘君） 確かに池井委員がおっしゃる部分、今までそうでしたから、どちらかという個人にやらないで団にやってというのが、全国的に見てもそういう部分はだんだんなじまなくなってきた。確かに池井委員がおっしゃる部分なのかもしれない。時代が変わってきて。そういう部分はやっぱり、年度も変わってきている部分はありますから、そういう部分を含めた中でしっかり団長とまた協議しながら、どういうふうな形でしていくかという部分、今回かなりもう引上げをさせていただきましたから、しっかりやっていきたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 確認したいのだけれども、前の全協のときに消防団報酬を5万円以下、未滿かな、以下であれば課税の対象外ということをおはうのみにしたのだけれども。例えば私が年所得が100万円あって、それで消防団の報酬で5万円の場合、100万円プラス5万円マイナス5万円ということで、消防団に関しては5万円を超えた部分について報酬が課税となるのだよという理解の仕方。それとも、そうではないと。単純に消防団員として5万円以下であれば申告は必要ないし、対象外だけれども、その他の収入がある場合は5万円も合算し、総合課税としての対象なのだよという捉え方をすればいいのか、この点確認したいのですが、いかがでしょう。

総務課長（鈴木和弘君） 所管事務調査のときにちょっと話をした年額報酬は、5万円までは課税されません。年額報酬、今3万6,500円。今度出動報酬が別。それは別だよ。それが合算して5万円を超えなければいいですけども、それは今度別ですと。別になると。年額報酬と出動報酬は別。

(何事か声あり)

総務課長(鈴木和弘君) ごめんなさい。合計が5万円を超えても、5万円以下は課税されない。

(何事か声あり)

総務課長(鈴木和弘君) すみません、確認します。訂正します。別です。失礼しました。

(もう一回の声あり)

総務課長(鈴木和弘君) 年額報酬と出勤報酬は別。すみませんでした。

13番(高橋秀昌君) あくまでも年額報酬は5万円以下であれば課税の対象外なのだよと。そして、出勤手当については、そこに加えたりするのではなくて、出勤報酬自体は総合課税の中に入るの、給与所得があれば、そこに出勤報酬を入れて課税対象になるのだよというふうな理解の仕方でいいでしょうか。もしそれでいいとすれば、大事な点は、報酬になったので、団員の皆さんに確定申告時にきちっと伝えていくということが大事だと思いますので、その点はやっぱり正確に分かりやすく伝えていく努力してもらいたい。

総務課長(鈴木和弘君) その辺を今井委員長から言われて、当然町民課の申告の住民係ともしっかり話をして、どういうふうな形でやればいいのかという資料を作りしっかり対応していきたいと思います。

8番(椿 一春君) 1点お願いします。ポイントについての項目のところなのですが、報酬の支給方法というところで、報酬、費用弁償とも団員個人に対し、活動記録に基づいて市町村から直接支給するというふうにあるのですが、出勤ですとか、そういったものは活動記録で分かると思うのですが、年額報酬に対しての報酬なわけですけれども、団員としてはいるけれども、活動実績がないとか、そういった方はどういうふうに評価していくとか、何か考えていらっしゃるのか、これからその辺は検討していくのか、その辺聞かせてください。

総務課長(鈴木和弘君) 年額はあくまでも年額ですから、それはもう払わざるを得ないと思います。出勤は、当然出勤したという活動記録をチェックして払うような形になるかだと思いますので。年額報酬はやっぱりそういうふうに、なるべくそうならないような形でまた当然団とも話をしていきますけれども、一応あくまでも年額ということで決まっていますから、それはもう払っていきます。

委員長(渡邊勝衛君) ほかにありませんか。

(なしの声あり)

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、議案第2号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第3号 田上町国民健康保険税条例等の一部改正について、執行の説明をお願いします。

町民課長（田中國明君） おはようございます。

それでは、議案書49ページをお願いしたいと思います。議案第3号 田上町国民健康保険税条例等の一部改正についてであります。今回この改正に至りましたのは、国民健康保険の財政調整基金を活用した国民健康保険税率の引下げを行うための改正でございます。具体的には、全ての被保険者が引下げの恩恵を受けられますよう、医療保険分の均等割及び平等割を引き下げたいというような改正内容になっております。

なお、後期高齢者支援金分、それから介護保険分等につきましては、この2つにつきましては、今後の高齢化という社会情勢を見通す中におきまして、医療費や保険給付費等の増加が見込まれるということがありますので、今回そこら辺の部分については、据置きということで対応をさせていただいているところであります。

それでは、別紙でお配りしております議案第3号参考資料、町民課というのがお手元に、A3の縦のものがあるかと思いますが、そちらに基づきまして内容の説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料のほうをお出しいただきたいと思っております。それとあと、本日先ほど朝一番に委員長のほうからご報告がありました令和4年3月17日、議案第3号予算審査特別委員会追加資料、町民課というA4、1枚物も皆様のお手元に配付させていただいておりますので、その2つをお出しになって説明のほうをお聞きいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、今回税率を引き下げると至った経緯としましては、資料の一番上のところ、令和2年度決算状況から見ていって、令和3年度の見込みを立てますと、当初、令和元年で税率改正をしたときの基金の推移から見ると、約5,200万円ほどの乖離があったということでありまして、それが1ページ目のA3資料の一番下のところに記載されているものであります。令和元年度で乖離額として1,177万8,000円、令和2年度では、当初、令和元年度に改正したときから見ると2,345万7,000円。それから令和3年度で5,264万3,000円というようなことで、少し乖離が大きく出てきたということでありまして、これにつきましては、それぞれ矢印が下に書いてありまして、令和元年度の状況としては、歳入として保険税が想定よりも約900万円多かったと。これについては、被保険者の所得が想定よりもこのときは多かったというような状況。それから、令和2年度におきましては、歳入として保険税が想定よりも400万

円多かったということでもあります。その内訳としては、被保険者の所得による増ということで200万円。それから、町のほうでも滞納整理一生懸命頑張らして、収入として滞繰分が200万円余計に入ってきたというような、そういう状況。それから、県支出金、財政安定化繰入金が見込みよりも1,000万円多かったというような状況等がありまして、ここはそれだけの乖離が生じていたということでございます。それから、令和3年度が一番大きいのでありますが、歳入として県支出金が約400万円増えている。それから、歳入として前期高齢者交付金の精算金の増加によりまして、国保の事業納付金のほうが約2,500万円は少なかったという部分。それから、保健事業等について700万円増えていたというような状況がありまして、令和3年度末では、約5,200万円ほどの乖離が生じてくるということでもあります。

それで、順番は逆になりますが、その上の基金残高を見ていただきたいと思えます。一番マックスにあったのは、平成30年の2億4,824万円でございます。そこから年間約1,000万円から1,300万円ずつを使って保険税の課税方式の見直しと保険税率の引下げを行ったのでありますが、結果的に令和3年度末では2億3,240万4,000円という残高の見込みであります。それで、この基金残高でいきますと、実は、被保険者数で割りますと8万8,389円ということで、県内2番目という状況でございます。そのようなことから、都道府県化されまして非常に国保の運営もやりやすくなったという状況の中で、再度、3年がたって、ここでもう一度見直しをさせていただきたいということでもあります。

それで、1ページおはぐりいただきまして、2ページ目の資料を御覧いただきたいと思えます。国民健康保険税の算定方法ということではありますが、3つほど基本がありまして、まず新潟県が示す標準保険税率を参考に算定することになっているということと。それから2つ目として、標準的な賦課割合として応能分、所得割です。それから応益分、これは均等割、平等割を50対50にすると。これは地方税法第703条の4第4項の規定によるものでありますが、それらのルールがある中で、では今回どうしようかということが、令和3年度本算定時の賦課の割合からその下のところにあります、米印が書いてありますが、国民健康保険税算定の方針ということでもあります。今後、国保のほうとしては、団塊の世代の後期高齢者医療への移行、これ8年間で約1,300人ほど減少の見込みでございます。あるいは、昨年12月議会で条例改正をさせていただきましたが、子ども均等割額の減額、あるいは社会保障制度改革などにより、国民健康保険制度も大きく変化する可能性があるということで、今後8年から10年間の間で乖離額である約5,200万円を活用しながら税率

のほうを引き下げさせていただきたいという考え方でございます。そのような考え方につきましては、まずは安定的な財政運営に資する必要があるという考え方の下、そのような考え方でさせていただきたいということでもあります。そうしますと、賦課の状況というところを見ていただきまして、ここで具体的にどのような改正にするかという部分になりますが、まず上の令和3年度（現行）というところで、均等割2万1,900円を改正案としまして2万円に、ここは1,900円を引き下げたい。それから平等割2万1,500円を4,500円引下げしまして1万7,000円としたいということでもあります。そうしますと、算定保険税額ということで、一番右側のほうに行きますが、改正案としては、令和3年度と比較しまして822万7,800円の減の1億2,730万3,200円というふうな形になりますので、先ほど申しました5,000万円を活用しながらここはこの程度引下げが可能であるだろうというふうなことで試算をしております。それで、その下、1人当たり・1世帯当たり保険税額のところでありますが、まず1人当たり3,110円皆さん引き下がるというような状況。それから1世帯当たりでいきますと4,951円、約5,000円引き下げられるということでありまして、引下げ率といたしましては3.5%という状況であります。

なお、令和元年度、課税の見直しを行い、税率の引下げ等させていただきましたが、その際にお話しさせていただいていた金額としましては、1人当たり2,623円。それから1世帯当たり5,816円の引下げをこの当時しております。それで、今回、令和4年度の改正でいきますと、令和元年度と令和4年度を合わせますと1人当たり5,733円、1世帯当たり1万767円の引下げがなされるというような状況になります。

それで、1ページおはぐりいただきまして、3ページ目になりますが、それではそれを引き下げた影響がどうかというような部分になります。基本的には、国保は所得に応じて軽減が7割、5割、2割というふうなことでかかっておりますので、軽減の多い人ほどその恩恵は受けにくくはなっております。ですが、まず世帯数として総体で1,662世帯今ありまして、軽減なしの方でいきますと620世帯ございまして、その世帯では平均7,380円引き下がるだろうと。それから、7割軽減の人になりますと443世帯ございまして、平均2,020円。それから、5割軽減であれば366世帯で3,668円。それから、2割軽減の人であれば233世帯で6,070円の引下げが可能になるだろうというふうなことで想定をしております。それで、今後の国民健康保険税の見込みであります。会計のほうの関係になりますけれども、これにつきましては、令和3年度で収支としては789万7,000円のマイナス。これ収

支としては、税率を引き下げておりますから、このような形になります。それで、令和4年度から収支として、その額が大きくなっていくということで2,615万2,000円。基金の額が恐らく令和4年度末では、1億9,835万5,000円になるだろうという見込みになっています。それで、それをずっと見ていただきますと、令和7年度においてもまだ基金は恐らく1億4,100万円程度は保持できるのではないかなという見込みを立てております。それで、基金の残高として、では幾らあればいいのだということがよく議論されるところでありますけれども、担当課といたしましては、6,000万円から1億円の範囲の中で国保の運営ができれば、大規模な災害がもし発生した場合でも十分減免等の対応は可能であろうというふうなことで考えているところであります。なお、この内容につきましては、まず国民健康保険の運営協議会のほうでこの案をお出ししまして議論していただきましたが、事務局案に対して反対意見等はございませんでした。ただ、国保会計における適正な基金の保有額について質疑がなされた程度でありましたが、税率改正後においても安定した財政運営に資することとされたところであります。

なお、2月18日には所管の社会文教常任委員会でも報告させていただきまして、池井委員長のほうから議会初日に報告があったとおりの内容でございました。

それで、内容の条例改正の部分であります。それまた1ページおはぐりしますと、議案書のほうの資料ナンバー3と同じようなもの見え消しになって、同じですけれども、見え消しになっております。それを御覧いただきたいと思えます。まず、国民健康保険税条例第6条の関係であります。ここについては、国民健康保険の被保険者に係る均等割の部分であります。そこをまず2万1,900円というものを今回2万円にするということであります。

それから、その下、第6条の2ということで、平等割の部分であります。ここについては、2万1,500円を1万7,000円に今回改正をさせていただくということになります。

それから、その下に(2)ということで、特定世帯1万750円が8,500円ということになっております。それから、3番目、特定継続世帯というところが1万6,125円が1万2,750円となっておりますが、この特定世帯といいますのは、旧国保資格者として国保加入者が1人だけとなった世帯、旦那さんが例えば後期高齢で抜けていって奥さんが1人残った世帯というような世帯を指しますが、それについては医療分、支援金分の平等割を2分の1軽減するという制度がありますので、それらの世帯を指す部分の改正がまたここで出てくるということになります。

それから、その下、国民健康保険税の減額ということで、第13条の部分であります。これについては、(1)が7割軽減の部分を目指し、(2)が5割軽減。それから(3)が2割軽減をそれぞれ目指しますので、今回それを引き下げることでの額が変わってくるという内容になってございます。

それで、もう一枚はぐっていただきますと、今度A4、横の1枚物のものが出てくるかと思いますが、これにつきましては、先ほども説明させていただきましたが、先般の12月議会で未就学児に対する税率の改正を行っております。その部分については、まだ未施行の部分になっております。令和4年4月1日からそれが適用されるものですから。それで、未施行分を今回ここでまた新たに改正する必要がありますので、その部分を第2条ということで改正をさせていただいているということになります。そうしますと、当初3,285円というものが7割軽減であれば3,000円というふうな形で、さらにそこがまた僅かでも引き下がるというような状況になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません。追加の資料説明するのを忘れていました。A4の今日お配りした内容であります。これにつきましては、2月18日の社会文教常任委員会の際に見込み人数をどのように推計したかというふうなことであります。それで、単純に町のほうとしてはなかなか見込み人数を、国保というのはどうしても異動があるものですから、単純に後期高齢に移行する人数を差し引いて算定をさせていただいたということが1つ目の今後の国民健康保険税算定時の被保険者数見込みという部分になります。

それから、併せて新潟県内における令和4年度での国民健康保険税の改定状況はどうかという質疑もなされまして、それについて調査させていただきました。県内30市町村ありまして、30市町村それぞれお出ししたかったのですが、それぞれの市町村、今ちょうど町と同じように予算審議等していて、まだ方針が明確になっていないということで、あまり表に出されては困るというふうなこともありましたので、数だけの報告ということでお願ひしたいと思ひますが、令和4年度で引上げという部分については4市町村ございました。それから、据置きが21市町村、引下げが4市町村ということで、1市町村がまだ検討中というふうなことであります。それから、下の米印のところにあります。市町村によっては、長岡市、津南町につきましては、毎年保険税等を上げたり下げたりという改定を行っているというふうな状況であるということでもありますので、よろしくお願ひします。

私のほうの説明は以上です。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 緻密な国保税の計算をありがとうございました。田上町は引下げということになりまして、本当によかったと思っているのですが、追加資料の中で引上げされた4市町村、この引上げの理由など、今後もしかして田上町に影響もあるかもしれないので、理由など分かりましたら教えていただきたい。

町民課長（田中國明君） 恐らく税率が低過ぎるということで、その部分を引き上げということだと思います。ただ、先ほど言いましたように、長岡市とかそれぞれ市町村の状況に応じて毎年上げたり下げたりというようなことをやっているというところもありますが、なかなか田上町レベルですと毎年その事務も非常に大変になってきますので、できれば田上町としては、安定した財政運営に努めていくために、一回税率改正すれば数年間はそのままの流れでいけるような形で対応していきたいという考え方でございますので、よろしく願います。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、議案第3号に対する質疑は終了いたします。ここで暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時24分 再開

委員長（渡邊勝衛君） 休憩前に続き会議を開きます。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、執行より説明願います。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書51ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。これにつきましては、町におきましても、大変申し訳ありませんが、遅ればせながら令和4年度において人権教育・啓発推進計画の策定に着手しまして、その策定委員会の委員の報酬及び費用弁償を追加する必要があるために今回改正をお願いするものであります。

先に改正するところを説明させていただきたいと思います。資料ナンバー7を御覧いただきたいと思います。今回、条例中の別表第1、ここが報酬を定める部分に

なりますが、子ども・子育て会議委員、日額5,000円の次に人権教育・啓発推進計画策定委員会委員、5,000円を1項目追加をさせていただきたい。それから、別表第2、ここは費用弁償の関係になりますが、ここにつきましても同じく子ども・子育て会議委員の次に人権教育・啓発推進計画策定委員会委員というものを追加をさせていただきたいということでもあります。

それで、この人権教育・啓発推進計画の関係になりますが、別冊でA4の資料を皆様のお手元に議案第4号の参考資料ということでおつけしてあるかと思いますが、それを御覧いただきたいと思います。まず、人権等に関する部分でありますけれども、計画策定に当たっては、そこに記載のような考え方を持って対応していきたいということでもあります。

それから、その下、国のこれまでの取り組みということで、実は国におきましては平成12年、今から22年ほど前になりますか、その当時から人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というものが制定され、これに基づいて平成14年には、その基本計画が国のほうで策定をされていたということでもあります。

それで、(2)ということで、では県内はどうかというふうな部分であります。平成16年に新潟県人権教育・啓発推進基本計画が策定され、平成30年に見直しをされていたということでもあります。平成30年に新潟県の総合計画である、にいがた未来創造プランというものが策定をされておまして、その中において、誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現を目指し、人権啓発を推進することが明記されております。あわせて、令和6年までに県内30市町村全てにおいて、人権教育・啓発推進計画の策定を完了させるという指標も盛り込まれているということでもあります。そういう中におきまして、田上町としてはまだその計画がないというような状況でありまして、実は人権団体等からもかなり強い要請もいただいているところであります。それが今現状でありまして、県内で策定していない市町村がもう4市町村ほどあるのですけれども、田上町もその計画を令和4年度において至急策定をしていきたいということでもあります。町の取り組みについては、そのようなことで今ほど説明した内容のものが記載されております。

それで、3ページ目になりますが、田上町人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱というところの裏面を見てくださいと……すみません。その前に委員の構成ですが、第3条の組織というところに、まず1つ目として識見を有する者ということでもありますし、それから教育関係者、これは学校の先生とかを想定しております。それから、識見を有する者については、人権団体のほうから委員を選定し

ていただいて、お出しいただく。それから、たまたま新潟中央短期大学にそういう人権問題を若干研究されている先生もいらっしゃいますので、その方々をお願いしようかなというふうなことで考えています。あと、関係する各種団体であります、田上町、人権擁護委員が3名いらっしゃいますので、その方々から委員として入っていただくかなと。あとは、民生委員、それから社協の会長あたりを想定しているところでもあります。それから、その他町長が必要と認める者ということで、町の教育長からなっていたらどうかというふうなことで今考えているところがあります。

それで、今回改正する条例の主となるところではありますが、裏面の4ページを見ていただきますと、報酬及び費用弁償ということで、第7条の関係になります。委員会の委員に対して、報酬及び旅費を支給することができるということで、前項の報酬及び旅費については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を適用するものとするということでありますので、今回ここに新たにこの委員の追加をさせていただいたというものであります。

それで、最後、策定スケジュールですけれども、令和4年度、1年で完結してつくっていきたいというようなことで考えております。年6回ほど策定の委員会を開催しまして、アンケート調査から策定業務までというような形で考えております。今のところ目標としていますのは2月の中旬になりますか。社会文教常任委員会の所管事務調査等開催されるときまでに策定を完了させ、そこでご報告申し上げたいなというふうなことで考えているところでもありますので、よろしく願いいたします。

私の説明は以上です。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 人権について研究するというか、検討するというので、構成メンバーの中に人権団体ということがありましたが、田上町に人権団体なるものがあるのかどうか伺っておきます。

町民課長（田中國明君） 田上町の中にございませぬ。ですので、県の人権・同和センターのほうにお願いをしまして、委員を配置していただくかなというふうなことで考えています。

13番（高橋秀昌君） これ気をつける必要があるのは、人権の名の下にかつて暴力を行

ったりなんかした、大問題になった部落解放同盟というのがあるのです。関西のほうで大暴れした。私が20代の頃です。もうとにかくつるし上げをやる。行政もそういう団体に引っ張られて、いわゆる部落という、関西のほう部落というの昔は多いのですが、部落の側のほうの保育所はものすごく立派なものが造られた。そうでないところは旧態依然とした非常に貧弱な保育所になっていると。そういうのを私はもうまざまざと記憶しているのです。関西のほうではそういうことがだんだんできなくなって、それが北陸や東北のほうにどんどん来ているということを私は何らかの機会に読むことができたのです。ですから、私は、そういったいわゆる部落解放同盟という、そういうところではなくて、本当に日本国憲法を遵守し、誰もが平等で人々の人権が活かされる、そういうことを主体とした構成メンバーにすべきだと。そういうことをやっぱり大事にすべきだと思います。部落解放同盟なるものは一切受け付けないというぐらいの決意でやっていただきたいということを強く求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長（田中國明君）　そういう団体からも田上町に人権の計画がないというような部分についてはかなり言われております。そういう部分も配慮しながら取り組んでいきたいと思えます。ただ、そこを全くもって排除できるかという部分については、少し難しい部分があるのかなというふうなことで今考えています。

13番（高橋秀昌君）　構成メンバーは、田上町の人々で構成すればいいのです。教育委員会であろうが、それからそういうことに携わっている田上町の住民、そういう人たちが構成をすれば、変な団体が入らなくて、本当に日本国憲法の民主主義の視点で暮らしがどうか、個人の自由がちゃんと守られているか、そういうことになるわけでしょう。だから、そんな圧力に屈する必要ない。田上町は田上町の条例の下でやるのだと。これははねつければいいです。これは、国会では同和行政やっていないのです、もうとっくに。ところが、地方に入ってきてそういうのを何度も何度も要求して、予算つくるまでやるという。私は、そういうやり方に田上町は染まらないほうがいい。それは、条例を盾にして対象者を田上町の住民でちゃんとやっていますからと。これで入れないので。県にお願いをしたら、かなり同和行政の関係が何か来るわけでしょう。田上町というのは実は、私、子どものときは部落というのは当たり前存在し、どここの部落が差別されたという歴史ないのです。そうでしょう。新潟県では、かつて三面川上流に云々という話がありますよ。でも、少なくとも田上町にはないのだ。ないのに、わざわざそういう団体を持ってくる必要ない。ここのところはやっぱり大事にすべきだということを強く求めておきたい

と思いますが、今すぐそうですと言われない立場であることは承知の上で、時々点検をしていきたいと思いますので、ぜひそこは負けないで頑張ってもらいたい。

町民課長（田中國明君） 高橋委員の言われるのは、私もそのとおりなのかなと。部落解放同盟とか人権団体以外の部分でも、総体的なジェンダーであるとか、様々なそういったようなこともこの中にうたっていくというようなことでありますので、今すぐ高橋委員が言われたことに対して私のほうで分かりましたというのは正直申し上げられないというところで、大変申し訳ありませんが、努力はしていきたいというふうに考えております。

13番（高橋秀昌君） 率直な返答でした。そうなのです。様々な形であれやこれやと言ってくるのです。だからこそしっかりと、我が町の条例は日本国憲法に基づいてジェンダー平等、そういうものを全面的にやるのですという立場に立つべきだということを主張だけしておきますので、ぜひ町長、副町長も、同和行政に対する歴史、それからその中に起こった暴力の実態、そういうものをつかんだ上で、田上町にはそんな差別部落はないのだということで、きちっとした態度で行政を進めてほしいということを求めておきたいと思います。

以上です。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、議案第4号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第21号 令和4年度田上町一般会計予算議定について、一般会計予算の全体について、執行より説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、一般会計予算の全体ということでございますので、皆様方に令和4年度一般会計予算参考資料ということで事前にお配りをさせていただいております。それから、追加資料ということで、今回ちょっと薄いですが、それも予算書に入る前に若干説明をさせていただきたいと思いますので、お手元のほうにお出しいただければと思います。

それでは、令和4年度一般会計予算の参考資料でございます。令和4年度当初予算のあらましでございます。こちらに予算編成の背景ということで書かれていますところでございます。国の状況ということで、国につきましては、令和4年度の予算の基本的な考え方といたしましては、新型コロナウイルス感染症の対応に万全を期すという中で、経済財政運営と改革の基本方針2021におきまして、令和4年度の国の予算編成、それに基づいて新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、令

和3年度の補正予算と令和4年度の当初予算を一体とした、16か月予算という考え方で予算を編成をしてきたという状況でございます。それらの考え方に基きまして、地方財政のほうの措置といたしましては、社会保障関係あるいは行政サービス、それから地域社会のデジタル化とか脱炭素、そういったいろいろな重要課題に取り組めるように、普通交付税等の一般財源総額については、令和3年度の地方財政計画の水準を上回る額を確保するという中で、地方財政対策がなされたところでございます。このような方針に基きまして、令和4年度の地方財政規模は90兆5,918億円と対前年度で0.9%の増、地方交付税につきましては、18兆538億円と対前年度比では3.5%の増額という形での措置がされたところでございます。

一方、町の財政状況はどうかということでございますが、決算等でもお話をしているとおり、財政の指標上は非常に健全性は維持しております。しかし、今後ごみの焼却場の問題とか、それから歳入面におきましては、新型コロナの感染の景気等、今後の町税の減収、そういった部分、非常に危惧する材料もございます。あとは、今般の一般質問でもいろいろ議論もされましたウクライナの関係で、それが始まる前もかなり原油高ということで、町の財政のほうでも非常に経常的な経費の増額が今後見込まれる中、さらにそういう部分が長期化することによって、いろいろな様々な財政のほうに影響が来る状況ではないかという部分でも危惧しているところがある内容でございます。

めくっていただきまして、そういうことを踏まえまして、町としての予算編成方針、令和4年度におきましては、総合計画、総合戦略、新たにスタートをするという中で、それらに基いた中で、方針に基き予算の編成を実施してまいりました。そういたしますと、本年度の予算でございます。令和4年度の一般会計の予算総額を48億4,000万円とさせていただいております。令和3年度と比較をいたしますと4億8,400万円ということで、非常に大きな伸びになっております。その主な要因といたしましては、先ほど申し上げました第6次総合計画、それから人口減少に特化した総合戦略、それらに掲げた新たな事業、事業内容の拡充、それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、これにつきましては、国の補正に伴いまして一部は令和3年度で実施をいたしますが、大半の部分は令和4年度の予算のほうに盛り込みをさせていただいたところでございます。それから、新型コロナウイルスワクチン、これの接種事業、それから加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金、焼却場、それから消防の関係でも増額をしておりますが、それらの負担金が増となっているという状況でございます。

歳入におきましては、予算総額の22%を占める町税を10億6,659万6,000円と見込んでおります。令和3年度と比較をいたしますと、3,114万7,000円の増でございます。主な内容でございますが、令和3年度に固定資産税の償却資産、事業用家屋、これにつきまして新型コロナウイルス感染症対応ということで、減額をした部分が終了したことに伴いまして増額になっているという状況でございます。それから、予算総額の38.6%を占める交付税につきましては18億6,500万円ということで、令和3年度と比較をいたしますと、1億1,000万円の増額ということで見込んでございます。国庫支出金におきましては、全体予算のところで説明をさせていただきました新型コロナウイルスのワクチンの接種の経費、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の経費、それらを計上しているところでございます。それから、臨時財政対策債については6,500万円ということで、令和3年度と比較をいたしますと6,200万円の減額としております。国の地方財政計画上につきましては、地方税が令和4年度は非常に好調になるだろうという見込みの中で、令和3年度は地方財政の財源不足が非常に多くなるだろうという中で、この臨財債をかなり大きく増額をして発行した経過がございますが、国の見込みによりまして令和4年度は、町はどうかは別ですけれども、地方全体で考えると地方税はかなり回復をして増額になるという見込みということで、地方の財源不足額が相当不足するだろうという中で、臨財債を大幅に国が減額をしております。そういった中で、町といたしましても、今回、令和3年度と比較すると大きく減額をしているという状況でございます。

一方、歳出でございますが、新規としては総合計画、総合戦略に係る企業支援、それから新型コロナ地方創生臨時交付金、プレミアム商品券、それから暮らしのリフォーム、マイホームの取得といった部分、それから単独ではありますが、プレミアム付き商品券を別に予算づけしているといった内容でございます。

それから、3ページ目でございますが、予算規模ということで、一般会計、今ほど申し上げました48億4,000万円ということで、それらを歳入歳出ということで円グラフで表示をさせていただいて、町民1人当たりの予算ということで、こちらに計上させていただいたところでございます。昨年まではこちらのところに特別会計の予算も計上させていただいておりましたが、それぞれ特別会計の予算参考資料を作成しておりますので、今回はその部分を見直しをさせていただいて、あくまでも一般会計のみの予算ということで、資料のほうを作成させていただいているところでございます。

めくっていただきまして、4ページから6ページでございますが、令和4年度の当初予算の重点施策ということでございます。こちらにつきましては、第6次総合計画に掲げる6つの分野別目標、それに加え、新型コロナウイルス感染症対策を継続するというので、それらを含めまして、令和4年の重点施策という形でこちらのほうに表記をさせていただいているところでございます。それぞれの総合計画の分野別に合わせた中でのそれぞれの事業を新規、それから拡充という形で、それに関係する予算をそちらのほうに表示をさせていただいております。一般会計のみならず、4ページの一番下、先ほど国民健康保険税の税率の引下げという部分の項目もこちらに載せてございます。5ページに移りますと、同じく高齢者が活躍できる環境づくりのところにも、介護保険特別会計の新規事業も載せてございまして、こちらにつきましては、町全体での取り組める事業を重点的にということで載せさせていただいております。この部分、これから歳出のほうでそれぞれ説明があらうかと思いますが、この部分を一緒に御覧になっていただければなということで、細かな部分の説明は省略をさせていただきます。

それから、7ページ、一般会計当初予算のあらましということで、例年の歳入予算の自主財源、依存財源、それから一般財源と特定財源ということで、それぞれの割合を表記している内容でございます。めくっていただいて、それは表としてこちらに載せてございますけれども、これらについては、そのときそのときの事業の内容、交付税の金額等によって変動いたしますものですので、参考に見ていただければなというふうに思います。

それから、9ページでございますが、それぞれの歳入の項目について説明がされております。後ほど予算書のほうでも説明があらうかと思いますが、主な部分だけをかいつまんで説明をさせていただきます。先ほどの説明とちょっと重複するかもしれませんが、まず9ページの町税でございますが、先ほど申し上げましたとおり、令和3年度と比較をいたしますと3,114万7,000円、3.0%の増額でございます。先ほど固定資産税の説明をさせていただきましたが、それ以外には、たばこ税の関係、こちらについては道の駅等での売上げ本数、これらにつきましては3月補正でも増額をさせていただいているところでございます。入湯税につきましては、同じく3月補正でも減額をさせていただきましたけれども、入り込み客数の減少ということで減収を見込んでいるところでございます。その下の①、②でございます。これは、それぞれ町民税、それから入湯税、環境譲与税ですが、それぞれの用途を明記するようということでございますので、例年のようにこちらのほうで表

記をさせていただいているという内容でございます。

めくっていただきまして、10ページでございますが、基本的には地方財政計画をベースにして交付見込額を算出しているところでございます。(5)番の地方特例交付金につきましては、こちらは令和3年度と比較をいたしますと2,580万円、83.8%の減額という形になってございますが、先ほどの町税の固定資産税の減収分を令和3年度で補填をしております。固定資産税が令和4年度にその措置が終わるということでございますので、こちらは大きく減額しているといった部分が主な内容でございます。

(6)の地方交付税でございますが、令和3年度と比較をいたしますと1億1,000万円、6.3%の増額という形になっております。積算に当たっては、地方財政計画、そういうものをベースにして、基準財政収入額、需要額を算定して積算を行っております。令和3年度は、かなり国が税収等も非常に好調だということで、非常に多くの金額が町にも交付をされておりますが、それらを令和3年度の数値をまたベースにした中で算出をしているという状況でございます。

それから、11ページでございますが、国庫支出金、県支出金につきましては、国庫支出金につきましては、令和3年度と比較をいたしますと1億5,927万7,000円、53%の増でございます。こちらは、新型コロナウイルスのワクチン、それから新型コロナウイルスの感染症地方創生臨時交付金の関係での増額でございます。県支出金につきましては、令和3年度と比較をいたしますと701万8,000円、2.5%の増額でございます。主な内容は、令和4年度に参議院、新潟県知事選挙、一部新潟県議会選挙もありますが、そちらが増になっているという部分が主な内容でございます。

それから、繰入金でございますが、令和3年度と比較をいたしますと1億8,614万8,000円、119.1%の増額ということで、財政調整基金の繰入れを増額をし、減債基金につきましては新たに取崩しをし、繰入れをしている部分の内容でございます。

それから、11番の町債でございますが、令和3年度と比較をいたしますと1,690万円、8.2%の減額でございます。一番は臨時財政対策債を大きく減額しているといった部分が大きな内容でございます。町債の現在高につきましては、令和2年度末では46億3,570万8,000円、令和3年度末では44億7,081万8,000円、令和2年度末では42億7,752万9,000円と見込んでございます。こちらの内容につきましては、18ページを御覧いただきたいと思っております。18ページの町債残高と公債費の状況ということで、こちらのほう資料をつけさせていただいております。あくまでも平成26年から令和2年度までについては決算でございます。令和3年度につきましては決算見

込み、令和4年度は当初予算ベースでの数字でございますので、よろしくお願いたします。特に普通債、それからその他ということで分けをさせていただいておりますが、総務につきましては、特に道の駅関連、交流会館、地域学習センターの関係の起債の借入れをしたものでございます。それから、次に大きい部分、土木債は道路整備の絡みになりますし、教育債ということで、これは学校の空調、あるいはGIGAスクールの部分での一部借入れをした部分でございます。それから、その他で一番大きい部分が、(4)にあります臨時財政対策債が21億2,520万6,000円という状況になってございます。こういう状況を踏まえて、先ほど申し上げた町債の残高になっているという状況でございます。

それでは、12ページ、13ページですが、これは歳入目的別の増減でございますので、後ほど歳入予算書でも説明いたしますが、主な部分は私が説明した部分、13ページにそれぞれの款ごとでの増減も載せてございますので、後ほど歳入の予算を説明する際にこちらも参考に見ていただければと思います。

続きまして、14ページ、15ページでございます。歳出予算の内容でございます。目的別に見た歳出予算ということで、特に大きな部分でございますが、総務費については令和3年度と比較をいたしますと5,959万8,000円、12.7%の増額でございますが、主な要因は各種システム改修あるいは電算機器の更新、それから町ホームページをリニューアルする。それから選挙関係の経費、そういった部分が増えているのが主な要因でございます。

衛生費につきましては、令和3年度と比較をいたしますと1億8,981万2,000円、44.3%の増額ということで、主な要因は、加茂・田上町消防衛生保育組合の負担金。それから新型コロナワクチン、地方創生臨時交付金の経費を計上している部分が主な要因でございます。

商工費につきましては、令和3年度と比較をすると2,927万7,000円、9.9%の増額でございますが、こちらにつきましては、総合戦略等の事業等に伴う部分。それから、地域資源活用事業業務委託料ということで、東京藝大に関係する経費になります。

それから、土木費につきましては、令和3年度と比較をいたしますと9,581万5,000円ということで、こちらについても工事の関係。それから、総合戦略の関係等の経費でございます。

消防費につきましては、令和3年度と比較いたしますと4,639万3,000円、20.6%の増額でございます。こちらにつきましても、加茂市・田上町消防衛生保育組合の

負担金、消防費の関係ですが、それらの経費、それから先ほど説明させていただきました消防団員の報酬改定。それから消防ポンプ車、車庫の建て替え工事費等でございます。

それから、公債費でございますが、令和3年度と比較をいたしますと3,871万2,000円、10.1%の増額ということで、元金が令和3年度と比較をいたしますと4,525万5,000円ということで、かなり増えているといった内容でございます。

16ページ、17ページは、今ほどの歳出の内容を表、それからそれぞれの増減理由をまとめさせていただいたものでございます。これらも先ほど同様、歳出予算のときに併せて御覧になっていただければと思います。

それから、最後、資料の19ページになります。基金の推移でございます。令和4年2月21日作成ということで、令和3年度、令和4年度は見込額ということで捉えていただければと思います。財政調整基金につきましては、令和3年度の地方交付税、非常に多く来たという部分がございます。そういった中で、4億8,974万3,000円の積立てをいたしまして、令和3年度末では13億2,140万9,000円。令和4年度におきましては、予算で3億2,800万円の取崩しを予定しておりますので、令和4年度末現在高としては、9億9,342万9,000円という見込みでございます。下の減債基金につきましても、令和4年度当初予算で1,000万円の取崩しを予定をしております。令和4年度末現在高は、5億3,996万5,000円という形になる予定になっております。特にこの基金2つについて説明をさせていただきました。

あわせて、当初予算参考資料ということでお配りしているのですが、これ歳出に関係している部分ですが、先に説明をさせていただければと思います。めぐっていただきますと、高压電力の契約施設電気料一覧ということで、町全体で契約している部分の電気料の資料を載せてございます。令和4年度の当初予算の計上額は、一般会計、特別会計を入れますと7,457万2,000円ということで、令和3年度と比較をいたしますと、1,360万4,000円の増額という形になっております。この電力の関係なのですが、需要電力の部分から町でも平成30年度から入札を実施をしております。毎年実施をしております。令和2年度、令和3年度は東北電力と契約をしているところでございます。引き続き当初入札ということでございまして予定をしていたのですが、先ほど来言っている原油の関係ですか、石炭とか天然ガス、それらが非常に高騰しているということで、東北電力のほうから今までのような形での金額での契約はできないというふうな申し入れがありました。あわせて、いつも入札をお願いしているような業者のところにも話をしたら、とても金額ははじけない

という中で、実際にも県内の町村でも入札をしてもほとんど辞退をするような状況が続いている中で、町としては東北電力から提案を受けた内容で、今回随意契約をさせていただこうという判断をいたしました。それで、影響する部分が1,364万4,000円ですということですので、今後歳出で説明をしていく際にそれぞれ電気料が増額になっている理由はそういう内容でございます。

それから、併せて、令和4年度に防災訓練予定しておりますが、その資料をそこにつけてございますけれども、これにつきましては、9款の予算の説明をさせていただくときに、ここをまた細かく説明をさせていただければなと思っております。

一般会計全体の予算ということで説明のほうをさせていただきます。

以上でございます。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

1番（小野澤健一君） 去年もお聞きをしたかなというふうに思うのですけれども、一般会計予算参考資料の2ページ目の予算編成方針のところの2番目ですけれども、行財政の効率化の推進と、こう書いてあります。去年は、保健福祉課でしたか、20万円だか30万円何かやりました、こういう何か記憶が私あるのですけれども、これ毎年同じ文言がずっと上がってきて、一つの理念みたいになっているのだろうと思うのですけれども、今年は何か具体的に見直しを行った、そういったものがあるかどうか、これお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

総務課長（鈴木和弘君） 確かにおっしゃるとおり毎年こういう部分を実施しています。新たな事業をする場合については、当然既存の事業を見直ししてやってくれということでの指示でございますので。ちなみに、令和4年度については、これに該当する内容はございませんでした。

1番（小野澤健一君） やはり今後、さっき説明ありましたように町の財政が厳しさを増していくと。こういう認識の下では、既存のいろんな施策、こういったものの統廃合は進めていく必要があるだろうというふうに思いますので、これについては今後もっと真剣にやっていっていただきたいというふうに思いますが、いかがでございますか。

総務課長（鈴木和弘君） 確かにおっしゃるとおりです。これ以外の事業の見直し以外でも、経費的な部分では、当然見直しのできる部分はそれぞれ各課にお願いして見直しをしております。事業については、残念ながらコロナの関係でなかなかできな

いという部分もありました。そういった部分、もうちょっとコロナが落ち着けば今年度、事業的にどこまで本当に見直しができるかという部分ができるかと思いたいで、このスタンスは基本的には変えないでやっていく基本でありますので、お願いいたします。

12番（関根一義君） 関連して質問します。

毎年同じのが載せられているけれども、実際効果が上がっていませんね。昨年度の話、小野澤委員からも出されましたけれども、昨年なんかも、ややもすると真面目に取り組んだ保健福祉課がバッシングされたのです。ばかみたいに真面目やるからや、こういう話があった。だから、そういうことではないだろうというふうに思っています。事業の検証、それから効果の検証、それから事業見直しというのは、要するに予算編成するとき、これは当然やるべき課題なのだというふうな一般論で言っているわけではないと思うのです。町の財政展望を踏まえた上で、これからはこの事業見直しというのは大きな政策課題なのだという位置づけだと思っているのだけれども、そういう位置づけはしていないのですか。

総務課長（鈴木和弘君） 毎年予算編成する際には、そういう部分のことは予算編成方針に出しますから、当然それは一つの財政的としては提案をしています。各課には依頼しています。それで、各課の中で研究してきて上がってきた部分を、総務課で予算編成を査定をしていくわけですから。ただ、確かに町の予算は昔からかなり細かく見ている部分は正直言うとあります。経常的な部分。ですから、事業的な部分で細かな部分です。ここを新たに作る、回数をもうちょっとどうかとか、そういう部分の精査はありますけれども、去年みたいに保健福祉課の部分の提案は、町長のほうからどうだかという部分で逆に投げかけた部分での結果だということになりますので、今の段階ではなかなか、財政のほうでこういう部分の問題提起はあるのではないかという部分は各課には投げておりますけれども、まだそれを検討するところまで課に行っていないというのが正直言うとあります。

12番（関根一義君） 事業効果を検証しましたよね。結果的には事業見直しというところまでは至らないという、そういう結果だったということについてはお聞きしましたけれども、どのような事業の効果を検証したのかというのは、これは示されますか。何を検証したのかと。今示されますか。

総務課長（鈴木和弘君） ありません。

12番（関根一義君） 総務課長、ありませんと言われても私も困るわけ。毎年予算編成方針に書かれているわけでしょう。特に予算編成方針の第1は総合戦略を重視して

いますよ、総合戦略もそこに加味して重視していきますよというのを1項目に上げて、一方で効率的な業務体制をつくるということも予算編成方針の一つに上げてあるのです。これは毎年だ。これ今年が初めて上がったわけではないです。毎年上がっているのだ。それが検証はどういう検証をやられたのか、何をやられたのかも総務課長が把握していないというのは、いかがなものかということなのですけれども、示されないですか。では、していないということね。何ら課題にも挙げていませんというようなことなわけなのですか。

総務課長（鈴木和弘君） さっきないと言いました。あると言うと語弊があるな。財政的には、一応はこういう問題を各課に投げたいということで、町長には確認をしながら指示は出しています。なので、どこまで出せるかというところちょっと難しいかもしれないのですけれども、財政的にはいろいろな部分を見直しをしてくれという部分は、町長のほうに確認を取って、各課に対して正直やっています。それを踏まえたのが、令和3年度の保健福祉課の結果になっています。すみません、さっきありませんと言ったのですけれども、財政的には、どちらかというところ今後の財政を見ていった中で、こういう問題を今後検討してくださいという問題提起をした中で、それは令和4年度、その当初予算ですぐ反映できるもの、それができないものも含めた中で各課には投げました。その結果を踏まえて、今年は特にはなかったということですので、すみません、さっきのは訂正させていただきます。

12番（関根一義君） 何かこだわっているようだけれども、こだわっているのです。この方針は、町の財政展望を踏まえた上では、一つの大きな柱になっているのだというふうに位置づけているのか、位置づけていないのかというのを私は今私の発言の中で逆に検証しているのです。要するにそういうふうになっていないなと。一般論でこの程度のやつを書いておけというふうにはしかなっていないなというふうに思うから、しつこく言っているのです。では、質疑を変えます。今、総務課長が答えられたような取り組みをしてきているのであれば、何を各課に投げたのか。こういうことを検証してみたらどうなのだと、これは町長と財政担当との議論の中で、方向性として投げている案件だよということは、何が示されたのか例は出せるのですか。私たちにこういうことを投げて、検証課題としてこういう事業を上げましたということは明らかにできるのですか。

総務課長（鈴木和弘君） 出せないことはないですが、本当財政的にもうかなりしている部分も正直言うとあたりしますので……

（財政担当の声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 財政担当としてそういう部分はあるので、出せないことはないです。

12番（関根一義君） 総務課長、最後にします。回答するようならしてください。

総務課長（鈴木和弘君） もしかして全部は出せないかもしれないですけども、例えば本当に先ほど言ったように去年は保健福祉課で見直したのはあります。町長に財政的にこういう提案をしてくれという部分での見直しをしたものもあります。本当に細かな部分があって、そこまでという部分が出せるかという部分は、正直言うと、そういうところまで財政のほうが進み込んでいる部分があるものですから、そういう部分でさっき言った出せないことはないみたいな話はあるんですけども、全部は出せないかもしれませんが、そういう部分で考えたというのはあります。

12番（関根一義君） 考えた部分を聞かせてください。効率的な業務体制をつくるために、何が課題になっているのかということも私たちも知りたいのです。私も知りたいのです。事業見直しは何が俎上に上がっているのかということも私も知りたいのです。そのことはぜひ討論をしていきたい将来的には。これは、フリーハンドの団体に任せているわけではないのです。やらないこともやることもフリーハンドで任せられているのだから、そんなものは明らかにできないのだということではないから、よく分かる。ただ、財政担当として踏み込まれてくると、全部出せるかという、それはなかなか出したいものもありますというのはよく分かります。だから、出したいのは幾つありますぐらいのこと聞かせてくださいよ。いや、それは分かります。だから、財政担当としてこれは検討しなさいということと言うことは、財政運用上はわかるなというのがあるというのは分かりますから、そこまで出せとは言っていません。これからの将来の町の財政を考えたときに、こういうことを検証課題として捉えているのだということがあれば、聞かせてみてください。それぐらいできるでしょう。お願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 出すということですので、今すぐと言われると、9款は22日でしっけ。

（いや、これはいいですよ。十分時間取っていいですよの
声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 出す方向で考えています。

12番（関根一義君） それで、基金のところ、私が前からこだわってきた基金の取崩し活用についての一步前進した考え方が示されました。減債基金1,000万円を一般会計に充当しますということが示されました。私は一步前進したかなというふうに

思っているのですが、私は減債基金の活用について議論していたとき、こういう反論を受けました。減債基金の趣旨は、委員が言っているような考え方に基づいて、それを活用するなんていうことではないのですと。減債基金の趣旨は、というふうに反論されまして、だから条例をよく見てくださいと。条例で減債基金の活用の考え方については、きちっと示されていますということだったと思うのです。それから照らし合わせると、今回の1,000万円なんていうのは、何かとにかく言われたからしょうがないな、1,000万円程度取り崩せやという程度のことなのかなというふうに思ってしまうから、そうでない考え方について示してください。

もう一つは、それに関連して、減債基金5億何千万円ありますよね。これの将来的な活用の仕方について、こんなことを構想で持っているのですよということをお持ちなら示してください。なければ、やはりそういうことを示しながら取り崩すというのが筋だと思うのですけれども、総務課長、見解を聞かせてください。

総務課長（鈴木和弘君） 基本的には、関根委員がおっしゃったように減債基金は債務を減らすという部分ですから、例えば繰上償還するとか、通常の償還に充てていくというのが本来の目的だと思います。正直言うと、なかなか繰上償還ってできません。相手がいるものですから、よほどでなければ。利率の見直しとかというのはありましたけれども、繰上償還はよほどでないといけないです。よほど財政が厳しくなければ。そういった中で今ここまで基金が増えてきたという部分、これについてはさっき何か少ないのではないかという話もありました。基本的には、これは今後、令和3年度が一番公債費が少ない、これから上がりますよという話をしたと思います。これから同じぐらいのベースで、来年も少し上がって5,000万円ぐらい、かなりの金額でずっと推移していきます。そういう部分でも当然そこにこの基金を活用しながら今度充当して、公債費償還に充てていこうというふうには考えています。今までは、どちらかというあまり使わないで来たという部分が正直ありますから、それは今後当然、公債費は増えるわけですから、そういう部分には充当していきたいと思います。以上でいいですか。

（何事か声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 1,000万円は、これ道の駅に係る部分も償還が始まりますので、それを一応充て込んで取崩しをしています。

12番（関根一義君） 道の駅に使うというのは、過日だったかな、この前の説明の段階で聞きましたから承知していますけれども、ぜひこれからの将来を考えて、減債基金の取扱い、考え方、活用、きちっと考え方をお持ちになったほうがいいというふ

うに私は思っています。例えばの話、これまた条例の趣旨に反するなんていう、外れるなんていうことを言われるかも分からぬけれども、近々来るわけです。昨日の議論ありましたけれども、教育長ありましたよね。G I G Aスクールの端末、タブレット、この入替えは父兄負担も考えるみたいなこと言ったよね。そんなばかなことが通用しないのです。私は、そう思っています。あの話を聞いて、控室戻ったら控室はその話だけ。あほではないかと。あんな見解を簡単に言うなんてあほではないかということです。いや、本当ですよ。言葉悪いけれども、そういう表現。だとしたら、田上町では来るのです。5年とも言われている、6年とも言われている、入替え時期が来るのは。2年経過した。あと3年だ、4年だ、5年先だとすぐそこに来るわけです。それは幾らかかる、いや、4,000万円かかります、5,000万円かかります。これは大変だ、父兄負担だ、簡単にそんなことを言うから、頭の中どうなっているのだということです。だから、そういうことがあるとしたら、私たちは貴重な財源は持っているわけだから、基金は持っているわけだから、これを活用したらどうなのだというのが私の意見。勝手な意見ですよ。それは、だからここはもう議論する場所ではないから無理だけれども、そういうふうな展望を持って考え方を整理しておいたほうがいいのではないですかということを申し上げておきます。ぜひ、総務課長にしては今日はちょっと。後ろ向いたり、横向いたりばかりしているよ。そんな総務課長を私は見たくない。

(今日歯切れ悪いの声あり)

12番(関根一義君) そんな歯切れ悪いだけではない。横を向いたり、後ろを向いたりして、斜め向いたりして。それは、やっていないということの証左です。総務課長そこまでやっていなかったなということの証左だと思うので、総務課長、これからの展望を考えてきちっと対応をしていく、ぜひそういうふうにしてほしいというのは私の切なるお願いでございます。

総務課長(鈴木和弘君) すみません。細かな部分はやはり確認しないとイケないですから、すみません、私の一存では。私は、どうしようかと悩む部分はきちんと確認します。あと、言われた部分は、教育委員会の問題もそうだと思いますけれども、そういった部分も財政当局としてはどういうふう考えていくかも含めた中で、今後また財政計画つくりますから、そのときはまたしっかりと協議しながら、当然基金が当初よりは増えたのかなと思っていますので、そういう部分はしっかりとまた考えていきたいと思っています。

9番(熊倉正治君) 細かいところではもう質問しませんから、歳入の面では、総体的

なものでお聞きをしたいと思うのですが、交付税と町債、特に臨時財政対策債、それと基金の関係、それぞれ説明がありますから、私が質問しても同じ回答にはなるのだらうと思うのですが、特に最初の地方交付税、令和3年度の3月議会の補正の中でもかなりの増額補正を最終的にしましたよね。3億3,700万円。これによっておおよそ20億円ぐらいの交付税になっていますよね、令和3年度が。それを見ても、令和4年度の交付税18億6,500万円という数字を予算計上してありますが、ここにあるように基準財政需要額とか300万円の積算を行った結果ということなのですが、コロナの関係もあったり、いろいろあって、ここ去年、令和2年度、令和3年度あたりは、もう交付税も相当増えているという状況もあって令和4年度下がっているのでしょうか、本当にこのぐらいの見積りで大丈夫ということで上げたのでしょうかけれども、非常に大幅に増えているというあたりは、果たして見積もった上で大丈夫なのかなというのが私の率直な見方なのですが、その辺がどうなのか再度お聞きをしたいということ。あと町債の臨時財政対策債、ほぼほぼ半分ぐらいになっていますよね。これも借りなければ返済が起きないわけですから、借りない場合はいいにこしたことはないのですけれども、半分ぐらいになっているけれども、まだ限度額そのものは明示はされていないわけですよ、令和4年度。この辺が果たしてこのぐらいの金額で本当に大丈夫なものかどうか。起債の中で一番使いやすいお金ですから、借りろとは言いませんが、借りれば返済が起きるわけですから、この辺は相当シビアに見たのかどうか分かりませんが、再度その辺をもう一度お聞きをしておきたいなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

それと、基金、言い方悪いですが、相当ため込んでいるという状況があると思うのです。減債基金のほうも長年言われて少しずつ取崩しはしていますが、令和3年度でいえば13億2,100万円ぐらいになっているわけですから、これも結果ですから相当増えているというのは分かりますけれども、この辺は今後の部分を考えればいっぱいあったほうがいいとは思いますが、果たしてこれぐらいで基金を残していいのかなというのも、私はもうちょっと出してもいいのではないかなというふうな気もしますが、その辺は予算編成をするに当たってどうだったのかというのを、再度お聞きをしてみたいなと思うのですが。

総務課長（鈴木和弘君） 交付税、今熊倉委員がおっしゃるとおり20億円という金額。どちらかというと、当初の段階でも予算から見ると、2億円程度増えるという決定が来ました。令和3年度の時点では、国勢調査の人口を置き換えるということで、どの程度になるか分からないという部分の中で、なかなか国から示されませんから、

町のほうで見込んでやった結果、かなり多く来たという部分。それ以外に今回3月補正をした部分、プラス国税が非常に好調だったと。令和2年度の実績、それから令和3年度多いということで、今までああやって追加されてきたの、私も今まで長いですけども、あまりないです。臨時財政対策債基金費なんていう何だか聞いたことないような、初めて聞きましたけれども、そういった部分、国は非常に好調で交付税をくれている。当然国税法税決まった率を交付税に出すという中で来ています。そういう部分、特殊要因を除いた中で交付税を一応算出して今回出しましたから、どちらかというとなら令和3年度の当初予算が少し町のほうが見込みが少なかったかという部分ですから、それなりに来るのかなというふうには思っています。

それから、臨財債なのですが、先ほどちょっと話をさせていただきました。あくまでも臨財債は、国の地方財政対策、地方財政計画の中で国が示している部分は、かなり地方税が伸びるという見込みをしております。対令和3年度と比較をすると9.8%増えるという見込みの中で、地方全体としての財源不足額が相当少なくなるという中で、交付税は先ほど言った国税法税なり決まった金額で交付をします。そうしていくと不足する財源は恐らくそんなに多くないだろうという部分で、臨財債をかなり減らせるだろうというところで、国のベースは74.7%の減なのです、地方財政規模においては。ですので、それらを見た中で、町のほうは落としてあるというのが現状です。ですので、これは言われるように交付税が決まらなないと、どのくらいの金額来るか分かりませんから、もしかしてプラスになれば限度額を上げるなり、追加補正をするという見直しはさせてもらうような形になると思います。

それから、財調、先ほど言ったように交付税がこれだけ来るなんていう想定をしておりますので、今回13億円という数字になりました。ただ、かなり当初予算の段階でもいろんな経費を盛り込んだ中で、例年よりも取崩しの金額は増えています。それは、総合戦略なり総合計画、新たな取り組みをしている部分をやったという部分で、令和4年度は少し多くなるかなというふうには見ておったのですが、先ほど消防団の関係が後で見直しが出てきてみたり、あとは電気料は見ていますけれども、原油の関係は正直言うと予算の段階で実は見ていないのです。見ていないというか、予算の段階で分かりませんでしたから、少しずついろいろなものが値上げしてきますから、そういった部分の経費が、ちょっと見えなくても、恐らく上がってくるのかなという部分もあります。あとは、焼却場の関係、それから町体がどうなるかという部分があったり、あと予算の9款に行ったらちょっと説明をしますけれども、消防署も令和4年度には耐震診断をする予定になっています。それは、も

う30市町村の中で加茂、田上だけがしていないということで、どうしてもしておかないと。この後例えば建て替えとか、何かするときのいろいろな措置が受けられないということで実施をするという部分で、かなり正直なところを言うと見えなかった部分がだんだん出てきますので、財政としては、さっき熊倉委員がおっしゃるいっぱいあるにこしたことはないですけども、そうはいいながら、あまりいっぱいためて使わないというのも、それは町としてどうなのかという部分は当然出てくるかと思えます。そういった部分では、当然また財政計画を示した中で、その時点でまた新しいいろいろなものが出てきた時点でどういうふうに、その時点だと交付税の金額等も出てきますので、そういった部分を見た中で、必要なものは当然実施していかなければいけないかなというふうには考えています。

13番（高橋秀昌君） 私は、全体として歳出の割合を見てみました。全体としては11.1%が増えるわけですが、その一方で民生費と労働費、特に私が注目したのは民生費なのですが、額にすれば400万円そこそこなのですが、ほかのところ全体として上がっているのに民生費が下がっていると。先ほどの課長の説明によれば、民生費が引き下げられた理由を述べていますので、このことについての可否については民生費のところでは議論せざるを得ないのですが、私は、担当課の要求がなければこうなってしまうわけなので、そこら辺で町全体として町長が民生費が下がっていくことを、どう見るかという点は非常に大事な視点ではないかと思うのです。つまり、住民の暮らしの分野に寄り添うというところになってくれば、これまで財政的にはなかなかできなかったけれども、こうした今の財政の下で民生費が若干上がることについては、いとわないというのが今の町の全体の財政状況だと私は受け止めているのです。そういう面では、20%も30%も上げろという主張はしませんけれども、下げるといふ点では、改めて政策的に検討を加えるという、この視点が必要ではないかということで指摘をしておきたいのですが、見解あれば求めます。意味伝わったでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） こちらで特に切ったというのは、正直言うとあまりないのです。どちらかというと、17ページのところに、先ほど高橋委員がおっしゃるように民生費のところでは説明受けていけばいいと思うのですけれども、例えば国保の繰り出しが減っているとか、重度心身障がい者だとか、障害介護給付費だとか、かなり落ちているのですけれども、こういった部分は結局それぞれの見込みで落としてきているわけですから、それだけかからなかったから落としているという部分がありますから……

(それでいいかの声あり)

総務課長（鈴木和弘君） それでいいかって……

(まず、そちらの言い分だけの声あり)

総務課長（鈴木和弘君） 財政は別に落としてこいとは言っていない、こういう部分は。医療費とか給付の部分というのは。それ以外の経常経費の中で、見直しができる部分は見直しをしてくれというふうな話はしていますけれども、こういった部分、扶助費的な部分を落とせという部分では、財政としてはそこまでは考えていない。あくまでも事業課のほうで今の状況を見た中で、積み上げてきた結果としてこうなったということで財政は捉えています。

13番（高橋秀昌君） やっぱり伝わっていなかったな。それで、大事な点で私が言いたいのは、全体として平均的に、昨年度との比較でいえば支出額は全体として11%上がっているわけです。そういう中で、今課長が言われたように、民生費は別に減らせと言ったのではなくて、たまたまそこは減ったのだ、だからそのまま上げたのだということになるわけでしょう。そういうときは、全体を統括する総務課としても、つまり住民の暮らしに密接な予算を、その事業が終わった、あるいは縮小したから減って当然でしょうというだけでいいのかということのをさっき指摘したのだ。ご理解いただけるだろうか。町長、ご理解いただける。

(はい、分かりますの声あり)

13番（高橋秀昌君） やはりそれなりの水準を維持していくことが必要ではないかと。ただ、場合によっては新しい事業もあるかもしれない。その点では、私自身が民生費に関わることをもっと要求していればよかったのですが、非常に微々たる要求だったので、そういった視点が大事ではないかということ、今お伝えしたかったのです。いかがでしょう。

総務課長（鈴木和弘君） 今ほどの高橋委員のおっしゃるのは、恐らく民生費を減らさないでそのまんま維持をするというか、見た感じ予算を減らすのではないよという内容ですよね。そうすると、見た感じでいうと全体的に十何%増えているのに、民生費を落とすということはちょっとおかしいのではないかと。逆にプラスするなりの施策をするべきではないかということを行っているわけですね。

(そうですの声あり)

総務課長（鈴木和弘君） 恐らくそれは町長が答えるべき部分だと私は思うのですけれども、私が財政という担当からすれば、当然のごとく全体的な予算を見ていく中で、そういう形でいくような形になるかと思っておりますので。町長がどう考えるかというの

はあるかと思えますけれども。

13番（高橋秀昌君） 総務課は、総務課としての財政の責任者ではありますよね。しかし、総務課の課長の仕事というのは、全ての課の調整役であるわけです。ここを半分あるのだということをやっぱりつかむべきだと思う。その上で言うならいいけれども、いや、私財政なのだから、言ってくれねば削るの当たり前だというような趣旨のは同意できないのだ。多分私の言っていること、意味分かっていてお答えになっていると思うのだ。私の言っているのは。ただ、財政なのだから、私は、財政課長ではないのだから、総務課長なのですから、そうした調整をするということは大事なことではないかということ述べておきたい。町長もご理解いただいているのだよね。

町長（佐野恒雄君） 高橋委員の言われている意味は非常によく分かったつもりです。分かったつもりというか、分かりました。確かに事業の中で実績に基づいて減ってきた、でもそれでは駄目なのだと、もっと町民に寄り添った予算措置というのが必要なのではないかと、こういうお話なのだろうと思います。でよろしいのですよね。

（はい、結構ですの声あり）

13番（高橋秀昌君） 財政がものすごく厳しいので、なかなかこういうことを言っても通用しないのです。そんなに言ったって財政も大変でしょうのほうが出たのだが、見ていくと財調もそれなりにしっかり押さえているし、減債基金も押さえて、5億円と十数億円という状況ですから、そういう視点をなくさないでもらいたいということを強く求めて終わります。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、一般会計予算の全体に対する質疑は終了いたします。

続きまして、歳入の全般について執行より説明をお願いします。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書の15ページを御覧いただきたいと思います。歳入のほうの個別の内容について、町税の関係を説明させていただきます。先ほど……すみません。予算書。失礼しました。予算書の15ページ、先ほど総務課長のほうからも話がありましたが、総体的に地方税は9.8%、私が見たところでは7.7%伸びるというような国のほうは推計をしておるところであります。果たして田上町はそこまで本当に伸びるのかというような部分もありまして、非常に悩ましい予算編成であったということがまず1点あります。そういう中で、できるだけ精査しま

して、令和4年度の町税の歳入については、計上させていただいたという状況でありますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1款1項1目個人の関係であります。現年度分4億526万6,000円ということになります。対前年0.2%増の89万8,000円の増額になっています。ここにつきましては、昨年同規模ということになります。ここについては、町の状況としまして、給与所得者については、新型コロナウイルス感染症の影響が少なかったのではないかということになります。その理由としては、減収対策緊急支援金の申請の状況であるとか、令和元年と令和2年分の給与所得者の比較からそのようなことがうかがえたところでもあります。そういうふうなことで、これについては、令和3年度と同程度の予算規模としてございます。見込み収納率としましては99.4%ということでございます。

それから、2目法人についてであります。1節の現年度課税分3,400万円ということになります。これにつきましては、法人の経営状況までなかなかつかめない部分があります。ここについては、産業振興課のほうで実施しておりました事業継続資金、令和3年度町の事業継続緊急支援金の関係で、この減少率等を参考にしながら算定をさせていただいたところでありまして、そうしますと令和3年度と比較すると10.4%程度の減額が見込めるだろうということで、税額にしまして190万円ほど、ここは減額というような形でさせていただいております。

それから、2項の固定資産税の関係であります。1目固定資産税、1節現年度分でありますけれども、4億8,597万7,000円ということでございます。令和3年度と比較いたしますと2,550万9,000円の増額となっております。内容といたしましては、土地の関係でありますけれども、ここについては下落修正に関わりまして、平均下落率が2.25%ということで、土地のほうの価格は下がるのであります。幸いにして本田上工業団地にJA全農、あとは柳生田製作所のほうに土地の一部を売却できたというようなことで、公社の減免が少なくなるというような形から、ここについては令和3年度と同程度というふうに算定をしているところでもあります。それから、家屋につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う事業用家屋の軽減措置が終了しますので、ここは増額と。それから、償却資産につきましては、これも軽減措置がなくなりますので、その分は増額になりますが、保有資産の経年年数経過による自然減が若干ここは見られるというような状況でございます。

それでは、また1ページおはぐりいただきまして、3項軽自動車税の関係です。1目軽自動車税の1節現年課税分であります。4,276万6,000円ということで、こ

これは令和3年度と比較しまして、141万1,000円の増額となっております。増額の要因ではありますが、軽四乗用車旧税率分、これ7,200円の税率の車になりますが、ここが減るのでありますが、新しい入替えが進みまして、新税率分の車が230台増える。ここは税率1万800円になります。それから、重課税率車、これ13年以上乗った車になりますが、税率1万2,900円になりますと、これは40台程度で増えるということで、総体的には増額という状況であります。

それから、2目環境性能割の関係であります。220万円を計上させていただいております。これにつきましては、令和3年度については軽減が9か月延長されましたので、その軽減がなくなり、本則課税になることから、ここは増額ということでございます。

それから、4項町たばこ税の関係であります。1節の現年課税分で6,668万4,000円ということで、ここが令和3年度と比較いたしまして、841万3,000円の増額ということになります。ここは先ほど総務課長に説明をしていただきましたが、道の駅の開業によりまして、たばこの売行きが非常にいいということでございます。それで、内訳といたしましては、昨年令和3年10月から最終的な税率改正が終わりまして、1,000本当たり6,552円の課税になっておりますが、その影響と併せて売上げ本数も伸びたということで、この内訳としましては、増える部分の半分が税率改正、半分が売上げ本数による増というようなことで、見込みを立てさせていただきました。

それから、5項の入湯税の関係であります。1節現年課税分2,332万1,000円ということで、ここは令和3年度と比較いたしますと、622万9,000円の減額ということで、ここについては非常に今のコロナの影響を如実に表している部分になるかと思っておりますけれども、令和元年度の入り込み客数から見ますと、令和元年度では約8万9,000人入っていたお客さんが、旅館等では6万3,000人程度になるだろうという見込み。それから湯っ多里館につきましても13万人程度入っていたお客さんが9万人程度に減るのではないかというようなことで見込ませていただいております。できればこの見込みが外れていただきたいというのが正直なところではあります。現状に即した形で予算のほうを計上させていただいたところではありますので、よろしく願いいたします。

私のほうの説明は以上です。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、続きまして2款地方譲与税からになりますが、先ほど歳入の経緯を説明した部分もありますので、参考資料の先ほど13ページのとこ

ろに増減理由があるというふうなことでお話をさせていただきましたので、この部分も一緒にお開きになって、説明のほう聞いていただければと思います。

まず、2款地方譲与税から始まりまして、めくっていただいて19ページのところまでにつきましては、基本的には令和3年度見込みに対して、地方財政計画をベースにしてそれぞれ積算をしているといった部分が主な内容でございますし、19ページの10款地方特例交付金のバツ項の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金、先ほど説明させていただきました、令和3年度に実施した固定資産税の減額措置に伴う部分、あちらの項で交付金の受入れしておりましたので、こちらが皆減という内容になってございます。

めくっていただきまして20ページ、11款地方交付税、1項1目地方交付税、先ほど令和3年度と比較をいたしますと、1億1,000万円の増という形になっております。普通交付税、特別交付税、それぞれ算出をしておりますが、普通交付税を令和3年度と比較すると1億2,000万円増と見込んで、特別交付税は1,000万円減額としております。これにつきましては、デマンド交通の事業費を令和4年度減額しておりますので、それに伴う部分の特交も減額をしているというのが主な内容でございます。

それからあとは、ずっとめくっていただいていただきまして、23ページに15款国庫支出金ということで、1項1目民生費国庫負担金ということで載せてございます。3節児童手当負担金ということで、こちらについては12月議会でしたでしょうか、少し人数の誤りがあったという部分で、これ令和3年度と比較すると歳出も増えておりますが、歳入のほうも国庫負担金、県負担金、それぞれ増額をさせていただいております。

2目衛生費国庫負担金、2節新型コロナワクチン接種事業負担金、これは新型コロナワクチンの関係、一応4月から7月までの4か月分ということで見込んでの歳入でございます。

めくっていただきまして、15款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金ですが、1節総務管理費補助金、マイナンバーカードの交付、それからデジタル基盤改革推進事業ということで、マイナンバーの部分での係る経費ということで、事務費を増額をしております。新規です。デジタル基盤についても、自治体のオンライン手続を令和4年度に取り組むという部分で、これを事業費の2分の1ということで受入れをするものでございます。

3目衛生費国庫補助金につきましては、2節新型コロナウイルス対策事業補助金

ということで、新型コロナウイルスのワクチン、それから地方創生臨時交付金の経費をそれぞれ載せてございます。

それからあとは、26ページ、県支出金になります。1項県負担金、1目民生費県負担金、国庫負担金で説明した、3節児童手当負担金を増額とさせていただいているところでございます。

4目消防費県負担金、1節消防費県負担金285万円でございますが、令和4年度に県総合防災訓練ということで実施を予定しております。これらについて県からの受入れをする内容でございます。

27ページ、2項県補助金、1目総務費県補助金でございます。1節総務管理費補助金の犯罪被害者等見舞金支給事業補助金、これ先ほど条例改正のところの説明した部分の受入れということで、遺族の場合ですと30万円の2分の1、それから重傷症時の場合は10万円の2分の1ということで5万円ということで、1件ずつ計上をさせていただいているところでございます。

それから、めくっていただきまして28ページ、5目農林水産業費県補助金の6節林業費補助金238万5,000円でございますが、こちらにつきましては県単の林道の事業ということで、令和3年の豪雨災害による林道復旧をするための県単の受入れの事業になってございます。

それから、29ページ、3項委託金、1目総務費負担金、3節選挙費委託金でございますけれども、令和4年度ということで参議院議員選挙、それから1つ飛びますが、県知事選挙。県議会議員選挙は、令和5年4月9日ということで予定をしておりますが、一部令和4年度中に事務が必要になってくるということで、今回受入れをしているということでございます。

4節統計調査費委託金の中に国勢調査ということで61万8,000円。金額が少ないですけれども、実は、国勢調査は終わったのですけれども、前回あまりにも回収がよくなかったということで、次期の国勢調査に向けての細部、どういうふうに行ったらいいかという調査に全国16市町村のうち田上町も当たりまして、また、国調をやらなければいけないということで、大分縮小はされますけれども、金額も60万円ほどですが、そういう形で、国調やったのですけれども、また、国調するような形になるのですが、そういう内容でございます。

それから、めくっていただきまして、31ページでございますが、18款寄附金、1項2目指定寄附金1,800万円ということで、対令和3年度と比較をいたしますと600万円の増ということで見込んでございます。指定寄附金ということで、ふるさ

と納税、こちらのほうを見込んで増額をさせていただいているという内容でございます。

それから、めくっていただきまして32ページ、19款繰入金、2項基金繰入金、それぞれ先ほど来説明をさせていただいております財政調整基金を令和3年度と比較をいたしまして、1億7,600万円増の3億2,800万円。減債基金繰入金は新規に1,000万円ということで、道の駅の関係する償還のほうに充当させていただくという内容でございます。

めくっていただきまして、34ページになりますが、21款諸収入、4項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入、金額の大きい新規ですが、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業受託事業収入、これ予算的には新規という形になっておりますが、後期高齢の関係する部分で、これは令和3年度の補正で対応させていただきましたけれども、予算としては新規ということで、事業的には後期高齢の介護予防が保健事業と一体となっていくという事業の後期高齢からの受入れで実施するという内容の事業でございます。

それから、めくっていただきまして、最後、町債の関係になります。37ページでございますが、22款町債、1項町債、衛生債から始まりまして臨時財政対策債までございます。衛生債につきましては、企業団の関係の経費ということで、企業団のほうで事業をしているということで、今回令和3年度と比較すると増額になってございます。

2目農林水産業債は、県営事業、圃場整備、それからストックマネジメントの県営負担金に対する起債の借入れでございます。

3目土木債、1節道路整備事業債でございます。新規ということで、緊急自然災害防止事業債ということで、こちらを新たに財政措置、これ充当率100%、交付税算入が70%ということでございますので、道路等の舗装補修、これらについての起債の借入れを実施をしていきたいという内容でございます。

4目消防債、1節防災対策事業債といたしましては、自動車分団のポンプ車庫、これを直すという部分での充当率75%、交付税算入が30%ということで、この起債の借入れを行うものでございます。

2節緊急防災減災事業債につきましては、第1分団の積載車の更新ということで、こちらにつきまして借入れをしていくという内容でございます。

最後の臨時財政対策債につきましては、先ほど申し上げました令和3年度と比較をいたしますと、6,200万円の減ということで、令和4年度は6,500万円の借入れを

するというところで予算計上をさせていただいたところでございます。

歳入の説明は以上でございます。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ちょうどお昼になりましたので、ここで終わりにしたいと思います。

午前 11時59分 休憩

午後 1時15分 再開

委員長（渡邊勝衛君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に議案第21号、令和4年度一般会計予算、歳入の全般について町民課、総務課より説明がありましたので、説明がありました案件について質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 前もちょっと話したのですが、工業団地、やっとなら J A にあられだけ売れて非常によかったなと思っているのですけれども、この本田上工業団地を造成して、要は町にどれだけの税収、この事業をやったことによる税収の寄与があったかというところをお聞かせいただければと思います。当然 J A も税収が入って、それも込みで令和4年度なっていると思うのですけれども、令和4年度の税収でどのようになっているかお聞かせください。

町民課長（田中國明君） すみません。取りあえずこれから申し上げるものについては、J A の部分については令和4年度のもので話をさせていただきますが、令和3年度の実績ということでお願いしてもよろしいでしょうか。

（いいですよの声あり）

町民課長（田中國明君） まず、住民税の特別徴収の関係でございます。これにつきましては、488万4,200円という数字が出ております。これ住民税の個人の特別徴収の関係になります。それから、固定資産税につきましては1,996万9,700円。それから、法人住民税につきましては54万3,700円。それから、軽自動車税で2万9,500円。それで、先ほど言いました住民税特別徴収の関係でありますので、田上町で勤務されている方の人数ということになります。田上町のほうに提出されております給与支払い報告書から、37名の方が工業団地のそれぞれの企業に勤めておられるということになります。そうしますと、先ほどの金額で割り返しますと約13万円程度の1人当たりの税額になるかと思っております。それで、税収の合計であります。2,542万7,100円という、今のところ令和3年度の関係でいいですと25,427,100という数字が出てきます。それで、令和4年度の新しく J A のほうに売却された土地の関係に

なりますが、面積としては1万9,504.76平米ということで、税額としましては約150万円ほどになる見込みでありますので、新たに先ほど言いました数字に、2,542万7,100円、これまた状況が変わりますが、そこにまた今言う約150万円ほどが積み上がるというような状況になっております。それで、先ほど池井委員のほうからどの程度売れたのだというようなことでありますが、4分の3程度の売却が進んだのではないかとというようなことであります。詳細については、産業振興のほうで聞いていただければと思いますが、よろしく申し上げます。

8番（椿 一春君） ふるさと納税の指定寄附についてなのですが、先日補正で当初予算1,200万円が1,000万円補正して2,300万円にされたのですが、この予算見ると僅か600万円しか収入のほう動いていないのですが、この収入を低く見ているのってどういう理由なのか、またせめて前年度同等とか、もっと努力して幾ら幾ら、倍まで上げるのだとか、そういうところの考え方はなぜなのかというのをお聞かせください。

政策推進室長（堀内 誠君） 今回、ふるさと納税の金額につきましては、今までの実績等も踏まえまして、町のほうでも近年の状況等も判断した中で、これぐらいというふうな形で1,800万円の数字を出して、今までの実績も含めまして、その辺を考慮して決定をしたものというふうな形です。どうしてもこれ不確実なものというふうな形になりますので、ここまではいくというふうなことの形を考えた中で町のほうは設定をさせていただいているところでございます。

8番（椿 一春君） 実績で見ても、近々の令和3年ですと2,300万円もの実績が出ているわけなのですが、ここは何も考慮されず減額して、あともっともっと努力して自主財源を増やそうという、そういった姿勢が見れないのですが、どういったことでしょうか。

政策推進室長（堀内 誠君） 町のほうもどうしても見込みというふうな形で計上というふうな形になりますので、今までの実績、令和2年、令和3年の部分に関しては、まだ終了していないというふうな部分もありますので、見込みとしてはあるのですが、令和元年、令和2年の実績等も踏まえて、その部分で設定をさせていただいたというふうな形でございます。

8番（椿 一春君） ずっとこれ続けていても、まとまりようがないと思いますので、ぜひぜひ自主財源のもっと上積みを確認するよう精いっぱい努力してもらえればというふうに一言言っておきます。お願いします。

11番（池井 豊君） 私もふるさと納税納得いきません。これ今どのように、返礼品の

選定とか、担当は誰がやって、どのようにやっているのか。何かあまりにも積極的に取り組んでいるというふうに見えないのですが、例えば、今道の駅であれだけ地場産の加工品やら作っているわけですので、そういうところ道の駅と連携して商品化をどんどん増やしていく必要性あるのではないかと思うのですけれども、そこら辺は担当者がいて、そういう積み重ねの作業というのはしているのかどうか詳細聞かせてください。

政策推進室長（堀内 誠君） 担当者のほうでもそういった、今、道の駅というふうなお話もありました。今年度も道の駅のほうにもお声がけをさせていただいておまして、いい感触を得ているというふうな状況で、再度商品とかの詰めをして、今後やっていって商品化に結びつけていきたいというふうな状況でございます。町のほうも何回かお声がけをして、その出品に向けて取り組みをしているところでございますので、よろしく願いいたします。

11番（池井 豊君） 今、担当は誰がやっているのでしょうか。それで、ちゃんとその時間がつくれているのかどうか聞かせてください。

政策推進室長（堀内 誠君） 今担当しているのが、政策推進係の吉野がやっております。そちらのほうも時間をつくって、担当のほうがお伺いしてお話をしたりとかというふうな形で、今作業をしているというふうな形でございます。

11番（池井 豊君） これ、町長いるので、町長、そこら辺強化して何とか、専門にもっと時間割ける職員を配置して、道の駅に行って連携する。要はパッケージ化ですよ。これとこれとこれの商品で幾ら、幾らなので返礼品みたいな形の。そういうパッケージのちゃんとできるような職員を配置していただきたいと思いますが。町長にここで質問してもしょうがないのだけれども。

（総括質疑だの声あり）

11番（池井 豊君） 総括質疑しますか、椿委員。私もします。

7番（今井幸代君） ちょっと関連してお聞きするのですけれども、実際に制度を導入してから大分たちますけれども、その中で例えば扱っている返礼品の種目がどのように今。返礼品の準備をして、今ある品目が例えば3年前と比較して、3年前こうでした、2年前こうでした、去年こうでした、今年こういうふうになりそうですというその推移だったり。あとふるさと納税も大分制度変更があって、対象にできる産品が今非常に限定されてきているわけです。そういった部分あると、例えば今池井委員、道の駅でいろいろ売っているのだから、そういうところパッケージしてというふうにおっしゃってくださっているのですけれども、実際に製造されているの

が田上町かどうかというところが、当町の場合はまた大きなネックになっている部分があるとも思うので、そういった制度の、うちの町がなかなか返礼品を大きく増やしていけない部分の背景も恐らくあるのだろうというふうにも思うので、その推移、品目の推移や、取引して下さっている事業者数とか、その辺り、今頑張っているのですということだけではなくて、実際の数をはっきりと示していただいたほうがいいのではないかなというふうに思いますので、その辺、池井委員総括質疑されるということなので、そういった部分も含めてしっかりと準備していただけるといいなというふうに思います。その数の推移が今分かるのであればご報告願います。

政策推進室長（堀内 誠君） 制度が令和元年6月から新しくなりました。そのときには、品目としては返礼品数32品目、事業者数として19の事業所がありました。その後、そういった形で令和2年6月で50品目に増やさせていただきました。こちらは、お米などの定期便などの人気が出るラインナップ等を増やしていったというふうな形ですし、22業者というふうな形になっております。現在60まで返礼品のほうを増やしているという形でございます。事業所数に関しては、22というふうな形になっております。今の部分でいいますと、そのような形になっているところでございます。

7番（今井幸代君） もし資料としてまとめられるのであれば、今の数、品目は増えてきているわけですね。では、その品目で具体的にどういった品目があるのか少し資料としてまとめて、この予算審査特別委員会の中で構わないので、資料として提出していただけるといいのかなと思うのですが、その辺り準備お願いできますでしょうか。

政策推進室長（堀内 誠君） 準備しましてお配りしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

1番（小野澤健一君） 今聞いていると、自主財源をいかに増やすかというのは自治体にとっても大事な問題だろうと私思うのです。ただ成り行きの中でやっていくのではなくて、前、私、一般質問の中で自主財源を増やすにはどうしたらいいですかと。私は第三セクターとか何かで利益を上げるイメージがあったのだけれども、当時町長は本田上の工業団地が全てですと、こういう言い方をされていて、JAも買われて、あと残りもある程度目星がついてきたと。そんな中で、ふるさと納税にしてもしかり、それから先ほど町民課長からも説明あった、例えばたばこ税もコンビニができたおかげで800万円も増えたとか。そういうものがあって、がめつくそういう形で収入を増やしていくという、そういう何か鬼気迫るものがまるでないのです。

だから、特にふるさと納税なんていうのは、ほかの自治体との競争なのですから、競争に参加もしないで後塵を拝するのかという、何かそんな感じがしてならない。だから、積極性がないから、どんどん、どんどん田上が置いていかれる。例えばたばこについても、先ほど説明があったように税率が5割、それから本数が50%、そういう形で800万円の数字が出来上がって、なおかつ半年の数字であるということであれば、年間を通せば、税率は別にしても、本数で800万円は今よりはげた履けると、こういう状況であるわけ。だから、それはそれで、たばこについては健康の害とかいろいろ問題があって、うかつなことも言えないのだけれども、それが800万円ではなくて1,000万円あるいは1,500万円で、できないだろうかという発想もしなければならぬと思うのです。軽自動車についてもしかりだ。例えば今みたいにSDGs、それから省エネと言われる中で、軽自動車のニーズって非常に高まってきているわけです。乗用車を買うのと軽自動車を買うの、軽自動車は1万500円だったっけ、800円だったかな、町に納める税金なわけですから、自動車業者の人の意見を聞いたわけではないのだけれども、例えば軽自動車の利用促進を図って税収を上げるとか、そういう工夫をしていかなければ駄目だと私思うのです。だから、それが一切感じられない。何か成り行き、なれの果てがこうなるというぐらいの自主財源の考え方だから、いつまでたっても3割自治体から抜けられない。今回去年よりも自主財源が増えたのは、先ほど言ったように固定資産税の軽減措置が解除になったからだけでしかない。ということは旧態依然から変わらないのではないかと。町税、個人の税金、個人は毎年毎年定年に近づいていけば当然のことながら税収がってくるわけですから、そういうのを指をくわえて見ているような政策というのは私はやっぱりおかしいというふうに思います。したがって、何が言いたいかということになると、要は税収に関わるものについてもっと工夫を凝らして税収を上げるようにすればいい。今言ったように、ふるさと納税についても減額目標なんていうのはなかなか今の世の中あり得ないと思うのだけれども、それはやはりある一人の女の子に任せてあと知らないなんて、そんなばかな話あるかと。要はほかの三条とか燕とかああいうところで見なければいいではない。何であそこの10分の1とか20分の1、田上はこんな1,000万円だの2,000万円だの、石を投げて音も音もしないようなふるさと納税の額を目標というか、しなければ駄目なのかと。全く努力もしていないあかしではないかと、私はそう思うのです。だから、それについて皆さんからさっき話あったのはそういうことなの。だから、それも例えば政策推進室だけに任せるのではなくて町全体で考えればいいではないですか。農業者だっているのだ

し、果樹を作っている人たちもいる。そういう人たちを巻き込んでやればいい。越後姫が例えば輸送に向かない品種だといっても、輸送に向くようにすれば、あれは非常に価値が高い農産物になると私思う。そういったものをやはりやる、その中で予算をつくり上げていくということをぜひともやっていただきたいと、私はそう思う。ふるさと納税は推進室の担当だということで、推進室だけに任せても多分何かもう先が見えるような感じがするので、その辺、副町長いらっしゃるけれども、副町長あたりがやっぱりその辺リーダーシップを発揮して、いわゆる3割自治からいち早く抜けるぐらいの税収を確保するようにやっていてもらいたいと思うのですが、これについていかがですか。

副町長（吉澤深雪君） おっしゃること、もっともな話でありますので、自主財源の確保というのはやはり考えていかなければいけないという課題だと思っております。

1番（小野澤健一君） 声が小さかったので、もっと力強く言ってもらいたい。だから、結局役場で考えられなかったら議員ともいろんな協議の中でやればいいのです。田上のためにやっているのですから。それはやはりいち早く斬新なアイデアを先にやったほうが勝ち。柳の下に2匹目、3匹目のドジョウがいるなんていう今時代ではないわけですから、いろんなことをなるべくお金をかけない中でやれるかどうかということを検討していく、この必要があると思うので、この1年間、大きく羽ばたく年であるのであれば、そういった考え方を変えて物事をやっていかないと、これ本当ふるさと納税、一回後塵を拝すと多分もう元に戻らないと思います。だから、今、要は踏ん張りどきの本当大事な多分一年ではないかと私思っているのだけれども、これどんどん、どんどんある意味改良して、ふるさと納税が3,000万円も4,000万円も、これ桁が1つ違うぐらいの税収が上がるようにひとつ頑張っていたきたいというふうに思うし、我々も協力はしていきたいというふうに思いますので、ぜひとも、ここだけの話ではなくて、本当そういうのも一つの政策としてやっていていただきたいというふうに思います。

以上です。

副町長（吉澤深雪君） 再度答弁になります。とにかく何とかこれを、税収確保なり自主財源の確保というのは積極的に推し進めていくという考えではあります。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、歳入の全般に対する質疑は終了いたします。

続きまして、歳出、1款議会費、執行より説明をお願いします。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、予算書の38ページになります。1款議会費、1項議会費、1目議会費であります。令和4年度総額で7,994万7,000円をお願いするものでございます。内容につきましては、ほぼ経常経費でございますが、前年比164万6,000円、率にしまして2.1%の増となっております。

主な内容といたしましては、5月の町長選挙と併せて議員補欠選挙が予定されておりますので、議員1名分の経費を計上しているための増となっております。増額の内容につきましては、38ページになりますけれども、説明欄の1節報酬、3節職員手当等のうち議員期末手当、39ページに移りまして、8節のうち議員研修旅費、費用弁償、18節負担金補助及び交付金の政務活動費、それからその他事業の10節需用費と、ページをめくっていただきまして40ページになりますが、18節負担金補助及び交付金となっております。それから、17節備品購入費につきましては50万9,000円を予算計上させていただいておりますが、今現在ここで使用しているマイクを購入するものです。

（何台の声あり）

議会事務局長（渡辺 明君） これにつきましては、庁舎の建設時の平成7年度に4本、平成12年度に10本を購入しておりましたが、既に2本については使用できない状況となっており、残り本数においても22年、27年間今使用しまして、なかなか外見上、それから通信状況もよくない状況もございまして、今後の使用に耐え難いという状況になりつつあるため、今回購入をするものでありまして、本数につきましては14本を購入予定ということで考えております。

議会費につきましては以上です。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） マイクって、マイクだけ買うの。それとも、マイク設備を一式50万円で購入するということなのでしょうか。ちょっとそこら辺。

議会事務局長（渡辺 明君） マイクのみになります。設備は替えません。

11番（池井 豊君） ということは、一々マイクを入れたり切ったり、入れたり切ったりするような、こういうまた混信防止の作業が必要になったり、またどこかから何かノイズが入ってきたりとか、そういう面は改善されないということでしょうか。同じようなのを買うということでしょうか。

議会事務局長（渡辺 明君） 同じマイクを購入します。今他のところ行くと卓上のマ

イクがあるのですが、それも結局は自分が話すときにスイッチを押したりするので。ですので、この作業は一緒になりますし、ノイズの件、以前全協で混信したような状況があったのが一、二回でしょうか、あったと思うのですが、たまたまそのときは道の駅でかき氷のテレビの取材があって、これの周波数と同じ周波数で一致した関係であったということで、それについては一応道の駅のほうに、駅長に確認したら、やはり取材があったということで、今後はそういう状況が想定されますので、何かあれば議会のほうにも話をさせていただきたいということで一応お伝えはしてあります。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、1款議会費に対する質疑は終了いたします。

続きまして、2款総務費、総務課お願いします。

総務課長（鈴木和弘君） では、続きまして2款総務費、1項1目一般管理費、令和4年度2億5,276万8,000円で、令和3年度と比較をいたしますと2,998万6,000円と大きな増減になってはいますが、こちらにつきましては、めくっていただいて44ページのその他事業のところではほとんどの経費が入っています。先ほど予算の概要でも説明をさせていただきましたが、各種システム改修とか、町のホームページのリニューアルというふうな話をさせていただきましたが、まずその他事業の12節委託料、総合行政システム改修委託料ということでございます。こちらについては、昨年財政計画でもお話をさせていただきましたが、固定資産税と軽自動車税のQRコード、これらに関係するシステム改修、それから軽自動車税の深刻な情報等、それらのシステムの改修をしていきたいということでの経費でございます。もう一つは、行政手続オンラインシステムということで、マイナンバーカードを利用した場合の申請手続、子育ての関係と介護の関係、これらの部分をシステム改修をするということで、この経費については1,000万円ほどかかるのですけれども、先ほどマイナンバー絡みでということで歳入でも説明をさせていただきましたが、これについては2分の1の補助金の受入れがでございます。その下の情報セキュリティ強化対策整備更新委託料ですが、これは平成29年度にシステムのハード的な部分を導入いたしました。これインターネットの関係に関するハードの入替えなのですけれども、5年経過をしたということで、ハードの保守が切れるということで、今回これらについて更新する経費でございます。それから、その下のホームページ作成委託料ということで、こちらのほう、ホームページなかなか見にくい、それからスマホ版に対応し

ていないといった部分がありまして、令和4年度にホームページを見直しをしていきたいというような経費でございます。

令和3年度では、その下の備品購入費ということで、職員用のパソコンを20台、220万円ほど予算を計上させていただきましたが、令和4年度は購入の予定がないということでございます。

それから、続きまして45ページの2目財政管理費は通常の経費、財政係の関係する経費で、予算書、決算書等の印刷の経費になってございます。

めくっていただきまして、46ページ、3目財産管理費でございます。庁舎管理費等の関係等ございますが、先ほど説明をさせていただきました10節需用費のところの光熱水費ということで、こちら先ほど電気料が増えているということでお話をさせていただきましたが、ここの中の内訳がそういう形になってございます。それから、去年は修繕料ということで高圧ケーブルの開閉器の取替え工事ということで300万円ほど予算を見ておりましたが、令和4年度はそれらの経費がございませんので、それらが大きな要因になってございます。

めくっていただきまして、48ページ、4目交通安全対策費ですが、こちらについても経常的な部分での経費になってございます。14節工事請負費ということで、カーブミラーということで、二面鏡が2台、一面鏡1台ということで、3台を実施する予定にしてございます。

続きまして、5目自治振興費です。対前年度、令和3年度と比較しますと75万5,000円ということで、通常的な経費、総務係の関係ですと通常経費になりますが、めくっていただきまして50ページ、19節扶助費で40万円ということで、犯罪被害者等見舞金ということで、午前中の条例改正、それから歳入等でもご説明をさせていただきましたとおり、遺族の見舞金、重傷病見舞金ということで、遺族のほうは1件30万円、重傷病が10万円ということで、それぞれ1件ということで40万円の予算を計上させていただいたところでございます。

説明、では代わります。

町民課長（田中國明君） それでは、引き続きまして50ページの説明欄の自治振興費1,586万1,000円の関係につきまして、区長関係に要する経費ということで町民課のほうで執行している部分になりますので、説明をさせていただきます。

令和4年度の予算額といたしましては、今ほど申し上げました1,586万1,000円ということで、令和3年度と比較いたしますと、31万9,000円の増額となっております。その増額の要因でありますけれども、実は令和3年度は要望が一件もなかった

集落集会場施設整備費補助金の要望が2件あったことによるものであります。内容といたしましては、曾根ふれあいセンターの修繕工事、それから上横場公民館の外壁修繕工事等、この2件が補助金として要望がありましたので、それらに対応するため、令和3年度よりも若干予算が増えているという状況でありますので、お願いいたします。

私のほうの説明は以上です。

会計管理者（山口浩一君） 続きます、同じ50ページ、下段からになりますけれども、2款1項6目会計管理費であります。令和4年度予算646万円をお願いするものでありまして、令和3年度予算と比較しまして、198万4,000円の増額となっております。内容につきましては、令和4年2月、今年2月でありますけれども、加茂信用金庫との指定金融機関に係る契約更新、今回から5年目に入る形になりますけれども、契約更新に伴い条件が提示されまして、まず大きなものとして派出の廃止で年間264万円の減額にはなりますが、新たに事務処理手数料として年間132万円を負担するものであります。それから振込手数料1件110円の負担を求められました。これについては、年間およそ1万9,400件の振込を見込んでおりますので、振込手数料として213万4,000円の負担が増えたという形になります。それから、派出所廃止に伴いまして、パートタイムの会計年度任用職員の配置をお願いしております。それに係る報償費、共済費、通勤手当等を合わせまして、159万円の増額という形であります。パートタイムの会計年度任用職員については、年度途中ということもありまして、町民課の町税の収納員から、派出所廃止に合わせて2月10日から会計課の窓口業務に当たっていただいております。ただ、令和4年度から会計課の職員として配置替えをする予定でありましたが、先月末からちょっと体調不良、もともとちょっと足が悪かったのですけれども、つえをつかないと歩かれないような状況になったということで、3月末で退職をしたいという申出がありましたので、現在代替りのパートタイム職員を募集しているところでありまして、来週22日に面接をする予定になっております。現在4名の方から応募いただいているという状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会計課は以上でございます。

政策推進室長（堀内 誠君） 続きます、51ページの下段、7目企画費でございます。こちら総合計画、総合戦略に関する経費というふうな形でございますが、本日皆様のところに当日配付の資料ということで、総務課から総合戦略の令和4年度新規・拡充事業概要の一覧というふうな形でお配りをさせていただきました。そちらをま

ず説明をさせていただきまして予算書のほうの説明に移っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

こちら、今回、令和4年度に新規事業として、または拡充する事業の一覧ということでまとめをさせていただきました。町全体、総務課だけではなくてほかの課もありますけれども、全体としてこのような形になるというふうなことで資料のほうを取りまとめさせていただきました。見方でございますが、資料の一番左側に番号が振ってあります。また、その隣に事業名というふうな形ですし、担当課が書かれてあります。予算科目等もこちらのほうに記載をさせていただきました。そこで予算の額等も入れてあります。また、当初予算に対しまして、新規か拡充かというふうな形での表記もさせていただきました。そこで事業の目的、事業内容というふうな順で記載をさせていただいているところでございます。

まず、1番目でございます。情報発信施設の活用ということで、情報発信モニターの追加ということでございます。こちら広報事業の部分で予算を計上させていただいておりますが、85万2,000円のうちの63万5,000円というふうな形でございます。この事業の目的といたしましては、道の駅の情報発信施設、また交流会館等に大型モニターを設置しまして、町の支援策等の情報を掲載いたしまして拡散をしたいというふうな内容でございます。一番右のほうに事業内容というふうな形で書かせていただいておりますが、大型モニター4台購入というふうな形で、道の駅の情報発信施設、こちらのほう、情報発信施設のほうの現在設置しておりますモニターがありますが、そちらのほうの部分で大型のものに取り替えるというふうな形で、新たにモニターを購入するというふうな形が2台分です。また、もう2台に関しましては、外からでも見れるように交流会館の内部、ガラス面の近くにモニターを設置して、情報を発信をしたいというふうな内容でございます。表示する内容といたしましては、町の施策に関する情報またはお知らせ、イベント、または観光情報、町のプロモーションビデオ等、または町内商店の紹介等を含めてこのような表示をして、多く来る場所にそういった町の情報を見てもらおうと、そういうふうな目的で情報の拡散をしていきたいというふうな形でございます。

続きまして、2番、移住支援金でございます。こちらのほう190万円というふうな形で、こちらのほう毎年計上しているのですが、ちょっと一部拡充されたところがありましたので、一番右の事業内容のところを見て下線の引いてあるところでございますが、こちら東京圏から移住してくる方というふうな形で、県のマッチングサイトを利用して就職をするというふうな形でございますが、世帯の中に

18歳未満の世帯員と一緒に移住する場合、1人につき30万円を加算するというふうな形であります。ですので、今回その1人分を予算計上というふうな形でプラスをさせていただいたというふうな形で、合計190万円になるというふうな形でございます。

続きまして、3番、移住者住宅賃貸支援金というふうな形でございます。こちら12万円というふうな形で計上しておりますが、こちら新規事業といたしまして、2番の移住就業支援金の該当者に対しまして家賃の支援を行うというふうな形でございます。民間住宅に入られた場合の賃借料の最大2分の1を補助すると。月数に応じて上限額を設定をさせていただいております、初年度となりますので、1月から12か月分というふうな形で、月額5,000円を上限に補助をしていくというものでございます。

続きまして、2ページ目になります。4番でございますが、お試し移住宿泊補助金ということで、こちら10万5,000円新規で計上をしているものでございます。この目的といたしましては、移住に興味がある方または町の環境を知るために田上町に来られる方に対して、湯田上温泉に宿泊する場合、宿泊費を補助をするというふうな形でございます。こちら1人当たり3,000円というふうな形で補助をしていきたいという形でございます。また、世帯の場合、4人家族というふうな形で考えまして、4人で1万2,000円を上限にさせていただくというふうな形でございます。こちら年間2回までというふうな形で宿泊費を補助していきたいと。4番目はその形でございます。

それ以降ほかの課というふうな形になりますが、5番からは地域たすけあい事業ということで保健福祉課の部分でございます。こちらのほう毎年というか、こちらのほうも計上しているのですけれども、継続というふうな形に書かせていただきましたが、総合戦略としては初めて今回、更新のときに第2次総合戦略に対しては初めて載るということで新規になるというふうな形でございます。こちら金額のほう25万円。内容に関しましては掲載しているとおりで、今のところ、下線部も引かれておりますけれども、内容に変更はないというふうな形でございます。

6番目、難聴者補聴器購入費助成ということで、こちら保健福祉課でございますが、新規に25万円を計上しているというふうな形です。事業内容といたしましては、18歳以上で町に住所を有する方の両耳の聴力が30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方というふうな形で、助成額に関しましては、住民税課税世帯が上限3万円、生活保護世帯または住民税非課税世帯に関しては上限5万円

ということで、5人分を計上しているという内容でございます。

続きまして、7番、不育症治療費助成事業ということで、こちら保健福祉課でございます。10万円の計上をしておるところでございますが、こちらの事業としては継続というふうな形でございますが、総合戦略上としては第2次から新たに新規として登録をしているものでございます。こちらの内容につきましても、これまでの内容と変更は特にございません。1回の治療期間について上限10万円というふうな形でございます。

8番につきまして、新生児聴覚スクリーニング検査事業ということで25万円、新規で計上をしております。一番右の事業内容でございますが、対象者は新生児とその保護者、新生児聴覚スクリーニング検査に係る費用に対して5,000円を上限に助成をすると。50人分の計上をしておるところでございます。

9番、公共交通実証運行業務補助金というふうな形で、こちらは産業振興課のほうになりますが、700万円計上をしております。こちら事業概要を見ていただきますと、令和3年度に引き続き実証運行を行うというふうな形で、今回変更の部分として下線を引かさせていただきましたが、運賃のところ、大人が1人乗車で300円、複数乗車で200円、小学生以下100円というふうな形になっているところでございます。

続きまして、3ページ目になります。ナンバー10番、起業創業支援事業補助金ということで、こちら産業振興課の管轄でございますが、予算額300万円というふうな形でございます。こちらのほう事業内容を見ていただきたいと思いますが、起業準備であれば用途の制限はないのですけれども、こちら事業準備金として1社当たり50万円。また空き家店舗、空き家改修、空き家を利用するというふうな形で、そのリフォームの方であれば、リフォームをしていただくというふうな経費に対してまたさらに上乗せで2分の1補助、上限50万円というふうな形で、1社当たりというふうな形になります。3社分計上しております。最大で50万円、50万円というふうな形になりますので、100万円を3社分ということで300万円を計上しているというふうな状況でございます。

11番、地域おこし協力隊でございます。こちらのほう880万円計上をしております。こちらのほう事業内容を見ていただきたいと思いますが、地域おこし協力隊の募集等を行っているというふうな形でございます。また、そのために庁舎内での協力隊に協力してもらいたいというふうな形の課や、またそういった内容、事業について、今後また検討して採用に向けて取り組んでいきたいというふうな形でございます。

ます。

12番、田上町暮らし応援リフォーム補助金でございます。こちら地域整備課のほうの管轄になりますが、750万円を新規で計上をしております。こちら10万円を限度としてリフォームに対する補助というふうな形で、世帯に40歳未満の方がいる世帯に対しては、5万円を加算をいたしまして15万円を上限とするというふうな形で、50件分を計上しているところでございます。

13番でございます。田上町マイホーム取得支援補助金ということで、こちらと同じく地域整備課でございますが、1,000万円の計上をさせていただいているところでございます。こちらは、住宅を取得しようとする方に定額で20万円の補助をというふうな形になっております。また、世帯に40歳未満の方がいる場合、補助額を25万円と、プラス5万円というふうな形にしております。また、12番と13番併用というふうな形で、リフォームもやるというふうな形ですと最大40万円というふうな形になります。こちら50件分を計上しているというふうな状況でございます。

14番、交流会館子どもの遊び場遊具購入費ということで、こちら教育委員会の管轄でございますが、124万2,000円ということで新規に計上をさせていただいているところでございます。事業内容といたしましては、交流会館内の3階のホール、また健康にかかわらず親子で遊べる場のスペースを確保するため、遊具やマットを設置して環境を整えると。また、多目的ホールの予約がないときには時間を空けて開放していくというものでございます。こちら遊具の購入費用というふうな形になっております。

以上、一覧表のほうのご説明をさせていただきました。

また、もう一つ、資料ナンバー2というふうな形で、第2次総合戦略という冊子をお配りをさせていただきました。いろいろと全員協議会で協議をした中で修正された部分等をご説明をさせていただきましたが、昨日総合計画の議決もいただきました。そこで併せて総合戦略の策定というふうな形にさせていただきましたので、改めて冊子をお配りをさせていただきますので、後ほどでもよろしいですので、御覧いただきたいと思いますところでございます。

それでは、予算書のほうに戻りまして、ご説明のほうをさせていただきます。それでは、51ページ、企画費でございます。令和4年度は、1,411万7,000円の予算をお願いするものでございます。対前年度比で179万6,000円の増額というふうな形になります。右のほうの説明欄でございますが、企画事業といたしまして、こちらのほう、総合計画審議会または総合戦略の策定会議の委員の報酬または時間外勤務手

当というふうな形で、令和3年度につきましては、4回分報酬のほうを見ておりましたが、令和4年度は1回というふうな形で計上をさせていただいているところでございます。

52ページになります。10節需用費、印刷製本費でございますが、こちらのほう96万5,000円を計上しております。こちらのほうは、総合計画の冊子を印刷する経費といたしまして、令和4年度に計上をさせていただきました。こちらの本編のほうの印刷または概要版を印刷する経費というふうな形で、こちらのほうを計上をさせていただいたところでございます。

続きまして、連携中枢都市圏連携事業でございます。こちら毎年計上しておりますけれども、新潟市を中心とした12の市町村で連携をしているものでございますが、移住、定住に関する経費というふうな形で計上をさせていただきました。

続きまして、ふるさと田上応援寄附金事業でございます。こちら1,245万7,000円というふうな形で計上させていただいております。

7節の報償費、ふるさと応援寄附金記念品というふうな形でございます。こちらゴルフ場や湯田上温泉の利用券の補助券を使った場合にお支払いをする経費というふうな形になっております。こちらのほう、歳入でもちょっとお話をさせていただきましたが、寄附金額を増額というふうな形で、見込みもこっちの使う分も多くなるだろうというふうな形での部分で算出いたしまして、383万円というふうな形で計上をさせていただいているというふうなことでございます。

続きまして、11節役務費、手数料でございます。こちら、手数料に関しましては、クレジットの手数料というふうな形になりますが、ポータルサイトを利用している5社分というふうな形で、1社分に関しましては委託料に含まれるというふうな形でございますが、5社分のクレジットの手数料というふうな形になります。

12節委託料というふうな形になりますが、ふるさと応援寄附金事業支援業務委託料というふうな形で、今回の寄附額の総額1,800万円を想定いたしまして算出をいたしまして、委託料のほう算出をしておるところでございます。

続きまして、53ページの8目地域づくり推進事業費でございます。こちら令和4年度は196万1,000円の予算をお願いするものでございます。対前年比で67万2,000円の増というふうな形になっております。右のほうの説明欄を御覧いただきたいと思いますと思いますが、成増地区児童交流事業というふうな形で、こちら毎年児童交流というふうな形で行っておりますけれども、令和4年度に関しましては、今回田上町で行うというふうな形で、野球の交流というふうな形になっております。令和3年度に関

しましては、成増地区を会場にする予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により中止になったというふうな形でございます。令和4年度に関しまして、新型コロナウイルスの心配もされますけれども、今回田上町を会場に行く予定で経費に関して若干増額となっているという状況でございます。

3節職員手当等、時間外勤務手当が増の部分、または10節需用費に食糧費、こちらで食事を提供したりするというふうな形で増額になっております。

続きまして、ふるさと田上会交流事業というふうな形でございます。こちらが64万1,000円でございます。令和3年度に関しましては、このふるさと田上会の交流事業、新型コロナウイルスの影響により事業が中止になりました。令和4年度は、新型コロナウイルスの影響も心配されますが、中止になった令和4年1月の新年総会を夏頃に実施をするというふうなことでございます。また、通常の令和5年1月の新年総会も実施をするということで、2回分の新年総会の参加費を計上させていただいているところでございます。

また、18節負担金補助及び交付金でございますが、ふるさと田上会の助成というふうな形で、42万円というふうな形で計上させていただいているところでございますが、こちら通常の活動助成ということで10万円というふうな形で毎年行っておるのですけれども、令和4年度に関しましては、平成26年にふるさと田上会が里帰りバスツアーというものをやっております、貸切バスのその部分を町のほうで補助をしたというふうな経緯があります。ふるさと田上会では、5年周期ごとに実施を考えていましたが、令和2年度の道の駅の完成に合わせて実施をしたいというふうなこともあり、そこでの計画をしたのですけれども、新型コロナウイルスの関係によりまして延期というふうな形が続いておりました。令和4年度に関して実施をしたいというふうなことで、以前と同じようにバス代の補助をしていきたいということで、その分32万円計上させていただいたところでございます。

続きまして、54ページになります。成増地区交流事業ということでございます。こちら成増地区で実施いたします農業まつり、梅まつりの経費というふうなことで34万円を計上しておるところでございます。

7節の報償費でございます。宿泊実費報償というふうな形で10万円。こちら、今まで農業まつり、梅まつりに参加する場合、成増地区の研修センターということで宿泊をして、寝具代のみの負担であったのですけれども、施設のほうが開鎖になったというふうな形で、今後ホテル宿泊というふうな形に変更になりました。そういった部分もありますので、参加者に宿泊の実費の報償というふうな形でお支払いを

していききたいというふうな形で、今回10名分2回というふうな形で10万円を計上させていただきました。あと、成増地区の関係につきましては、毎年経常的に計上しているものでございます。

続きまして、54ページ、9目広報費でございます。こちら説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、こちらは広報紙「きずな」の印刷に係る経費というふうな形でございます。また、先ほど総合戦略の一覧表の部分でご説明をさせていただきましたが、1番のモニターの購入の部分があります。そちらのほうを備品購入費で購入をしたいというふうな形で、備品購入費85万2,000円というふうな形で、そのうちのモニター分が63万5,000円でございます。残りの部分に関しましては、広報機材が大分古くなってきているというふうな形で、デジタルカメラやストロボ、またそれに最近CM等撮影する編集ソフト、そちらのほうを購入をしていききたいというふうな内容でございます。

続きまして、55ページ、10目少子化・定住対策費というふうな形でございます。令和4年度377万9,000円、対前年比で160万7,000円の減額というふうな形になっております。こちらのほうが、右のほうの説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、こちら毎年実施しております7節のところ入学祝い品ということで73万5,000円。こちらのほうは子育て応援米または体操着の購入補助券5,000円分を選択して、皆さんのほうに補助をしているというふうなことでございます。

また、18節でございます。移住支援金、こちらのほうも先ほどの一覧表で説明をさせていただきましたナンバー2の部分で、この移住支援金の190万円を計上しているというふうな形でございます。また、移住者住宅賃貸支援金12万円、こちらが一覧表でいうナンバー3の12万円でございます。また、その下、お試し移住宿泊補助金10万5,000円につきましては、一覧表でいうナンバー4の10万5,000円を計上しているところでございます。

少子化・定住対策事業費につきましては以上でございます。

町民課長（田中國明君） それでは、予算書56ページ、2項徴税費、1目税務総務費について説明をさせていただきます。これにつきましては、税務係7名分の人件費の関係が主なものでありまして、そのほとんどが経常経費になります。令和4年度の予算額といたしましては4,695万1,000円ということで、令和3年度と比較いたしますと87万3,000円の増額となっております。この増額の要因でありますけれども、人事異動に伴う職員の入れ替わりによる職員人件費の増ということでもありますので、お願いいたします。

それから、57ページのほうをお願いしたいと思います。2目賦課徴収費の関係でありますけれども、この内容といたしましては、各種税の徴収に必要となります電算関係業務委託料であるとか納税通知書印刷代のほか、郵送料等の、ここも経常経費が主なものであります。令和4年度の予算額といたしましては2,143万2,000円ということございまして、令和3年度と比較いたしますと511万4,000円の増額となっております。増額となりました要因につきましては、令和6年度評価替に向けた標準地の鑑定評価業務委託料584万5,000円の皆増によるものでありますので、よろしくをお願いいたします。ちなみに、鑑定する地点数としましては81地点の鑑定を行うということでもあります。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、続きまして3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の関係になります。内容といたしましては、住民係、保険係の人件費のほか、窓口業務で使用いたします戸籍関係の電算業務委託料あるいはシステム使用料、それから住民基本台帳システムの運用に係る電算業務委託料のほか、個人番号カードの交付に係る関連経費が主なものであります。令和4年度の予算額といたしましては7,327万4,000円で、令和3年度と比較いたしますと138万4,000円の減額となっております。減額の要因につきましては、ここも人事異動に伴う職員の入れ替わりによる人件費の減によるものが主なものであります。目の中の各事業において新規に取り組むものが結構ありますので、説明欄のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、右側の1つ目の戸籍住民基本台帳費の関係でありますけれども、まずこの57ページが一番下のところから2つ目のところに……

(何事か声あり)

町民課長(田中國明君) 59ページです。すみません。失礼しました。59ページの下から2つ目のところに戸籍システム符号取得関連作業委託料というところがありますが、これ令和3年度の当初予算で計上させていただいておりました戸籍情報とマイナンバーを連動させるための符号を作成するための作業ということで、これ令和3年度計上しておったのですが、国からの通知によりまして、田上町は令和3年度ではなく令和4年の9月12日にそれを実施するということで、一旦12月議会で減額をさせていただいたものであります。それを新たにまた今回、令和4年9月12日にその作業をやるということで、同額を計上させていただいたものであります。

それから、その下の一番下のところ、戸籍情報システム改修業務委託料の関係になります。この金額が非常に大きいのですが、次のページはぐっていただきますと

532万4,000円という金額であります。この内容につきましては、戸籍法の一部を改正する法律によりまして、町の戸籍情報システムと法務省が構築いたします戸籍情報連携システムとの間で情報連携を可能とするものでありまして、このシステムを改修することによりまして、1つ目として、戸籍証明書等の広域交付が可能になると。それから、2つ目として、副本記録情報の参照もまたできると。それから、3つ目として、届け書等情報の作成及び保存が可能となりまして、結果、この3つができることで非本籍人が届出時添付していた戸籍書類等が不要となり、非常に利便性が向上するのだというようなことの説明がなされているところであります。また、非本籍人の戸籍証明書等を交付することも例えば田上町できると。田上町に本籍がなくても戸籍を交付することができるというシステムの構築をするということで、それらの経費が今言ったのでかかってくるということで、新年度でお願いしたいというものであります。

それから、60ページのその下の17節備品購入費のところになりますが、戸籍情報システム機器等ということで、それらに伴う備品を買わせていただきたいという内容です。戸籍情報システムの構築に伴いまして、戸籍業務の運用変更とセキュリティ強化のため、町の戸籍情報システムに対して新たな機器等の導入が必要となるということでありまして、何を言っているのだということになるのですが、実際が変わる内容としては、生体認証機及び簡易ソフトウェアというのが必要になってくると。それから、戸籍のそれを読むためにA3用スキャナーが必要になってくるということで、それらを買わせていただきたいということでありまして、それで、ここにつきましては、財源は全て国からの補助金で100%賄えるという状況でございますので、よろしく願いいたします。

それから、60ページの一番下のところのマイナンバーカード事業のところでありまして、予算額といたしまして634万円ということで予算が計上されているところでありますけれども、そこから61ページにつながりますが、令和4年度におきましては、先般の一般質問ときに渡邊議員のほうからの質問もいただいておりましたが、田上町、マイナンバーカードの人口に対する交付枚数率が非常に少ないというような状況等もありまして、県のほうからも盛んに様々な取り組みをするよう申入れを受けているところであります。それで、田上町としましては、まず1つ目は出張申請、企業のほうに出向いて出張申請をやりたいと。ここについては、なかなか直営では難しいので、これについては業務委託をさせていただきたいということで、61ページの12節のところに出張申請受付等業務委託料ということで、122万円を予算計

上させていただいているということでもあります。出張申請、企業に出向くときはそういうふうな形でお願いしますが、それ以外、例えば地区であったり、そういうところからの要請があれば、直営のほうでその辺は対応していきたいというふうなことで考えているところでもあります。あとそれから、取り組む内容としましては、総合窓口での申請受付サポート等を積極的にしていくために、臨時職員を週3日であるものを5日間配置をさせていただいて、対応を進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

あとそれから、61ページの一番下の備品購入費ということで、出張申請に行く関係で写真撮影用スクリーンであるとか、持っていくためのタブレットを購入をさせていただきたいということで634万円の予算を計上させていただいております。それで、この634万円につきましても、町の一般財源の持ち出しではなく、全て国からの補助金で対応可能だということでもありますので、よろしく願いいたします。

私のほうの説明は以上です。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、予算書62ページをお願いします。2款総務費、4項選挙費です。1目選挙管理委員会費は、通常的な経費に伴う部分でございます。

2目参議院議員通常選挙費、参議院議員の選挙に係る経費、今のところは令和4年7月10日を予定しているということでございます。

予算書63ページ、3目新潟県知事選挙費752万7,000円でございます。こちらは、令和4年5月29日の執行予定ということになってございます。

それから、めくっていただきまして64ページ、4目新潟県議会議員一般選挙費ということで、先ほどもちょっと説明もさせていただきましたが、こちらについては令和5年4月9日の執行予定ということで、一部令和4年にかぶさるという部分がございますので、この部分はまた来年度の予算にも出てくるような形になります。

それから、65ページ、5目町長選挙・町議会議員補欠選挙費ということで、こちらにつきましても先ほどの県知事選挙と同日でということで、令和4年5月29日に執行するというので予定をしているところでございます。こちらにつきましても、特に66ページでございますが、18節負担金補助及び交付金425万1,000円ということで、選挙公営費負担金ということで、以前全員協議会でも説明をさせていただきました選挙運動用の自動車の使用、それからポスター作成、ビラ作成ということで、こちらについて公費で今度負担をしていくというような形の部分で、こちらが新たに上がってくる経費になります。

それから、バツ目ということで、衆議院議員総選挙、令和3年度に実施されまし

たので、それがバツ目になっているというようなことでございます。

それから、この前総務産経常任委員会の所管事務調査でお話をさせていただきましたけれども、県知事選挙、同日開催する町長選挙から今度は、青海地区が第7投票所であったのですが、区長からの申出等ございまして、この選挙から第1投票所に青海地区は変更するというような形で予定をしておりますので、お願いいたします。

説明代わります。

政策推進室長（堀内 誠君） それでは、予算書67ページになります。2款5項1目統計調査総務費でございます。令和4年度498万8,000円をお願いするものでございます。こちら統計調査に係る職員の人件費、旅費等の経費であります。

2目経済統計調査費ということで、24万8,000円というふうな形で、令和3年度に比べまして35万7,000円の減額というふうな形でございます。右のほうの説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、経済センサス費というふうな形で、経済センサスの調査区管理を行うための事務用品の経費でございます。

また、住宅土地統計調査費ということで5万1,000円を計上しております。こちら、令和5年度の住宅・土地統計調査の実施に向けまして、調査単位区の設定を行う経費として計上をさせていただいているところでございます。

続きまして、68ページになります。就業構造基本調査費というふうな形で、18万7,000円というふうな形でございますが、この就業構造基本調査というふうな形で5年ごとに行っておりますが、令和4年に行うことになっておりますので、国民の就業、不就業の状況を調査するというので、調査日が令和4年10月1日というふうな形になっております。そちらに関する調査員の報酬または職員の時間外勤務手当、調査員の謝礼等を7節の報償費で見っておりますし、事務用品または郵便料を見ているというふうな形でございます。

続きまして、3目国勢調査費でございます。歳入の最後にちょっと申し上げましたが、もう一度国勢調査、令和7年度に向けて調査方法の検討とか検証のために行うものでございますが、全国で16市区町村が対象というふうな形で、基準日が令和4年6月22日というふうな形で実施をしていくところでございます。調査区が12、調査員のほうは6名で対応するというふうな形でございます。それに関する経費ということで、63万1,000円を計上をさせていただいているところでございます。

69ページに行きまして、4目教育統計調査費でございます。こちらのほう、毎年例年行っております学校基本調査の関係の経費でございます。

私からは以上です。

議会事務局長（渡辺 明君） 続きまして、6項1目監査委員費でございます。142万2,000円をお願いするものでございまして、これにつきましては経常経費となっております。監査委員に関する報酬、ページをめくっていただきまして70ページになりますが、旅費、県町村監査委員会負担金が主なものとなっております。

以上で2款総務費の説明を終わります。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時50分 再開

委員長（渡邊勝衛君） 皆さんおそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

令和4年度一般会計予算、2款総務費の関係でございますけれども、先ほど説明が終わりました。

説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、発言願います。

13番（高橋秀昌君） 資料ありますか。返礼品で60品目に今年増やすという話なのですが、実際に品目をどういうカウントしているのかなと思っていますので、その一覧表が今あるのなら出してもらいたいし。ある。

政策推進室長（堀内 誠君） 今ちょっと手持ちには資料として皆さんにお配りするのがないので、後ほどでもよろしいでしょうか。

（いいですよの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） 今日、明日朝。

（いや、今ないけど、下行けばあるの声あり）

政策推進室長（堀内 誠君） 最悪打ち出せば全体のがありますので。

（意味分かんないの声あり）

政策推進室長（堀内 誠君） ホームページのほうにも載っているのですが、そこを打ち出すような形になるかと思いますが。

（ホームページに載っているの声あり）

政策推進室長（堀内 誠君） はい。

13番（高橋秀昌君） では、後で出してください。

それから、ホームページので今思い出した。ホームページを大幅に変えるために

相当のお金を使うのだが、その結果として、おい、やっぱり見にくいではないかと言ったら職員が直せるように柔軟なホームページになるのでしょうか。それとも、一旦変えてしまうと大枠は今までどおりで変えられなくて、そういう記事の入れ出しとか、あるいは記事の中の文字のポイントや、それから文字の種類を変えることはできるけれども、大枠はやっぱり変えられないという、そういうふうになるのでしょうか。ちょっとそのところを。言わば住民の声にもっと応えて変えることができるようなのがいいのではないかと考えているのだけれども、この金ではできないのかどうか。

政策推進室長（堀内 誠君） まず第一に、やはり見やすさ、使いやすさ、皆さんが調べるのに使っていただきたいというふうな形であるものですので、そこは大前提になるかと思うのです。ただ、大枠を決めた中でどの情報をこういうふうな形で並べていくかというふうなのは、こちらのほうでいろいろ検討しながら制作していきませんが、細かい関係につきまして泉田係長のほうからお話しさせていただきますので、よろしくお願いします。

政策推進係長（泉田健一君） 総務課の泉田です。よろしくお願いいたします。

今ほどの高橋委員のご質問ですが、今回作るホームページにつきましては、利用者が必要とする情報に容易に到達できるような形であったり、またスマートフォンなどの様々なデバイスでも見やすくなるような形での提案を業者のほう、これはやっぱり専門の業者に依頼をして作成する予定でいます。ご質問の意図としては多分、一回作ったものを見にくいから大幅にリニューアルを職員でできないかということだと思うのですが、それはやはり一度ある程度形を決めてしまったものに対して、職員が大幅にリニューアルをするということではできないかと思えます。ただ、今回の仕様の中で、通常のページを大きく変えることはしないのですけれども、緊急時、災害であったりですとか、そういったときにはトップページのほうを、データが重たくならないように、表示がしやすいような形で文字情報のようなものを入れるような仕様というのも検討しておりますので、大幅に職員が手を加えるということではできませんが、そういった形で見やすいホームページを作っていこうと思っておりますので、お願いしたいと思えます。

13番（高橋秀昌君） 見やすさというのは実は人によって違うという側面があるのです。客観的に見やすいというのは、必ずしもそれぞれの町の皆さんが見やすいと感じないこともあるのです。そういう面では努力するのだということについては理解できた。そこで伺いたいのだが、ではトップページについては大枠は変えられないけれ

ども、緊急時などについては文字情報としてばんと大きく出す、フォントを大きくする、それから文字そのものを変える、フォントそのものを変える、そういうことは可能なのですか。それから、リンクといったっけ、飛ばすやつを、リンクは好きに作れるのだと思うのだけれども、その辺をちょっと確認しておきたいのです。

政策推進係長（泉田健一君） トップページのほうの災害時の今お話でいただきましたが、そこら辺は業者からの提案のものになるかと思imasるので、こちらとしては、そこは提案をお聞きした中でどこまでいけるのかというのは検討したいと思imas。

あと、もう一つが……

（フォント、それから……の声あり）

政策推進係長（泉田健一君） リンクですか。

（フォントの声あり）

政策推進係長（泉田健一君） フォントも同じような考え方です。

（リンクは今までどおりでの声あり）

政策推進係長（泉田健一君） リンクは、今までもトップページに置いてリンクできるようなところにはリンクをさせていたかと思imasますが、その辺もこれから業者選定の中で提案を受けて、できるだけページに行きやすいような形を考えていきたいと思imasるので、お願いしたいと思imas。

（文字の形や大きさも変えられるの声あり）

政策推進係長（泉田健一君） それも作っていく中での検討になりますので。

7番（今井幸代君） 関連して、ホームページ作成委託料に関して伺うのですけれども、今町のほうで考えている新しくつける機能があるのかないのか。デザインとか仕様の変更をするというふうな話ではあるのですけれども、例えば新たな機能がつくとか、例えばSEO対策どういうふうにするのかとか。あと例えばホームページ作ってユーザーテストをしてみるとか。そういうところも含めて、どういうふうな発注を総務課のほうでしようと考えているのか。また、見やすくしたいのですというのは分かるのですけれども、具体的にこの金額にはどういったことを、発注をする内容としてこの金額になっているのかということをもう少し説明をお願いしたいなというふうに思imas。

政策推進室長（堀内 誠君） 仕様の内容等の詳しいことを泉田係長のほうが調べておりますので、すみませんが、そちらのほうからお答えさせていただきます。

政策推進係長（泉田健一君） 今ほどの今井委員のご質問ですが、まず発注のかけ方と

いうところでは、業者から提案いただくプロポーザル方式でやろうと考えております。なので、ご質問にありました新たな機能ですとか、そういった部分については提案の中で盛り込まれてくる部分もありますし、また、こちらの仕様の中でもこういったのは最低限入れてくださいという形でやっていこうというふうには考えております。今対応していない部分としては、スマートフォンに対する表示、これがまず今できませんので、それができるようにするですとか。あとちょっと専門的な話になりますけれども、ホームページ自体を暗号化してセキュリティのほうも高めていこうというようなものも、今仕様の中には含めていくように考えておるところです。あと、アクセシビリティについては、国の指定基準とかもありますので、そういった部分に準拠するような形での提案を受けた中で業者選定のほうを進めていきたいというふうには考えております。

7番（今井幸代君） ホームページは町の顔とも言えるものなので、非常に重要だというふうに思っています。その中で、プロポーザルをされるということなのですけれども、プロポーザルするに当たっての要綱といたしまししょうか、こういった形で我々は提案を受けていきたいと思っているのですという、発注者側のある程度考え方がきちんと明文化されているか示されているようなものは今既に準備されているものなのか、これから作成していくものなのか、その辺りってどうなっていますか。もし、そういったものがある程度作成されているのであれば、金額もある程度大きいですから、少し我々のほうにも示していただけるといいのかなというふうには思うのですけれども。

政策推進係長（泉田健一君） すみません。来年度に向けて現在検討はしておりますが、まだ表に出せる状況ではありませんので、すみませんが、それについてはまだご提出できるものではないです。

7番（今井幸代君） 表に出せる状況ではないというのは、それは発注者側の発注のある程度どういったものにしていくかという書類の整理ができていない。考え方の整理はできているのですか。その整理ができていないのに、では何でこのことで金額が出てくるのだろうというのは正直疑問になってくるので、この数字をつくった根拠があるわけですよね。その辺りが実際この金額だけ見ても一体何を……数字、金額やっぱり大きいですから、金額だけ見ても実際どの程度何をやるのかというのが正直見えないわけです。だから、どういう発注をするのですかということは今聞いているけれども、表に出せるものがないと言われると。では、何でこの金額なのというふうな疑問が残るので、そういった部分を払拭できるような、皆さん方、きち

んとしたものをこちらに提出してください、見せてくださいということが私の質疑ですので、お願いします。

政策推進係長（泉田健一君） すみません。予算としては、今あるホームページを基本的に、情報全部を捨てるわけではありませので、その情報を新しいホームページに作り直す。ページ数としても、その中で今あるものでも要らないものは当然置いていきますし、新しいものは持っていく、基本的にはその考え方で見積りを出していただいています。あと、それと併せて機械のほうも、サーバー類のほうも更新をかけますので、それと併せた中で、正直作業量というのが正確に見える形ではありませので、基本的には今そういう考え方の下で予算のほうを組んでおります。それに対して仕様書については、今検討を進めているところではありますけれども、まだその予算の範囲の中で新たなホームページを作成する形で一応検討しておりますので。

7番（今井幸代君） あまり具体的な内容というか、答弁には正直なっていないのかなというふうには思うのですけれども。サーバーの更新等も費用がかかってくるというのは思うのですが、ある程度発注する仕様書の整理ですとか、ある程度こういった形で何をどういうふうにしていくのか、それをもって事業所のほうがいろいろ提案をしてくるのでしょうけれども、発注者側がきちんとこういうものをこうしていきたいと考えていますという企画書というか、要項になるのか、そういったものがある程度できた段階で、議会のほうにもしっかりと説明はしてしかるべきだろうというふうに思いますので、その辺りの説明は準備を進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

政策推進係長（泉田健一君） 申し訳ありません。先ほどお話ししたホームページのほう、まずリニューアルに関しては、ここの1,100万円のうちの約700万円がかかる経費として見ております。

（700万円がの声あり）

政策推進係長（泉田健一君） 700万円がホームページのリニューアルに係る作業です。残った約400万円がハードに係る、サーバー等に係る費用と今積算をしております。スケジュールとしまして、年度を明けてからプロポーザルの依頼をするための仕様書についての内容を内部で今検討しております、まだ中でもまとまっていない状態なので、先ほどお示しすることが難しいという話をさせていただきました。こちらのほうにつきましては、ホームページのほう、4月に入って5月ぐらいまでの間に仕様書のほうの完成をさせまして、プロポーザルのほうの依頼をかけたいという

ふうにご検討しております。その後、夏場ぐらい、6月、7月ぐらいに業者選定を行いまして、そこから準備に入り、10月頃から実際の改修作業に入って、年度末には、一応3月には新たなホームページのほうをお見せできるような形で考えているところでもあります。今そういうスケジュールで来年度の動きをしていこうというふうにご検討しておりますので、よろしくごお願いいたします。

7番（今井幸代君） そういった仕様書がある程度出来上がった段階で議会のほうにもしかるべき説明をしてくださいよというふうなところは大丈夫ですよ。

政策推進係長（泉田健一君） 一応議会のほうにもご意見を賜るような形で、できてからになりますけれども、お示しはさせていただこうと思います。

議長（小嶋謙一君） 事業概要一覧表の中でちょっとお聞きします。

田上町に町内で起業したいという人がまずいるとしまして、この一覧表からいきますと、まず4番のお試しのところで支援金をいただきまして、あと②、ナンバーでいきます。資料のナンバーの4番でお試しをやって、2番の移住支援金をいただいて、3番の移住者住宅支援金をいただいて、それから起業という一つの流れは私あると思うのだけれども、それ1つ確認したいと思いますが、例えばここで起業を起すのではなくて、町で今度は田舎で暮らしたいということで、仕事とか、そういうのがあった場合のことを考えていきますと、お試しの中で書いてあるのが、町の環境を知るために、あるいはそういうものを書いてあるのだけれども、環境を知るためにというその案内というか、メニューといいますか、そういうもの、例えば町でいろいろ仕事したいという、探したいとかあった場合にどんな対応しますか。町としてどういう動きをしていくのかというふうなところを2番目に聞かせください。

政策推進室長（堀内 誠君） まず、1点目のお試しで来てというふうな形でございますが、この条件等に当てはまるというふうな形で、町に移住したいというふうなことで、そういった部分でいろいろ町内を見たいというふうなことであればオーケーですし、その後、今度移住支援金というふうな話をされていましたが、移住支援金に関しましては東京圏からの方、通算5年以上というふうな形があるかと思うのですが、そういった条件に当てはまるというふうな、関東に住んでいらっしゃる方というふうな形であれば、それは条件が合えばそういった部分は可能だというふうには思いますし、また移住支援金をもらって……

（何事か声あり）

政策推進室長（堀内 誠君） 賃貸でしたっけ。住宅賃貸の部分というのは、一応それ

とセットというふうな、移住支援金をもらった方というふうな形になりますので、その部分は町のほうでは今該当はしてくるのかなというふうには考えております。だから、条件がそれぞれの施策に対してありますので、その条件をクリアすることにはなるかと思いますが。移住支援の窓口というふうな形でよろしいのでしょうか。

議長（小嶋謙一君） いや、窓口もそうだけれども、要は町で住みたいということになってくると、例えば町内のいろんな会社だとか、そういうところとある程度コンタクト取っておいて、仕事探しです。そういったところの対応というところまで考えているのかどうかということなのです。

政策推進室長（堀内 誠君） 就業に関しての部分に関しては、町では特にそこまでご用意はしていませんでした。一般的に移住支援金の中には県のマッチングサイトというふうなものはあるのですけれども、あとはハローワークというのでしょうか。そういったところをご紹介するぐらいになるのかもしれないけれども、一応そのような形で、町自体でそこをご紹介できるようなところというのは、今のところ持ち合わせていないというふうな状況です。

議長（小嶋謙一君） ということは、そしたら町の環境を知るためにと書いてあるのだけれども、これ、では来た人は勝手に、3,000円補助するから、ホテルや旅館に泊まってもらって、一人であなた、では探してくださいと、いいところ見つけてくださいということですか。そうなってしまいますよね。例えば町は、どこに何があります、こういう施設があります、仕事とか連携していて、こういうところを紹介するとか、そういった対応まで図っていかないと、ただ来た人何しに来たか分からなくなるよな。

政策推進室長（堀内 誠君） 今回、支援の関係というふうな形で、お試し宿泊補助というふうな形の部分で来ていただくというふうな形ですので、来たときに宿泊する場所の一部でも補助をしていこうというふうなことで、町内での現地の紹介とか、その辺の部分に関してまでちょっとご案内できるところがというふうな形。こちらの総務課のほうに相談をしていただければ……

（何事か声あり）

政策推進室長（堀内 誠君） 政策推進のほうで対応していくというふうな形でご案内をしていきたいというふうに……

（そういうことを聞いているんじゃないですの声あり）

議長（小嶋謙一君） そういうことではなくて、その受入れ態勢ですよ。町を知ってい

ただきたいわけでしょう、町は。どういう形で対応を図っていくかということです。暮らしの面だとか、施設案内だとかもろもろ、観光地の案内はいいけれども、例えばそういう町で仕事を見つけないのだということがあった場合、そこまで対応とか、そういうことまである程度そろえた形で考えているのかどうかということを確認したかった。

政策推進室長（堀内 誠君） 現地の部分だとかというふうな形では、ご案内というふうなのは当初考えてはいませんでした。あくまでもこちらに来て町を知っていただくというふうな形での部分でありましたので、その部分の補助をするというふうな事業の内容でございました。問合せ等があれば町のほうでは対応をしていかなければならないかなというふうには考えておるところでございます。

議長（小嶋謙一君） 問合せというのは、ではこの人たちは、来た人はどこでどういうふうな、今度それこそさっき言われた窓口とかとなるのだけれども、どこにどういうような形の仕組みで問合せとかってできるのですか、これ。

政策推進室長（堀内 誠君） 移住に関する相談の窓口として政策推進室がやっておりますので、政策推進室のほうにご連絡をいただくというふうな形になるかと思えます。

7番（今井幸代君） 単純にすごく懸念されることということ、単なる要は観光に来る人と、どうすみ分けるのということだと思いのです。実際、湯田上の支援で宿泊補助等も検討しておられると思うのですけれども、そういった施策がある中で、この移住お試し宿泊事業の中身でいえば、特段移住をするために必要なこういったことは皆さんやったださいねというような、例えば移住お試しパックみたいなものをつくるわけではないではないですか。そうなってくると、単純に観光で行こうというふうな人と、どうこれをすみ分けられるのかという疑問があるのです。そういう辺りの考え方って、移住推進をしている総務課としては、この事業どういうふうにならうといった部分を捉えているのかということは何いたいなというふうに思いますし、実際これ特段申請する方の居住地を限定しているわけではないですよ。移住支援金とかは東京都とか首都圏に限定されているものになると思うのですけれども、このお試し移住に関しては居住地限定しているものではないので、例えば新潟市の人に来ることもよしだし、ただそれが観光なのか、移住なのかというところをどういうふうにならうに皆さん方は捉えるのだろうかという、そこは非常に疑問が残るので、そのすみ分けを聞かせていただきたいなと思います。

政策推進室長（堀内 誠君） 観光と移住の部分でのすみ分けというふうな形でござい

ますが、一応事前に交付申請というふうな形で町のほうに申請を出してもらいます。そういった形で、目的というふうな形で見ているのが、町内においての居住とか仕事を探すための活動、または町の文化だとか歴史、生活環境、気候、風土などを知るための活動を行ってもらうというふうな形で、その活動についての行うというふうな事前に申請をしてもらうというふうな形で町のほうは補助を決定をしていきたいと。本人の申告で申請書を書いてもらって決定をしていくというふうな形。

7番（今井幸代君） そんなことは既にもう、申し訳ないですけども、理解はしているのです。そういうことを問うているのではなくて、実際にこれを利用しようとしたときに、こういうふうに町のもっと文化を知るとか生活環境を知るというふうな、そういう目的だったら1人3,000円補助してもらえるのだ、ああ、いいではないか、いいではないか、ラッキー、ラッキーみたいな形で、別に移住とは関係ない方がこういった制度を利用するということが大いに考えられるから、それであると少し事業の目的から外れてきてしまう可能性がありますよねと。そういった部分をどういうふうに政策推進室、そういったことを含めて町を知ってもらうということが大事だからいいのだということなのか。それとも、いや、自分たちは観光推進とか宿泊者を増やすということではなくて移住なのだから、ある程度こういった内容、こういったある程度の最低限こういったことはやっぱり移住するとあれば本来やるよねというようなことをある程度制限かけてくるのか。その辺りをきちんとやらないと、ああ、何かこういう補助制度あるのだ、ラッキーみたいなのに利用されるといけないのではないのですか、そういう危惧はないのですかという質問です。

政策推進室長（堀内 誠君） 確かにそこを見分けるところが難しいところだと思います。ですので、いただいたご意見の中で、実施の段階でその辺を再度、内容について精査していきたいというふうには考えておるところでございます。

1番（小野澤健一君） 話ちょっと変わります。午前中の予算のあらましの中でも追加の資料でご説明がありましたけれども、エネルギー価格の高騰、特に電気料が非常に高騰して、今回の説明の中でも値上がりした分の予算が上がっています。先般、私一般質問の中でもお話ししたように、今長岡技科大のコーディネーターをやっている地元の須佐君かな、いろいろ太陽光についてお話をされてきたと思うのです。いろんな課題はあるにしても、その中でこの1年かけていろいろデータを持って、脱炭素社会に向けた一環として計画策定の中で進めていきたいと、こういうお話がありました。こういったロシアのウクライナへの侵攻等で非常にエネルギー価格がこれだけ逼迫をしている。逆に言えば、その政策を前倒しをするような外部圧力

というか、背中押しがある状況だというふうに思っています。したがって、悠長にやっているとは言いませんけれども、一日でも早くそういった脱炭素社会に向けての例えば太陽光発電なら太陽光発電、こういった自賄いで自分らのエネルギーを確保できる、こういう体制に持って行っていただきたいというふうに私は思うのですが、これについてご意見を、ご意見というか、お考えをお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

総務課長（鈴木和弘君） 今ほど小野澤委員がおっしゃるように須佐さんという方をご紹介いただきまして、昨年いろいろお話をした中で、役場庁舎であれば車庫棟の上に置いてはどうかということで、経費も含めたもので積算をしていただきました。ただ、出てきたものが額も大きいです。年数も20年をするのということで、なかなか町として20年契約とかそういう部分がなじまない部分があったと。1つの業者だったものですから、町としては去年の段階で実は令和4年度に経産省が何か補助金をつけるというふうな情報を持っていました。それで、事前に調査する部分も何か補助金の対象になるみたいな話があったものですから、須佐さんのほうにはもう少し、来年やるにしても、もし補助金が使えるのであればもう少し待っていただけませんか、併せてうちも勉強させてもらわないと、さっき言ったように20年間も使うものに対して、例えば途中で駄目になったらどうなるという部分が、今まであまりそういう長期にわたってという部分がないものですから、その部分をもう少し、それでほかにはそういう業者がないのかどうかも含めた中で、少し研究する時間をいただきたいということで、逆に須佐さんのほうには待ってもらっていた。小野澤委員がおっしゃるとおりに、確かにそういうふうな、昔私が町民課にいたときに何か屋根の上に上げるとかって新潟県がやったときに、ここの屋根に上げると重量で重たいから駄目だとかという部分で頓挫した部分も昔あったのです。今はそこまで重量的に問題はないという話は聞いていますけれども、そういう経費の部分、財政的部分、今後、さっきから言うように長期の契約というのが何かはっきり、私どもとしてもちゃんとしっかり調べていかないと、その辺をしっかりともう少し時間をいただきたいということで須佐さんのほうに戻して、もしうまくいくようであれば補助金の申請とかそういう部分も、令和4年度に入ってくればそういう情報も来るかと思しますので、そういう部分も少し上手に活用しながらやっていきたいなというふうなのを、総務課の担当としてはそういうふうには実は今考えております。

1番（小野澤健一君） では、そういうことで前向きに検討をどんどんして行ってください。長岡技科大というのは、新潟大学出られた方には申し訳ないけれども、あそ

この教授というのは全国区の教授がかなりいますので、たかが田上町といえども、須佐、あれは節雄さんの孫になるのだけれども、その方がコーディネートに入って、そういった最先端の技術を吸収するチャンスだと私思うの。彼はあと1年しか在籍しないはずなので、そういった中で、今後さっき申し上げたように脱炭素社会という、世界がそこに向かっていく。その状況の中で最先端のものはどういうものかという部分はよく町のほうも勉強しながら、どういう形で採用していくか。いずれは太陽光というものは、私もう避けて通れない状況になってきているのではないかなというふうに思っているのです。その中では当然パネルについても従来よりも耐久性が高い。ただ、今懸念されるのは、その原材料が手に入らなくて、今やりたくても多分やれないと思うのです。原材料価格も高くなる。そうすると、さっきのふるさと納税の話ではないけれども、どんどん、どんどんやらないでいくと、今度やろうとしたら莫大な金かかって、なおかつ品物が無いという状況になってくる。ライフラインの一つとして避難所等でも大事な電気というものに対して、もう少し政策的な推進というか、検討を私は役場のほうに求めるし、我々もそういったものをしていかなければ駄目だというふうに思いますので、ひとつ加速度をつけて検討に入られていってほしいなというふうに思います。

以上です。

8番(椿 一春君) 私は、また話少し戻るのですが、ホームページの件なのですが、1,100万円というものすごく高い投資になったと思います。それで、ひとつ自主財源を確保する上でも、ふるさと納税のポータルサイトだったり、ふるさと納税のできるものをホームページの中に盛り込んでいただくと。そこはお金を生むホームページになりますので、時間はかかるかもしれないですけども、そこでまたふるさと納税、自主財源が確保できる、収入を生むホームページになると思いますので、ぜひぜひ検討していただければと思います。

政策推進室長(堀内 誠君) いただいたご意見参考にさせていただきたいと思います。

11番(池井 豊君) 第2次田上町総合戦略の11ページ、私、何げにさらっと見ておいってくださいなんていったって、さらっと見れないようなことが書いてありました。一番下から2つ、星印の2つ、移住ポータルサイトの開設、総務課、新規、移住定住サポーター事業、総務課、新規とありますが、この事業について一切説明受けていませんし、これに関して予算は伴わないのでしょうか。また、どんな事業なのでしょう。お聞かせください。

政策推進室長(堀内 誠君) 今回の今池井委員が言われた11ページの下2つでござい

ますが、11月の全員協議会ではお示しをさせていただいていたところでございます。移住ポータルサイトというふうな形で、移住専用のサイトを、専用ではないですけども、民間が利用できるというふうな形の、なるべくできるという部分で、そういった部分を町のほうで開設をさせていただきまして、費用のかからない部分というふうな形と。あとは移住サポーターの関係も費用かからずにやるというふうな形でのものでもございました。詳細につきましては泉田係長からお話しさせていただきますので、よろしくお願ひします。

政策推進係長（泉田健一君） 移住ポータルサイトにつきましては、民間の事業者のほうで提供しているサービスのほうを活用しまして、自治体であれば無料で使える機能を活用したサイトになっております。今もう既に3月1日からこちらのほう開設をさせていただいております。三条市や関川村が使っておりますノートというホームページの機能のほうを活用させていただきまして、もう一応公開はしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

あと、移住定住サポーターにつきましては、11月にもご説明をさせていただきましたが、町の情報などを発信してくださる方をサポーターとしまして登録をして、その方々からボランティアとして情報発信のほうをしていただく事業ということで、以前全員協議会の中でも1度ご説明をさせていただいた事業となっております。これは令和4年度から取り組みたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

6番（中野和美君） 私は、3点ほど確認したいと思ひます。

まず、1点目、これはここで質問していいものなのか、地域整備課から聞いたほうがいいのかちょっと分からないのですが、48ページ、交通安全対策費のところ……いいのですね。総務課の部分ですね。総務課の部分で、カーブミラーの設置工事、二面2台、一面1台ということだったのですけれども。これは今現在危険と思われるところはもうピックアップされているものなのか、それとも予算上この二面2台、一面1台を設置したものか、ひとつ教えてください。場所が決まっていたらそれも教えていただけるとありがたいかなと思ひます。

それで、2つ目が今度44ページのその他事業のところ、総合行政システム改修委託料のところ、今総務課長がQRコードを使った納付システムというふうにならんとおっしゃったのですけれども、このQRコードを使った納付システムというのがどの程度のシステムなのか。ただ納付書にQRコードが貼ってあって、それをコンビニやスーパーなどでピッとやって納付できるものなのか。それともラインペイ

やそういうものが使えるものなのかというの、その辺をちょっと、どういう仕様のものなのか教えてください。

そしてもう一つ、今ほど話題になっております移住のことなのですけれども、この移住の住宅の賃貸の支援金とか、お試し移住宿泊補助金なのですけれども、これはもうもちろん日本国民全員使えると思うのですが、今話題になっている海外の方がもし日本の田舎に住みたいわなんていう人がいたら、そういう方も利用可能なのか、その辺をちょっとお尋ねしたいのですが。お願いします。

総務課長（鈴木和弘君） では、交通安全のほう私が説明しますし、あとは政策推進室から説明させます。

では、48ページの交通安全対策費、私が先ほど言った二面境1台、一面境1台の3台ですが、これは地区からの要望での箇所数です。そのほか全体には12要望があったのですが、総務課のほうで内容を確認して、特に交通量が少ない、地形的になかなか確認が可能ではないかというようなことで、特に今年度、令和4年度については3か所を設置をさせていただきます。場所は、後藤、それから湯川と羽生田1区、その3か所になります。

政策推進室長（堀内 誠君） すみません、2点目の関係で総合行政のシステム改修の関係は後ほど泉田係長からご説明させていただきますが、3点目、住宅賃貸とお試し移住の関係というふうな形で言われておりますが、まず移住者の住宅賃貸支援金の関係は、移住支援金の該当者のみというふうな形で、東京圏から来るというふうな形ですので、国外からというふうな形ではできませんというふうな形になります。あと、移住お試しというふうな形でございますが、こちらのほうは特にそこまで想定はしていませんでしたけれども、今のところは町のほうでは制限をかけているというふうな状況ではないので、日本人というふうな形だけというふうな形では特に考えてはいませんけれども、一応先ほども観光と移住の関係がというふうな、分けが難しくなるというふうな形もありますので、その辺はまた検討はしてみたいというふうに思います。

政策推進係長（泉田健一君） 2点目のQRコードの印刷対応ということで、こちらは令和5年度からになりますが、固定資産税と、あと軽自動車税、町でいいますと、あとそのほか都市計画税のほうも今回の部分で対象になるのですが、田上町においては都市計画税ありませんので、それは関係ない話になります。QRコードを納付書に印刷することによって、銀行や指定金融機関のほうでもそうなのですけれども、これは一応まだシステム改修の資料として見ている分にはなりますが、インターネ

ットバンキングや、あと先ほどおっしゃられました電子マネーの関係での決済というのも想定に入れてはいるようです。今回の改修においては、納付書のほうにQRコードのほうを印刷した上で、それで支払いが金融機関でもご自宅でもできるような形での制度に令和5年度から移行されていくということに対しての対応ということで、令和4年度に改修を行う形になります。

6番（中野和美君） ありがとうございます。私、外国人になぜこだわったかという、今この情勢でいろんな地方からのウクライナの方を受け入れたいという市町村もあったりするということなので、田上町では、昨日今日の話ですけれども、どんなふうに考えていたりするのかなと思って確認させていただきました。外国人といっても、東京に住んでいて田上に住みたいという方はもちろんこの移住支援金も可能だということによろしいのでしょうか。

もう一つ、QRコードのこと分かりました。ありがとうございます。

政策推進室長（堀内 誠君） 要項の条件に合えばというふうな形では可能かと思えます。住所があるとかというふうな形もありますので、一応そのような形でございます。

2番（品田政敏君） 大型モニター4台購入についてお聞きします。

道の駅と交流会館ということでしたので、1台、1台、ましてや道の駅、例えば30インチクラスのものがあるのが今1台ありますね。それと、交流会館にも50インチクラスのものがあるように思うのですけれども、あれはどこの持ち物なのか。だから、この4台というものの割り振りと、現在の道の駅の30インチのものをどうなさるか、まずそれをお聞きしたいと思えます。

政策推進室長（堀内 誠君） 4台分でございます。まず、2台に関しましては、道の駅の情報発信施設の中に既存のモニターが2台あります。それを大型に2台取り替えるというふうな形です。今既存にあるものにつきましては、再利用を考えて、今度はガラス面のほうにも向けて外から見えるような形での活用できないかというふうな形でやる予定にしております。また、もう2台に関して、交流会館というふうな形ですが、交流会館の入り口の脇のところにガラス面がありますけれども、あれを中側から外に向けて映像等を見せて、町に来ていただいた方の目を引くような形で、そちらのほうに設置をして町の情報を流していきたいというふうな内容でございます。

2番（品田政敏君） それで、では今まであった交流会館のものというのはどこの持ち物だったのでしょうか。ありましたよね。50インチクラスのが1台ありましたよね。

政策推進室長（堀内 誠君） 交流会館のホールのところにあるモニターというふうな形ですので、こちら交流会館を整備したときに設置をしたものというふうな形ですので、一応交流会館の持ち物というふうな形になります。

2番（品田政敏君） では、それはそのまんまなのですね。よく分かりました。それで、2台あそこ使いこなせるのかなと。

それからまた、もう一点、いろいろと地域おこし等々、リフォームとかマイホームとかという業務がありましたけれども、先般のSDGsで行われた補助金のおきもマイホームとか何かありました。そのときは地元業者優先とかというようなのがありましたけれども、今回のこれに関しての業者の指定なんていうのはどうなのでしょう。

政策推進室長（堀内 誠君） リフォーム工事のことでよろしいのでしょうか。

（リフォームでもマイホーム取得でも何でも、どちらでもいいんですけど。そのいわゆる業者の声あり）

政策推進室長（堀内 誠君） リフォームに関しましては、町内業者というふうな形にさせていただいているところがございます。住宅の取得に関しては、そこまでは限定されていないというふうな形で、住宅の新築または建て売り住宅とか中古住宅の取得というふうな形になりますので、それを取得する方というふうな形になります。ただ、それは町内にあるものというふうな形になりますけれども、詳しくはもう一度地域整備課のほうにも確認はしますけれども、確認するというのは、そちらのほうで、一応私も聞いているのは、特にそこまでは限定していないというふうな形でございます。

2番（品田政敏君） お試し移住宿泊、いろんなので質問があったと思いますが、これいい案なんでしょうけれども、これは来る者拒まずで、ただ頑張っているのか、こういうのがありますよというふうなPRといいますか、その周知の仕方というものをどういうふう考えられておるのですか。

政策推進室長（堀内 誠君） 当然町のホームページを利用したりとか、例えば道の駅の情報発信施設、これからまた大型モニターを入れようかというふうな形もありますし、そういった部分で周知をしていきたいというふうには考えているところがございます。

（何事か声あり）

政策推進室長（堀内 誠君） そうです。ポータルサイトとかも見直してです。

7番（今井幸代君） 幾つかお願いしたいと思います。1つずついきたいと思います。

まず、モニターなのですけれども、流すコンテンツが重要だと思うのです、ハードより。そのコンテンツを、動画編集ソフトとかを購入したいということなので、もしかしたらこちらの直営、直営で作ることを想定しているのかなというふうに思うのですけれども、そのコンテンツ作りに非常に手間と時間を要するわけですよね。その辺りどういった対応をしていくのか。これ本当にこれだけのメニューのコンテンツ作りしようとするのと相当な作業量になってくると思います。動画編集結構大変なので。微妙な調整だったり、例えば後ろにかける音楽とどういったときにどういう文字を出していくかというタイミングの調整だったり、すごく細かいのです、動画の編集って。その動画の編集、例えば3分のものを作るにどれだけ、では制作時間かかるかというところ、その人の技術だったり、どれぐらいのクオリティーのものを作るのかというところにもよりますけれども、その辺りのコンテンツ作りに関して、どういうふうに進めていくのか教えていただけますか。

政策推進室長（堀内 誠君） 動画を当然作るのは大変時間も要するというふうなことでございます。今こちらに挙げてある項目全ての動画を作るというふうな形ではございません。文字情報として出すものもあります。ですので、特に町のプロモーションというふうな形であればもう既に出来上がっているものもありますので、そういった部分、またはあとCM作成というふうな形も町のほうでテレビ局の取材とかのときに作成したものがありますので、そういった部分を掲載したりとか。また、新たに動画等を作成するとなれば職員対応というふうな形、それは数は多くはないと思うのですけれども、そういった部分も含めて町のほうで対応していくというふうな形になるかと思えます。

7番（今井幸代君） そういうふうに対応するというのは分かっているのです。文字情報にしても、例えばどういうコンテンツであればきちんと認知性があるって、ああ、こういうふうなものをやっているのねというふうに見てもらえるかとか。取りあえずただ文字情報だけ載せればいいというものではないわけです。きちんとそういう広告性を持ってといいたいでしょうか、そういった部分をしっかり捉えて、流す動画であれ、それが映像ではなくて文字情報としてのムービーというか、動画というか、映像を作るのだとしても、スキルとどういった出し方をすれば訴求性があるのかとか、そういったことをきちんと考えて作らないと、全く訴求性のないものを流していくと、やっぱり何か田上町ちょっとダサいなとか思われたら嫌ではないですか。そういった部分をしっかり意識して作らないといけないわけだから、そういった部分を見ると、自分たちで作っていくという方針はいいのだけれども、そもそもマ

ンパワーにそこまでの余裕が果たしてあるのかという部分はやっぱり疑問があるのです。取りあえずやっつけで作って、これを作りまいたみたいにするのだったら、それだったら人をきちんとそのために一定程度、作品これだけ作ってくださいという委託に出す、外注するのも含めて、きちんと考える必要があるのではないのかというふうに思うのです。担当課として、取りあえず自分たちで作るというふうにおっしゃっていますけれども、その辺りの本当にPRをする、広告をする、発信をする、訴求性はどういうふうにしていくかということを抑えて、この辺りはよく内容を練っていただきたいなというふうに思います。いつそういうコンテンツを流すかという時間帯もありますよね。道の駅に来る曜日や時間帯によって客層は変わるわけではないですか。そういった部分にあって、どういったコンテンツを流していくかとか。そういった部分は道の駅ともよく連携をして、どういったものをどういったタイミングでやっていくのかということも含めて、この辺りはしっかりと検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次なのですけれども、交通安全対策事業になります。これ具体的にどうということではなくて、少しこの1年、1年というか、検討してほしいというふうに思っているのですけれども、学校のPTAのほうから上がってくる交通安全に関する要望であると思います。その要望が提出される時期が県の予算要望を上げる時期と大分タイムラグがあって、1年遅れで実際要望されているというのが今の実態ですよ。その結果として、令和3年度少々トラブルがありました。そういった部分を含めて、しっかりと地域の交通安全、学校から出されているような交通安全の要望は地区要望にまとめてもらうような形にして、PTAから上げてもらうようなものは、学校の施設ですとか環境改善とか、学校に関わるものに分けたほうがそういったタイムラグを生まずにスムーズな県に対する要望等にもつながっていくと思うので、そういった部分を区長会のほうの皆さんとも相談して、地区のPTAの要望等は地区に関する要望、ここにカーブミラーつけてほしいとか、ここに交通安全の看板つけてほしいとか、例えばそういった交通安全とかに対するような要望は、地区要望にまとめていただくようなことも検討していただいたほうがいいのではないかなと思うので、それはぜひ検討をお願いしたいなというふうに思います。

総務課長（鈴木和弘君） 今、今井委員がおっしゃる部分、PTAの要望を地区要望に要望してくれということになるのですよね。そうすると今度教育委員会が、そもそも中の問題ではないかという話になるかもしれませんが、教育委員会自身が毎年PTAから要望をもらったものをそれぞれ関係するところに、例えばカーブミ

ラーであれば総務課、道路関係なら地域整備課で、これ回答してくださいというのが現状今なっているのです。ですので、そこは逆に言うと教育委員会に私どもで言える部分があるのかという部分があるのですが、逆に教育委員会で今どういう形の中でそういう要望取りをしていて、うちとしては結局区長に話をしてくれというのは、区長が全く聞いていないのに、区長がそんなところいいと言われてしまうとまたうまくないという部分で、恐らく私どもとしてはそういう形をできれば通してくれという、うちのほうの要望が上がってくればそういう形の話はさせていただいているかと思うのですけれども、教育委員会がどんな形で取って、3校何か取って要望が来るとうちのほうに来るので、こういうのが来たので対応してくださいという形が来るものですから、もしであれば教育委員会の中で、それをもう少し早めに要望して、そういうふうなものを話ができるという形が教育委員会がP T Aを通じて何かできるようなのであれば、私どもとしてはそうやって上がってくればちゃんとそれなりに現場を見るなりして、必要であれば予算をつけるなりの措置はさせていただきますので、そういう形の対応を教育委員会にも少し言っていただければなと思うのですが。

7番（今井幸代君） 教育委員会のほうにも話しするのですけれども、交通安全の担当のほうとしても、そういったほうがよりスムーズに県関係の事業要望等もできると思うので、担当課としてもそういった部分を進めていただきたい、声をかけていただきたいということです、お願いします。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） 私から1つだけお願いしたいのですけれども、非常に委員のほうから質疑するわけなのですけれども、なかなか回答がスムーズにいかなくて、時間ばかりかかって全然進まないような状態になっておりますので、特に明日からまだ3日間ありますので、できる限り執行側でなるべく回答がスムーズに出るようにしててください。お願いしたいと思います。

本日の審査はこれで終了いたしました。

執行の皆様、お疲れさまでした。委員の皆さんはしばらくお待ちください。

本日の審査報告ですが、質問数と総括質疑について副委員長から報告をお願いします。

副委員長（藤田直一君） それでは、質疑が77件ありました。総括質疑が1件でございます。

総括質疑についてここで読ませていただきます。指定寄附金、ふるさと納税、もっと頑張れ。指定寄附金1,800万円は、はっきり言って足りません。

(1桁足りないの声あり)

副委員長(藤田直一君) 1桁足りませんだな。すみません、字が読めなくて。1桁足りません。積極的に取り組んでいく姿勢が見られません。道の駅と連携して多品目化をしてもらいたいということです。それから、もっと担当者を増やして体制の充実を図るべし。ほか市町村に学び、もっと強化をしてください。

以上でございます。

委員長(渡邊勝衛君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時59分 散会

令和4年第1回定例会
予算審査特別委員会会議録
(第2日)

-
- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和4年3月18日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 委員外出席議員
- 議長 小嶋 謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-----------------|--------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 教育委員会
事務局 局長 | 小林 亨 |
| 教育長 | 安中 長市 | 産業振興課長補佐 | 近藤 拓哉 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠 | 保健福祉課長補佐 | 棚橋 康夫 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 保健福祉課副参事 | 渡辺 絵美子 |
| 産業振興課長 | 佐藤 正 | 産業振興課主事 | 村山 孝徳 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件

議案第 2 1 号 令和 4 年度田上町一般会計予算議定について中

- 歳 出 3 款 民生費
- 4 款 衛生費
- 5 款 労働費
- 6 款 農林水産業費
- 7 款 商工費
- 8 款 土木費

午前9時00分 開 議

委員長（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。今日は、暦の上では彼岸の入りというような日でございます。月日は早いもので、あっという間にもう3月が中旬を迎えたということになるかと思えます。今日、私は朝起きたら、10年前に河津桜を買ってきました。今日、一輪の花が咲いておりました。もし私の家の前を通ったら花を見ていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

それで、今日は予算審査特別委員会も2日目でございます。今日が一番皆さんから質疑が出る日ではないかと私は思っておりますけれども、どしどし出していただきまして、また執行のほうからの回答をいただきたいと思えます。できる限り短く簡潔にお願いしたいと思えます。

委員の本日の出席は13名全員であります。

三條新聞社より傍聴の申出があり、これを許可しますので、報告いたします。

これより審査に入りますが、昨日に引き続き審査を進めてまいります。

それでは、これより議案第21号、令和4年度一般会計予算、3款民生費について始めたいと思えますので、よろしく申し上げます。

それでは、着座で進めてまいります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） おはようございます。保健福祉課の棚橋と申します。

よろしくお願いいたします。

まずはじめに、保健福祉課の令和4年度の予算につきましては、令和3年度と比較しましてそれほど大きな変化というものはありませんで、基本的には令和3年度のものを引き続きという形で予算編成を行いました。といいますのも、令和3年度に既存事業の見直しですとか、統合、廃止などを実施いたしまして、それで1年間動いてきてみまして、そのままの続きということですが、そういった中で令和4年度につきましては、大きな変化というのはそれほどございません。ただし、幾つか新規事業にも取り組んでまいりますので、その辺り特徴的な部分を中心に説明させていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

今日使います資料ですが、予算書のほかに、今日お配りさせていただきましたA4、2枚留めた令和4年3月18日予算審査特別委員会保健福祉課資料というものと。あと、今日総務課が作って机の上にお配りさせていただきました、新型コロナウイルス

ルス感染症対策地方臨時交付金の令和4年3月18日予算審査特別委員会総務課当日資料。それから、昨日総務課のほうで第2次総合戦略の関係でA3の紙2枚ほどのものをお配りさせていただいたかと思うのですが、こちらのほうを使って説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3款の説明のほうに入らせていただきたいと思います。予算書70ページのほうをお開きください。3款民生費につきましては、高齢者や障がい者、児童福祉などに係る事業などを行う民生費になっておりまして、3款全体といたしましては今年度予算13億2,032万1,000円となり、令和3年度に比較しまして0.3%の減額、419万1,000円の減額予算となっております。

それでは、3款1項1目社会福祉総務費でございます。令和4年度予算1億5,378万5,000円を計上いたしました。対令和3年度の比較で671万8,000円の減額となっております。右のほうの説明欄に移りますが、まず最初の事業としまして社会福祉総務事業、こちらは民生費に係る総務的な部分の費用になっておりまして、保健福祉課の福祉系の職員9名分の人件費ですとか。あと町の福祉委員、民生委員、児童委員になりますが、そういった方の報酬などをこちらの予算のほうで計上させていただいております。この中で特徴的なものといいますと、1ページはぐっていただきまして72ページのほうに移りますが、72ページ中ほど、18節負担金補助及び交付金の続きになりますけれども、上から4つ目のところに社会福祉協議会補助金1,800万円ということで、予算を計上させていただきました。こちらにつきましては、対令和3年度比で444万2,000円の減額ということで、大きな額の減額となっております。これにつきましては、町の財政的な部分ですとか、そういったいろんなことを考慮しまして、町長指示によりまして補助金の見直しをできるところを見直すということで、社会福祉協議会のほうと協議を重ねてきた中、令和4年度予算につきましては、減額ということで予算計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それから、下の27節繰出金ですが、まず国民健康保険特別会計繰出金、こちらが対前年度比で439万9,000円の減額となっております。こちらにつきましては、来週になりますが、国保特会のほうでご説明申し上げます。

続きまして、事業の黒いひし形のところになりますが、社会福祉総務費その他事業、こちらにつきましては、地域福祉基金の利子の積立てということで計上させていただいております。令和3年度につきましても、指定寄附等があった場合にこちらのほうに積まさせていただいたりしまして、あと福祉に係る必要な事業のときに、

こちらの基金を取り崩して活用するというふうな基金になっておりますが、令和3年度末の残高で1,867万9,000円ほどの残高となっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2目のほうに移ります。2目老人福祉費です。令和4年度予算3億9,189万6,000円となり、対令和3年度比で841万3,000円の増額予算となっております。右側説明欄ですが、老人福祉事業です。こちらは、高齢者の在宅生活等を支援する経費などを計上させていただいております。特徴的なところとしまして、次のページ、73ページになりますが、12節委託料の中の5番目でしょうか、地域たすけあい事業委託料25万円ということで計上させていただいております。こちら金額につきましては、令和3年度と変わりはありません。こちらにつきましては、昨日総務課のほうでお配りしました第2次総合戦略、こちらのほうの2ページの5番のところに地域たすけあい事業ということで、総合戦略として取り組む事業として計上させていただいております。

(2ページの5番ってどのこと言うてるの声あり)

保健福祉課長補佐(棚橋康夫君) すみません。第2次総合戦略、A3の横判の3月17日の日付でお配りしている資料になります。その2ページ目の5番のところに地域たすけあい事業ということで、25万円計上させていただいております。内容としては変化はないのですが、この中で単価のほうを見直させていただいております。令和3年度よりもちょっと、単価のほう見直しということで、令和4年度から執行させていただきたいと思いましたが、今資料、すみません、つけておりませんが、そういった形でこちらの総合戦略のほうにも載せさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、予算書のほう戻っていただきまして、73ページの一番下から2番目の行になりますが、こちらに新規事業としまして難聴者補聴器購入費助成25万円ということで、新規に計上させていただきました。こちらにつきましても、第2次総合戦略、今ほど御覧いただきました2ページの次の6番のところ、こちらに載せさせていただいておりますし、あと、今日保健福祉課資料としてお配りしましたA4判の資料のほうにも1ページ、2ページのほうに、今担当課のほうで考えているこれチラシといいますか、その案になりますけれども、それを載せさせていただいておりますので、こちらのほう、A4のほうを御覧ください。こちらにつきましては、内容、目的としましてコミュニケーション能力の向上ということで、社会参加の促進ですとか、あと認知症予防、それから会話、耳が聞こえにくいと閉じ籠もりがち

になるということで、それを防止するという意味で、ひきこもり予防という観点から、通常ですと身体障害者手帳を持っている方ですと補装具という補助対象になるのですが、その対象までいかない人、もうちょっと軽い方を対象に補聴器の補助を行って、なるべく外に出て認知症等を予防していこうというふうなことを目的に、補助をさせていただくような形で作らせていただいたものです。2ページをお願いします。一応その補助を受けるための流れとしましては、まず、役場のほうに申請書をお出しいただきます。その際には、お医者さんのほうから意見書、障害者手帳の範囲まではいかないのですが、耳が聞こえづらいということで、そういった意見書を書いていただきまして、その意見書と。あと実際に購入する予定の用具を販売店のほうから見積書をもらっていただきまして、それを申請書に併せて町のほうに提出いただきます。町のほうでその中身を審査しまして、その要件に合っているということですので決定通知を送らせていただきまして、決定を受けた後に販売店のほうで購入しまして、自己負担があればその自己負担分をお支払いいただき、その残り分は今度最後に事業所のほうから町のほうに請求が来て、その残りの代金を町から事業所にお支払いするというふうな、ざっと言いますとそういった流れでなっておりますので、よろしく願いいたします。予算としましては、1人当たり、基準額として一番高くても5万円、掛ける5人分ということで予算計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、予算書のほうに戻っていただきまして、予算書74ページのほうをお願いいたします。27節繰出金の続きになりますが、一番上ですが、介護保険特別会計繰出金1億9,910万5,000円ということで、対令和3年度比で350万3,000円の増額予算となっております。こちらにつきましては、来週になりますが、介護保険特別会計のほうでご説明申し上げます。

その次の後期高齢者医療特別会計繰出金です。4,563万円ということで、対令和3年度比で200万8,000円の増額となっております。こちらにつきましても、来週の後期高齢者医療特別会計のほうでご説明申し上げます。

続きまして、老人福祉その他事業です。こちらにつきましては、コミュニティデイホームくつろぎの家、ふれあいの家の運営に係る経費のほうを計上させていただいております。

その次、敬老事業になります。308万7,000円。こちらにつきましては、敬老会を行う経費ということで計上させていただいております。敬老記念品としまして、令和4年度100歳になる予定の方が7名、それから88歳、米寿の方が84名というこ

とで、記念品のほうを予定しております。それから、18節負担金補助及び交付金のほうでは、75歳以上の方2,413名の予定ですので、その方の敬老会補助ということで予算を計上させていただいております。

その次、後期高齢者医療費のほうにつきましては……では、すみません、説明代わりますので。

町民課長（田中國明君） 後期高齢者医療の関係でありますけれども、これにつきましては、広域連合の算定に基づいた金額ということで1億832万1,000円をお願いするものでありますので、よろしく願いいたします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） それでは、引き続き3目障害者福祉費の説明のほうに入らせていただきます。令和4年度予算2億8,375万7,000円となり、対令和3年度比で834万8,000円の減額予算とさせていただきました。右の説明欄に移りますが、まず障害者福祉事業です。こちらにつきましては、障がい者に係る経費ということで、重度心身障害者医療費助成、通称県障というふうに呼んでおりますが、医療費助成ですとか、あと中越福祉事務組合負担金ですとか、そういった経費のほうを計上させていただいております。こちらにつきましては、例年どおりの予算となっておりますので、よろしく願いいたします。

次、75ページの下のほうを見ていただきまして、障害者ふれあいセンター管理費です。こちらは、役場の裏手にあります障害者ふれあいセンターやすらぎの家、そこに係る運営経費のほうとなっております。こちらにつきましても通常経費となっておりますので、よろしく願いいたします。

1ページはぐっていただきまして、76ページのほうをお願いいたします。障害者自立支援事業2億4,271万円ということで、対令和3年度比で646万9,000円の減額予算とさせていただきました。こちらにつきましては、障がい福祉サービスに係る経費ということで、例えば在宅サービスということで障がい者のヘルパーですとか。あとショートステイに係る経費、それから日中活動ということで、例えば社会福祉協議会のほうの日中通ってこられる生活介護ですとか、就労Bですとか、そういった経費がこちらのほうに含まれております。あと、障がい者の施設入所に係る経費もこちらのほうで計上しているところです。

77ページ上のほうです。19節扶助費ですが、こちら合計で2億3,424万円ということで、対前年度比646万円の減額予算とさせていただきました。こちらにつきましては、利用者というのはそれほど減ってはいないのですけれども、実績見込みのほうから予算を減額ということで、足りそうということで今年度減額させていただ

いておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4目母子父子福祉費、令和4年度予算538万4,000円とさせていただきました。対令和3年度比18万1,000円の減額予算です。こちらにつきましては、ひとり親家庭等医療費助成事業ということで、ひとり親家庭に係る医療費の助成をこちらのほうで行っております。予算規模につきましては、例年どおりとなっております。

続きまして、5目老人福祉施設費、令和4年度予算2,012万1,000円とさせていただきました。対令和3年度比で45万5,000円の増額となっております。こちらは、まず老人福祉センター管理事業ということで、川船にあります老人福祉センターの管理に係る経費をこちらで計上させていただいております。

めくっていただきまして、78ページです。下のほうに今度老人福祉センター管理その他事業ということで、33万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、老人福祉センターに係る修繕ですとか、必要な用品等のいろいろなものが出てきますので、窓口的な意味合いで修繕料等を上げさせていただいております。

次のページ、79ページです。心起園管理事業1,094万7,000円。こちらにつきましては、山田にあります心起園の管理費に係るものを計上させていただいております。それで、この中で、10節需用費のうち、燃料費ということで227万7,000円を計上させていただいておりますが、こちらが対令和3年度比で29万5,000円の増額とさせていただいております。こちらにつきましては、お湯の温度を上げるのに重油を使うのですけれども、重油の単価が高くなっている影響で増額とさせていただいております。それから、その2つ下の光熱水費360万1,000円ということで、こちらも36万8,000円の増額をさせていただいております。こちらにつきましても、やはり電気料が値上げになっているということで、増額ということでお願いしております。

それから、次のページ、80ページのほうを御覧ください。80ページ、心起園管理その他事業30万円ということで、こちらにつきましても心起園の修繕料、窓口ということで30万円を計上させていただいております。

すみません、ではページ飛びまして85ページのほうをお願いいたします。85ページ、3款2項児童福祉費の3目児童手当費になります。令和4年度予算1億1,842万6,000円とさせていただき、対令和3年度比で809万3,000円の増額とさせていただきました。右の説明欄ですが、まず最初に児童扶養手当等事務事業ということで、児童扶養手当ですとか、特別児童扶養手当に係る事務費ということで計上させてい

ただいております。こちら本体分につきましては県のほうになりますけれども、その事務費ということで補助が参りますので、その分を計上させていただいております。

それから、その下ですけれども、児童手当事業1億1,838万2,000円ということで、令和3年度比で810万円の増額予算とさせていただいております。ページをはぐっていただきまして、86ページのほうをお願いいたします。19節扶助費のほうで1億1,835万円ということで、計上させていただいております。この児童手当事業につきましては、令和3年度中に予算に大変大きな不足ということで、大変申し訳ありませんが、予算の補正をさせていただきました。そういったことも含めまして数字を精査しまして、しっかりと令和4年度予算につきましては不足とならないように見込んで、今回810万円の増額ということで予算計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

では、3款は以上になります。

委員長（渡邊勝衛君） 3款の説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 1件だけ、新規事業でイメージできないので、補聴器の件なのですけれども、私、補聴器あまり興味がなかったもので、補聴器って大体幾らぐらいから幾らぐらいのものなのかというのと。ここで購入費全額と2分の1補助ということになっているのですけれども、幾らぐらいの補聴器を買う場合というふうに想定しての全額なのか、2分の1の額なのか、そこら辺、補聴器事情を聞かせてもらえればと思います。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 補聴器、物によって本当にピンからキリまでということですが、5万円程度のものから、装飾等見た目もいいもの等を含めて50万円ぐらいまでのものですか、いろいろあります。ただ、補助の対象となるというのが、大体機能の面でいうと7万から10万円程度の補聴器になりますので、その辺りは一応補助単価ということで、補装具という、障害者総合支援法のほうで補助の対象になる、身体障害者手帳を持っている補助の対象になる基準の額というのがありますので、大体その辺はやっぱり同じように、国で示しているそういう一般的な補助のものに対しての額ということで、同じように計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

6番（中野和美君） 私も補聴器ともう一個、2点あります。

補聴器の申請のところ、もう一つこれ加えられるといいのになと思ったところが、身体障害者福祉法による指定医師というのが本当に限られていて、特に耳鼻咽喉科だけをこれは対象としているわけなので、この前段階、申請書なり意見書のペーパーをお渡しするときにも、今現在指定機関はどこどこどこどこですよというふうに、教えてあげたほうが私とても親切だろうと思います。耳鼻科が全部が全部指定されているわけではないと思うので、内科なんかでもかなり絞られているので、その辺を、まずは用紙をもらってきたら、はて、どこの医者に行って、また保健福祉課に行くとなると二度手間、三度手間になると思うので、事前にどこどこが近くではありますよというような案内はすぐされていいかと思うのです。

それと、前にも保健福祉課に私尋ねたときに、今度75ページの身体障害者自動車運転免許取得費助成というのがあります。10万円なのですけども、これ上げてくださっているのはとてもありがたいのですが、今までに利用した方があったのかどうか。あと、私はこれどういうふうに使えるのだろうかということと二、三年前に尋ねたことがあったのですが、ただそのときに就職する見込みのある人とか年齢的に若い人みたいな制限があったのですが、その辺の制限はその後軽減されているのか。免許を取ったからこそ就職できるということもあると思うので、その辺どうなったのか分かったら教えていただきたいのですが。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） まず、1点目の補聴器についてですけども、この辺りの耳鼻科の先生が大体その指定医になっておりますので、それからまたこういうふうに相談に来られる方は、基本的に耳が聞こえづらくなってどこかしら耳鼻科のほうにかかったりした中で来ますので、そういった意味では、例えば今かかっている先生が書けますよとか、そういったことをお伝えできますので、そういった意味ではお伝えできるのですけれども、広く県内で全部ここの医者とここの医者というのはまた結構、先生も指定を辞退したり、加わったりとか、2か月に1回ぐらい県のほうから来るのですけれども、そういったものもありますので、そこで相談のときに、そのかかられているお医者さん大丈夫ですよとか、そういったことで伝えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目の身体障がい者の運転免許の関係ですけども、基本的には、この制度というのがやはり身体障がい者が社会参加して就労等、社会参加ということを目的にしたものとなりますので、やはり基本的にはこれから就労に向けてとか、社会に参加してという方を対象にした制度になりますので、一定程度そういった意味でそういう予定というか、見込みといいますか、そういった方を対象にしている

目的になっておりますので、例えばかなり高齢とかで、社会参加というより取りあえず免許が欲しいというのは、目的というのですとそのまた趣旨が変わってくる部分もありますので、そういった意味ではやはり社会参加に向けた支援というふうな意味合いだと思いますので、元のところはそういった意味では変わってはおきませんので、よろしくお願いいたします。

あと、利用者は今のところ、相談はあったことはあるのですが、対象になって利用した方は今のところはいらっしゃいません。

以上です。

6番（中野和美君） 相談はあったけれども利用されることがないというのは、やはり使い勝手がいま一つ悪かったのではないかなと、その制限にどうしても引っかかってしまうというところがあるのではないかなと思うのですが、それ県とか法律上の関係もあったりして利用がしにくくなっていると思うのですが、ぜひ社会参加、免許を持っているからこそ就職できるということは絶対あると思うので、そういう働きかけを今後していっていただけたらなと思います。

それと、耳鼻咽喉科に関しては、この辺のお医者さんは大体指定機関になって、今私もホームページ見てみたら、辞退する先生、申請する先生という窓口が設けてあって、やっぱり頻繁にあるのだなとは思ったのですが、内科なんかでは全部が全部指定機関になっているわけではなかったもので、その辺どうなのかなと思って伺いました。ありがとうございました。

13番（高橋秀昌君） 補聴器の件で質問します。

ようやくにして補聴器助成を行われたということで、データを見ましたら、二、三年前まではまだ五、六市町村しかなかったのですが、今どんどん、どんどんほかの市町村も広がっています。そういう点では、田上町は後ればせながらとは言わないけれども、新しい制度として歓迎したいと思います。具体的な中身について、私も購入価格の2分の1で3万円しか出さないってどうなのだろうと思ったのです。というのは、大体今、前にもお話ししたことがあるけれども、数年前、五、六年前で30万円から40万円の補聴器が最もよく出ていますというのがあります。そういう補聴器というのは非常に長もちするし、それからもう一つ、大事な点は、補聴器をつける人が若いときは車でもって店に行くことができるけれども、だんだん、だんだん高齢になって動けなくなると、補聴器の維持管理そのものができなくなるのです。だから、契約の段階で家庭に来てくれると、そういう契約ができる場所があると、それなりの値段もかかるけれども、その後の点検、補修などには一切基本

的にはかからないという、補修や電池の交換にはかかりますが、ほかはかからないという、こういうところもあるのです。だから、そういう面で見たら、私は3万円ってどうなのだと思ったら、今課長補佐は7万円から10万円の品物という前提なので、7万円から10万円の品物を前提にすれば3万円から5万円だなという、そういうのは分かったのですが、しかし、もう少し社会的な状況をつかんでもらいたいというのが1点です。予算そのものについては評価したいと思うのですが。

そこで、もう一点伺いたいのですが、その他のところで、教育及び職業上必要と認められた場合は両耳についてそれぞれ出しましょうと。つまり、ここでいうと教育及び職業上、真に必要と認められたものについては両側の耳に装着するものそれぞれ助成するとなりましたから、この対象者は、町民税非課税世帯であれば10万円、町民税課税世帯であれば6万円を出しますよということの理解でよろしいですか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどのご質問ですが、そのとおりです。倍の補助という形になります。

13番（高橋秀昌君） 課長補佐、伺いたいだけでも、あなた眼鏡かけるとき、片側だけ直す。両方直す。これなぜなのかということです。皆さん眼帯をした経験があると思うのですが、人間の目というのは2つの目があって距離感がつかめるのです。では、人間の耳はどうか。両耳が聞こえることによって、どの方向から声が出ているか、音が出ているかを知ることができるのです。ところが、そちらの案は基本的には片耳でやるということになりますから、片耳だとすると声がどちらから聞こえてくるのかは分からない。これは専門家の話なのです。私の話ではない。私、補聴器に若いときから関心があって、しかも値段が高いものだから、いろいろあちこちで調べた結果にそういう専門家の話を聞いて、やっぱり補聴器というのは両方の耳に入れることによって会話がスムーズにいくのだそうです。だとすると、今の案は特別に教育上や職業上で必要な人しか対象にならないのでしょうか。私これは少し、まだ要項は案だということですので、ぜひ財政とも協議をするなりして、基本的には両方に入れると。もちろん中には私両方入れたくないという人もいますが、人間というのは2つの耳があることに意義があるのです。そういう点で、ここはやっぱり改善する必要があるのではないかとということを強く指摘しておきたいのですが、いかがでしょう。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） ありがとうございます。今ほどのご質問なのですが、補装具という、先ほど私説明の中で言ったのですけれども、障害者総合支援法の中で、聴覚障がいのある身体障害者手帳を持っている方が補聴器を購入するときに補助が

出る制度があるのですけれども、それその障害者総合支援法の中ですので、国、県、町が費用負担になるのですけれども、その補装具制度につきましても同じように基本的には片方というところが基本になっています。ですので、それをある程度といいますか、参考にした中で、やはり身体障害者手帳を持っている方も国のほうで認めているのが基本的には片方という部分がまず大前提にありますので、その中で対象にならない方を補助しようという制度になっていますので、委員おっしゃっていることはよく分かるのですけれども、今の中ではご意見として受け止めて、今後の検討ということで回答させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

13番（高橋秀昌君） 当初予算ではこういうふうに入れたわけだから、これに反対する意思はないのだ。しかしながら、あなたの今主張は障がい者に対するのなのだから、障がい者でない人も同じように準ずるのだという考え方なのだ。今の発言は。そうではないのです。障がい者に準ずるから出すのではないのです。高齢者の方々がコミュニケーションを豊かにする、豊かにするというのは維持する。もう一つは、認知症予防でそういうものをやりますということなわけでしょう。つまり全く意義が違うわけなのだ。全く意義が違う。だからこそなかなか市町村の中でこれが広がってこなかったのですが、多くの住民の要求などに応じて、こういう声が今全国の市町村にも広がってきたのです。だから、その意義は障がいを持っている人に準ずるからではないのです。だからこそあなたが対象者は両耳の聴力レベルが30デシベル以上と言ったでしょう。つまりこの30デシベルというのは、神経を集中すれば聞こえるが、普通にしていると聞こえないとか、そういう人が対象でしょう。障がいとは全く違う。だから、30デシベル以上というのは、極めて低いレベル、本当にちょっと聞きが悪い人も対象にしましょうという、そういう点では非常にいいことなのです。ですから、私はこの予算を撤回しろなんていう気持ちはないし、これは間違っているということではないのだが、拡充するという点について大いに研究、検討してもらいたいということ強く求めたいのですが、いかがですか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどのご意見ですけれども……

（質疑ですの声あり）

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） すみません。ご質問ですけれども、障がい者と高齢者というのは違います。すみませんでした。それで、実際補聴器のほうでご相談に来られる方ですとか、実際装着されている方は、基本的には皆さん片耳で装着して、それで不自由なくとはあれですけれども、そういった形で過ごされておきまして、その補装具のほうでも実際両耳に装着したいという相談というのは記憶にないくら

いで、あまりないのが実情です。ただ、この制度を始めたときにそういった相談、両耳どうしてもやっぱり必要だ、そうやっていくほうがコミュニケーションがよく取れるのだということであれば、その辺をお聞きした中で、またその都度対応していければと思いますので、よろしく願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 課長補佐は経験値で物を言っているのだ。つまり、私が言った両耳が必要なのだよというのは、生理的に必要なのだ。人間としてと。だから、実態として皆さん片耳につけているという人が多いからいいとか悪いの問題ではなくて、両耳というのは基本なのですよと。もちろん片耳しかつけない人もいますよと。でも、人間の生理としては、両耳がちゃんと聞こえてこそ、まともに声の方向が分かるのだよということなのです。そういう視点でいくと、その他のところの項目はふさわしくないのではないのかと私は指摘しているのです。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどのご意見も参考にさせていただきながら、また検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

13番（高橋秀昌君） そういう真摯な答弁を欲しかったので、この予算そのものに反対するつもりはないのです。やっぱり正確に捉えていくことが必要だし、何で私こういうことを強調するかというと、実は総務課にも言ったのだが、総体として予算の総体が、新年度総体が11%アップしているにもかかわらず、保健福祉はマイナスなのです。これはどうなのだいというふうに言ったら、総務課長は何と言ったかという、私は財政を切る側だから、課が言ってこなければそのままですと答えた。やっぱりそれは課が、いや、うち減るではないかと、ではこれでいいのか、そういうわけにいかないだろうという発想に立って、財政当局にもっとよこせと、財政って切る側ですから、あなた方はお金なんか心配しなくたって、要求する側なので、そういう立場で頑張ってもらいたいことを強く求めて終わります。

1番（小野澤健一君） 私は、2つ質問させていただきます。

ページ数でいくと70ページですか、民生委員のことについてお聞かせというか、ご質問します。実は私の地域で民生委員が、ある方が都合が悪くて辞められてから、なかなか次の民生委員が見つからない状況がずっと続きました。約1年間ぐらいですか。今後、民生委員の役割というのは非常に難しいというか、個人の家庭の中まで入っていく職業であるわけで、住民の中でもあの人嫌だとか、この人いいとか、そういう形で非常に人選が難しくなってくると思うのです。したがって、一人の人が長年にわたって民生委員を続けていく。その方も残念ながら毎年毎年お年を重ねて高齢化になっていくと、こういう問題が恐らく今後出てくるだろうと思う。した

がって、民生委員の確保の仕方、工夫、こういったものをどういうふうを考えていただけるのか、これ1つ質問をさせていただきます。

それから、2つ目はページ数72ページ、先ほど課長補佐からご説明があった、社会福祉協議会の補助金を見直して、昨年度比約450万円弱ですか、少なくすると、こういう形でご説明がありました。これは、今後1年ごとに社会福祉協議会宛てにやる補助金を見直していくのだということに理解をしていいのか。それともたまたま今回だけやったのか、これについて質問させていただきたいと思います。

以上2点です。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） まず、民生委員の確保についてですけれども、田上町だけではなくて、いろんなこの市町村も民生委員の確保というのはかなり苦勞しているところとして、県内でも実際ずっと欠員になっているというところもあるようです。田上町につきましては、今ほど小野澤委員おっしゃったように1地区だけしばらく不在だったのですけれども、今はなっただきまして、今全員確保はしておるのですけれども、令和4年度の12月がちょうど改選の時期になりますので、またそうするとそのところで辞めるという方もいらっしゃると思います。そういった中で、例年ですと、任期3年になるのですけれども、区長のほうから新たな候補の方ですとか、あともしいれば、その辞められる方からどんな方がいらっしゃるかということをお聞きした中でまた交渉といいますか、お願いに当たってということなのですけれども、毎回なかなか苦勞して何とかなっただきしているというところでは、県の民生委員児童委員協議会のほうでも、なかなかそういった形でどこも苦勞しているの、ほかのところはこんな形で工夫しているというのは情報等は来るのですけれども、これといったのがなかなか、いい案がないのが現状として、そういったのはこれからどんどんまた、なおさら難しくなっていくとは思いますが、ただ、これといったいい策はないのですけれども、やはりそういった方に地道にお話、何とかお願いしてという形でするしか今はないのかなというふうに思っております。すみません、答えになっているかどうかあれですけれども、よろしく申し上げます。

それから、2点目の社会福祉協議会の補助金につきましてですが、今回初めてといいますか、抜本的に今までのものを含めた中で、見直そうということで話をさせていただきました。今回かなり大幅に削減させていただきましたので、これを毎年段階的にということは今のところは考えておらず、今ここで一回見直しましたので、また当然社会情勢等いろいろ変わってくる、経営状況ですとか変わってきま

すので、また何年後かには見直すという予定はありますけれども、今のところしばらくはこれでいくのかなというふうに考えております。

以上です。

1 番（小野澤健一君） ありがとうございます。やはり民生委員は、これは本当に民生委員がいない地区になると非常に不便なのです。だから、令和4年の12月に改選だということで今ご説明ありましたけれども、ぜひともその改選のときに欠員が出ないように、それから欠員が出た場合どうするのか。例えば、私、民生委員の詳しい資格は分かりませんが、例えば地区をまたいで、上野地区なのだけれども、例えば川之下の民生委員が上野を見るとか、こんなのは実質的にはなかなか難しいとは思っただけけれども、不在だけはやはり、非常にその地域にとっては致命的なケースになり得るので、これはやっぱり避けてもらいたいし、逆にそうなったときに何かいい知恵がほかの市町村にあるのかなのか、これをひとつ研究してみたいというふうに思います。

それから、社会福祉協議会への補助金なのですが、これぜひとも毎年見直しをやるべきだろうと私思うのです。当然、お金を出すのだから、経営というか、その内容についても口も出さなければ駄目だと思っています。社会福祉協議会、ご存じのように非営利団体なわけですから、例えば余剰金の額がどれだけあるかとか、そういったものを見る中で、決して社会福祉のレベルを落とせという意味ではないけれども、町の一般会計から出す金額が妥当な金額なのかどうなのか。これはやはり社会福祉協議会のほうも決算の締めがあるのですから、そういった決算説明等の中でよく聞いて、その年度年度で補助金の額が妥当なのかどうなのか、これは検証していただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願いします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） ありがとうございます。

まず、民生委員のほうにつきましては、欠員が出ないように当たっていきたいと思いますので、ありがとうございます。

それから、社会福祉協議会につきましても、情報ですとか、そういったのを連携を密にしながら、その辺また状況をよく把握した中で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

8 番（椿 一春君） では、1点、私も社会福祉協議会の助成金について質問いたします。

今まで2,200万円だったかの補助金なのですが、人件費分とずっと聞いておりました。ですが、人件費、この辺はどうなのかって、やっぱり人件費分ですから、ど

うしようもないですというふうなことでの回答だったと思うのです。私、これ減ってきたので、またいろいろ社会福祉協議会にいろんな何か仕事の委託が行っていますよね。結構500万円で一人で何かやっているもので、なかなか成果の生み出されない事業ですとか、いろいろあるのですけれども、そういったいろんな事業がたくさん行っているからこちらを減らしてもいいというふうになったのか。その辺の社会福祉協議会とのまた協議の過程でどうしてこの400万円が可能になったかというのを聞かせください。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 社会福祉協議会との交渉につきましては、こちらのほうから、やはりずっと人件費についても多いのかなという思いがあった中で、今回改めてほかの市町村ですとか、いろんなところを確認すると、社協への補助というのは特に基準があるものではなくて、市町村によって全然考え方も違います。それで、町のほうももう一度ゼロから考え直した中で見直したということで、今までですと5人分の人件費のうち3人分が80%、2人分は100%ずつということで出していたのですけれども、その基準をゼロにして、どういった形、どの辺であれば町のほうの財政的な部分、それから社協のほうも経営状況とかそういったものを見させていただいた中で、落とすところがどの辺かなということで考え直した部分ですので、今までの続きというよりは、ここで一回考え方を整理して、話し合いをした中で、この金額に落ち着いたというところですので、全く別な考え方といえますか、一回ゼロにして積算したものになりますので、よろしく願いいたします。

8番（椿 一春君） 何か私が思う自分の勘ぐり、勘ぐりというとなれなのですけれども、いろんな事業費でなかなか仕事が、かえて人手不足、社会福祉協議会の中でいろんな事業が、たくさんの事業が向こうに委託で行っているのですけれども、なかなかそれがこなし切れず、かえてもっと人を入れてその事業を成功させるようなことのほうがいいのではないかなと思うのですけれども、結局なかなかその事業の成果、500万円だかな、上がっているもので成果を結ばない部分もあるので、それもみんな……の中の売上げの見込みの中で、不用額が400万円ぐらい出たというふうなかなと思ったのです。人件費と聞いていたので、人件費を減らさず、もっとそちらのマンパワーでもっともっといい事業が進むようなほうにやったほうが町民の幸せになるのかなというふうに私は考えて、なぜ減ったのかなというふうな理由を聞きたかったのですが、そういった何か予算が余っていると、今のその他の事業は予定どおりいっているから大丈夫だというふうに考えていいのでしょうか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほど委員おっしゃった部分の委託事業としてお願

いしてその委託分のお金を出しているものと、社会福祉協議会の法人のほうに出している補助金と別な性格になりますので、委託事業については委託の分として出して仕事をしていただいている部分ですし、この部分は法人のほうに補助として出している部分になります。それで、正直言うと、社会福祉協議会のほうはこれだけ減額されると相当厳しいという、相当というか、厳しい部分があって、実際何度か町のほうで示した額、いや、それだとやっぱり難しいというやり取りをした中でのものになりますので、ここまで落としたから、ほかのところに入ってきている部分があるから大丈夫とか、そういったのでなくて、やっぱり別個に、別個といいますか、委託の部分は委託の部分、補助の部分は補助の部分ということでなっておりますので、よろしくお願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 空中論で見えないのだ。つまり、これだと四百数十万円も減額するわけですから、では一体、令和3年までは具体的にどういう項目でどういう助成をしていたのか。団体に対する助成額は幾らで、委託がどうなのか。これ一覧表を本来だったらあなた方が事前に用意して、我々に配ってそういう今のお話をしてもらえれば状況が見えるけれども、今だと空中線で何をどう変えようとしているのかさっぱり見えないので、ぜひ具体的な項目別の数字、明らかにしてもらいたいということで、今すぐ資料出せない、きっと、出せないだろうから、後でいいから出してちょうだい。いい。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） すみません。今持ち合わせておりませんので、後ほど提出させていただきます。

7番（今井幸代君） 今ほど高橋委員のほうから資料の要求という形で、そこで整理がされるのだろうというふうに思いますが、それこそ椿委員との議論の中で、新たな考え方なのだというふうに補佐はおっしゃられていたのですけれども、その新たな考え方というのが具体的にどういった考え方に基づいてこういった金額に決定されたのだという、考え方が変わったのですという、ではその考え方の中身が示されなとなかなかこの減額に対しての理解が進まないと思うので、資料を提供していただいたときの説明の際にそういった部分もしっかりとご説明いただけるとありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

副町長（吉澤深雪君） では、若干補足というか、経緯を説明させていただきます。

町長のほうから、社協への補助、実態よく分からないので見直しというふうな指示をいたしました。その中で、社協の経営状況も実は見た中で、それなりの利潤というか、ある程度のものもあるので、今の補助は見直してもいいだろうと。基本的

な考え方としては、町の補助基準というのが実は3分の2というのが基本にあるものですから、人件費5人分と多少の事務費も含めて3分の2ということで当初試算をし、そこで社協側のほうに提示をさせてもらったと。ただ、そうしますと社協としてはやはり、あまりにも大きな差になったものですから、そこでやり取りがあって、その中で3分の2を基本としたのですが、そこまでは一気には難しいだろうということで、こちらも譲歩した中でこの額、間を取ったような形なのですが、そこで提案してみようというふうなことであります。こういう経過を含めて、では後ほど資料を提出いたしますので、お願いいたします。

12番（関根一義君） 私も関連して質問しますが、最後、副町長が出てきて答弁をされましたけれども、そこで、ああ、そういうことなのかということがぼんやりとして分かったのですけれども、補助金の見直しということ。これについて、補佐、大変ご苦労さまです。補佐の説明を受けて、補助金の見直しが課題に上がったのだなど。その結果として、社協への補助金の見直しに到達しているのだなというふうに捉えたのだからあれですけれども、そうすると補助金見直しの実態はどういうふうな状況になったのかということ。これを改めて質問しようと思ったのですが、今副町長の答弁を聞くと、この件については、町長の問題意識の中で単独の案件として、見直して中身を精査してみたらどうかというふうな指示がありましたというふうに捉えたのだけれども、どっちなのでしょう。補助金全体を見直しという、そういうものとして今回取り組んだ結果としてこういうのが生まれてきたのか。それとも後者なのかという点について明らかにしてくれますか。これは補佐よりも副町長のほうだと思いますから、そういうふうにしてください。

それから、補佐は大変だと思います。こんなところでこんな発言するというのは失礼ですけれども、本当に保健福祉課の皆さんはこの1年間大変な仕事をされてきたと思うのです。そして、これもふさわしくない発言かも知れませんが、不幸にして課長が体調を崩している中で、本当によく仕事をしてもらったということについては最後に敬意を表しておきたいと思います。ご苦労さまでした。

副町長（吉澤深雪君） 昨日の財政とのやり取りというか、要は事業見直しの関係ですよ、そのほかで幾つかメニューなりを挙げた中で、補助金全体ではなくて、個々の補助金についてそれぞれ見直しというもので俎上に上げていったと。その中で、町長から社協の補助についても見直しをぜひというふうなことで考えてもらったと。補助金全体、全てではなくて、補助金においても幾つかのものを見直していこうということでスタートしました。

12番（関根一義君） 分かりました。それなら、俎上に上げた補助金などを見直しできるかということ俎上に上げたのかというのは後ほど明らかにしてくれますか。お願いしたいと思います。

7番（今井幸代君） 全然別な案件のほうでお聞かせ願いたいと思うのですが、地域たすけあい事業のほうで単価の見直しというふうな話があったのですが、具体的なその単価の見直しの内容と。あと今登録されているボランティア団体が幾つあるのかということと併せて、この地域たすけあい事業をやっていく中で重要な要というのが、いかに地域のそういったボランティアをしてくださる団体を増やしていけるのかということだと思うのです。なかなか今の状況下でそこまでやっていくというのは、難しい部分があるのだろうというふうには思いますけれども、課としてそういったボランティア団体を増やしていくよう、それは町のボランティアセンター、社協のほうともよく連携をしてという形になると思うのですが、その辺りの今後の考え方とか、実際の取り組みとか、考えがあるのであれば教えていただきたいなと思います。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 単価のほう今回出していなくて申し訳ありません。また後日単価のほうは示させていただきたいと思います。

それから、団体としましては今4団体、4地区しかありませんでして、本田上、山田、川之下、湯川の4地区のほうで、この事業に取り組んでいただいております。それで、この事業につきましては、うちのほうでいうと、うちの課長もこの事業、すごく力を入れていまして、何とか各地区に広げたいということで考えてはいるところなのですが、地区のほうでも幾つか、どういう形でやっているのだというふうに聞かれたりして相談みたいところはありますけれども、実際立ち上げというかまではいかずにということで、なかなか広がっていないのが現状です。ただ、これからの時代に一番重要な部分であると思いますので、今すぐいい方法が見つからないのですが、何とか各地区に広がるように取り組んでいければと思いますので、よろしく願いいたします。

7番（今井幸代君） 今4地区ということなのですが、そのボランティア団体の団体のつくり方も、完全な地区単位というふうな形に縛ったほうがいいのか、いろんなやり方を考えていかなければいけないのだろうというふうにも思います。実際に単価、現在のつくられている要綱を見れば、除雪関係は時給1,000円、それ以外のこういった清掃とか、お買物とか、除草とかは1時間100円というような単価設定に今現在、見直しはされたということなのですが、そういった単価の部分

はこれから、要は一種の有償ボランティアですから、その有償ボランティアを進めていく中で、非常に大事な要素にもなり得るだろうというふうにも思いますので、まず広がらない障壁は何なのかというところを整理していく必要もあると思います。本当にこれを広げようと思うと、地道にやっぱり地域に入って、我々も含めてすけれども、地域の方に事業の必要性とか、少しずつの声かけとかやっていかなければならないのだというふうに思いますので、今、現況下の中、それをすぐにやれということは非常に難しい部分がある、ワクチンもまだまだありますし、難しいのだらうと思いますが、社協のボランティアセンターともよく相談をしていただいて、少しずつでも、1団体ずつでも増えていくように我々も含めて努力をしていかなければいけないなと思いますので、その課題の整理等はしっかりとしていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

6 番（中野和美君） 私も地域たすけあい事業のことでお尋ねします。

今、ボランティアといっても一応有償でこれは行うということでやっているのですけれども、その場合、もし何か事故が起きた場合、前にもどなたかお話しされたと思うのですが、通常ボランティア保険というのにボランティアする人は入りますけれども、これは無償に限定されていて、有償だとボランティア保険が利かなくなってしまうのです。交通費とか食事代などの費用弁償の場合は……

（無償らての声あり）

6 番（中野和美君） 無償……

（書いてあるの声あり）

6 番（中野和美君） いや、これは払うほうは無償。

（払うほうは無償だけど、やり手は有償の声あり）

6 番（中野和美君） そうなのですよ。そのやる人がもし何か事故に遭ってしまった場合やけがしてしまった場合に、これは有償だとボランティア保険が利かないので、そういった場合はボランティア行事保険というのがあって、いついつは、前の日まで社協に申請できるのですが、ではあした除雪をするから、行事保険という形で入れば有償でも保険が利くという制度もありますが、その辺どうされているのか心配になったので、確認したいのですが。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 委託料の中に保険代も含めて委託料としてお支払いしていますので、すみません、私どもとしては、この有償ボランティア、この分も全て対象、その保険のほうの対象になっているというふうに認識しておったところ

なのですが、確認してみたいと思います。

(有償じゃない、社協は無償ボランティアというふうになきゃ駄目でしょう、これ。事業としては。ちょっとそれ整理してください。無償で委託料として資機材とか何かの購入のために……ちょっと委員長、整理しての声あり)

6番(中野和美君) そうですね。これはやはりその辺を心配なところがあるので、例えば山田とか本田上のボランティアの保険料というのは、たしか普通のボランティア保険だったと思うのです。でも、これ無償の場合の保険適用になるものなので、その辺を気をつけていただきたい。有償の場合は、もし除雪、先ほども言いましたが、除雪の日が決まっている、何か送り迎えの日が決まっているとかという場合は、行事保険というのを使っただけであれば問題ないと思うのですが。それ、では確認をお願いします。

副町長(吉澤深雪君) 地域たすけあいボランティアなのでありますが、こういう活動をした場合に何人が出て、何時間やったという、そういう活動内容に応じて幾らというものを委託料という形でお支払いしているということでもあります。だから、それを無償とするのか有償とするのかというのは、そのボランティア団体がどういう扱いをするのか、本人たちにお支払いするのか、その団体自体でどうするかというのはちょっと、それはその団体に任せる話なのであります。

(ここに書いてあるの声あり)

(払う人は無料の声あり)

(利用者は無料で支援を受けることができるって書いてある、ここにの声あり)

副町長(吉澤深雪君) それは、利用者は無料で受けることができるという話であって、団体にどうするかというのは、団体には私どもは委託料としてお支払いするということです。それで、今問題になっている、中野委員が言っているのは、ボランティア保険は無償ボランティアでなければ対象にならぬではないかというふうな話。そういう話は、私ども実はそういう認識はなかったものですから、その内容については確認してみないと今お話しできないのだということです。ただ、社協に掛けているボランティア保険、ボランティア保険に加入しているのであれば、それはこの委託料の対象にしていますということをお伝えしたかったのです。ただ、それが実際に事故があった場合に対象にならないのであれば、それまた問題な話でありますの

で、その辺はどうなるかというのは、どうかというのは、そのボランティア保険自体の内容を私どものほうももうちょっと確認が必要だなということで今お話をしています。

委員長（渡邊勝衛君） 私から執行にお願いがあります。今のボランティアの関係でございませぬけれども、当然保険とかいろいろあるわけでございますけれども、これ資料のほうで提出していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。いいですか。

（何の資料の声あり）

委員長（渡邊勝衛君） このボランティアに関する資料。保険等を含む。

13番（高橋秀昌君） この件で確認したいのですが、先ほどの説明では令和3年と変わりありませんという表現をしたのだけれども、ボランティアの団体のグループの人たちが令和3年度でもっと、あまりにも補助基準が低過ぎるので、上げてほしいということで強く要望して、令和4年に例えば雪下ろしの場合だったら時間を幾らとか、あるいは道路とか里道の除雪の場合幾らとかというふうに改善しましょうという話があって、田上町のボランティアの人たちがそれぞれ納得していたという経緯があるのですが、この点では変わらないというふうに私受け止めたのだけれども、実際は大きく変わるのですよねということを確認したいのだけれども、どうですか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） すみません、誤解を招く表現になっているかもしれません。制度の内容自体は変わりありません。ただ、単価のほうは見直しを行いますので、単価は変わります。単価のみになります。例えば雪下ろししたら……

（何事か声あり）

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） そうですね。制度の内容自体は変わらないという意味です。すみませんでした。

（改善したというのは単価を改善ねの声あり）

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） はい、単価のみ変わります。
以上です。

13番（高橋秀昌君） 私は、たまたま本田上のボランティアクラブの会長でもないのだけれども、代表をしているのですが、毎年ボランティアの保険に入っています。うちの場合は、仕事に参加するかしないかにかかわらず、メンバー全員が掛けるお幾らになっていきますので、1万数千円を社協を通じて払っていますので、どういう場合でも補償されるということで、そういう保険ですので、私らは安心して役場からいただいたお金を使っていろいろな備品とかそういうのを買ったりしてやっています。

すので、中野委員の言っていることはあまり意味が通じないというか、あくまでもボランティア保険なので、その中身をどう使おうが、どういうふうにうちの本田上の団体としてあれこれどうしようかは役場が一々関知することではないな、そこはその団体の自主的なやり方でいいのではないかということに受け止めています。それでいいよね、課長補佐。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） はい、私どももそういうふうに捉えておりました。

6番（中野和美君） 私が心配しているのは、このボランティア保険の対象とならない活動というところに、PTA、自治会、町内会、マンション管理組合の会員に共通の利益、親睦を目的とした活動は入らないと入っているのです。ですから、その辺を心配しているので、もし除雪の何かで使うのであればボランティア行事保険というのに入ってほしいというふうに考えているのです。そちらであれば多少の収益があっても大丈夫なのです。

（どこの保険会社の声あり）

6番（中野和美君） どっちも社協で扱っています。

2番（品田政敏君） 1つ要望と質問ですが、私のほうで個人的にあれなのですけれども、3年ほど前東京に行ったとき、もう70、80歳ぐらいの人が列を組んでQRコードをこんなして見せてみました。皆様方ももう、テレビで非常にコマーシャルしていますが、990円というのを私個人も、実は昨週ソフトバンクからラインモバイルに替えました。それで、990円にしました。

（何言いたいんだての声あり）

2番（品田政敏君） だから、要望です。これから老人会を含めて、携帯がどんどん、どんどん今普及してきて安くなってきたということで、老人会に対する、私も補聴器から発想したのですけれども、携帯の補助についてこれから検討してもらいたいと思います。これ要望です。

それと、79ページ、心起園、これ私多分2人の方が回しているのだろうと思うのですけれども、これの報酬240万円。これどういうふうな計算すると、1人でこれを計算しても200万円かかるわけですけれども、これは事業半分半分だから分けているということなのではないでしょうか。この辺説明お願いしたいと思います。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほど心起園の報酬の関係ですけれども、79ページのところでございますけれども、心起園管理人報酬月額18万円とありますが、これ実際は2人で1週間交代で行っておりますので、一月でいいますと9万円ずつ掛ける2人となっております。

以上です。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） それでは、3款民生費に対する質疑は終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時31分 再開

委員長（渡邊勝衛君） 会議を再開します。

それでは、4款衛生費について説明をお願いいたします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） それでは、予算書の87ページのほうをお願いいたします。4款衛生費につきましては、母子に係る健診や教室、妊産婦や新生児、また予防接種や健康増進事業、あと新型コロナウイルス対策、ワクチン接種などを衛生費のほうで予算を計上しております。4款全体といたしましては、令和4年度6億1,830万8,000円となり、令和3年度比で44.3%、1億8,981万2,000円の増額予算とさせていただきます。そのほとんどがコロナ関連の増となっております。

それでは4款1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。令和4年度予算1億4,862万6,000円とさせていただきます。令和3年度比で1,630万8,000円の増額予算となっております。右側説明欄ですが、まず保健衛生総務事業です。こちらは、衛生費に係る総合的な予算ということで、保健福祉課保健系の職員8名分の人件費等を計上させていただきます。一番下のところになりますが、母子健康診査事業、次ページに移りますが、こちらにつきましては、各種子どもの健診ですとか育児学級、あと妊婦健診等に係る経費を計上させていただきます。こちらにつきましても例年どおりとなっております。

次の89ページに移っていただきまして、まず母子保健事業です。こちらにつきましては、育児相談会ですとか、あと言葉の相談会、祖父母孫育て講座ですとか、思春期講座等の教室等を行っております。その中で、10節需用費の中の印刷製本費2万5,000円の中に、子育て応援カードの印刷経費ということで計上させていただきます。

それから、次の事業に移っていただきまして、一番下のほうですが、乳幼児育児用品購入費助成事業189万8,000円となっております。こちらにつきましては、次のページ、90ページのほうに移っていただきまして、19節扶助費のところ乳幼児育

児用品購入費助成ということで、0歳から2歳までのお子さん、月2,000円分の補助ということで予算を計上させていただいております。全部で940か月分ということで、12か月間内でいきますと78名程度の予算を計上させていただいております。

それから、次です。子ども医療助成事業2,791万1,000円となっております。こちらにつきましては、高校3年生の年度末までの通院、入院に係る医療費の助成ということで予算を計上させていただいております。

次の事業です。子育て世代包括支援センターということで、こちらにつきましては、月1回、交流会館の3階で教室、妊娠中から子育て中のお母さん、お父さんが仲間づくりですとか情報交換を行う場ということで、月1回、教室といいますか、行ったりですとか、あと報酬の中の産後ケア事業ということで、ハイリスクの方のために、支援が多く必要な方のまた連絡等する関係でそういった経費を計上させていただいております。

91ページへ移っていただきまして、一番上の事業、妊産婦新生児訪問指導事業です。こちらにつきましては、妊産婦のお母さんとお子さんのほうに助産師等が訪問していろんな相談に乗ったりですとか、子育て等のお話聞いたりですとか、ケアを行う予算となっております。

それから、その次、妊産婦医療費助成事業です。こちらは、妊娠届提出時から出産した月の翌月までの妊産婦の入院費、通院費の医療費助成ということで、こちらのほうで計上しております。

それから、次の事業、特定不妊治療助成事業38万円です。こちらにつきましては、県の不妊治療助成事業の該当者の方に対しまして、町のほうでも通算5年間、通算10回までにつきまして助成を行うということで行っておりまして、令和3年度につきましては6組の方から利用がありました。

次の事業です。養育医療費助成事業48万6,000円です。こちら、いわゆる未熟児ということで、低体重等で生まれたお子さん等の医療費のほうの助成になります。令和3年度は1名おりました。

それから、次の事業です。新規事業であります……新規ではない。すみません。令和3年度からの事業になりますが、不育症治療費助成事業ということで、不育症治療に係る助成を費用が2分の1ということで10万円までの補助を行う事業として、令和3年度から新規事業として取り組んでいるものです。令和3年度につきましては、利用実績はございませんでした。

それから、次の一番最後ですが、新生児聴覚スクリーニング検査助成事業、こち

らも新規事業となっております。25万円を予算計上しております。こちらにつきましては、今日お配りしました保健福祉課のA4の資料の3ページ目のところに概要ということで載せさせていただいております。この目的としましては、説明させていただきますが、新生児の聴覚障がいを早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置を講じられるようにするというので、対象者は町内に住所を有する保護者とそのお子さんとなります。検査につきましては、それぞれ出産の際に産婦人科等に入院のときに検査を行いますけれども、実際検査を行ったものに対しまして助成額ということで、上限5,000円を限度に補助を行います。通常、その検査費としては2,000円から7,000円くらいまで、医療機関等によって違いますけれども、かかります。助成の申請につきましては、助成を受けようとする方は、原則出生後1か月以内に検査を受けますけれども、その後、受診の3か月以内に町のほうに申請をしていただきまして、制度上どうしても償還払い、一旦全額お支払いいただき、領収書をお持ちいただき、後ほど口座のほうに振込というふうな形でお返しといたしますか、助成するような形になっております。田上町の現状ということで、今現在、実際出産された方は、ほぼ100%の方が聴覚スクリーニングというのをしております。令和4年度予算につきましては、50名掛ける5,000円ということで25万円の予算を計上させていただいております。

それでは、予算書のほうに戻っていただきまして、1ページはぐっていただきまして92ページのほうをお願いします。92ページの最初のところですが、養育費確保支援事業ということで、こちらも新規事業となっております。今ほどの説明の今度、すみません、4ページのほうを御覧ください。保健福祉課資料の4ページのほうになります。こちらの養育費確保支援事業の概要ということで載せさせていただいております。まず、この事業の目的ということで、この事業につきましては、養育費の取決めの債務明記化を促進したいということで、離婚等をされて、養育費をしっかりいただくための支援の事業となっております。養育費の履行の確保を図るため、養育費に係る公正証書等の作成に要する費用について助成するというので、2番目の対象者というところでありまして、町内に住所がありまして、申請時にひとり親の方で、次の要件全てを満たす方ということになります。この中で一番重要といたしますか、5番目のところに線を引かせていただいておりますが、新潟県のほうにおきまして新潟県養育費確保支援事業という事業がありますので、その県のほうの補助の決定を受けている方を対象に、町のほうとしても対象者1から4に該当する方に対して補助を行う予定でおります。助成金の交付につきましては、こ

の予算の範囲内で行うこととしまして、1人当たりの上限が2万5,000円。県のほうも2万5,000円の補助がありますので、その残りといいますか、2分の1、ですので例えば5万円かかった場合に県が2分の1を補助して、町も2分の1を補助するというようなもので、上限2万5,000円。令和4年度につきましては、5名分掛ける2万5,000円ということで、12万5,000円の予算を計上させていただいております。

それでは、予算書92ページのほうに戻っていただきまして、2番目の事業ですが、精神保健事業263万3,000円ということで、こちらにつきましては、精神障がい者の方の入院に係る費用を助成するものです。

それから、その次、総合保健福祉センター管理費です。こちらにつきましては、役場の隣にあります保健センターの管理費ということで、こちらのほうで管理に係る経費をのせさせていただいております。こちら909万3,000円ということですが、令和3年度比89万円の増額となっております。この主な要因といたしましては、10節需用費のうちの光熱水費564万円とありますが、この中に電気料がありまして、電気料の値上げによりまして、74万9,000円が令和3年度より増額となっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次のページ、93ページへ移っていただきます。最初のところ、自殺予防対策事業4万7,000円です。こちらにつきましては、自殺予防対策の各種会議等を行うのですが、令和3年度につきましては、コロナの影響もあり、開催することができませんでした。今年度も2回ほどそういった会議を予定しております。

それから、その下、その他事業になります。3,660万9,000円ということで、令和3年度比718万2,000円の増額となっております。その主な要因といたしましては、23節投資及び出資金、三条地域水道用水供給企業団出資金、こちらが令和3年度比444万8,000円の増額となっておりますが、こちらは工事、事業費が増になるということで、その分の出資金ということで増額となっているものです。

それから、27節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金2,678万3,000円ですが、こちら令和3年度比259万6,000円の増額となっております。こちらにつきましては、来週であります。国保特会のほうで説明させていただきます。

続きまして、2目予防費のほうをお願いいたします。令和4年度予算5,731万2,000円、比較としまして令和3年度比299万5,000円の減額をお願いするものです。右側説明欄の事業ですが、まず予防接種事業2,904万8,000円をお願いするものです。ページはぐっていただきまして、94ページです。その中で、12節委託料、個別接種

委託料ということで2,847万8,000円をお願いしております。こちらは、令和3年度比288万円の減額をお願いしておりますが、この個別接種の中に緊急風疹事業というのがありまして、令和3年度につきましても実績が少なかったということで減額補正をお願いしたところですが、令和3年度につきましての実績見込みから減額をして予算計上をさせていただいております。そのほか、この個別接種の中には高齢者インフルエンザですとか、四種混合、日本脳炎等、いろいろな予防接種をこちらのほうに計上させていただいております。

次の事業です。健康増進事業です。2,428万6,000円ということで、こちらにつきましては、ほぼ例年どおりの予算をお願いしているところになります。各種検診、がん検診ですとかをこちらのほうで計上させていただいております。

それから、次のページ、95ページへ移っていただきまして、下のほうになります。小児生活習慣病予防事業10万1,000円です。こちらにつきましても例年どおりの事業となりますが、小中学校等で町内のお医者さんから防煙教育を行っていただいたりですとか、あと親子教室ということで栄養士、体育指導員の方から教室を行っていただいたりしております。

次のページ、96ページです。保健衛生事業275万5,000円をお願いするものです。こちらにつきましては、各種会議に係る報償費ですとか、保健福祉課管理の車の管理費、それから在宅当番医加茂市医師会負担金ですとか、県央応急診療所の負担金等をこちらの予算で計上させていただいております。内容につきましては、例年どおりとなっております。

それから、次の97ページに移っていただきまして、一番下のほうですけれども、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業112万2,000円をお願いするものです。こちらにつきましては、令和3年の4月に補正予算をお願いしまして、令和3年度から開始した事業となっております。今までですと医療保険者による保健事業、それから介護保険者による介護予防事業というのが別々に実施されていたのですが、それを医療、介護、あと保健事業が適切に連携した中で高齢者の介護予防、フレイル予防等に取り組もうということで行っているものです。内容としては、地区の通いの場のほうに町の保健師ですとか栄養士、あと歯科衛生士等が行きまして、そちらでそういった介護予防、フレイル予防の取り組みを行うということになっております。令和4年度も引き続きお願いするものです。

ここで説明を代わります。

町民課長（田中國明君） それでは、予算書98ページ、3目環境衛生費の関係でありま

すけれども、内容といたしましては、合併処理浄化槽補助金のほか、し尿汲取り、あるいはごみ収集委託料などに係る関連経費が主なものでありまして、その中で一番大きなものが加茂市・田上町消防衛生保育組合に対する負担金となっております。令和4年度の予算額といたしましては2億6,296万7,000円、令和3年度と比較いたしますと3,067万円の大幅な増額となっております。ところであります。

それでは、詳細の説明については右側の説明欄を御覧いただきたいと思っております。まず、98ページの合併処理浄化槽補助事業の関係であります。ここについては例年同額でありまして、5人槽12基、6から7人槽15基を予算計上させていただいております。

それで、先ほど申しました99ページの18節負担金補助及び交付金のところ、加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金2億1,673万9,000円ということで、令和3年度と比較いたしますと3,102万円の増額となっております。それで、その増額の要因について若干説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。まず、この負担金の中には総務費、それから清掃費、それから衛生費と3つの要素があるのであります。まず総務費については、例年どおりというような状況であります。それで、清掃費の関係でいいますと、まずは昨年から稼働しております衛生センターの一角に造らせていただいた不燃物中間ストックヤードと、あとは今清掃センターのほうにごみが様々持ち込まれておるのですけれども、それらの分別の指導をきちんとしていきたいということで、それらに係る適正管理のために、シルバー人材センターに委託しまして適正管理に努めるということで、それらの経費が増額となっております。それから、昨今の社会情勢なのでしょうけれども、薬剤の購入費、それから燃料費、光熱水費の高騰による増ということでもあります。それから、3つ目として、焼却炉もかなり老朽化してきており、その修繕に非常にお金を要するような状況であるということでもあります。内容としましては、2号炉のバグフィルターのろ布の取替え、それから1、2号炉の燃焼ストーカロストル補修、それから2号炉の再燃燃焼室の耐火物の補修ということで、これ耐火レンガ等の補修をやりたいということでもあります。それで、ここまでが一応通常のものでありまして、これからが新たにといいますか、新規でまたやる部分であります。ごみ処理施設整備候補地選定業務委託料ということでもあります。これについては、どこに建物を造るかというようなことで、それらの作業に令和4年度から入っていききたいということでもあります。それから、循環型社会形成地域計画作成業務委託料ということで、これにつきましては、国の補助金をいただくための支援を受け

るといような内容であります。あと幾つかあるのでありますが、そのような形で金額が増えているということでもあります。あと、し尿処理の施設、衛生センターの関係につきましても、薬剤費あるいは燃料費、光熱水費の高騰による増。それから、衛生センターの処理施設内の各種機器の故障が見られるといようなことから修繕料の増。それから衛生費、これ火葬場の関係になりますが、ここについても薬剤費。それから燃料費、光熱水費の高騰による増。それから火葬炉の整備の定期修繕の増ということで、経費が3,100万円ほど増えているといような状況であります。

それでは、1ページまたおはぐりいただきまして、100ページをお願いいたします。4目保健生活推進対策費の関係であります。内容といたしましては、消費者行政に関わる講師謝礼であったり、町民向け啓発パンフレットの印刷代などの経費が主なものとなっております。令和4年度の予算額といたしましては385万5,000円。令和3年度と比較いたしますと248万3,000円の増額となっております。増額の理由につきましては、昨日、予算委員会初日で説明させていただいた人権教育・啓発推進計画の策定に係る委員報酬及び策定業務委託料などを合わせると、313万9,000円の増額によるものであります。

私のほうの説明は以上です。

政策推進室長（堀内 誠君） 続きまして、予算書101ページ、5目新型コロナウイルス対策費ということでございます。令和4年度予算額といたしまして9,114万円、令和3年度比にいたしまして、8,893万8,000円の増額というふうな形でございます。こちら、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の令和4年度で実施していく事業が主な増額の要因でございます。こちらのほう、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金に関しましては、令和3年度の国の1号補正の交付金を使用しまして令和4年度に実施をしていくと、本省繰越しをして実施をしていく事業が掲載をされております。その関係で、本日総務課のほうから当日資料ということで、A3の資料をお配りをさせていただきました。そちらに臨時交付金対象の事業の一覧というふうな形で掲載をしております。そちらの資料を使いましてご説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今回ご用意いたしましたもの、2ページにわたりますけれども、まず1ページ目、資料のほうをご用意させていただきたいと思っておりますが、右側に資料ナンバーがございますので、その番号ごとにご説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、一番上、1番目でございますが、飲食店等スタンプラリー事業というふう

なことで、こちらのほう、飲食店を支援するためにスタンプラリーを実施をしていくというふうな形でございます。内容のところを見ていただきたいと思いますが、町内外を問わず誰でも参加を可能として行っていきたいというふうに考えております。そのスタンプを集めて、抽せんで町の特産品などをプレゼントするというふうな形でございます。そのプレゼントするというふうな形で町の特産品、抽せんでというふうな形でございますが、その参考としてまた本日配らせていただきましたA4の横型のもの、これ参考として加茂市が行った雪椿まつりのスタンプラリーの景品の一覧というふうな形でございますが、このようなイメージでプレゼントをしていきたいというふうな内容でございます。実施方法につきましては、こちら飲食店を回ってスタンプを集めることというふうな形で、景品が当たるというふうな形でございます。こちらテイクアウトした場合でもスタンプを付与するというふうな形で考えておるところでございます。こちらスタンプ3個で1回応募できるというふうな形で、景品につきましては、町内の地元の商店からの購入をいたしまして、特産品などを中心にプレゼントをしていくというふうな形でございます。また、ふるさと応援寄附金の返礼品の中からも選んでいきたいというふうに考えております。こちら、事業費に関しては82万9,000円を予定しておるところでございます。

続きまして、2番目、減収対策緊急支援金事業でございます。こちら、令和2年度、令和3年度と引き続きというふうな形になっております。事業内容につきましては、それぞれの年度とほぼ同じというふうな形でございますが、事業内容のほうを下線を引かせていただきましたが、その部分が変更というふうな形、令和4年というふうな形になりますけれども、令和4年の任意の3か月の1か月平均と、令和元年または令和2年の1か月平均を比較して判定をさせていただきたいというふうな形で、減収幅によって金額の設定をしておるところでございます。解雇された場合10万円を支給するというふうな形でございます。こちら36件分を計上して201万4,000円となっております。

続きまして、資料2ページ目、裏面になりますけれども、3番、PCR検査費用助成事業、こちら令和2年度、令和3年度実施と考え方は同じというふうな形でございます。こちらのほう、内容を御覧いただきたいと思いますが、実施方法、PCR検査費用の自己負担を最低1,000円といたしまして、町からは1万円を上限に助成をするというふうな形でございます。そこで次の行でございますが、環境衛生研究所の受診というふうな形で書いてありますが、大変申し訳ございません、修正というふうな形で、こちら県央研究所になりますので、修正のほうをお願いしたい

と思います。また、申請の方法というふうなところにも環境衛生研究所と書いてありますけれども、県央研究所の間違いでございますので、修正のほうをお願いしたいと思います。今回500人分を見込んでおりまして、予算額としまして500万5,000円を計上しているものでございます。

続きまして、4番、プレミアム付き商品券事業ということで、こちらも令和2年度、令和3年度と実施をしておりますが、考え方は同じというふうな形でございます。内容のほうを御覧いただきたいと思いますが、商品券1セット6,000円分券を3,000円で販売をして、町民1人当たり1セット購入することができるというふうな形でございます。今回、発行枚数といたしまして1万1,197セットを。こちら令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口よりというふうな形で計算をさせていただいております。また、6,000円の内訳というふうな形で、協賛店全てで使用できるものに関しては、この6,000円のうちの2,000円分、残りの4,000円につきましては大型店舗以外での使用というふうな形で、前回行ったものと同じになっております。

続きまして、5番、プレミアム付き飲食券事業ということで、こちらのほうも事業内容をご確認いただきたいと思いますが、プレミアム付き飲食券の販売ということで、1セット1,500円券を1,000円で販売をするというふうな形です。こちら1世帯当たり4セットまでの販売。また、こちらのほう町内外問わずというふうな、誰でも購入可能とさせていただいているところでございます。発行予定枚数5,100セットというふうな形で考えているところでございます。

続きまして、3ページ目の6番でございます。交通利用回復応援事業ということで、こちら交通事業者への支援というふうな形で、令和2年度、令和3年度に引き続き令和4年度も実施をしていくという形でございます。こちら町内1世帯につきまして500円の購入補助券を4枚配布をするというふうなことでございます。こちら1回の乗車に最大4枚まで利用可能としておるところでございます。こちらの事業費といたしまして、102万円というふうな形で計上させていただいているところです。

7番目でございます。湯田上温泉宿泊支援事業でございます。事業内容のほうを御覧いただきたいと思いますが、湯田上温泉の各旅館を支援していくと、町経済の下支えをするため宿泊料を補助するというふうなことでございます。実施方法のところでございますが、宿泊料金1万円以上を対象といたしまして、町民、町外者の区別なく1人当たり2,000円の割引を行うということでございます。2,000人分の限定というふうな形にさせていただいております。事業費といたしまして440万円を

計上しております。

8番目、農業経営継続支援金交付事業でございます。こちら令和2年度、令和3年度と事業の考え方は同じでございます。令和4年度、米価の下落等を支援するという目的で、10アール当たり4,000円を上限として交付をしていくという形でございます。予算額に関しましては、2,106万円を計上しているところでございます。

最後のページになります。9番でございます。中小企業等事業継続緊急支援金でございます。こちらのほうに関しましてですが、令和3年度の国の事業復活支援金を受給していない事業者を対象にしまして、こちらのほう支援金を出していきたいというふうな形でございます。国のほう、30%以上の減収というふうな形でございますので、町のほうでは10%から30%未満の減少しています事業者に対しまして、支援金を支給をしていくというふうな形でございます。こちら減少の対象といたしまして、令和3年7月から令和4年6月までのうちの連続する6か月の合計売上げが平成31年1月から令和元年12月の売上げの2分の1、もしくは令和2年の1月から12月までの1年間の合計の売上げの2分の1と比較して、10%以上または30%未満というふうな形で減少している事業者に対して、支援金を支給するという形でございます。10%から20%未満の方に関しましては、従業員数に応じて金額を変えている、また20%から30%未満も同じでございますが、このような形で支給をしていくというふうな形でございます。予算額に関しましては、526万円を計上しているところです。

10番目でございます。大学等就学支援給付金でございます。こちら経済的な負担が大きい大学等に通う学生を持つ保護者や、町外から転入してきた学生に対しまして支援金を支給するというふうな形でございます。こちら内容につきまして、大学等に通っている学生を持つ町内に住所を要する保護者に対して、または町外から転入して大学に通っている町内に住所を有する学生に対して、支給をしていきたいという形でございます。それぞれ保護者に関しましては、1万円または2万円というふうな形になっております。町内へ住所を移している学生に関しましては1万円というふうな形で、こちら全人数としまして430人分を計上しているというふうな形です。事業費といたしまして650万7,000円というふうな形で、令和4年度計上しております。

最後、11番でございます。応援小包事業という形で、こちら町外で大学に通う学生へ、田上町の特産品等を集めた応援小包を送付をするという事業でございます。こちら町の特産品等を購入することで、町内事業者も支援をしていきたいというも

のでございます。こちらのほうも200人分を計上しているところでございます。こちら経費に関しまして、応援小包は梱包、送料込みで1万円程度を考えているということでございます。

今回、この新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金の事業全体としましては、今ほどの一番下にありますけれども、8,945万8,000円というふうな形で事業を実施していきたいということでございます。各事業の部分で概要のほうを私のほうで説明いたしましたが、詳細につきましては、各課よりまたご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。すみません。今この概要に代えて予算書のほうにその部分を書いてありますので、そのような形で取扱いのほうをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君）　続きます、6目のほうをお願いいたします。予算書104ページのほうをお願いいたします。6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費、令和4年度当初予算が5,440万8,000円ということで、令和3年度当初予算ではございませんでしたので、皆増ということでお願いいたします。右側説明欄ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで、こちらで今国のほうから示されています令和4年の7月までの4か月間、一応月5日間接種を設けると計算しまして、20日間の集団接種の費用ということで、5,440万8,000円を計上させていただいております。内容につきましては、まず1節報酬につきましては、接種に係りますいろいろな作業が出てきますので、事務補助員ということでお願いしている経費になります。それから、3節職員手当等を時間外ということで計上させていただいております。それから、次の105ページに行きまして、7節報償費ですが、新型コロナウイルスワクチン接種謝金ということで1,160万円、こちらに接種の予診を担当していただきます医師の方、それから薬液を充填していただく薬剤師の方、それから実際接種していただく看護師の方の謝金ということで計上させていただいております。それから、12節委託料のほうで、まず接種委託料ということで、接種した際に1人当たり幾らというふうに単価が決まっていますので、その単価の委託料ということで、接種していただいた各医院のほうにお支払いするような経費をここで上げさせていただいております。それから、こちらの人材派遣委託料652万8,000円につきましては、コールセンターを設置しておりますが、そちらのコールセンターの職員といたしますか、コールセンターの人件費分ということでお願いするものです。それから、その2つ下で診療所開設委託料465万9,000円ということで、交流会館のほうで集団接種を行います、そちらのほうに会場スタッフということ

で人材を派遣していただくところに委託している部分の、実際会場を運営していただくスタッフの費用ということでお願いするものです。あと、その他それぞれ必要になる経費を計上させていただきまして、トータル5,440万8,000円ということで計上させていただいております。よろしくお願ひいたします。

説明は以上になります。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

4款については、5目新型コロナウイルス対策費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これは101ページから104ページが各課にまたがっている部分もありますので、目ごとで質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） はじめに、1目、ページは87ページから、4目、101ページまでの質疑を行います。

（何ページから何ページの声あり）

（コロナ以外ということですかの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） 101ページから104ページが、これが新型コロナウイルス対策費の関係です。1目が87ページから4目の101ページまで。いいですか。

（新型コロナ以外ねの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） はい。質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

1番（小野澤健一君） では、101ページまでの間に、2つご質問をいたします。

ページでいうと93ページ、自殺予防対策事業費4万7,000円と、こういうふうにあります。聞きづらいというか、何というか、いわゆるこの自殺、新潟県は非常にまだ多い状況で、田上もゼロではないというのを聞いております。そこで、この自殺をされた方の人数、これをお聞かせいただきたい。それから、こういった自殺予防に対して、町独自で何か予防策を講じておられるのかどうか。それから、こういった予備群と言うと非常に失礼ですけれども、独り暮らしの高齢者世帯、こういったものが何世帯あるのか、これまず1つ目。

それから、2つ目は99ページ、一番下のところに生ごみ処理機購入費補助金90万円と。これ数年間これを続けてきておりますけれども、その実績と。それからこの先の政策、要は生ごみ処理機の購入を促すだけで終わるのか、この先に違うまた施策がなっているのか、この辺を2点お聞かせをいただきたいというふうに思います。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） まず、自殺者数と、あと高齢者のみ1人世帯数につ

きましては、すみません、今数字を持ち合わせておりませんので、後ほどお願いいたします。

それから、自殺対策について町独自で行っていることということなのですが、ここで予算計上させていただいていますものが、情報共有会議ということで、県、保健所ですとか、あと関係者、高齢者施設ですとか区長、あと社協、民生委員、保健委員等の中で情報共有をしながら、どういった方法で何とか見守り、防ぐことができるかということで検討会議をしている、それになります。

以上です。

町民課長（田中國明君） 今ほどの小野澤委員のご質問であります、実績についてということでお尋ねであります。手持ちの資料を今持ってきておりません、明確な数字はお答えできませんが、令和2年度では電動生ごみ処理機を4基交付をいたしました。令和3年度では、ここまでの実績としてもたしか4基出しています。コンポスト、それからEMのボカシ容器につきましては、令和2年度はたしか7基出しておりますし、令和3年度におきましても同程度が出ているという状況であります。

それから、そもそもこの生ごみ処理機の補助を始めたというのは、一般家庭及び事業所等より排出されます生ごみの減量及び町民の環境意識の高揚を図ることを目的にしておるものであります。それで、現状の清掃センターの状況に鑑みた部分もあります。そういうことから、これからの施策の展開ということでもありますけれども、やはりまず、以前高橋委員のほうからも、まずやはり教育というものが大事だろうというようなことも承っているところでありますので、こういう制度を通しながら、ごみの減量化あるいは適正な処理の仕方等をこの補助制度を通しながら対応していければいいなというふうなことで考えているところであります。これについては、例えば5年やったからいいということではないと思いますので、そういう少なくなっていくのだという部分の取り組みとしてある程度継続して、施策として実施できればというふうなことで考えているところであります。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 申し訳ありません。すみません。追加で自殺対策の関係で1つお願いします。

先ほど言い漏らしました。町のほうで総合相談会ということで行ってございまして、ちょうど昨日あったのですけれども、事前に相談のある方が予約をさせていただいたり、予約なしでも来れるのですけれども、そういった方でどういう相談という内容をお聞きしまして、その内容によりまして関係者、例えば町の保健師であったり、社協であったり、介護の関係であったり、ケアマネだったりとか、そういった方に

来ていただいて、実際相談に乗るというのを町で年に1回と。あと県央地区のほうでも年に1回そういったものを行っておりますので、町のほうとしてもそちらに参加しております。ちなみに、昨日その相談会で6名の方がいらっしやって、相談を受けたところです。すみません、言い漏らしましたので、追加で。失礼いたしました。

1 番（小野澤健一君） ありがとうございます。

自殺予防のほうなのですけれども、総合相談会、今ほどご説明あった6名来られたと。自殺しようかなという人は多分相談には来ないと思うのだ。私、これ一般質問でも言った教育委員会の例えばいじめだとか、ヤングケアラーと同じように、いわゆる表に出てこない人たちをどうやって見つけるかというのが一番大事だと思うのだ。だから、そうかといって、ずかずかと玄関から人が入っていくというわけにはいかないのだけれども、そういう予備群になるのが、コロナのこういったまた自粛とかいろんな状況の中で、独り暮らしの高齢者世帯というのが一番リスク高いのではないかなというふうに思うのです。それで先ほど質問させていただいた。全てを把握せよとは言いませんけれども、そういった表に出てこない部分をいかに把握していくかというのは、やはり自殺予防の一番大事な肝だろうと私思うのです。そういった内容ででき得るものを最大限やってみるという形で、自殺ということは非常に思い悩んでの自ら命を絶つ行為でありますから、そういった悲しい事象が一件もないように田上町はしっかりとやっていく必要があるだろうと。そのためにできるものは全てやるということでやっていただきたいと、こういう思いで先ほど人数であるとか、高齢者の独り暮らしの世帯がどれだけあるのかということをお聞きをした次第ですので、そこをひとつまたどういうふうにやればいいのかというのは、私自身の頭の中にもなかなかありません。民生委員、それからいろんなアプローチの仕方があると思うので、それを総動員しながら、自殺者を一人も出さないという町にひとつやっていってもらいたいというふうに思います。

それから、2つ目、生ごみ処理機のほうでございますけれども、確かに教育が大事で、啓蒙から始まっていく、それから今、食品ロスの問題であるとか、いろいろなSDGsに関わるそういったものが世界の潮流になってきています。今後、これは一部組合の範疇になるのかどうか分かりませんが、いわゆるごみの減量化をやると。田上はやっているけれども、では隣はどうなのだと。したがって、こういった生ごみ処理機、我々田上町でやるのは非常にいい制度だろうというふうに思うのですけれども、併せて我々よりも人口の多い隣の加茂市のほうも同じような形

で歩調を合わせてそういったごみ減量ができないものだろうか。これは田上町のこういった議会の中で決めることではないと思うけれども、一組を通じてそういったものは足並みをそろえてやっていくように私はお願いをしたいと思うのですが、それについていかが思われるか、もしお考えがあればお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

町民課長（田中國明君） 今ほどの加茂と制度を合わせる必要があるではないかという部分についてでありますけれども、そこについては過日私もどこかの席でそういうお話もさせていただいたと思いますが、実際に一部事務組合のほうで池井議員のほうからも加茂の管理者等に、田上町は今そういう制度をやっていると。ですので、ぜひ、加茂市としてもそういう取り組みを行っていただきたいというふうな発言もしていただいているところでありますし、また、私どもとしましてもその辺は歩調を合わせて一緒に取り組んでいけるように努めていきたいと考えておるところであります。

6番（中野和美君） 私も自殺予防、前にもお尋ねさせていただいたので、また、今回も質問したいと思うのですが、町の職員のゲートキーパーの講習会はほとんどの方が受けていらっしまったと思うのですが、それと同時に、これ後でまた教育委員会のほうで教えていただきたいと思うのですが、学校での取り組み、ゲートキーパーの研修ですね。学校での取り組みはその後、前私、学校でやると有効だよということを言ったと思うのですけれども、その後どのような取り組みをされているのか、後でいいのですが、教育委員会のときでいいのですが、聞かせていただきたいと思います。

それで、ゲートキーパーの講習会もやっているのですが、職員やっていますが、それらの講習をどのように活かされたとかということは特に、講習を受けただけで終わってしまっていたのか、その辺もお尋ねしたいのと……それが1つ。

あと、今回の生ごみ処理機なのですけれども、再開してからまだ二、三年だと思っておりますが、この助成の事業を再開してから、それでただ町内業者のどこにその電動機が販売していて、どこにコンポスト、コメリあたりは間違いなくあるとは思いますが、コメリあたり以外のところでどこの事業者にあるのかということも斡旋していただけるといいのかなと思ったのですが、そんなことはされていなかったのでしょうか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） では、最初に自殺予防のゲートキーパーの養成講座のほうを職員が受けてどのように活かされたという部分なのですけれども。町の職

員ですとか、あと社協の職員の方からも受けていただきました。それで、実際例えば総合相談会ですとかそういったところに来たときに、そういった話を聞くときも、そういった気持ちといいますか、そういう相談に乗るときに実際活かしていると思いますし、あと具体的に成果でどうだったというのはないにしても、やはり職員みんながそういったのを受けたことによって、そういった意味では何かあったときということで、ためになっているものと思っております。

以上です。

町民課長（田中國明君） 実は、生ごみ処理機の関係ですけれども、町内で扱っているところがほとんどありません。ですので、インターネットで買おうが、町外から買って来たものであろうが全て、そこに限定せずに、全てに対して補助をさせていただいているということで、ご理解賜ればと思います。

6番（中野和美君） できれば、せっかく町で企画している、お金を出しているものから、町内企業にも扱ってほしい、もしくは予約だけでも、在庫にしなければ負担にはならないと思うので、予約だけでも受けられるような業者も一応確保してもいいのではないかなと思いましたので、お尋ねしました。

あと、ゲートキーパーの研修、ありがとうございました。そのように活かしていただけているということで、よかったですと思っています。昨今、自殺、今まで男性が多くて女性は少ないと言われていたのですが、女性も最近増えているということで、件数のほう一緒に教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、もう一つ、やはり保健福祉課のほうで新生児聴覚スクリーニングの検査の助成の制度のことなのですが、細かいことでまた申し訳ないのですが、そういうことが気になるのでお尋ねするのですが、この申請書というのはいつぐらいに配られるものなののでしょうか。というのは、産後、女性は1か月、3か月以内というのはまだ体が正常に戻っていない時期に出たり入ったり、外出というのはとても負担が大きいので、この申請書を妊婦健診や、もしくは母親学級のときにでも最初からもう配っておいていただけるといいのではないかなと思うのですが、その辺を考えてくださっているかもしれないのですが、どのようにされているのかお聞かせください。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどの申請書につきましては、出生届を提出に来られたときにその用紙をお渡ししようと思っております。

6番（中野和美君） それで、私が思ったのは、出生届のときにその申請書が出せるぐらいのペースで出してほしい。検査は入院中、大体1週間ですよね。1週間のうち

に検査して、もう退院のときには、1週間目に大体退院するでしょうから、退院のときには領収書も発行されているわけなので、出生届は2週間程度でしたよね。そのときにはもう逆に既に出生届と一緒に出せるようなペースで、もう100%スクリーニング受けるということなので、事前に渡していただきたいと思って聞いています。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） その方法につきましては、今ご提案いただきましたので、課内でまた検討して、一番負担の少ない、いい方法になるように検討させていただきますと思います。

13番（高橋秀昌君） 聴覚スクリーニングについてですが、ようやく予算化されたということで、これは何年も前に産婦人科学会が国に要望し、国は補助金ではなくて交付税で見るとというような形を取っている中身なのですが、そこで疑問なのは、償還払いにすることにとっても疑問なのです。支払う方々は恐らく、出産だから、細かいのは分からないけれども、40万円とか50万円もの支払いをするのだと思うのですが、後で5,000円を補助するから申請書を出してくれと。私、半分補助するから申請書を出してくれというのは、半分というのは出産費用の半分出すから出してくれというのは何となく分かるけれども、5,000円を欲しければ申請書を出せという、償還払ではなくて別に、そうではなくて、実際に今の医療なんかでもあるように、償還払いではなくて、何ていうのだ。現物払いというのですか、何ていうのですか。病院できちっと役場のほうが手続をして、本人の負担がその場でもう5,000円差し引かれた形で支払いをすると、そういう方法ってできないのですか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどの内容につきましては、また医療機関のほうにもそういった形ができるか等を確認した中で、もし可能であれば検討していきたいと思います。

13番（高橋秀昌君） ぜひ、そういう方向で。当然妊娠すれば皆さんが産婦人科に行くわけですから、大体10か月の間に手続はできると思いますし、相手の医療機関がオーケーと言ってくればそれでいいわけですから。ぜひそういう、償還払いでなくて、何て言うのだ、あれ。現物払いというのか、何だったっけ。言葉が分からないのだ、あれ。何ていうのですか、あれ。

（現物払いの声あり）

13番（高橋秀昌君） 現物払いだ。それでいいのだ。現物払いが実現するように努力してもらいたいということを求めておきます。

7番（今井幸代君） 私のほうからは、予算書の92ページになります。養育費確保支援

事業について伺いたいというふうに思います。

事業課では令和4年度からしていただいて、養育費確保に関して町のほうがしっかりと目を向けてきたというふうな表れということで、非常にうれしく思います。この事業を進めるに当たって重要な点は、やはり町全体が、これを担当するのは保健福祉課ですけれども、町全体として養育費をしっかりと確保していく、そのための法的効力を持つ公正証書、そういったものの作成をしっかりとすることが結果的に子どもたちの生活を守っていくのだというところに意識を置いて、例えば離婚届を持ってくるときは、担当するのは町民課です。そういった家庭内の相談等を受けることがあるのは、教育委員会もそういった機会がまたあるとも思います。保健福祉課のほうは児童扶養手当等を担当していますから、そういった方たちとの接触も多いと思います。そういった接点を持てる各部署がしっかりと、こういった事業があって、かつ養育費の確保をしていくということが非常に子どもたちの生活にとって大事なのだという意識をしっかりと持っていただいて、町の皆さんにしっかりと働きかけていくということが必要なのだろうというふうに思いますので、保健福祉課がやっているからいいのだということではなくて、そういった接点を持てる関係機関がこういった部分の理解を進めていただきたいなというふうに思います。その中で、今回の申請ってどこまで振り替えられる、例えばこういった事業を知って、申請をしたいと。実際にその申請をする際には、公正証書を作ったりとか、弁護士等に相談をしたりとかという費用がもう発生していたりするわけです。そういった部分もいつまでに遡ってこういったものを対応できるのかというところが、すみませんが、県の事業のほうだとその定めが、ふわっと見ただけだと分からなかったのも、そういった部分がどのようになっているのかお聞かせ願いたいなというふうに思います。実際に今回は、予算の範囲内でこの助成を受けるというふうになっているのですけれども、予算を超えるということはあまりなかなか、令和4年度ではあまりないのではないかなと思うのですが、仮に予算を執行、全て終わってしまって新たに希望された方が出たような場合は、例えば次年度にそういったものを適用していくという形になるのか、補正予算を組むというような形になるのか、ここは範囲内というふうになっているので、その辺りの対応をどのように捉えているのか聞かせていただきたいなというふうに思います。

委員長（渡邊勝衛君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時34分　休憩

午前11時35分 再開

委員長（渡邊勝衛君） 会議を再開します。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） すみません。時間いただきまして申し訳ありませんでした。

この件につきましては、渡辺副参事のほうから回答させていただきます。

保健福祉課副参事（渡辺絵美子君） 保健福祉課の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

この件については、今井委員から一般質問いただいた段階で、いろいろ担当としても県に問い合わせたり、確認をしておりました。それで、まず先ほど今井委員がおっしゃいました養育費ということで考えますと、定義として、子どもが経済的、社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や、教育費や医療費などで親の養育費の支払い義務は、親の生活に余力がなくても、自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務であるというふうにされており、その観点からいくと、今井委員がおっしゃられたように、庁内一丸となってそのことに取り組まなければならないというふうに認識をしたところではあります。

それで、あとその養育費の関係なのですけれども、先日県のほうに確認しましたところ、県で令和3年4月から始まったのですけれども、申請がありましたかというふうに聞きましたところ、秋頃はまだなかったのですけれども、二、三日前に聞いたら、1件ありましたと。それは実は田上町の方ですということでも回答いただいています。そんなことを踏まえますと、最近、本当3月の今頃そういうことがあったようなので、県の要綱としてはたしか年度内に申請をするということで、2月1日から3月31日までにそれが決定された分は4月30日までに申請するだったかと、うろ覚えなのですけれども、そういうような要綱だったと思うのですが、それを踏まえて町としても、今本当に要綱をつくる段階で、本当に今頭を悩めているところで、そこをどういうふうにつくっていくかというふうには、もう少し、今話をし、考えているところなので、もう少し煮詰めさせていただきたいなと思っております。すみません。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。県も走り出して、まだ県全体にこういった事業があること。そして一般の皆さん方の意識として、養育費に対しての意識もそうですし、公正証書を作ることによって強制的に差押えとか執行させる法的効力を持たせられるわけです。そういった部分を含めて、県も連携して啓発していく必要があると思いますし、今実際にそういったケースがあるのであれば、対象とな

る方がこういった制度をしっかりと活用できるような仕組みづくりを、今そういうふうな対応していききたいのだというふうなことをおっしゃられていたので、ぜひ、そういった取りこぼしが無いよう対応できるような要綱をつくっていただきたいなと思います。期待しています。

以上です。

10番（松原良彦君） 私のほうから93ページの自殺予防対策というところに補足させていただきたいのですが、これ私一般質問にも出しているのですが、新潟県はワースト3位だかだと思ったのです。とにかく大勢の方で、それから皆さんは分からないと思いますけれども、私も調べたところ、高齢者の方が結構自殺しているということなのです。だから、私たちは中堅の一番仕事をしている人が多いかと思ったら、高齢者の方も多いことが分かりましたので、その旨少しだけ補足させていただきます。

2番（品田政敏君） 小さなことなのですが、99ページ、焼却場について、ストックヤードの整理でシルバー人材センターの方をお願いしたということを知りました。当町にはシルバー人材センターがなくて、けあーずがやられているのですが、この辺ののはどうなのでしょう。シルバー人材センターということを使われたということは、加茂市が影響しているのか、そこそこ田上町もそれに参加させていただいているのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

町民課長（田中國明君） あくまでも加茂市・田上町消防衛生保育組合ということになっておりますし、加茂市のほうにシルバー人材センターがございますので、そちらのほうに委託をしたいというようなことでありますので、よろしくお願ひします。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） なければ、1目から4目を終わりにしたいと思います。町民課の皆さん、ご苦労さまでした。

次に、5目新型コロナウイルス対策費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の質疑を行います。

7番（今井幸代君） 事業継続支援金に関して伺いたいと思うのですが、まん延防止、まん防が出て、時短、飲食店関係は協力金が出るような形で対応されていましたが、そこに関連する事業所等の支援、この事業内容を含めて少し精査をしていただきたいという形で、検討するというふうなご答弁が町当局からあったというふうに思っているのですが、その辺り全く変わっていないので、これら

の考え方を聞かせていただきたいなというふうに思います。県のほうで関連業者に対する事業継続支援金が、県のものでありましたけれども、実施はされました。ただ、町として全くそういった取引業者、また交通事業者、タクシー、代行等の状況は非常に悲惨な状況であったにもかかわらず、町としてこういった部分を見ない、そういったところは事業復活支援金はほぼ受けていると思いますが、町のほうがそういったところは見ないわけです、この提案されている内容だと。その辺りはどういった検討経過があってこのような形に収まったのか、考え方をお聞かせ願えますか。

委員長（渡邊勝衛君） 暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

委員長（渡邊勝衛君） 会議を再開します。

産業振興課長（佐藤 正君） おはようございます。それでは、今の今井委員のご質問にお答えさせていただきます。

事業継続支援金の関係につきましては、確かにここに掲げている内容につきましては当初上げた、当初といいますか、皆さんに前に示したものと全く一緒です。この関係については、1月末ぐらいに予算の締切りがあるものですから、内容的には同じような形になっておりますが、確かにその後、まん延防止等の関係で非常に影響を受けているところが非常に多いなというふうにはこちらも感じております。したがって、新年度に入りましたら、また必要なときに皆さんにお話をしながら、支援できるものについては支援していきたいというふうには考えているところであります。交通事業者の関係については、3月議会で交通事業者の関係は補正させていただきましたので、既に支援を行っておるところであります。それ以外の部分について確かに、先ほど申し上げましたが、影響を受けているところがありますので、それについてはまた改めて議員の皆さんに協議した中で、必要な支援を行っていければなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

7番（今井幸代君） それはつまり、今回のまん防大分期間が長かったわけですから、そこに伴う影響というのは非常に大きかったというふうに思います。飲食店に関しては協力金が出ましたけれども、そこに関連した取引業者に対する支援というものは町としては全くなくて、県から県の関連業者に関する事業継続支援金というものがこの2月か3月ぐらいに出ているのは把握しているのですけれども、町としてそ

ういうことも含めて検討したいというふうな答弁でしたよね。それはつまりこの事業継続支援金の中でやっていくということなのか、全く別立てで違う事業を検討していくということになるのか、その辺り、どんな考え方で今検討を実際に行っているのかということをお聞かせ願えますか。

産業振興課長（佐藤 正君） どの中で、今の中小企業等事業継続緊急支援金の中で取り組むか、それとも別立てでやるかについては、それも含めて検討していくと。検討させていただきたいというふうに考えています。かなり影響を受けているという状況もありますので、それらも含めて、ここについては今こういう制度設計でさせていただきたいとは思っておりますが、それ以外、確かに影響を受けているところも相当あるかと思っておりますので、それらについてはまた私どものほうで考え方をまとめた中で、議員の皆さんのほうに、場合によっては少しご提案して協議してまいりたいというふうに考えております。

7番（今井幸代君） おおよそいつ頃をめぐりにご提案というか、考え方をまとめていくのでしょうか。まん防が終わって、影響が非常に大きかったがゆえに、やはりスピーディーな支援という部分は重要かと思っておりますが、その辺りのおおよそのスケジュール感って産業振興課ではどのように持っておられますか。

委員長（渡邊勝衛君） 暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

委員長（渡邊勝衛君） 会議を再開します。

産業振興課長（佐藤 正君） 時期としましては、4月以降早々にご提案申し上げたいというふうに考えています。

1番（小野澤健一君） お昼も近いので、2つ簡単にお聞かせください。番号でいうと4番と5番です。プレミアム付き商品券事業と飲食券事業。これってあえて2つに分ける必要というのはあるのかなというふうに思っています。要は使うほうも飲食店行ったらこれだ、スーパー行ったらこれだというよりも、やはりもう少し絞って、コロナが急拡大をしたときのように、業種に格差はあるにしても、ある程度落ち着いて、落ち着いてというか、悪いながらも慣れてきている状況にあると思うのです。したがって、こういった使い勝手の悪いような形にあえてする必要はないのかというのが1つ。なぜ分けたのか、ひとつお聞かせをください。

それから、教育委員会の担当の大学等就学支援給付金、それから応援小包事業、

10番、11番であります。どこの地域の大学に行っているかによって金額が違うわけです。10番。いわゆる町外ですか、行った場合は2万円……違うな。1万円は、保護者の住所から通学している場合1万円。保護者の住所以外から通学している場合は2万円ということで、どこから通学しているかによって1万円の開きがあります。片や11番のほうについては、これは町外に出た人に小包をやるという形ですので、田上の住所以外から通学している場合は、小包の分を含めれば3万円、田上に住んでいる人たちは1万円。これ不公平です。逆に田上から通学している場合を2万円、そうではない人に1万円プラス小包でやれば2万円、2万円で同じではないかと、こう思うのですが、これについていかがですか。

産業振興課長（佐藤 正君） 小野澤委員のご質問にお答えいたします。

今ほどのプレミアム商品券と飲食券の関係、なぜ分けるのかというお話でございます。プレミアム付き商品券につきましては、商品、当然物も買えますし、飲食もできるということの券でございますし、飲食券については飲食専用の券ということになっておりますが、実際のところ、プレミアム付き商品券の実績を見ますと、飲食店での利用が10%ぐらいしか、過去の実績を見ますと10%ぐらいしか利用がありません。そんな中で、やはり飲食店からは飲食券という形で支援していただきたいというお話もあるものですから、金額のほうは多い額ではございませんが、プレミアム付きの飲食券ということで、商品券と2本立てで事業のほうをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 小野澤委員の質問にお答えいたします。

大学等就学支援給付金のほうと小包と合わせて差があると、自宅と自宅外で差があるということでございますが、こちらのほう、自宅から通う学生も大変お金はかかりますが、自宅外から通う方に関しては、それ以上にまた経費も多くかかっているということで、そこで町として考えまして、差を設けさせていただいたこととありますので、おっしゃるように自宅と自宅外で金額が違うというのはどうなのだというお考えもあろうかと思いますが、一応そちらのほうは内部で考え、検討させていただいた結果、この金額とさせていただいたものでありますので、よろしく申し上げます。

1番（小野澤健一君） プレミアム商品券と飲食券については、そういう考えであれば、それは考えの違い。それから、飲食店からそういう要望があるのであれば、それに応えてやる必要もあるのだろうというふうに思いますので、ではそのとおりで理解

をいたしました。

教育委員会のほうについては、やはり教育というのは平等であるべきだろうと私思うのです。一般質問でも申し上げたように、学費に関しては別に自宅から通おうが、県外にしようが、学費は学費で同じなの。学費に関しては。だから、こういった形で自宅から通うにしたって、それは例えばいろんな事情があるわけです。本来アパート借りて住みたいのだけれども、うち貧乏という言い方悪いけれども、金銭的に苦しいから、家から長時間かけて行くのだとか、そういうことで例えば定期券を使えばかなりお金もかかる。その学校に行くまでの間。だから、こういった形で差別をするべきではないと私は思うの。学生だったら学生、高等教育を受けている学生について、均一的に田上町として補助します、あるいは応援小包を出します、これが一番公平ではないかと思うのですけれども、それをあえてこういう形で歪曲というか、傾斜をつけていること自体、私は大きな、やっぱり理由づけを聞いてみても、それは納得できる状況ではないという。そもそも応援小包事業というのは、田上の特産、そういったもの、いわゆる農家の支援とか、あるいは小売店の支援を含めた中でのやるべきものだろうと思うのです。であれば、大勢の人に送ればそれだけ納入している業者の人たちは潤うわけ。だから、そういった観点で物事を考えていかないと、あれはあれ、これはこれという形ではなくて、やはり教育政策というよりも経済政策である以上、地元にお金がいかに落ちるか、あるいは地元の業者がいかに潤うか、こういう形で施策は考えていく必要があると私は思う。その辺について検討した結果という、何をどう検討したのかよく分からないのだけれども、こういったものを加味した中での決定なのかどうなのか、これについてお聞かせいただきたい。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 先ほども言いましたように、自宅から通う生徒、学生、それから自宅外から通う学生ということで、必要となる経費が大きく違ってくる、生活費も含めての話になりますけれども、大きく違ってくるということで、給付の際に差を、当初の考え方といいますか、当初の考え方の中で給付に差をつけて対応したほうがということで検討させていただきました。小包の関係につきましても、当初検討の中にあっただけもので、要はふるさとを離れて生活する学生にということで考え方がございましたので、その考え方の下、こういう形を取らせていただいたというものでありますので、お願いいたします。

1 番（小野澤健一君） ふるさとに愛着を持つというのは、ふるさとを離れた人間だけの話ではないと私思う。今現在ふるさとに住んでいる人間が、やはり自分が住んで

いてよかった、そういうものは当然思うわけですから、小包について、私は全員にやるべきだというふうに思っています。

以上です。

9 番（熊倉正治君） 簡単に。

コロナの支援、今ここ11項目出ていて、ほとんど今年度、令和3年度にやった支援がほとんど、令和4年度でもやりたいという、今ほどの小包の関係は別かと思いますが、たまたま産業振興課の資料の中に指定管理者の湯っ多里館、椿寿荘、Y O U・遊ランドの入り込みも入っていますが、今まではその指定管理者にも支援金が出ていた、2回ほど出ているわけですから。今井委員も言っているように、新たに別な制度も考えるとすれば、ぜひ指定管理者も、見ると1月、2月が特に悪い、湯っ多里館なんか見れば特にそんなふうに感じますが、新しい制度も実施できるということであれば、指定管理者の支援も加えていったほうがいいのではないかというふうに私は思いますが、どうでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 今ほどのご質問でございますが、その辺も含めて十分検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（渡邊勝衛君） 時間になりましたので、ここで、5目の関係でございますけれども、何人いますか。2人。それでは、5目を昼からに続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

お昼のため休憩いたします。

午前 11時59分 休 憩

午後 1時13分 再 開

委員長（渡邊勝衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中、4款の一部が残っておりますので、5目の関係、先ほど2名の方が質疑したいということですので、お願ひします。

2 番（品田政敏君） 2点ほどお聞ひしたいと思ひます。

宿泊利用券の件なのですが、これ県民割りとかG O T Oとの併用は駄目だということで、たしか1回目のときはオーケーだったと思うのですが、先週あたり新潟県でもB A. 2とか新株が出まして、何か今、昨日のニュースですと、デルタ、オミクロン株、また新種が東京のほうではやっけていて、政府のほうでもG O T O政策をもうすぐにもやりたいというふうな動きでありますので、これはやっぱりG O T O

とも併せてできないものかと。早くこの新型コロナウイルス禍が過ぎることを祈っておりますけれども、そうでなければ、2,000円の割引、これは本当に魅力的に見えるのか見えないのかと含めて、やっぱり本来であれば併用もオーケーだというふうな格好で進めてもらいたいと思います。それが1点。

それから、小包の事業なのですが、これ最初の頃、この試みはニュースにもなりまして、これいいものだというふうになっていました。現実的にこれを1万円出すのだったら、それこそ現金ですけれども、現金な言い方ですけれども、キャッシュでいただきたいというようなのが私の耳に入ってきました。ぜひこの辺も含めまして趣旨を、贈物で送ってやるということでありまして、結構重量物とか何かでありますとその趣旨に乗ったもの、田上であれば、言うなれば高橋委員のところのキュウリでもやってやれやというふうな気持ちもあるのだろうけれども、なかなか生ものとか何かもありますので、趣旨を伝達した上で1万円の現金払いというふうなことができないだろうかというふうにお願いしたいと思います。

産業振興課長（佐藤 正君） 品田委員のご質問にお答えします。

総務課が今日コロナの関係の事業事案として提出しました資料のナンバー7の湯田上温泉宿泊支援事業の内容の一番最後の米印のところの話かと思います。ここの中では、ほかの補助事業と併用は可としたいが、おのこの制度設計が不透明なため、実施のときに注意が必要ということで、例外としてこういうこと、併用が不可ということも場合によってあるのではという話でここに記入してあります。ですが、一応確認といたしますか、一応今制度設計を確認しているところでは併用も可であるという話も聞いております。したがって、その辺は、詳細についてはまた再度確認をしたいとは思っておりますが、基本的には併用した中で、田上に多くのお客様から来ていただくような形で取り組みたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 品田委員のご質問にお答えしたいと思います。

趣旨を伝達して現金払いができないかということでございますが、この応援小包事業につきましては、町内の事業者から品物を購入することで町内事業者を支援するという部分も含まれておりますので、その趣旨を徹底をしていきたいと考えております。

6番（中野和美君） 先ほどの指定管理者のこれからの支援についての補足、関連なのですが、湯っ多里館に関してなのですが、湯っ多里館本当に、産業振興課の資料を見ますと、大変な入場数が減っております。そして、以前から藤田委員もお

っしゃっているのですけれども、藤田委員、副委員長で大変なので、私が代弁させていただきますが、湯っ多里館、町民の利用を促す、もう町民みんな、町みんなに湯っ多里館の支援をするという形を取ることも可能ではないかと思っ
て、直接お金を今後の支援……

(何のための話なんだの声あり)

6番(中野和美君) そうなのです。だから、どっちで言ったらいいかなと思っ
ているのですが、支援の中に入れるのに直接現金を今まで支給してきたわけな
のですけれども、指定管理者を助成するというで資金を支給してきたわけな
のですけれども、その支給に並行するものとして、町民挙げて湯っ多里館を
利用して、町民に入浴券などを配布して、町民からまず使ってもらおうと。
使えば、ただお風呂入って帰ってくることはなく、ジュースも飲めば食
事もしたり、買物もしたりする。そういう大事な町の足元にあるという
施設をぜひどんどん使ってもらって貢献するという方法もありだと思っ
るので、その後、産業振興課の今後の話にもなるかと思っ
ていますけれども、そんなことも加えていただけたらなと思っ
ますが、いかがでしょう。

委員長(渡邊勝衛君) 中野委員、今ほど話がありましたように、これ7款のほうに該
当するわけだから、そのときでいいのだけれども、今回は一応答弁してもら
いますので。

産業振興課長(佐藤 正君) 今ほどのお話でございますが、確かに昨年よりは湯っ多
里館の入館者の関係は、約2万人近く増えているという形にはなっており
ますが、通常の年の75%ぐらいの確かに入り込み数でありますので、か
なりの影響を受けていると思っ
ます。前にも椿委員からもそういった町民に対する券の発行だとかとい
う話もございましたし、あと今中野委員からもそういう話ございました。
そういったのも含めてどういう支援がいいのかという部分は、これから
少し検討してまいりたいというふうには考えておりますが、指定管理
者も全体にやっぱり影響を受けている部分がございますので、少しその
辺も含めて検討したいというふうには考えています。

以上です。

委員長(渡邊勝衛君) それでは、5目のほうを終わりたいと思っ
ます。総務課の皆さん、教育委員会の皆さん、ありがとうございました。

次に、6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費ということで質疑を行
います。ありませんか、皆さんのほうから。6目に関して。

(なしの声あり)

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、ここで4款衛生費のほうを終わりにしたい
と思います。保健福祉課の皆さん、ご苦労さまでございました。

続きまして、5款労働費のほう説明お願いいたします。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、5款労働費のほうの106ページになります。

こちらをお願いしたいと思います。予算書106ページをお願いします。5款1項1
目労働諸費でございますが、1,779万1,000円、対前年度で824万7,000円の減でござ
います。こちらにつきましては、公共交通の実証運行、それから地域バス路線対策
の補助金等に係ります経常経費というふうになっております。

説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。まず、駐輪場事業でございますが、
こちらのほうは羽生田駅、それから田上駅の駐輪場の管理に関する経費、例年どお
りでございます。

それから、その下、雇用その他事業ということで、1,760万5,000円の予算をお願
いしたものでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、
公共交通の実証運行の関係等々に関します事務費の関係。それから18節負担金補助
及び交付金につきましては、今日皆様にお配りしました産業振興課の資料の3ペー
ジのほうを御覧いただきたいと思います。令和4年度予算審査特別委員会説明資料
参考というふうに書かれております、資料の3ページのほうを御覧いただきたいと
思います。真ん中ほどに107ページというふうに書かれておりまして、18負担金補
助及び交付金ということでございます。まず、地方バス路線対策補助金ということ
で464万1,000円でございます。これにつきましては、路線バス、新潟交通観光バス
株式会社のほうに路線の維持のために補助金を出しているものでございます。

それから、公共交通実証運行业務補助金ということで、こちらのほうは実証運行
に係る経費ということで、対前年でいいますと817万1,000円の減ということになっ
ております。資料の1ということで皆様のほうに添付しました……すみません、資
料1を御覧いただきたいと思います。R4年3月18日予算審査特別委員会産業振興
課資料ナンバー1ということで、皆様のほうにお配りした説明資料の下についてい
るかと思うのですが、公共交通……すみません、一緒にしてしまいまして、大変見
づらくなっておりまして申し訳ございません。こちらのほうに公共交通の実証運行
業務についてということで考え方、少し概要をまとめておるものでございます。こ
ちらのほうで説明をさせていただきます。こちらのほうの予算につきましては、令
和4年度の予算は700万円ということをお願いしたいというふうに考えております。
考え方につきましては、ここに書いてあるとおりでございますが、運行便数という

ことで、3社が1日10便動いてもらうということなものですから、1日合計30便が動くこととなります。その中で、土日、祝日を除く平日の運行だということになりますので、計算しますと年間で246日が運行日数ということで今のところ予定しております。それらを計算しますと、運行の最大の便数で7,380台というふうに今のところ見越しております。一般質問でもございましたが、令和3年4月から令和4年1月までの稼働率につきましては4.3%ということで、低調でございました。1か月の稼働は、おおむね30台前後の利用にとどまっております。令和4年2月1日に乗車場所を増設したということから、令和2年の稼働率、上がりまして10.5%、約2倍という形になっております。それから、令和4年4月から乗車料金を下の料金表のとおり、料金のほうを変更したいというふうに考えているところでございます。以上のことから、年間の台数を3,600台、年間の利用人数4,000人、それから稼働率おおむね40%から50%を目標として運行に当たっていきたいということです。その3,600台の考え方につきましては、下に書いてあるとおりでございます。1日30便で246日の50%運行すると、おおむね3,600台ということになります。1人乗車を8割、それから複数乗車、2人乗車するというのを2割というふうに計算しますと約4,000人ということになります。したがって、このような形で目標を掲げた中で、運行に当たっていきたいというふうに考えています。それから、令和4年4月早々に住民の皆さんに全戸配布をする中で、料金のほうを含めまして制度設計のほうの話といたしますか、周知をしていきたいということでございますし、議員の方からも予約の一元化といたしますか、コールセンターの設置についてのご意見等もいただいておりますので、こちらのほうにつきましても研究を行っていきたいというふうに考えております。また、老人会、いきいきサロンなどで説明をする機会をいただきました中で、町民への周知も図っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、その次、予算書の107ページでございますが、20節貸付金500万円ということで、これは労働金庫の預託金ということでございます。これも毎年預託金ということで労働金庫のほうに、貸付けを円滑に行うために預託金を行っているものでございます。

5款の説明は以上でございます。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、発言願います。

1 番（小野澤健一君） 私は、107ページにある地方バス路線対策補助金、これについてお聞きをします。前回もお聞きをしたかどうか記憶がないですけれども、昨今のニュースを見ると、新潟交通の業績がかなり悪くなってきていて、減便なんかも予定している中において、新潟市においても2億円でしたか、何か補助金の要請があって、それに応じた経緯があります。記憶にあります。したがって、地方路線のバスというのは、もっと落ち込みが激しいのだろうなというふうに思っている中で、今後、新潟交通観光バス株式会社が分社化した会社の業績が悪化する中で補助金の増額等を要請される、そういった懸念というのはないのか。公共交通ですので、例えば、田上の区間だけ新潟交通が行かないよというわけにはいかないと思うのです。当然加茂からつながってくる路線もあれば、白根とかあっちのほうに行く路線もあるわけですから、そういったのであれば関係している市町村の中で、今後こういったバス路線をどうするのかということを実際に考えていく必要があると思うのです。田上においては、公共交通というのは今実証実験の段階で、これはあくまでもバスがあるという前提の中で補完しているのだろうと思うのですけれども、いずれ例えば、新潟交通のほうから撤退を要請されたときに、路線バスが今賄っているそういった機能も公共交通で賄っていかなければ駄目になるだろうというふうに思っておるわけですから。その辺、質問として、新潟交通が業績悪化をした場合、補助金が増額されるのではないのか。これは、実際に例えばそういう要請が今来ているのか来ていないのか。それから、田上としてみれば関係している隣接の市町村等とこういったものについて、話し合いを今後する必要があると思うのか思わないのか。この2点についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

産業振興課長（佐藤 正君） 今ほどの小野澤委員のご質問でございますが、業績が悪化する中で補助金の増額について要請されることはないのかという、まず1つ目のお話でございますが、このたび3月議会におきまして補正予算を少し組ませていただいたのですが、これの地方バス路線対策補助金ということで、60万円の補助金を今回増額をさせていただいております。それにつきましては、係る経費については前年度とほとんど変わりませんでした。ただ、平均乗車率のほうの関係が、今まで、昨年まで1.2乗っていたのですが、実際0.6、半分になってしまったということから、いわゆる運賃収入が少なくなったことによりまして、その分60万円ほど市町村の負担が増えるということで、3月議会で補正をさせていただきました。したがって、今回同じような形で、当然業績、乗る人数が少なくなれば要請されることはあるというふうに考えております。

それから、関係する市町村の中でバス路線の考え方というのは連携して考える必要あるのではないかというお話だったと思うのですが、そこは当然隣の市町村等々と場合によって、今後協議が必要になってくるのかなというふうには考えておるところであります。

以上であります。

1 番（小野澤健一君） ありがとうございます。なかなか乗車人数が少ない中で廃止ができないという、そういうジレンマに陥っているのだらうなというふうに思うのですが、金額的に僅かといえば僅かかもしれませんが、今後、例えば燃料費が上がった、それも赤字になるので補填してくれと、多分そんな話にもなってくると思う。そうすると、私も観光バスの財務見たことあるのだけれども、交付金でもってやっと収益を上げているのがバス事業なのです。残念ながら。ただ、そうかといって、ある意味では、一企業という言い方は悪いのですが、どんどん、どんどん何でもかんでも応じられるかという時代ではもうないというふうに思っていますので、ぜひともやはり路線が通っている市町村等の協議をする中で、どうするのかという対策を今から講じておかないと、当然一企業ですから、事業撤退します、やめますと、そんな話になったときに、今まで我々公共交通は新潟交通が通っているところを頼りにしながら組んでいる公共システムだったのだよといって慌ててもしょうがないと思うので、この辺、どう見てもバスの乗客が増えるというような状況にはもうないと思いますし、新潟交通自体が残念ながらあれはもういわゆるテナント業のほうで利益を上げている会社でしかないので、そういったバス路線についてやっぱりしっかりと動向を見ていかないと。毎年400万円、500万円ということで上げていっても、それが何ら町民の福利厚生には当たらないというケース出てくると思いますので、そのような動向についてはしっかりと注視をしながら、タイムリーに対策を講じていていただきたいというふうに思います。今後、燃料の問題についても多分要請があると思うのです。だから、そういったものには応じるべきなのかという問題もあると思うのです。ということで、ひとつ動向を注視していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） ありがとうございます。確かに今後業績が悪化する中でそういった燃料費、特に原油が高騰しているという部分もありますので、そういった部分の要請というのも次年度以降そういったことも考えられますので、その辺はまた新潟交通の状況も注視しながら、ただバス路線として、先ほど小野澤委員のおっしゃるとおり、基本的に路線バスがあるということで今公共交通の仕組みとい

いますか、実証運行をこういう形で行っているというのもありますので、その辺も踏まえた中で、町として今後対応してまいりたいというふうに考えています。状況も注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

6 番（中野和美君） 私は、公共交通のことについてお尋ねします。107ページのところですね。今回700万円という予算計上なのですけれども、ただ実証実験中で半減してしまったのは残念に思っています。この説明のとき、今日は説明されなかったのですが、前回、去年説明されたときは、8割相当額は交付税に算入されると。町は2割負担なので、去年1500万円中300万円ぐらいの町の補填だということを説明を受けました。ということは、やっぱりもうちょっと、この前の議会で私一般質問したように、町長もとても褒めてくださった、乗って楽しい、降りて楽しい、そういう方向で進んでほしいということを示したというふうに聞いていますので、ここで半額減額してしまっただけで実証実験を行うのはとても残念だなと思うのですが、このまま縮小で、縮小といってもいろんな改革をして大勢乗れるようになっては改革してくださっているのですが、この補助金、これだけのペースでいくにはもうちょっと説明が足りないかなと思うのですが、いかがでしょう。

産業振興課長（佐藤 正君） 公共交通の実証運行の関係につきましては、今中野委員おっしゃるとおり、特別交付税で8割国から交付税措置されるということで、町の負担については2割という形になっています。その中で、町長もこの間、それこそ中野委員からのお話の中でそういった、乗って楽しいという部分のお話もされてはいました。それは今後の課題かなというふうに思っていました。まずは、公共交通実証運行の部分でございしますが、デマンド型の部分をより皆様から使いやすいデマンド型の運行をまずやる中で、ぜひ多くの方に利用していただいて、その後、そういったご提案の内容についてもその先で少し研究といいますか、検討させていただきたいというふうに考えておりますので、まずはこの公共交通2年目でございますので、軌道に乗せるための運行を我々心がけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

6 番（中野和美君） そうしますと、今回約半額に減額している予算なわけなのですが、今後デマンドが大体見通しがついてきたら、もう少し今度は予算を計上して、椿委員がおっしゃるようなマイクロバス、そういうワゴン車なりを配置するというこゝも考えられる、また増額ということもあり得るということによろしいのでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） その辺は、町長も一般質問等でも回答していますとおり、

将来的にはそういったものも場合によっては必要ではないかという話もされておりますし、私どももそういった考え方の中で十分研究してまいりたいというふうに考えています。したがって、資料ナンバー1のところにも書きましたが、コールセンターの設置に向けての研究ということで、幾つかの市町村の参考事例なんかも見た中で、田上町にもし入れるのであれば、田上町に沿うような形のものがどういうものかという部分の研究はやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（中野和美君） ぜひ研究どんどんしていただきたいと思います。そして、この公共交通は町長が、高齢者の足になるように、買物難民をつくらないようにというところからスタートした政策ですけれども、今後これ観光用にも利用できる、使い方としてはすごい実証実験になってくると思いますので、ぜひ研究のほうよろしく願いいたします。

以上です。

7番（今井幸代君） 来年度、4月1日から料金の改定もなされるということなのですが、これによって、停留所は既に増設をして、料金形態もまたさらに安くなるということで、利用者のほうは増えていくのだろうというふうに思っています。そのために、まず老人会とか、いきいきサロンとかで説明をしていく機会を設けるというふうに言っておられますが、そういったじかに皆さんたちに説明していくというのが高齢者の方たちにとっては重要かと思っておりますので、そういった周知活動をしっかりしていただきたいのと併せて、利用者の方が増えると、やはりコールセンターの予約窓口の一元化、研究をしていくというふうに言っていますが、実際に当町より遅く始めた隣の加茂市は既にこのコールセンターを外注する形でやっておりますが、その経費は660万円で計上されています。ここから特交で8割見れるわけですから、実質の町単費でいうと130万円ぐらいなのです。そう考えれば、恐らくもうこの1年で、本当にやろうとして検討すれば、ある程度できるのではないかなというふうに思います。金額等も含めて。今まで町当局の答弁は1,000万円超えるのですと言っておられましたけれども、現実問題、お隣の加茂は既にその金額で運用しているのです。提携しているタクシー業者も3社で、当町と変わりはありません。そういったものを考えると、大きくこの値段からはぶれないはずだと思いますので、しっかりと研究ではなくて一歩踏み込んで、コールセンター設置も目指して、単費でいえばそう大きな金額ではないはずですから、しっかりと検討を進

めていただきたいなというふうに思います。

産業振興課長（佐藤 正君） ありがとうございます。

まず、最初のご意見というかですが、じかに話をしていく、本当に必要だと思えます。羽生田の公民館でやったときの説明会、50人程度来ていただきましたが、確かに知らない方が非常に多くて、あの集まりで非常に皆さんから理解していただいたというふうに思っております。したがって、直接やはりお話をして皆さんから理解していただくというのが必要なのだなというふうに思っておりますので、そのようなことに心がけていきたいというふうに考えています。

それから、コールセンターの関係につきましては、加茂市の例が今出ましたが、加茂市の関係は承知はしているところです。ただ、その設置の内容につきましては、どういう形がいいのか、直接電話でやる形がいいのか、タブレットがいいのかという部分もまた出てきますので、その辺も踏まえた中で研究をしていきたいと。一歩でも二歩でもという話ですが、当然設置に向けた研究ということで捉えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） なければ、5款労働費を終わります。

続きまして、6款農林水産業費、執行お願ひします。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、同じく予算書107ページにあります6款農林水産業費でございますが、1項農業費、1目農業委員会費でございます。本年度予算2,459万4,000円です。説明欄のほうをお願ひいたします。こちらのほうは、農業委員10名、それから農地利用最適化推進委員5名の報酬、それから職員2名の人件費等で、経常経費であります。

それから、1ページはぐっていただきまして109ページになります。農業委員会その他事業ということで6,000円です。こちらにつきましては、農業委員等の活動に必要な作業服等の購入の補助ということで、窓口予算として2分の1補助をする内容となっております。これも内容については例年のとおり、改選のときになると増えますが、基本的には例年のとおりとなっております。

それから、農業者年金事業ということで、こちらにつきましても農業者年金の事務に必要な経費で、経常経費ということになっております。内容については、例年のとおりというふうになっております。

それから、次、110ページになります。農地流動化地域総合推進事業ということ

で12万1,000円でございます。こちらは、農地の斡旋などに必要な経費で、経常経費ということでございます。参考までに、令和3年度は農地の斡旋の件数2件、それから面積につきましては41アールということになっております。

それから、その下、2目農業総務費でございます。本年度予算93万4,000円ということになっております。右のほう、説明欄お願いいたします。農業総務事業ということで83万2,000円でございます。こちらにつきましては、各種団体への負担金等の経費で、経常経費となっております。

それから、111ページになります。資金関係事業ということで10万2,000円でございます。これにつきましては、農業経営基盤強化資金利子の助成ということでございますが、通称スーパーLというふうに言われている強化資金でございまして、農地の取得、農地機械等で借入れを行った場合の利子助成を行うということでございます。現在2名の方が借入れしておりますので、助成をしておりますし、新規3名分を見越した形で予算をつけさせていただいております。

続きまして、3目農業振興費でございます。本年度予算3,381万2,000円でございます。右のほうの説明欄をお願いします。農業振興事業ということで3,248万円でございます。こちらにつきましては、職員4名の人件費及び各種団体の負担金等で、経常経費となっております。

それから、1枚はぐっていただきまして112ページになります。112ページの18節負担金補助及び交付金の農業次世代人材投資資金経営開始型給付金ということで150万円予算計上してございます。これにつきましては、令和3年12月議会で補正をさせていただきましたが、新規就農者、四ツ合の方でいらっしゃるんですが、新規就農ということでお一人就農されましたので、令和3年度に引き続きまして令和4年度も給付金のほうを交付していくということでございます。150万円ということでございます。

それから、その下のその他事業でございます。その他事業につきましては、皆様のほうにお配りしました予算委員会の説明資料の参考というものの3ページ、下のほうを御覧いただきたいと思います。その他事業につきましては、有害鳥獣、猿とか熊の駆除に係る経費ということで、毎年計上させていただいているものであります。有害鳥獣の捕獲等従事者の報償ということで、こちらにつきましては猟友会のほうに対します報償ということで、謝礼のほうの支払いの関係の経費。それから、10節につきましては、有害鳥獣の捕獲用の餌とか花火とか、あとは猟友会の散弾銃の関係のそういった消耗品の関係の経費。18節負担金補助及び交付金については、

担い手の不足を解消するために、捕獲従事者の確保を行うための補助ということで、こちらのほうは一部県の補助をいただきながら担い手の確保をしていこうということで考えているものでございます。

続きまして、4目畜産業費でございます。本年度4万円でございます。畜産振興事業ということで、これにつきましては畜産振興に係る負担金で、経常経費ということでございます。

続きまして、5目水田農業構造改革対策事業費でございます。本年度予算3,072万7,000円でございます。こちらにつきましては、水田農業構造改革対策事業ということで、3,072万7,000円でございます。こちらにつきましては転作関係の経費で、生産調整を行う農家への転作助成金など、経常経費ということで上げさせていただいているものであります。こちらにつきましては、113ページお願いいたします。113ページの18節負担金補助及び交付金の上から2つ目、生産調整推進助成金ということで2,800万円。生産調整実施農家に転作助成金として昨年と同額助成をしているものであります。参考までに、令和4年度の生産数量目標の配分面積は523ヘクタールということで、前年は507ヘクタールということでございました。

続きまして、6目農地費でございます。本年度1億1,272万3,000円でございます。説明欄をお願いします。農地一般事業ということで、1億969万4,000円でございます。こちらのほうは、今まで行ってまいりました土地改良事業等の負担金、これは圃場整備の負担金とか、今回は県営基幹水利ストック施設のマネジメント事業の負担金等がありますが、そういった形の経費を農地費として予算で上げているものでございます。

113ページの委託料のところを御覧いただきたいと思います。あと、併せて参考資料のほうの4ページのほうを見ていただきたいと思います。参考資料の4ページのところに6目農地費ということで、農地一般事業ということで12節委託料を表にしております。田上郷排水機場の管理委託につきましては、1,017万7,000円ということで、これも田上郷の土地改良区に委託しているものでございます。あと、五社川の自動転倒堰の関係は地元の水利組合、田上郷の排水機の電気設備につきましては、東北電気保安協会のほうにそれぞれ委託をしているというものでございます。

それから、ページはぐっていただきまして114ページになります。114ページの真ん中ほどになりますが、県営圃場整備事業ということで1,500万円です。参考資料のほうは4ページになります。4ページの中段でございますが、18節負担金補助及び交付金ということで、今回、上横場地、新津郷田上地区それぞれ事業費のほうは、

全体事業費としては1億円見ておりますが、町負担10%の中で、新津郷につきましては新潟市と折半ということになりますので、新津郷田上のほうは負担金は500万円、上横場は1,000万円ということで、1,500万円ということで予算を上げさせていただいております。それから、その下の県営基幹水利施設のストックマネジメントの事業負担金でございます。こちらにつきましては、昨年度も予算を上げさせていただいておりますが、令和4年度につきましては、用水の管理のための中央管理棟の通信設備の改修、それから田上郷の排水機場通信設備、防じん設備の改修を行いたいということで、改良区のほうで国のほうに事業申請しているものでございまして、全体の事業費8,300万円のうち、町が10%を負担しまして、830万円ということで上げさせていただいているものであります。

続きまして、27節繰出金につきましては集落排水事業特別会計の繰出金、482万9,000円増えておりますが、この繰出金の関係は特別会計の説明の中で地域整備課のほうで説明をしていただきます。それから、国土調査事業につきましても地域整備課のほうで説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

続きまして、115ページになります。7目農地整備費でございます。本年度71万円でございます。農業農村整備事業ということで70万2,000円でございます。12節の梅林周辺環境整備委託料ということで、こちらにつきましては梅林周辺環境整備に係る経費ということで、経常経費ということになっております。参考資料5ページのほうを御覧いただきたいと思っております。この整備の委託の関係につきましては、草刈り、底の泥上げ、清掃等を行うものでございまして、令和3年度は株式会社ヤマキ建設のほうに委託をしているものでございます。

その下、農地整備事業ということでございますが、こちらのほうは負担金補助及び交付金ということで、経常経費でございます。

それから、次、8目になります。多面的機能支払交付金事業ということで、2,714万2,000円ということでございます。こちらにつきましては、田上郷、それから曾根、上横場、新津郷のそれぞれの組織のほうに農地の砂利敷き、水路の泥上げ、農道の草刈り、それから水路とか農道の軽微な補修等々に必要な経費を、国、県の補助をいただきながら、町も併せて予算づけする中で、支援をしているというものでございます。

1枚はぐっていただきまして、116ページになります。2項林業費、1目林業振興費でございます。35万1,000円でございます。こちらにつきましては、林業振興事業ということで25万6,000円でございます。こちらの経費につきましては、林業振

興に係る各種団体の負担金等で、経常経費ということになっております。こちらも参考資料5ページを見ていただきたいと思うのですが、12節委託料ということで3万円、こちらにつきましては、令和3年度、株式会社オリスのほうに委託しておりますし、18節負担金補助及び交付金につきましては、南蒲原森林組合のほうに三条市、加茂市、田上町で経常的な負担金ということで、案分をして支払いのほうをしております。

それから、その下、記念樹贈呈事業ということで9万5,000円でございます。参考資料5ページの真ん中ほどを見ていただきたいと思うのですが、記念樹贈呈事業ということで、昨年、結婚4、新築5、誕生、誕生は出生ですが、13ということになっております。その上に一応予算の形で予算要求といえますか、予算を上げさせていただいたものでございます。

続きまして、2目林業整備費でございます。703万8,000円でございます。林業整備事業ということで、同額でございます。117ページを御覧いただきたいと思えます。委託料につきましては、まず林道環境整備委託料ということで、こちらにつきましては、草刈り、清掃作業、倒木処理ということで、護摩堂、それから今滝・冬鳥越線等々のそういった林道の草刈り、清掃等を行うものでございまして、株式会社フィクスのほうに依頼しております。それから、護摩堂林道の清掃作業委託ということで、こちらのほうも護摩堂林道の落ち葉等の除去ということで、令和3年度は武田建設のほうに委託しております。

それから、下の14節工事請負費でございます。530万円ということでお願いするものでございますが、こちらのほうは林道茗ヶ谷線の改良工事ということで、令和3年8月の豪雨によりまして路線が土砂で埋まって通行ができなくなったということから、仮設をやっておりましたが、今年度、県の補助をいただきまして本設を行うものでございまして、ブロックの擁壁でありますとかマットを2か所、それから林道三ノ沢線の復旧ということで、こちらのほうは土砂の撤去ということで、それぞれさせていただくものであります。こちらのほうは資料を、図面をつけさせていただきました。少し見づらいかもしれませんが、資料ナンバーの2、林道茗ヶ谷線の平面図ということでありますが、こちらそれぞれ2か所、植生マット、それからブロック積みなどをしながら法面の保護をするという形でございますし、その下のところは林道茗ヶ谷線のこれは横断図といえますか、断面図になりますし、それからカラーになっている林道三ノ沢線につきましては、かなり川之下の奥のほうになります。こちらのほうは、土砂が今道路を塞いでいる形になっておりますので、そ

らのほうの復旧をやるということで、上げさせていただいたものでございます。

それから、24節積立金でございます。こちらにつきましては、林業振興基金の利子の積立金ということで、1,000円ということで上げさせていただいています。こちらにつきましては、参考資料の6ページのほうを見ていただきたいと思います。森林環境税ということで、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税ということになっております。森林環境譲与税につきましては、平成31年度から市町村に譲与される形になっておりまして、令和4年は300万円を一応予定をしております。町としましては、森林環境整備を行うに当たりまして、令和4年度は林道整備事業として先ほど説明しました茗ヶ谷線、三ノ沢線の補助残などに充当して、森林環境整備を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

6款の説明については以上であります。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

10番（松原良彦君） 私、112ページの農業次世代人材投資資金経営というところを説明お願いしたいのですけれども、お聞かせ願いたいのですけれども、150万円という金額が今出ているのですけれども、これは大体毎年出るのですか、それとも返還しなければ駄目なお金なのか、まずそれ聞かせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） この額につきましては、給付されますので、離農するということになれば場合によっては返還していただくことになるかもしれませんが、あくまでも給付でございますので、お金をお渡しするという形になります。

以上です。

10番（松原良彦君） それでは、自分で自由に使ってもいいお金で、何かないときは最後は返さなくてもいいというか、それとも150万円というのは何年間あるのでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 制度の中身としては、たしか4年間毎年150万円ずつ、5年目から120万円、6年目も120万円で、新規就農、トータルで690万円……すみません。1年目から3年目までが1年につき150万円。それから経営開始の4年目から5年目までは1年につき120万円ということになっておりますので、トータルで690万円ということになります。

11番（池井 豊君） 森林譲与税のところ、こっちの資料、私の認識では、まさにここ

に書いてあるとおり、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進の費用に充てるものだと思っているのですが、これを茗ヶ谷線や三ノ沢線の言わば災害復旧みたいなのに充てるというのはどうなのかなと思います。災害復旧だったら災害復旧費でもっと有利な何かがあって、これは森林をこういう今読んだみたいに使うためのお金ではないかと思うのですけれども、これを災害復旧に充てた根拠と、これ災害復旧費に充てて得なのかというのを、災害復旧の事業にこれを充てて得なのかというところを聞かせてください。

産業振興課長（佐藤 正君） 豪雨による災害的な部分でありますので、災害復旧ということには当たるかもしれないのですが、予算上の中では災害復旧には、県のほうでは災害復旧費に当たらない、去年災害が起きたときにお話ししたと思うのですが、災害復旧費に当たらないということなので、県単を利用してぜひ改修されたらどうですかというふうに言われて今回上げているものです。それで、おっしゃるとおり、森林環境譲与税につきましては、皆様からいろんなご意見等もいただいている中で、正直、これから森林環境譲与税の用途については、町の森林整備、そういった部分に十分これからどういう形で取り組んでいくかというのは、進めていかなければ駄目だというふうに思っています。ただ、今回私どもでそれぞれ林道の改修といいますか、復旧に充てさせていただいた部分については、林道は結局整備というか、通らないと周りのそういった地主の皆さんも例えば間伐だとかそういったものも進んでいかないう部分があって、その部分で、補助残ではあるのですけれども、充当させていただくことで森林整備が進むのではないかとということで上げさせていただいたものなのです。したがって、本来そういう形の、もっと本来であればそういった形に使うのがいいのかと思うのですが、私ども今回そういう形で予算のほう上げさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 私も今の池井委員と同じ考えなのです。これ確かに県単の費用、これは県からの費用プラス補助残ということで充てたということなのだけれども、本来の意味、使い道というのは純然たる森林整備だと思います。それで、恐らく町のほうもこれからどういうふうにやっていくか計画していくということなのだろうけれども、そういうのはきちともう立てておかないと駄目ですよ。というのは、町長がよく言われるではないですか。道の駅を拠点にして町を周遊とかって、町内に人を流すのだと。誘導するのだと。要は森林の整備というのは、竹林も含めてそうですけれども、お客さんを、要するに交流人口といいますか、そういう人たちを

ある程度導くようなそういうルートというか、使用できるようなことも、これを使ってどんどん町も開発していかないと私駄目だと思うのです。本来は、もうちょっと林道は林道で何かしらそういう県から話とかって、やる気なかつたらうかなと私思って眺めていたのですけれども、今後町としてここら辺、予算ですから、もうつくってしまったのだから、これは令和4年度は仕方ないけれども、令和5年度から事前にそういうある程度の計画つくってください。要するに環境整備における全体計画というようなものに、委託かけても仕方ないけれども、そういうのをやっぱりつくるべきではないですか。その点だけ課長の考え。

産業振興課長（佐藤 正君） その辺は重々私も感じております。森林整備の関係は、今森林組合からいろいろと、例えば町内の森林の整備だとかということで入ってもらっているところもあつたりしますので、南蒲原森林組合ともお話をしながら、町の森林整備の考え方といいますか、そういった計画については確かにつくる必要があるかというふうに思っておりますので、その辺は次年度どういう形で森林整備進めていけるのかどうかという部分を研究していきたいというふうに考えています。

以上です。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、6款の質疑は終了いたします。

続きまして、7款商工費、説明をお願いします。

産業振興課長（佐藤 正君） それでは、予算書の117ページになります。7款商工費、1項1目商工総務費でございます。2,712万9,000円をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いします。商工総務事業ということで、2,712万9,000円でございます。こちら職員4名の人件費等で、経常経費でございます。

1枚はぐっていただきまして、118ページになります。2目商工業振興費ということで、1億7,685万7,000円でございます。右の説明欄をお願いいたします。商工業振興事業ということで、こちらにつきましては、商工業振興に係ります各種団体の負担金、産業振興に係る貸付金、起業創業支援の補助金、町内の経済循環を意識しました、プレミアム付き商品券事業を今回予算として計上させていただいたものでございます。

18節負担金補助及び交付金のところを御覧いただきたいと思います。あと、参考資料のほうは6ページのほうを御覧いただきたいと思います。6ページの真ん中少

し上になります。まず信用保証協会の保証料ということで、こちらにつきましては前年同額ということで、230万円の同額で計上しております。

それから、その下の下、工場設置奨励金ということでございます。こちらにつきましては、1,128万1,000円を計上させていただいたものでございます。これは本田上工業団地に進出しました企業に対する奨励金ということで、3年間交付されるものでございます。レーザーテクノ、それから丸一鋼販のほうに交付をしているものでございます。

それから、その下、産業活性化ブランド戦略協議会ということで、100万円の補助金をお願いするものでございます。こちらにつきましては、これまで農商工連携地域協議会という組織の中で、町の特産品を活用しまして梅や桃の加工品等を開発してきましたが、令和3年度には、道の駅を核としましたまちづくり、産業振興を図るために、産業活性化ブランド戦略協議会というのを立ち上げました。協議会の中では、今後商品の開発につながります農業振興に関する調査を今依頼しております。それらの町の農産物の特産品の認知度や、田上町に対する県民の意識について把握した中で、そのデータを基に、令和4年度どのような方法が町の農業の振興、それからブランド力の向上につながるかを検討していきたいということで、別紙でつけました資料ナンバーの4のほうを御覧いただきたいと思っております。産業活性化ブランド戦略協議会ということでございます。前段のほうは、今ほど説明申し上げましたので、省略させていただきますが、その下の1番目のポチであります。令和4年3月時点で、ブランド戦略協議会のメンバーでございますが、15名おります。それで、令和3年度の予算については、100万円ということになっております。取り組んだ内容でございますが、協議会を開催いたしまして、町の基幹産業であり、今後の商品開発にもつながる農業振興に関する事項について取り組むこととしたということで、協議会の中で決定したというふうになっております。その中で、先ほど申し上げたとおりアンケート調査の調査票を作成するに当たりまして、会員の方から協議をさせていただいた中で、調査のほうを進めたいということであります。そこで町の農産物に関する意識調査と併せて町に対するアンケート調査ということで、インターネットによるそういった調査を実施しまして、町の農産物の認知度、それから田上町に対する県民の意識についての調査を実施していきたいというものでございます。令和4年の事業につきましては、このデータを基に、どのような方法が町の農業の振興、それからブランド力の向上につながるかを検討していくということで、一例を挙げますと、物のブランド化ということで、例えばネーミング、それか

らキャッチコピーなどを作成することで皆様から認知していただけるような、そういったものをつくっていきたく。想定される支出の経費でございますが、こちらのほうに書いてありますとおり、分析に係る経費とか、農産物の加工、「道の駅たがみ」からも要望のあります農産物の加工についての検討ということで、6次産業化の展開の検討につきましても協議会で検討を行っていきたくというものでございます。

それから、続きまして起業創業支援の補助金ということで300万円でございます。こちらにつきましては、起業創業事業者に対する補助ということで、初期の起業、立ち上げの経費ということで、補助率2分の1でございますが、上限50万円。それから新築、増改築ということで、それらをした場合に加算して支援していきたくということで、上限50万円、最高100万円の支援を行いたくというものであります。初年度は3件見込んでおるものでございます。参考資料を見ていただきたいと思っております。資料ナンバーの5になります。こちらのほうに今回の起業創業支援事業の補助金の概要ということで、まず目的につきましては、新たな創業に対するものに対しまして、補助金を交付することで町内での創業につなげていきたく。あとは、空き店舗の有効活用による町経済の活性化というものも一緒に図っていきたくというものでございます。対象者につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。町内に事業所を設けると、新たに事業を開始する法人、個人ということでございます。対象の経費につきましては、さっき話したとおりですので、省略をさせていただきます。一番下の7番でございます。申請の手続でございますが、令和4年度初めて今回新規で取り組みを行うものでございますから、周知期間が必要というふうに考えております。したがって、4月、5月を周知期間としまして、7月、8月に募集をかけて9月に審査、決定というふうな形で今のところいければなというふうに考えています。その裏見ていただきたいと思うのですが、審査会を開催する中でこの辺、創業支援の補助金のほうを支給していきたくというふうに考えております。構成員としましては、経営大学、それから商工会、金融機関の支店長、それから町の関係者ということで一応考えているものでございます。

続きまして、たがみマルシェの関係でございます。たがみマルシェ事業の補助金でございます。50万円の補助金をお願いするものでございます。こちらにつきましては、資料ナンバー6、続けて見ていただきたいと思っております。こちらにつきましては、名称というふうになっておりますが、これは商工会のほうで仮の名称をつけただけでございますので、田上ファーマーズマーケットというふうになりますが、市

場的な賑わいを持たせたイベントをやりたいということでございます。目的につきましては、「道の駅たがみ」への集客のため、商工会が主体となり、通常販売している商品とは別な品目の販売や体験などを通じて、PRしていきたいというものでございます。3番の日時、予定でございますが、9月を中心に予定ということでございますが、今いろんな形で協議しておりますが、回数は1回ではなく複数回やるような形で検討していきたいという話をしております。したがって、ここは上記各月の第3土曜日なんかいつて計3回なんて書いてあるのですけれども、すみません、これは大体3回ぐらい実施したいなということで今考えているということでございますので、そのように読み取りいただきたいと思っております。出店の内容につきましては、田上産農産物の販売、それから農産物の加工品とかのPR、周知の関係、それから工業製品の展示販売、PR、それからいろんな体験をやるということで、田上に訪れてくれた方に田上の魅力を伝えていきたいというものでございます。

続きまして、その下、予算書119ページの真ん中少し下、プレミアム付き商品券事業ということでございます。こちらにつきましては、1,902万1,000円の予算をお願いしたいというものでございます。参考資料7ページのほうを御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、町内経済循環を意識した中で、事業の予算を計上させていただいております。1世帯2セットまでということで今のところ考えておまして、1セット5,000円の負担で7,000円の商品券が購入可能。それから、時期につきましては、コロナ対策でプレミアム商品券をやる時期が年度早々を考えているものですから、年末頃に計画したらどうかということで今のところ考えています。2セット掛ける4,250世帯ということで、8,500セットを販売を予定しているものでございます。こちらの資料につきましては、参考資料ということで資料のナンバー7を見ていただきたいと思っております。基本的には先ほど説明したとおりでございますが、事業の目的のところ、町民に対する直接的な支援、それから事業所、商店等に対し継続的な支援を行うことを目的とするということでございます。私もとしましては、米印のところに書いてありますが、今回コロナ支援策で行う4款で計上しました事業の実施後、経済の町内巡回を意識しながら、事業所、商店に対しまして継続的な支援を行いたいということから、7款のほうで予算計上を行わせていただいたものでございます。

続きまして、予算書119ページの一番下、3目観光費になります。8,477万9,000円の予算をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いします。椿寿荘管理事業ということで872万1,000円でございます。こちらにつきましては、椿寿荘の管

理に係る経常経費ということでございます。参考資料の7ページを見ていただきたいと思えます。10節需用費のほう、修繕料ということで449万円予算のほう上げております。こちらにつきましては、今回修繕料ということで、通常の修繕料とは別としまして、売店内の女子トイレの洋式化ということで1基改修を予定しておりますし、万年堀の修繕ということで、利恒庵のところの間の堀、それが基礎が腐ったりとかしている部分がありますので、その入替えということになっております。

それから、はぐっていただきまして120ページになります。護摩堂事業ということで749万6,000円でございます。これは、護摩堂の管理に要する各種委託料及び駐車場、あじさい園等の借地料で、経常経費というふうになっております。委託料のところを御覧いただきたいと思えます。参考資料は7ページになります。7ページの下になります。浄化槽の管理委託料ということで、田上清掃事業社のほうに令和3年度委託しておりますし、あじさい園の維持管理委託料ということで病虫害の防除、剪定等々をお願いする中で、指導は新潟県都市緑化センターということでお願いしております、作業は株式会社フィクスにお願いしております。それから、ふれあい広場の維持管理の委託料ということで、こちらのほうも芝の施肥でありますとか、芝刈り等々をやりまして、保内緑化園芸協同組合のほうにお願いをしております。それから、護摩堂ふれあい広場の維持管理の委託料ということで、トイレ、それから展望広場の清掃等々で、こちらのほうは株式会社フィクスのほうにお願いをしております。

それから、参考資料1枚はぐっていただきまして8ページになります。予算書のほうは121ページになります。貯水槽の清掃作業委託ということで9万5,000円でございます。これにつきましては、ここに書いてあるとおりエスピーエスというところに委託をしております。それから、遊具の点検委託ということで蛇場緑地建設のほうにお願いをしております。

続きまして、予算書121ページの真ん中ほどになりますが、護摩堂管理事業ということで、護摩堂山の登山道の管理、中部北陸自然歩道の登録、草刈りなどの経常経費となっております。こちらのほうにつきましては、修繕料ということで、昨年、護摩堂山の山頂広場の木柵の修繕、200万円ほどかけてやっておりましたが、こちらのほうの経費がなくなったということで減になっております。続きまして、委託料のほうであります、登山道の整備委託ということで、こちらのほうは株式会社フィクスのほうにお願いをしております。

続きまして、観光事業のほうになります。1,760万2,000円の予算をお願いするも

のでございます。こちらは、観光事業を推進するための経常経費、各種委託料、負担金などのものとなっております。ページをはぐりまして、122ページをお願いします。122ページの委託料になります。参考資料のほう8ページ真ん中ほどになります。便所の清掃管理委託料ということで、湯田上温泉旅館協同組合のほうに田上駅の便所の清掃の委託をしております。

それから、あじさいまつりの駐車場の整理委託ということでALSOKのほうにお願いをしております。フラワーボックスも植栽の委託料ということで、地元の中店自治会のほうにお願いをしております。

それから、地域資源活用事業の業務委託料ということで、875万1,000円ということですが、これは東京藝術大学のほうに委託をしております、大沢石、それから陣ヶ峰瓦を使った取り組みということで行っているものでございます。これは、資料の8のほうを御覧いただきたいと思います。東京藝術大学との連携事業ということで、地域資源調査業務委託ということでございます。こちらのほうにそれぞれの年度を、令和2年度からやった内容について記入しております。令和2年度につきましては、瓦粘土のワークショップ活動をやろうかと思ったのですが、コロナの関係でそこはできなかったということで、大沢石の関係についてもリモートでの打合せ等々に終わりまして、令和2年度はなかなかコロナの影響で進捗がなかったということでございます。令和3年度につきましては、打合せと、あとは石を送ったりしながら、創作できるものから順次行っているという状況になっています。令和4年度につきましては、まず粘土につきましては、町民とのワークショップに向けて学内での準備を進めているということでございます。時期を見て希望者を募集したいということで考えているところでございます。それから、2番目の大沢石の関係につきましては、令和4年度の完成を目指しまして、彫刻及びその据付けとなります基礎部分の製作、これ令和4年度をもって一定の部分終了することになろうかなというふうに思います。それから、今後に向けてでございますが、東京藝術大学との連携に関しまして、令和5年度以降も大学側と協議をしながら、アートを通じたまちづくり事業として、継続を図ることを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、123ページになります。観光総合事業ということで、10万円でございます。こちらにつきましては、田上駅トイレ修繕の経費の窓口予算で予算計上させていただいたものでございます。

それから、その下のYOU・遊ランドの管理事業でございます。321万円ござ

います。こちらにつきましては、総合公園YOU・遊ランドの施設管理に係る経常経費ということでございます。

それから、その下のYOU・遊ランドその他事業ということで440万円です。こちらにつきましては、修繕料440万円ということで、アスレチック遊具の修繕によるものということでございます。資料9を御覧いただきたいと思います。YOU・遊ランド遊具修繕についてということでございます。予算審査特別委員会の産業振興課の資料9ということで、YOU・遊ランドの遊具の修繕ということでございます。令和3年度に実施しました遊具点検の結果から、YOU・遊ランドの遊具18基中9基について、木部の腐食といえますか、あとは金属の腐食、ロープの摩耗等が進んだことによりまして、修繕が必要だという判定になっています。したがって、その必要なものにつきまして修繕をしていきたいというものでございます。これ網のかかっている部分は、来年度修繕をしていきたいという内容でございます。裏もでございます。そのような形で修繕対策、特に加茂市のローラー滑り台の部分での何か子どものこういった事故といえますか、けががあった部分もありますので、私どもとしても、そういったことのないように対応してまいりたいというふうを考えております。お願いしたいと思います。

続きまして、梅林公園・森林公園管理事業ということでございます。こちらにつきましては、梅林公園、森林公園の維持管理に要する経費で、経常経費というふうになっております。ページめくっていただきまして、124ページになります。124ページ、委託料でございます。123万5,000円でございます。こちらにつきましては、浄化槽、それから公園の管理、それから梅林公園の管理、梅林公園の遊具の委託ということになっておりますが、それぞれ参考資料の8ページの下の部分、浄化槽の関係につきましては田上清掃事業社、森林公園の管理の委託については株式会社フィクス、それから梅林公園につきましては保内緑化園芸協同組合、遊具の点検につきましては蛇場緑地建設にそれぞれお願いをしているものでございます。

続きまして、地域おこし協力隊活動事業ということで、880万円の予算をお願いするものでございます。こちらにつきましては、地域おこし協力隊の活動に係る経費を計上させていただいたものでございます。これにつきましては、国の特別交付税で全額措置されるものとなっております。それぞれ旅費、それから業務委託料ということで予算計上しておりますが、参考資料の資料ナンバーの10を御覧いただきたいと思います。A4の横になっているものでございます。地域おこし協力隊の活動事業ということでまとめたものでございますが、森澤隊員につきましては着任が

令和2年10月、山口隊員につきましては令和3年12月にそれぞれ着任をしております。それぞれ任務の内容が若干違います。先に来た隊員については、道の駅の開業という部分のタイミングでもありましたものですから、開業に向けた運営支援でありますとか特産品の開発の販売、町の魅力発信等々の業務を行っております。山口隊員につきましては情報発信、ネットを使った情報発信が得意であるということから、そういったインターネットを活用した魅力の発信だとか、SNSを活用した情報発信だとか、そういったものを中心に今のところ動いております。令和4年度の計画でございますが、ここに書いてあるとおりでございます。森澤隊員につきましてはブランド戦略協議会の運営、それから空き家の活用に向けた準備だとか、そういったものを令和4年度の計画として実施したいということでございます。山口隊員につきましては、町の情報発信の積極的な部分で情報発信していきたいということで、SNSやノートを活用した情報発信、それからグーグルマップとかそういったものを活用した店舗情報、魅力の発信をしていきたいということでお聞きをしております。

それから、続きまして道の駅たがみ管理事業でございます。3,173万2,000円でございます。これは、「道の駅たがみ」の管理に係る経常経費ということでございます。こちらにつきましては、124ページ一番下のほうに委託料ということで1,746万円の計上をお願いするものでございます。参考資料の9ページの下のほうを御覧いただきたいと思っております。委託料ということで、それぞれ浄化槽からずっと相当の委託業務がありますが、これらの内容の予算額、それから令和3年度の委託先ということでこちらのほうに記入させていただいておりますので、こちら後で御覧いただきたいというふうに考えております。それから、13節使用料及び賃借料でございますが、208万円ということでございます。これにつきましては、事務機の借り上げということで、参考資料の10ページ見ていただきたいと思うのですが、テレビの受信料等々を計上させていただいたものでございます。

続きまして、ページめくっていただきまして126ページになります。4目湯っ多里館事業費でございます。3,729万9,000円をお願いするものでございます。湯っ多里館管理事業ということで、3,463万7,000円でございます。こちらにつきましては、湯っ多里館の管理に係る経常経費ということでございます。126ページの真ん中ほどになりますが、使用料及び賃借料ということで、事務機の借り上げ料ということで57万5,000円につきましては今回計上させていただいておりますが、券売機の入替えが必要になっていると。現在使用している券売機は、部品の生産が終了しており

まして保守ができないということで、入替えのほうを予定しております。それらに係る経費ということで計上させていただいたものでございます。

それから、127ページになります。湯っ多里館管理その他事業でございます。266万2,000円をお願いするものでございます。消耗品費の39万9,000円につきましては、湯っ多里館のバスタオルとタオルを入れます入泉袋、手提げですが、それらも更新、入替えが必要だということで、このたびをお願いするものでございます。それから、11節役務費につきましては、先ほど申し上げました券売機の入替えが必要だということで、古い券売機のほうの撤去に係る経費を手数料ということで、計上させていただいたものでございます。それから、12節委託料につきましては竹伐採業務委託料ということで、こちらにつきましては何年かごとをお願いしておりますが、竹とか雑木が大分繁茂しておりまして、湯っ多里館からの眺望を妨げているという状況になっています。お客様からの要望が指定管理者に寄せられている状況でもございますものですから、伐採が必要だということで、関係する経費をお願いするものでございます。それから、17節備品購入費でございますが、施設の備品ということで119万6,000円でございます。これにつきましては、機械室内のポンプ4台、予備として保管が必要だということで、購入をお願いするものでございます。ポンプは、壊れたときに即営業ができなくなるということ为了避免のために今回お願いするものでございます。

説明は以上であります。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時38分 休 憩

午後2時49分 再 開

委員長（渡邊勝衛君） それでは、会議を再開します。

それでは、先ほど7款商工費について説明がございました。質疑に入りたいと思います。質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） まずは産業振興課を褒めます。褒める理由その1、昨日の質疑で本田上工業団地に関する税収はどのくらい寄与しているかというような質問をしたところ、町民課から2,542万7,100円という具体的なすばらしい、田上町に寄与しているというようなことがありましたし、また、たばこ税も令和4年度予算で800万円増加なのですけれども、これも道の駅が非常に賑わって、道の駅でたばこを買う

人が増えて800万円もの税収の増加が図られたということで、産業振興課、去年も令和3年度始まってすぐの5月に1人職員が辞める、減という中、その中、道の駅があったり、ゴマンド号があったり、藝大があったり、様々な新規事業がある中、よく頑張りました。令和4年ももっと頑張ってください。健康に留意して。だって、また新しい事業いっぱいあるもの。

それで、1つだけ聞きます。本田上工業団地がもう4分の3近く売れているのですけれども、あと一息のところをこれからどういうふうに売っていくのかとか、そこら辺の体制、全部売り切ってもっと税収しっかり上げたいと思うのですけれども、そこら辺の体制をお聞かせください。

産業振興課長（佐藤 正君） ありがとうございます。私も去年いなかったもので、本当に申し訳ありませんでした。

今ほどの本田上工業団地、これからどのように売っていくかということでございます。現状で、全農が来ていただきましたので、残りは大体2.1ヘクタールぐらいだったと思います。そこにつきましては、せんだって実は町長と一緒に金融機関のほうにコロナの関係でお願いといいますか、要請に伺ったときにもお話しさせていただきましたのですが、私どもとしてもこれからまたいろんな形で起業を、起業といいますか、誘致のための動きを見せたいと思っておりますが、我々だけのそういうことではなかなか来ていただくことになりませんので、やはり金融機関、そちらのほうがアンテナを張っている部分もありますので、金融機関のほうに、ぜひ工業団地についても、もしそういう方がおられたら、田上町にまだ空いているよということで、ぜひ紹介していただきたいということで、町長それぞれのところをお願いしてまいりました。したがって、そういったことも含めまして、できるだけ早く本田上工業団地のほうに企業が誘致できるよう頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

1番（小野澤健一君） 池井委員のおっしゃるとおり、よくやっていらっしゃると思うので。いろいろコロナの中で経済の下支えということで産業振興課の役割は大きいというふうに思います。いっぱいこと質問はあるのですが、私だけが話すわけにいかないもので、その中で絞って質問させていただきます。

まず、119ページ、説明のところでも20節貸付金というものがあります。決算のときでしたか、予算のときか忘れましたが、私、預託金の話をさせていただいたと思うのです。預託金制度というのは昔からあるわけですし、借入れするために預託金を積むというものが常態化をしてきているわけです。ただ、今残念ながら金融機関

の状況がどんどん変わってきて、昔の状況ではなくなっていると。預託金というのは、いざ何かあったときそこから優先的に回収しますよと、こういうことで、いわゆる担保の意味合いが強いということで前にもお話をしました。したがって、そこをいかに預託金を少なくするか、あるいは廃止をするかによって、それを違う施策項目のほうに振り向けることができるということでお話をしましたが、それ以降金融機関と話し合いをされたのかどうなのか。あるいはされたのであればどういう今状況で進んでいるのか、その交渉内容について1番目お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、2番目なのですが、新規の事業の中で創業支援ということで、資料ナンバー5ですか、田上町起業創業支援事業補助金の概要というのがあります。なかなか新規について、これメンバー見ると金融機関だ、商工会だ、それから職員の皆さんだと、こういうことでありますけれども、これは成功するかどうかの判断が非常に難しいわけです。これも限られた予算の中ですから、私はできれば、金融機関の借入れとセットのような人であれば金融機関は必死になってその事業が成功するかどうかを精査すると思うので、ある意味、言葉は非常に悪いですよ。あれですが、食い逃げとかそういうふうにはされないようにしっかりと精査をする必要があると。いわゆる門戸を狭めるという意味ではないですけれども、5年先、10年先がどうなるかなんていうのは、もうある意味で占いにほぼ等しいところが実はあるのです。だから、そうなってしまったら本人も不幸だし、我々もこういった名の下に補助をしても結局産業として残らなかったということになりますので、これについては私は、アドバイスとしてみれば、当然役場の職員の方もこういう知識を得るために勉強しなければ駄目だと思うのです。予算にあります中小企業大学校に派遣するのに例えば10万円、町民のために組んでありますけれども、自らがそういうところで学んでこういう知識を持っていただきたいというふうに思います。したがって、創業支援の件については、門戸を狭めろとは言いませんけれども、金融機関とのいわゆる協調融資みたいな形でリスク分散を図る必要があるのではないかとこのように思いますので、その辺についてのお考えをお聞かせください。

それから、これも同じく資料ナンバー7、町単独でやりますプレミアム付き商品券についてであります。コロナ感染症対策のプレミアム商品券と比べると、プレミアム率がかなり見劣りをしている。したがって、私は断言まではしませんけれども、これ売れ残ります、間違いなく。であれば、ではどうすればいいかということになれば、やはりコロナ感染症対策にこの町単独分をセットにして、同じ条件でやる必

要があるだろうと私は思います。なぜかという、人間というのは一番はじめにいいものを見せられれば、次それに勝るとも劣らないものが出てくれば別ですけども、見劣りするようなものが出てきたときに飛びつくかということになると、そう簡単には飛びつかない。したがって、これを町単独でやるという意味合いから考えて、未来永劫ある意味では継続をさせるという意思表示になるのか、あるいはその中で研究をして精査をし、そういう状況であれば今私が申し上げたような形でおやりになったほうがいいと思います。それについてのお考えをお聞かせください。

以上3点です。

産業振興課長（佐藤 正君） 順序逆になるかもしれませんが、まず起業支援の関係です。成功するかどうかということで、金融機関のセットでという話でございます。私自身も正直こういった起業の関係については当然、職員ではありますが、プロではないものですから、できれば、それこそ小野澤委員おっしゃったように協調融資で銀行がその会社のいろんな状況を把握しながら起業ということで進めていくというのが一番いい形だと思います。ただ、起業の内容によっては協調融資のないところもあるかもしれませんので、基本は協調融資をやる場所については金融機関からしっかりと責任を持ってもらう中で進めていきたいと思っておりますし、それ以外のところについては、このメンバーの中に商工会も入っておりますので、商工会のほうに相談に行く中で、この起業支援のほうの補助という形で進めていければいいかなというふうな今のところ考えておりますので、そのような方向で進めたいというふうに考えています。

それから、町単独のコロナ支援の関係の商品券の関係でございます。確かにプレミアム率は劣ります。やはりさっきのお話のように、最初からいいものを出すと、次劣れば買わなくなるのではないかという心配も確かにあります。ただ、今回町として継続してこういった経済対策をやりたいということから、限られた予算ではあるのですが、そういった形で2,000円分のプレミアムということでございますが、そういった形で提案させていただきました。何とかできるだけ売れるように町としてもPRはしていきたいと思っておりますが、コロナ対策と同じようなプレミアム率100%という部分が制度設計の中で、予算上のものも含めましてなかなかできなかったものですから、今回このような形の提案ということになりました。

それから、預託金関係ですが、金融機関との話合いも含めて、それについては近藤補佐のほうから説明してもらいますので、よろしくお願ひします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 預託金関係ですけども、その辺、協議の状況と

ということで今ご質問あったかと思えます。まず、その辺の協議については、金融協議会という会がございますので、そちらの会のほうでこちらの話、預託の金額についての話もさせていただきました。今回させていただいた中では、差し当たってという言い方あれですが、このままでまずはいかせてもらえないかという話もあったのですけれども、ただ今後も、ではこのままでいいかというわけには当然いかないので、次年度以降、制度の例えば新しい中身にするのか、預託の額全体を下げるのかというのも含めて改めて協議のほうを継続したいというような形で、せんだって金融協議会のほうを開催をさせていただいて、終えているところでございます。今後、引き続き見直しをしていくというふうに捉えていただいで結構です。

1 番（小野澤健一君） どうもありがとうございました。

では、課長あるいは課長補佐が言われたように、起業支援については、商工会は確かに指導員が2人おられるのでしたか。指導員の方からよくその辺を見てもらってやるというのも一つの方法かなと。どういうふうにやれというのは、私はああだこうだと申し上げるわけではないですけれども、そういう意味ではやっぱり借入れまでして事業をやる人と、お金をためて自己資金が多い人と、それはどこがどう違うのだというのはあるけれども、その必死さであるとかそういったものはやっぱり商売の最後の決め手になると思うので、そういった意味で私は、金融機関とのいわゆる抱き合わせみたいなものがある意味ではリスク回避できるのではないかなということでお話を申し上げた次第ですので、商工会の指導員からよくその辺の事業計画をもんでもらうということであれば、それはそれでやっていただきたいというふうに思います。

それから、プレミアム商品券については、言われたようにいろいろお考えがあるのでしょうから、私は、例えば8,500セットが完売するのであれば、それはそれでいいのです。また例のごとく8,500売りたいと思ったのだけれども、半分しか売れませんでしたなんていう話になると、何のためにこのプレミアム付き商品券事業をやるのだということ、そこを私は問題にしているわけであって、要はこれだけの予算を盛ったのだから、それを町内の循環の、いわゆる経済循環の資金として、その循環の中に投げかける、その必要性があると言っているわけですが、予算を組んだはいいけれども、執行率は半分でしたということになると、えっという話。だから、そうならないのであれば、これはこれでやってみられてもいいと思えますけれども、私は感覚的に最低でも1万円で1万5,000円の価値だろうなというふうに思っています。

それから、貸付金の預託金についてですけれども、でもやっぱりその辺、産業振興課のほうにおいてこのお金がネックだというふうに多分思われていないのではないかなと。これだけのお金がある意味では帳簿上行って来いの形で、現金があっち行ったり、こっち行ったりするお金ではないにしても、これを削減することによって何か違う政策をして、そこから町民が福利厚生何かを享受できれば、そういった機会を逸しているということも逆に言えば言えるわけですから、こういった借入金、前にも申し上げたように昔は金利が非常に高かった。だから、こういった固定的な制度融資というのは借りる側にも非常にメリットがありましたけれども、残念ながら低金利がこれだけ続く中において、かえってこちらのほうの資金の金利のほうが高いという状況が今起きている。だから、そういったものも考える中で旧態依然たる、今までこうだからああだという考え方は、もうそろそろ卒業したほうがいいのではないかと。地方産業育成資金、これだけはいじられないと思うのです。これは県の制度融資であるわけですが、それ以外のものについては需要がどうだとかそういったものを真剣に考えるべきだ。限られた予算の中で最大限の効率を上げろということになれば、それこそどこかを削ったりとか、あるいはどこかを増やしたりして効果を高めるしかないわけですから、その一助にということで預託金のいわゆる裏側を知っていたからそういう話をしたまでであって、交渉力が足りないというふうに思います。したがって、今後、預託金の交渉については、ある程度の期間を決めて進めていくのかいかないのか、これだけお聞かせいただきたいというふうに思います。

産業振興課長（佐藤 正君） 金融協議会、金融機関と色々な話もしながら、内容につきまして十分検討してまいりたいというふうに考えています。

13番（高橋秀昌君） 委員長にも求めておきたいのですが、こういうこの種の資料、当日になってから出して、だらだらと読んでも時間ばかり使っているでしょう。だから、事前に配っておけば、委員の皆さんは事前に見て要点だけ質疑をするわけだから、あなたも答弁楽なのだ。もう一から十まで全部しゃべらなければならないという、そんなことする必要ないのだ。委員長も資料はできるだけ前もって出してもらおう、そして説明は要点説明をすれば、前もって読んだ委員の質疑があればさっとやると。そうすればもう効率的な議論ができるので、ぜひそういうことで執行の側もそういう立場で臨んでもらいたいと。

以上です。

副委員長（藤田直一君） 120ページ、あじさい園の維持管理について聞かせてくださ

い。参考資料で7ページにもあじさい園の維持管理委託料311万8,000円、前年度同額と書いてありまして、まず1つ、この委託先、指導として新潟県都市緑化センターと、作業、(株)フィクスとありますが、この発注はどういうふうになっているのか。これ1点。

それから、この委託料なのですが、昨年も同額でした。令和3年度。ところが、令和2年度の決算では250万円だったのではないかなと思っています。それで、令和元年度は190万円ぐらい、200万円ぐらいではなかったかなというふうに私思っています。そこで、この3年間の間に非常にアップしているのです。ところが、私、平成31年かな、平成30年かな、質問したことが、このあじさい園の維持修繕について、金額的にちょっと、内容と現実の管理状態にちょっと、内容的に見るとどうなっているかということを質問したことがあるのです。そのときが恐らく300万円ぐらいの管理費が出ていたかと思うのです。その後、今言うように落ちて、それですっと来たけれども、また元に戻って320万円近く来ているわけですが、この辺何が増えていくのか。今質問もし回答がなければ後から資料を出してもらいたいし、何で増えていくのかなというのがありますので、その辺説明をお願いしたい。

それから、ふれあい広場の維持管理費もそうなのです。これも毎年10万円ほどずつ増えて上がってきているのです。だから、私上がること自体は別に、どうだということではない。ただ、何で上がっていくのかなと。やっぱり上げるからにはそれなりの理由があると思うので、その辺もできれば説明を聞かせていただきたいというふうに思っております。過去も、平成31年のとき、このあじさい園の維持管理業者は、私記憶では今みたいに新潟県都市緑化センターではなかったし、フィクスでもなかったと思うのです。恐らく保内の業者でなかったかなというふうには思っています。だから、要はその辺の経過を説明をしていただければ、できるのであればしていただきたいし、お願いします。

産業振興課長(佐藤 正君) まず、護摩堂山のあじさい園の関係です。おっしゃるとおり、以前は先ほどお話がありました保内の植木屋といいますか、そういったところをお願いをしておりました。ただ、議員の皆さんからもお話がありましたとおり、そのアジサイが枯れたりとか、あまり花が咲かないという状況もある中で、業者の見直しではないのですが、少し専門家から見てもらう必要があるだろうということで、ここに都市緑化センターというふうに書いてあるのですが、これは県立植物園の樹木医の資格のある課長から実は現場に入ってもらっていろいろな指導をしてもらっています。そのおかげといいますか、そこで随分、結局病気であることが実は分

かりました。葉っぱが枯れて落ちることでアジサイ自体が育たなくなっているという状況があったので、その葉っぱが枯れないように、病害虫のための殺菌剤、そういった薬剤をある程度まく中で、そういったアジサイが枯れないような対策もしてきました。そこで、その後少しずつ少しずつ花が咲くようになってきました。それで、実はその県立植物園の関係については別途委託契約しているものですから、その部分の経費が増えています。ただ、株式会社フィクスの関係、作業お願いしますが、それはそれぞれ業務において単価契約という形で単価契約していますので、その時々の人夫の数によりまして上下動するという形になりますので、それで毎年毎年少しずつ実績、決算の経費が変わってくるという形になりますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

ふれあい広場の関係です。あともう一点。

(今の1つずつにしてくれんかな。質問を。今の、では…

…いいですか。今の……の声あり)

副委員長（藤田直一君） 聞きます。今、フィクスとは単価契約だったということなので、では一昨年の新潟県都市緑化センター元課長のご指導は幾らで、一昨年のフィクスへの支払いは幾ら。今ほどフィクスは単価契約であり、上下をすることです。ですから、でも下がった経過なんか今の3年間や4年間でないのですけれども、全部上がるばかりなの。だから、その辺はやっぱり内容をしっかりと発注していただかなければならないというのは前回は申し上げた。なので、委託をするのはいいです。でも、その委託内容をやっぱり、お金がかかっているわけですから、人工であったとしても、何の工事をどうやってどうしたから幾らかかったと、そういう資料はもう恐らくあるはずなのです。今出せなければ出せなくていいのです。後から出していただいて、やっぱりその金額が増える要因もあるわけですし、減るというのでは減る要因もあるわけですから、しっかりとその辺の業務内容については把握をした中で予算を計上したり、使ったり、私はしてもらいたい。していると思うので、もしそういうのであれば資料を後から見せていただきたい。あじさい園についてはいいです。そういうことで、そういうところ、課長のご指導に幾ら払ったのか。そして、フィクスには幾ら払っているのか。もう一点は、これは随意契約で毎年いつているのか、それとも入札は指名とか何かである程度やっているのか、その辺公募したのか、それも踏まえて聞かせていただければ。

産業振興課長（佐藤 正君） 資料のほうはまた後で出させてはもらおうつもりですが、植物園、樹木医のほうに講師といいますか、指導ということで入ってもら

予算、契約額は今手元にないものですから、予算としては42万9,000円、予算を持っています。その中で契約をさせていただいております。それから、フィクスの関係につきましては、単価契約という形で、それぞれ単価契約をした中で随意契約させていただいております。単価につきましては、1時間、材料費とかそういったものも全部込みで1,580円という形になっています。

あと、先ほどのふれあい広場の話ししてもよろしいでしょうか。

(はい、どうぞの声あり)

産業振興課長（佐藤 正君） ふれあい広場の関係につきましては、ここにも書きまし
たとおり、除草箇所、それから労務単価の増ということで、除草箇所について、ふ
れあい広場のゴルフ場側の法面のところにアジサイが植わっています。その部分
については、今までアジサイの管理の部分は実は全くしてきておりませんでした。
ですが、あそこに湯っ多里館もありますし、皆さんあそこ多くおいでいただいでい
るものですから、やはりきれいにしておく必要があるだろうということで、その部
分を含めて改めて委託のほうをしていきたいということから、経費のほうを増やし
ていただいたりとかしておりますので、よろしくをお願いします。

副委員長（藤田直一君） では、そのふれあい広場の維持管理についても、業務内容は
しっかりと明記された中で、委託をしているというふうに解釈していいのですか。

(はい、そうですの声あり)

副委員長（藤田直一君） では、それも後から、どういう項目を委託しているのかとい
うのを、資料をもし出されるのであれば、私頂きたいと思います。

それからもう一点、護摩堂山のふれあい広場の維持管理費、これもそうなのですが、
これは昨年と今年予算は同じであります。おととしから見れば上がっている
のです。この辺についてはどうなのでしょう。

産業振興課長（佐藤 正君） これにつきましても単価契約で契約をさせていただいて
おります。金額的に同額でございます。先ほど言いました1,580円、同額ござい
ます。

以上です。

副委員長（藤田直一君） 1,580円は、先ほどの説明では、山の管理はいろんな道具も
含まれている中だというお話でしたよね。このふれあい広場の維持管理費が同じ値
段であれば、時間内の、単価内の内訳というのもやっぱりあるでしょう。それが正
しいか正しくないか何とも分かりませんが、やっぱり比較をした中で、業務内容が
違うのであれば私は、作業としては大変でしょうけれども、やっぱり一回しっかり

とした内容をつくった中で、判断をされていれば私は心配しませんけれども、ただただ惰性で毎年同じような価格で進んでいるのであるのであれば、やっぱり単価の見直しとかいろんな、今までのお話聞くと、福祉だっても見直しして、下げるものは下げているではないですか。やっぱりかかるものにはそれはかけなければならないし、見直しをするということは、あらゆるものに予算を計上するからには、大変でしょうけれども、した中でしっかりと原価管理といますか、発注管理をしていただかないと、無駄があれば大変申し訳ない話ですし、その辺いかがでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 今ほどのお話でございますが、例えば護摩堂のふれあい広場の維持管理の委託料でございますが、これトイレの清掃ということで4か所、それから広場の清掃とか、側溝の清掃を行う中でそれぞれ、今設計書がないのであれですが、それぞれそういう項目で年間必要な形でそういった部分の作業に対して、どれだけの金額でできますかということで単価契約をさせていただいて、それで当然我々も護摩堂山に行って、ある程度確認もしながら作業のほうをお願いして、毎年同じ場所を同じような形で進めておりますので、委員のおっしゃるように無駄なものももしあるようなら、それはそれでまた当然削っていかねば駄目だと思いますが、必要なものとして今のところは管理、管理上必要なものとして今作業をお願いしているところでございますので、その辺は、もしそういうものがあれば随時当然見直しが必要だというふうには考えております。

副委員長（藤田直一君） 後から、資料ありましたら頂けますでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 準備させていただきます。よろしく申し上げます。

13番（高橋秀昌君） いただいた入り込み数について伺っておきたいのだけれども、いただいたのは椿寿荘の年度別と、それからYOU・遊ランド、それと道の駅、そして護摩堂湯っ多里館、いただいたのですが、これただよこしただけで、どう見ていいのか知りたいのだけれども、椿寿荘については、令和元年度を100%とすると、令和3年度は52.27%に落ち込んでいるのです。YOU・遊ランドは、逆に令和元年度よりも令和3年度のほうが、大幅とは言わないけれども、1万3,000人が1万8,000人になっていますから、5,000人ももの入場者が増えていて、ただし宿泊者は減っているというか、そういう状況なのです。それから、道の駅は、これはトータルだけを見るとものすごく増えているように見えるのだが、令和2年10月、11月、12月、1月、2月を令和3年との比較でいうと、爆発的に増えているというふうには言い難いなど。この同月だけを見ると。令和2年は5万9,672人で、令和3年は6万4,001人、7%は増えているよという状況なのだが、町長は大変たくさんの人

が来てとても喜んでいいるというふうなお話で、トータル的にはすごいやっぱり来ていいるなど見えるのだが、前年比で見るとさほど大きな変化はない。ただし、前年は1年やっていませんから、この僅かな10月から2月までの間なのだけれども、それをあなた方がどう分析しているのかということを知りたいのです。それから、護摩堂湯っ多里館に関して言えば、令和元年は14万1,528人が入ったが、令和3年では68.7%だと、こういうふうにあなた方出したのだが、このことは、大変な経営状態が湯っ多里館と椿寿荘にはあるわけだから、コロナ対策としての予算は盛っていないけれども、年度途中ででも支援策を考えたいと考えているのか、ただ単に結果だけ見てくださということなのか、そこはどういう分析し、どういう政策化しようとしているのかということが、なければならないでいいです。今の段階でまだ考えていなかったというなら正直にそれでいいですが、この資料を出した以上にはそれなりに意味があるのかなと思って私見しましたが、いかがでしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） 大変申し訳ありませんでした。入館者の一覧表を出しただけで全く説明もしませんで、大変申し訳ありません。おっしゃるとおり、まず椿寿荘のほうから話を申し上げますが、令和3年度につきましては令和2年度よりもまた大分、約80%ぐらいの入り込み数ということになって……

（解説はいいての声あり）

産業振興課長（佐藤 正君） すみません。そこで、やはり椿寿荘、それからさっき言いました湯っ多里館の関係につきましても、大分入館者が落ち込んでいる状況があります。それらを見た中で、やはり指定管理者の支援、継続した支援が必要ではないかなというふうはこちらのほうも考えています。したがって、また時期を見まして議員の皆さんのほうに、その辺ぜひお願いしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 私は、単純にそう見ていないのだ。やっぱ大事な点は、入り込み数が減ったから支援せねばならないという単純な捉え方していないのです。入り込み数が減って、この状態であれば経営は厳しいのだと。つまり、もうけがどんどん、どんどん減って赤字になっているのだと。だから支援しましょうというのは説得力あるよね。私は商売人ではないので、どの程度ならどれぐらいの入り込み客、どれだけの収入があるのなら、何とか経営体は従業員の首を切らないでもやっていけるかというその数字が見えないのだ、私には。分からないのだ。だから、あなた方が出しているの、それなりの根拠を何か示せるのかなと思って聞いているわけ。だ

から、下がったから支援せねばならないなんて、単純にそんなの言わないでほしい。どこまで下がってどのくらいなのかということはつかんでほしいのだ。いかがですか。

産業振興課長（佐藤 正君） そうですね。おっしゃるとおりだと思います。収支を見て初めて当然、どのくらい赤字になっているから経営は苦しいのだという部分について、提案する際には、その辺の内容も含めまして、もし赤字になっていてなかなか経営が厳しいという状況であれば、提案するような方向でまた検討もしたいというふうに考えています。

13番（高橋秀昌君） そうしてほしいのですが、それでもう一つ最後に。道の駅は、このように僅か7%上がっただけなのだが、大体この推移すれば十分に利益という表現は正しいかどうか分からぬけれども、運営上差し支えないのだと、大体これぐらい維持できれば、あるいはもっと低くても十分やれるのだと。その経営のアンダーラインといいますか、そういうところも産業振興課としてはつかむ必要があるのだ。そうでないと、事業主が大変だと言ったら支援せねばならないというふうになる。それはやっぱり危険なのだ。どういう程度ならオーケーなのか、どれを切ったらやばいのか、ここはやっぱりつかんでほしいのです。どうでしょう。

産業振興課長（佐藤 正君） そこは当然分析をした中で、健全経営ができるような形のラインがどのくらいなのかという部分も含めて、十分にこちらのほうでも研究していきたいと思っています。

13番（高橋秀昌君） 予算なので、今すぐそれ答え出せないよね。分析していないのだものね。だから、それぜひ分析をして、研究ではなくてしっかりと、これは分析と違って相手に聞かなければ駄目なものもあるし、相手の言っていることを本当かどうか確認しなければならないことなので、一定の時間がかかること分かりますので、少なくとも6月か9月前には、全協がありますので、明らかにしてください。

以上です。

7番（今井幸代君） すみません、何点かあります。

まず、簡単なものから。YOU・遊ランドの遊具修繕ということで次年度予算計上していただいているのですけれども、これ修繕実際いつ頃していただけるのか。春、ハイシーズンですので、春暖かくなって来園された方々が、子どもたちがせっかく遊びに来たのに使えない遊具がたくさんみたいになってしまうと少しかわいそうだなとも思いますので、なるべく早く対応していただきたいと思うのですが、

修繕は必要なのだけれども、利用できるような状態になっているのか、その辺りの利用の不可、可の状況と、その修繕の予定、時期がどのようになっているのか説明をお願いします。1問ずつ、ではいきます。

産業振興課長（佐藤 正君） 今の遊具の点検もろもろの状況につきまして、すみません、担当から答弁してもらいます。

産業振興課主事（村山孝徳君） 産業振興課の村山主事です。よろしくをお願いします。

YOU・遊ランドの遊具の修繕の関係ですが、点検については例年4月ぐらいに行っておりますので、4月早々にできるよう指定管理者のほうと協議して行いたいと思います。

また、今の遊具の状況なのですが、使用禁止というのはございません。遊具、直すものなのですが、かなりの年数がたっているものでございますので、木材ですとか、あとロープですとか、ワイヤー等の経年劣化というものがありますので、それを順次交換していくという形です。また、点検を4月に行って、結果が出てからまた優先的に修繕のほうを進めていきますので、また特にハイシーズンというか、お客様がいっぱいいらっしゃるときにやると遊具が利用できないという状況なので、またその辺については、指定管理者と協議しながら進めていきたいと思います。

7番（今井幸代君） では、現時点で特段使用禁止に至るまでの状態にはなっていないということで、4月に再度点検をして、オフシーズンに入ったら修繕をしていくというような形で、要は開園している時期に関しては滞りなく遊べるというふうに理解して大丈夫でしょうか。

産業振興課主事（村山孝徳君） そのように考えているのですが、また点検の最新の結果を見て、本当にもう使用できないというのがあれば、使用禁止の措置も講じた上で修繕のほうも行いたいと思います。

7番（今井幸代君） 次なのですが、町の単費分の、プレミアム商品券に関してなのですが、新型コロナの交付金を使ってのプレミアム商品券の場合は、大型店とそれ以外で分ける形で作成されると思うのですが、この町単費分に関しては特段そういった制限を設けない形というふうに理解、今全くそのような記載ないので、そういうふうに理解しているのですが、そのような対応でしょうか。

産業振興課長（佐藤 正君） すみません。そこの部分の記載がなくて申し訳ありませんでした。一応5,000円で7,000円分の商品券という考え方ですので、先ほども申し上げましたとおり、単費分でやる部分含めまして町内循環、町内の経済循環という部分もありますし、なおまた小売店、商店等の利用を促進したいということから、

7,000円のうち2,000円は大型店舗でも使用可能だということにしまして、5,000円については小売店で利用してくださいというような形での対応にしたいというふうに考えています。

7番（今井幸代君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、起業創業支援事業に関してなのですが、4月、5月をまず周知というふうにされるのですが、N I C O等への連携ではないのですが、結構大きな金額の補助金になると思います。そういったところを含めると、N I C Oとの連携でN I C Oからの周知、新潟、起業支援とかが検索をかけると、一番最初に大体上がってくるのはN I C Oなのです。そういった部分を見ると、そのN I C Oのほうだと補助金のメニューからこういった事業を今募集しているか、各地も含めて出ていたりするので、そういったところも含めて周知していくといいのかなというふうに思います。基本的には町民が優先されると思うのですが、そういったのもきっかけに町内での起業につながっていくか、また移住のほうにつながる可能性も大いにあるのかなと思いますので、そういった部分の周知、ホームページや「きずな」だけにとどまらず、ぜひ関係機関とも連携して周知していただけないのかなというふうに感じているので、よろしくお願いします。

内容の中に入って対象者なのですが、例えば企業内企業とか、事業継承を受けつつも全然別業態とか、新規の事業の立ち上げをするような場合というのは対象になるのかとか、そういったいろんなケースが想定されると思うのです。町内に事業所を設けて新たに事業を開始する個人、法人、事業を開始していないものというふうな書きぶりで、何かいろんなケース、これは該当するの、はてなというパターンが幾つか想定されるような気がするのですが、そういった、例えばですが、よくありそうだな、私自身が聞かれそうだなと思ったのが、例えば個人事業主のところに雇われている方が新たに同じような、その個人事業主の方がもうその仕事をやめようと思っていると言って、雇われている方がそのやっていた事業を継承するような形で新たに法人化したいとか、そういった場合はこういったものの対象になるのか否かとか、対象だけ見ると合致するのかなと思うけれども、果たしてそれは町の事業の目的として合致するのかとか含めて対象者の整理はもう少し必要なかなというふうに思っているのですが、そういったものも含めて対象にしていくというなら、それはそれでいいと思うのですが、その辺りどんなふうな考え方。ありますか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 大きく分けて2点でしょうか。N I C Oとの連携の

部分ですけれども、もう既に事前にないがた産業創造機構と若干話のほうをさせていただいて、向こうからのアドバイスをいただいた中で、今回の制度をつくったというふうに認識はしておるのですけれども、またNICOとお話しする中で、向こうのほうに事前に相談に行かれる方も当然いらっしゃいますので、今度田上町もこういった制度を始めるのだということをお伝えはしたいかなというふうに思います。

あと、対象者の整理という部分で、正直申し上げますと、確かにここの部分では幅広で受けられるような形にはしてあるのですけれども、実際いろいろなケースがあるかと思います。ほかの市町村にお聞きしたときにやはり同じように、どうした場合にここどうなのだろうなというのをどうも悩んでいるケースが多いようですので、その辺私もこれからまた改めて整理をしないといけないなと思っていますけれども、もうなるべく皆さん受けられるようにはしたいのですけれども、その辺整理が今うまく言えなくて申し訳ないのですけれども、今、今井委員のご指摘の部分よく分かりますので、改めて検討のほうをしていきたいと思っています。

7番（今井幸代君） 少しだんだん事業をやっておられる方、法人、個人問わず高齢化してきていて、自分たちの事業どうしようかというふうになっている方々多くおられると思います。そういった方々も含めて、そういった事業を継承しつつ新たにその方が新たな担い手としてやっていくケースというのは大いに想定されると思いますので、そういった方も含めて対象にしていきたいというふうなことです。予算の範囲もあると思いますが、新たにそういったチャレンジをする方々の背中を押していけるような体制が取れるようにぜひ事業構築して、しっかりと要綱をまとめていただきたいなと思います。

以上です。

6番（中野和美君） 私、3点あります。

まず、1つ目、127ページの17節のところではポンプを4台、湯っ多里館ですね、予備に置いておくということなのだと思いますけれども、これ去年は発生していないのですが、おととしの予算には上がっていたようで、約100万円上がっていたのですが、これそうすると1年置きぐらいにポンプの交換なりが、予備が必要なのかということをお聞きしたいのと。あともう一つが、今の今井委員がおっしゃっていた起業創業の中で対象者の②のところ、事業を開始していない者という中で一番下のところに4、5月を周知期間として、7、8月に募集して、9月に審査、これ早く起業したいという人にとって、いつまで待たればいいのだろうというジレン

マに陥るところなのですからけれども、このいつという日付が年度を越えて4月から事業をもう始めてしまったよなんていう人はもう適用にならないということがないように、年度からの開始であれば適用するよといえば、それはどこからでもいいのですけれども、そういういつ事業を開始したのかしていないのかというその辺をやっぱりもっと分かりやすくしていただいたほうがいいのかなと思います。せっかくやろうという気になっている人をずっと待たせるのか、それとももうスタートしていいよといって、それでも適用にならないかもしれないけれども、スタートした人でもなるべく沿いたいということなので、その辺を教えてください。

それから、前に、今回の予算には上がってこなかったようなのですけれども、竹炭の炉を修繕したと思うのですけれども、産業振興課で。その後、その竹炭はどのように使われていたかというのを、今使っているのか使っていないのか、どんなふうに使われているのか分かりましたら教えてください。

産業振興課長（佐藤 正君） まず、湯っ多里館のポンプの関係です。機械室の中でポンプを必要としている箇所については18か所あります。それぞれジャグジーの浴槽に行くとか、いろんなところのポンプがあるわけですが、今回そのうちの4か所が既にもうポンプが1個ずつしかなくて、その1か所で動かしているという状況です。そこで、予備のポンプを入れないと営業に今後故障が出るだろうということで、4基お願いしたいということでございます。

あと、竹炭の関係ですが、すみません、炭小屋のことを言われていますか。修繕と申しますか、前に炭窯を管理されている方から少しその辺お手伝いいただきながら手作りで手直した経過もありますが、基本的にその竹炭の部分はそこでは今焼いてはいません。今継続してちょうど炭が高温にならない状況があるものですから、ひび割れたりして高温にならない状況になっているものですから、そこではやっておりません。

あと起業の関係については、ではすみません、また補佐から話してもらいます。
産業振興課長補佐（近藤拓哉君） こちらのほう、資料の部分でいくと一番下にありますけれども、さっきのお話のほうですと4月に操業した方に対しても不利益にならないようにという、多分そういうご趣旨かなと思います。ただ、一方で、今回新しい事業ということもありますし、もう少し検討する部分もありますので、少しお時間いただきたいかなというのが正直なところです。あと、あわせてほかの市町村を拝見すると、時期時期に応じて、通年ではなくて、例えば第1期、第2期といった形でやっているところもございますので、そういったものを念頭に置いて制度設計

を最初始めた部分もありますので、ただ一方で、なるべく早めという部分のその辺の趣旨はよく承知いたしましたので、なるべく早めということで事業のほうを開始できるように考えてございます。

以上です。

6番（中野和美君） ありがとうございます。締切りの期間だけに適用するのではなくて、五泉市もやっているようなのですが、都度都度そういうのが、創業の支援ができればなと思いますので、よろしく願いいたします。

ポンプのほう了解しました。18か所あるうちの予備ということで、そんなにいっぱいポンプがあるとは存じ上げませんでしたので、必要なのだなと思いました。

あと、竹炭なのですけども、田上町は竹炭を作っているところも今、あそこでも作っていますが、いい竹炭を作るのに、前のような竹炭がなかなかできないということでとても悩んでいるところがあるので、修繕したところではどうだったのかなと思って確認してみました。ありがとうございます。では、そこではまだ竹炭はできないということですね。ありがとうございました。

13番（高橋秀昌君） 課長補佐が先ほど委員の質問に対して、起業について広く対象にしたいという言い方しているが、起業というのは新しく事業を起こすということなのだ。あるAさんのラーメン屋が年取ったから、では誰かが入って行ってやるから起業ですにはならないのだ。やっぱり起業の概念を明確にさせるということでしょう。なぜ田上町、私はあまり起業に期待していないのだけれども、でも田上町はこうやって起業のことについて予算を取るとするのは、新しく事業を起こし、経済的な運動を起こす人には50万円を限度に支援しましょうということなわけだろう。そうすると、基本的には、我々一般的に物を見れば、新潟県は多いのだけれども、新しくラーメン屋つくるとか、そういうことでしょう。ラーメン屋に限定しないけれども。やっぱり起業というものについて概念を明確にしてやるべきだと。何でもかんでも起業ですという認定の仕方はすべきでないと、私はそう思うのです。そういう点では、もしそういう疑義があるとすれば全協などで起業に対する概念を統一させるということも含めてやらないと、何かへ理屈こねれば金もらえるみたいなことになる駄目だ、そんなの。どうですか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） その辺の概念というか、定義の部分、もう一度しっかりまとめて、また改めてご説明させていただく機会をいただければ、させていただければというふうに思いますけれども。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

(なしの声あり)

委員長（渡邊勝衛君） なければ、7款商工費を終わりたいと思います。産業振興課の皆さん、ご苦労さまでございました。

それでは、6款農林水産業費の国土調査事業について地域整備課より説明をお願いします。

地域整備課長（時田雅之君） 大変お疲れさまでございます。それでは、地域整備課の予算の関係ご説明させていただきます。

まず、国土調査事業の関係になりますが、予算書114ページのほうをお開きください。国土調査事業ということで、令和4年度につきましては、302万9,000円の事業費を予定してございます。事業費全体の中身につきましては、今年度とほぼ費目は同じですけれども、唯一変わるところとしましては115ページの12節委託料、名称は地籍調査業務委託料ということでなっておりますが、現地踏査、一筆調査の立会のほうは終わってございます。それで、来年度はその立会の土地の関係について閲覧用の書類の作成の業務委託ということで予定しております。この後、来年度この閲覧を実施させていただいて、法務局への登記、それから固定資産税への反映というような形になりまして、昨年度の予算委員会でご説明させていただきましたが、一応この国道調査事業につきましては、これで一旦休止ということで当課のほうでは予定してございます。

簡単ですが、説明は以上です。

委員長（渡邊勝衛君） 今ほど説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

9番（熊倉正治君） この事業は黙ってられないので、あえて申し上げます。いろいろ聞いてみれば、マンパワー不足かなという気は私は今しております。地域整備課は、事業課として現地回って調査とかいろいろやって、そのための人間もちゃんと補助金やら交付金で見てもらっているわけですから、最終的には町の持ち出しは5%程度という、それは間違いないと思うのです。だから、そういう意味でいえば、人間の手当ても地域整備課のほうはやっていたと思うのです。車もあったのでしようし、それなりの事業効果は私は出ていたのだろうなと思います。ただ、前にも言っていましたが、このことによって固定資産税が上がるという、当然面積も増えたり、減るのもあるでしょうけれども、面積が増えたりして、要するに税収が上がるという触れ込みでした。ところが、全然地価が上がらないものですから、むしろ

下がっていくと。面積が増えた分ではほかの、チャラになるか、むしろ下がっているぐらいで、そういう意味でいうと財政的にもあまりお金がない事業に今はなっていたと思うのです、多分。はっきり私は調べていませんけれども、過去の触れ込みでは面積も増えて税収上がると、いい事業なのだということだったのですが、今全くもうそういう経緯もないという。ただ、その中で地域整備課以外に町民課の税の関係がなかなか大変だろうと、過去にそういう話もあったと思います。要は土地の1筆1筆を全部入れ替えて、面積も直して、それで課税をしていくという、その作業がかなり大変だったというふうに私は聞いていましたし、思っていました。それにしてもこの事業としてやっぱり私はやっていくべきだろうとは思いましたが、土砂法の関係の地域を入れないともう事業化できないという言い方を課長はしていましたけれども、そういうもろもろ過去の事業経過の中で今あまり状況はよくないというのは分かりますが、では今年予算、もう店じまいのための予算、300万円ということですが、私は見ませんが、では令和5年度以降というのは全く本当に見込みがないのかどうなのかというあたりをもう少しはっきりしてもらいたいなというふうに思いますが、どうですか。

地域整備課長（時田雅之君） 今ほど熊倉委員のほうからマンパワー不足、またそれから昨年の予算委員会の中で、国の国庫負担事業でやるには、5項目の縛りがかかってしまったということで、補助要件にどうしても該当することができないという…

（何でしたっけ。忘れたよ、私の声あり）

地域整備課長（時田雅之君） 申し上げます。防災対策としまして、調査区域がイエローゾーン、レッドゾーンが8割以上入る区域。それから、社会資本整備ということで、新しい道路を整備して用地買収を計画する区域。それから、まちづくりということで、これ皆さんには不評なのですが、居住誘導区域。立地適正化計画ですね。それと、森林保全、森林経営計画の区域が8割以上含まれる区域。最後に、所有者不明土地対策ということで所有者不明土地、空き家が8割以上入っている区域。この5項目の厳しい要件が入りまして、国の補助事業でどうしてもできないということで断念したわけです。熊倉委員言われます地籍調査、現地踏査後の登記に係りましては、確かに総務課、それから町民課、あとは農地の関係で農業委員会、これらの関係課がこの国土調査事業によりましてかなりの手を要することになります。そういったマンパワー不足もありますが、今後店じまいのための予算だと言われると今おっしゃるとおりですと言うしかないのですが、国の要件等も注視しながら今後

研究してまいりたいと思っております。

9番（熊倉正治君） 担当課が言うのは私も分かります。ですが、後藤、曾根、横場、保明とずっと回って坂田、上吉田と入ってきているわけですが、別に次はやれば川船に来るからということで私は言うつもりありませんが、地域的な公平感も考えればぜひ続けてほしい事業だなというのは、私の考えは今も変わっていませんが、ぜひ、厳しい条件はあるのでしょうかけれども、令和5年度以降事業化できるように研究なり検討して頑張ってもらいたいなというふうに思います。

以上です。

13番（高橋秀昌君） この前言われたことをもうすっかり忘れておりまして、1、2、3、4、5の条件を満たさねば駄目だと。ということは、事実上、国は金出したいと。いろいろ縛りつけたわけだ。だから、国が変わって、そんな条件なしでも幾らでも全部出すよという政府になったらまた始めようではないですか。

終わり。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） それでは、6款を終了いたします。

続きまして、8款土木費について、説明をお願いいたします。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、8款のほうの説明に入らせていただきます。

予算書127ページをお願いいたします。なるべく簡潔に、分かりやすいように説明させていただきますので、お願いします。8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費4,559万7,000円の予算を予定してございまして、前年度比49万8,000円の増でございまして、右側の説明欄のほうを御覧ください。給料から始まりまして、次の128ページに入りまして、共済費、それから旅費等、経常経費でございまして、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

それから、一番下段の2目道路維持費になりますが、予算額1億2,820万6,000円を予定してございまして、前年度比2,113万円の増でございまして、ここからが工事費等の予算が入ってくるようになりますけれども、まず説明欄のほうを御覧いただきたいのですが、道路維持総務事業につきましては例年の予算、材料費、それから道路維持の維持管理委託等、こちら通常の経費になってございまして、まず129ページの道路維持その他事業で、一番下のほうに備品購入費8万8,000円、チェーンソーと書いてございまして、立木の関係、道路を塞いだりする連絡が結構ありますので、特に雨の後とか、それから雪の後、連絡いただきますので、いいチェーンソ

一を買わせていただいで管理に努めたいと思います。

(8万円なんかじゃなくて15万円ぐらいの買えやの声あり)

地域整備課長(時田雅之君) ありがとうございます。

それで、一番下の今度側溝改良工事業から具体的な工事名が出てくるわけですが、皆様のところに予算の説明資料ということで、地域整備課工事予定箇所の一覧表のほうをご用意させていただいております。A4縦の表になりますが、ほぼこの表で説明が終わりそうな感じになるのですけれども、一応お話をさせていただきたいと思います。129ページ一番下、側溝改良工事業としまして5件を予定しております。工事費1,416万円の予定でございます。

それから、予算書130ページのほうをお願いいたします。舗装補修工事業としまして9件予定しております、予算額4,668万円を予定しております。この中で本田上・横場線(下横場地区)2,500万円から下の山崎・谷線(中店)、金額500万円、ここまでの工事につきまして、令和4年度は緊急自然災害防止事業債という起債事業で事業を実施していきたいと思っております。というのは、この起債事業、かなり有利なものになっておりまして、総務課の説明でもあったかもしれませんが、起債充当率100%、それから交付税措置70%ということで、この起債が借りられるというものでありまして、今回これらの財源を使ってこの工事を実施させていただきたいということで計上させていただいております。

それから、131ページへ移っていただきまして、防護柵設置工事業としまして5件、金額にしまして288万円を予定しておりますし、区画線標示工事業につきましては1件、金額にしまして75万円。それから消雪パイプ工事業としまして、こちら1件、71万円。路肩保護工事業としまして4件、金額にして1,940万9,000円を予定しております。

それと、橋梁修繕工事業としまして、こちら負担金になりますが、11万7,000円、これ計画のシステム会社のほうにお支払いする負担金になりますが、11万7,000円。

それから、道路維持その他工事業としまして、次のページの132ページのほうに移っていただきまして、簡易な修繕等の10節需用費670万円。それから急遽工事が必要になった場合の予算ということで、その他工事等の予算のほうを計上させていただいております。

その下、道路メンテナンス事業につきましては、こちら橋梁の修繕の関係、それから点検の関係も予算を盛り込んでおりまして、12節委託料としまして点検料、これ31橋の点検を予定しております。それから、14節工事請負費につきましては

1,130万8,000円予定してございまして、こちら2橋の橋梁修繕の工事を予定してございまして。

それから、3目除雪対策費8,594万7,000円を予定してございまして、前年度額に対して778万9,000円の増となっております。除雪につきましては、令和2年度、令和3年度と想像したよりも降ったわけなのですが、今までからの出動時間の1時間繰上げ等、また地区のほうからの要望ということで雪捨場の確保、そういったものについてこちらのほうでいろいろこの1年かけて準備してきたわけですが、準備してもなかなかやっぱり時間的にご期待に沿うことが降雪時間等に影響されて難しいということもあります。一応令和4年度につきましても住民のニーズに応えられるように一生懸命除雪の対策に取り組んでまいりたいと思います。それで変わったところとしましては、133ページになります。12節委託料の中の除排雪委託料になりますが、令和4年度は4,412万1,000円予定してございまして、令和3年度の当初予算としましては3,878万2,000円となっております。約600万円近く増やしたわけですが、これが1時間繰上げの影響の金額ということでご理解願いたいと思います。

今度その下、除雪対策その他事業としましては、こちら維持管理に伴います消パイの修繕の関係、それから133ページに移っていますが、一番下の役務費については融雪剤の箱の設置、撤去の関係の予算、それから134ページのほうに移っていただきまして、上段に工事請負費ということで、雪捨場整備工事55万円ということで予定してございまして、こちら川船河東1区、2区のほうからご要望いただきまして、翠台団地の中の地域整備課が管理しています公園用地と言われる場所がございまして。国道から翠台団地に入らずと右の奥のほうにあるのですが、今フェンスで一応囲ってはいるのですが、遊具も何も整備されておられません。そこを地区のほうから雪捨場にさせていただけないかということで、一部フェンスの撤去、それから入り口の土間コンクリートの施工等で来年度予定してございまして、55万円の予算をつけさせていただいております。

次に、4目になりますが、道路新設改良費ということで5,759万1,000円を予定してございまして、前年度比1,505万5,000円の増となっております。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、道路新設改良総務事業につきましては、こちら経常経費となっております。

道路改良工事事業としまして、保明・後藤線、それから原ヶ崎・中8号線、これら2件の工事費で1,039万円。

舗装新設工事事業ということで1件、730万円。こちら大形1号線というのは翠

台団地の一番奥のほうの道路になりますが、今舗装が張られていなくて砂利道になっているのですが、そこを新設改良ということで予定してございます。

それから、社会資本整備総合交付金事業としまして、こちら継続事業になりますが、保明・後藤線ほか路線の路肩拡幅工事としまして、3,828万円を予定してございます。

それから、予算書135ページのほうへ移っていただきまして、2項河川費、1目河川総務費105万5,000円を予定しておりまして、前年度比1,000円の増でございます。こちらにつきましては、河川総務事業ということで経常経費となっておりますので、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

それと、下に行きまして、2目河川改良費2,206万2,000円を予定しており、前年度比42万7,000円の増でございます。こちらにつきましても、ほぼ経常経費となっておりますので、次の136ページに移っていくわけですが、維持管理等の関連の経費を計上させていただいております。

それと、136ページの中段、河川改良工事事業としまして、こちら予定件数1件で、250万円計上してございますが、調整池整備工事ということで、町内にあります調整池、今年度から今まで地区で清掃していただいていた分も合わせて、金額を増やして計上させていただいております。

それから、その下、河川改良法面復旧工事事業としましては2件、金額にしまして519万円を予定してございますし、河川改良浚渫工事事業としまして7件、予算にしまして829万6,000円を予定してございます。この浚渫の関係につきましては、令和2年度から緊急浚渫推進事業債ということで、これも有利な起債事業を使って浚渫のほうを実施しております。起債の充当率100%、交付税措置が7割ということになってございます。

それから、137ページのほうに移っていただきまして、河川改良その他事業ということで118万1,000円を予定しております。この中で17節備品購入費、雨量計発信器ということで38万1,000円を計上してございますが、地域整備課の中に雨量計を備え付けてございます。その雨量計が一応5年で更新ということになってございまして、今回その年に当たるということで、機器類の更新費ということで計上させていただいております。

それから、3項に移りまして都市計画費、1目都市計画総務費ということで、予算額401万円を予定しており、前年度比371万円の増となっております。こちらにつきましては、ページを1枚はぐっていただきまして、138ページのほうをお願い

いたします。主な増額の理由としましては、12節委託料、この中に都市計画マスタープラン改定業務委託ということで、329万2,000円を計上してございます。都市マスの計画につきましては、平成26年3月に一部改正を行ってございます。今年度、この3月議会におきまして総合計画のほうをお認めいただいたということで、来年度はこの総合計画に沿った中で、都市計画マスタープランの改定を行っていきたいと考えてございます。

それから、2目公園管理費になりますが、予算額546万5,000円を予定しております。前年度比18万8,000円の増額となっております。右側の説明欄を御覧いただきたいと思いますが、公園管理事業ということで10節から13節まで経常経費になってございますし、139ページのほうに移っていただきたいと思いますが、公園その他事業ということで修繕料348万1,000円を計上してございます。これらにつきましては、令和3年度に町の遊具点検を実施しました箇所の中でやっぱり不具合が生じておりますので、来年度これらの修繕を一気に行いたいということで、348万1,000円のほうを計上させていただいております。

それから、3目下水道対策費となっておりますが、予算額2億2,779万6,000円を予定しております。前年度比2,941万7,000円の増となっております。こちら一般会計からの下水道事業特別会計の繰出金ということで、また下水道事業特別会計予算の説明のときにお話しさせていただきます。

それから、下のほうに行きまして4項住宅費になります。1目住宅管理費、予算額1,760万円を予定してございまして、こちら皆増ということになってございます。説明欄のほうを御覧いただきたいのですが、これまで全協の中でいろいろご議論いただきました暮らし応援リフォーム補助金、こちら50件を予定しております。予算額750万円。それとマイホーム取得支援補助金ということで、こちらと同じく50件を予定しており、予算額1,000万円の計上のほうをさせていただいております。

走り走りに説明させていただきましたが、説明は以上になります。よろしく願いします。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

1番（小野澤健一君） 大分広範囲なので、何ページということではないのですが、2つ3つをお聞かせをいただきたい。

まず、地区要望の関連ですけれども、去年たしか採択率、金額、これたしか令和

2年分、令和3年分かな、何かいただいた記憶があるのですけれども、最近のやつを更新したものをできればいただきたい。

それから、これは区長から言われているのですけれども、昨年度、令和2年……前回かな。令和7年度以降やりますよというような形の回答があったわけです。もらったのは令和7年度以降というのは、令和100年も令和7年度以降だと。あれでは回答になっていないではないかと、こういう話があるわけです。聞くところによりますと、財政計画が5年だから云々というのもあると思うのですけれども、例えば1年たつごとに令和7年に確実に1年向かっていくわけですから、それを具体化をする予定にあるのかなのか、これまず地区要望の件。それから、田上町でどうしようもできない、いわゆる県の管轄のものとか、そういったものが幾つかあると思うのです。聞くところによると結構あると、こういうお話。そういったものについて我々なかなか動きが分からないし、住民の人たちがそれによってかなり困っているケースもやっぱりあります。したがって、今県等への要望している案件の状況、例えば振興局に行く回数を増やす努力をしているとか、そんなものを含めて聞かせてもらいたい。これが2点。

それから、3点目なのですけれども、去年大雨が降りましたよね。降って、時間雨量あれ三十何ミリだったっけ。40ミリだったっけ。何かそんなありました。あのときに浸水をした、浸水というのは例えば床上とかそういうのではないのですけれども、水が、いわゆる排水がキャパを超えて例えば道路にあふれたとか、あるいは住宅地に流れ込んだとか、こういった事象があったわけなのですけれども、そういったものを把握をしてあって、例えば今回のこの予算の中に計上されているかどうか、これお聞かせいただきたいなというふうに思います。

以上3点です。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、1点目の地区要望の昨年度お出しさせていただきました表につきましては、連休明けでもよろしいでしょうか。また新しい年度を追加しまして皆様のところへ配付させていただきたいと思います。

それから、昨年度の地区要望の回答の中で、令和7年度以降に事業化を予定、検討しているという書き方の関係についてなのですが、今ほど小野澤委員が言われましたように、私どもの回答、初めて全部一問一答みたいな形で回答するというところで、300件回答したわけなのですが、まちづくり財政計画の中で、私どものほうで予定できるのは5年間の事業計画でしかないのです。それで、昨年度の回答の時点では、令和7年度以降についてはまだ財政計画も立ってございませんし、これから

どのような形になっていくかも我々のほうでも分からない部分もありましたので、そういった書き方をさせていただきました。それで、今回1年たちまして、では令和8年度以降事業化を予定しているという書き方になるのかということになるのですけれども、実は案ではそういう書き方を一度したのですが、修正させていただいております。それで、本当は予定が立てられない要望もあるのですが、また令和8年度以降なんかと書きますと区長にお叱りも受けますので、再度現場を確認した中で事業化に向けて今後検討してまいりたいとか、そういった書き方にはなってしまうのですが、一応令和8年度以降という書き方は極力抑えて回答させていただくつもりでおります。

それと、最後になりますが、県の要望の関係になります。振興局、県絡みですね。地区から上がってきた要望総数、我々の課もそうですし、総務課、それから教育委員会等、それから県の事業の関係もございます。総数で353件ありました。地域整備課の要望については281件、それから新潟県に対する要望が43件、それから町の地域整備課以外の他課にわたる部分については29件ございました。新潟県に対する43件の要望につきましては、全て新潟県のほうにお送りして回答いただいております。その回答を今般、我々の要望の回答と一緒にして区長のほうにお返ししたいなということで考えております。ちなみに、43件中、実施予定もしくは実施済みと回答いただいたのが21件ございました。ほか22件が手つかずということなのですが、要望の内容はかなり差があります。草刈りから始まって歩道の整備まで、要望内容が重いのが軽いのが色々ございますが、21件のほとんどが草刈りの関係になります。丸がついているのは、中を申し上げますと、やはり重たいの、重たいのといいますが、事業化が難しいのは歩道の関係になります。いただいておりますのは、渡邊議員から一般質問でいただきました上野地区のセブンイレブンの前、あそこの歩道が1つ。それから、山田地区になりますが、湯田上交差点付近の国道403号線の歩道の関係等々、大きいのはそういった感じになりますでしょうか。

それから、大雨の関係、道路冠水の関係になりますが、今般8月23日の日に雨降ったわけなのですけれども、地域整備課のほうで一応場所は確認してございます。その対策ということなのですが、冠水のほとんどの原因が国道403号線の横断樋管の関係になります。要は、河川の水路自体は何とか保っているのですけれども、横断部にかかった瞬間にその水路の水がのみ込めない、要はその部分で水が上がってしまうということで、これは前から県ともいろいろ話をしているところなのですが、国道403号線の横断樋管というのが実は所有者が曖昧になっております。とい

うのは、町の持ち物なのか、県の持ち物なのかというところがすごく曖昧になっています。私も原因がよく分からないのですけれども、現道の403号線というのは旧従軍道路、そこからずっと始まりまして、昭和の30年代から40年の頭にかけて舗装が張られていったということで私、先輩職員からお聞きしているのですが、そのときに町の中であったのが、農業用水の名残の水路がそのまま横断かかってこちらの信濃川のほうに行っていたわけなのですけれども、そのときの管理所有者の明確性がなかったというところが今まで残っているのではないかなと思っております。とはいえ冠水部分についてはこのままにしておくこともできませんので、また、今後県とも十分協議した中で対策の解消のほうに努めたいと思っております。

1 番（小野澤健一君） 丁寧な回答ありがとうございました。やはり自然災害がこれだけある中で、特に田上の場合、水関係でしょうか、いわゆる河川というか、今言ったようにどうしてもできない部分があるのか、何か方策があるのか。ただ、やはりあの程度と言ったら語弊ありますけれども、あの雨で浸水をするということになると、あれは運よく雲が行って晴れ間が出てきたけれども、あれが30分間も続いたらということになると、結構浸水を受ける地域も出てくると思うのです。羽生田地区は調整池、そちらのほうをお造りになった関係でかなり改善しているけれども、やはりそうではないところもあるし、あと国道403号線沿い、国道403号でもやはり中店地区が唯一浸水する場所とも言われているわけ。だから、そういった形で例えばJRの下をくぐるとか、今言ったように国道403号の下をくぐるとか、なかなか一筋縄にいかない部分が最後に残ってしまっているというふうに思うのです。ただ、これをやっぱり避けても通れない部分でもあるわけですから、これを何としてでもやはり、JRの下を掘れなんていったら冗談ではないと、こういう話になるし、一自治体程度の力ではもう何言っているのだと。そうなれば、すみませんけれども、地元から出た国会議員の先生いかがですかというふうな話ぐらいまで行き着かないと先に進まないと思うのです。だから、一刻の猶予がないと、そこまでは言いませんけれども、やはり行き着けるところまで行くという、そういう町の方針は明確にする中で、例えば、ここに町長は一応おられるのだけれども、いない前提で話しますけれども、町長が自ら例えば先頭を切って行って交渉できるところまでやってくると。その結果こうなのだとか、そういった形でやっていかないと、そこそこ田上がお金を持ってやっている工事はほぼ終わって、それ以外、要はどうしようもこうしようもできない部分だけ残って、そこが一番のネックになってしまうというのが一番怖いと思う。したがって、いろんな方法はあると思うのですけれども、そ

ういった、これが駄目なら次これということで徹底的にそれを交渉するというスタンスでやっていってもらいたいなというふうに思います。

それと、地区要望については確かに多岐にわたって、まちづくり財政計画も5年と。その5年も毎年かなり大きく変わってくる内容になってきています。ただ、やはり地区においてはどうしても優先的にやってもらいたいというのは当然ありますし、あと一か八か入れてみてなんていうのもないとは限らない。その中で選択するのは非常に難しいと思うのだけれども、回答という中においては、何年度以降と言われても、うんともすんとも言っていないのとほぼ同じになってしまうのですが、それはやはりその回答の方法を工夫してもらいたいというふうに思います。

以上、そういう意味で、やはり願いますべきはしつこいぐらい願いをする、それから町民に対してはこういう状況なのだということで丁寧に説明をする、そういった形の中で物事を進めていってもらいたいなというふうに思いますが、それについてどう思われるか、お考えがあればお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

地域整備課長（時田雅之君） 令和4年度につきましては、今ほどいただいた小野澤委員の言葉のように、要望活動を勢力出して行ってまいりまして、町以外で解決できない部分の解消に努めてまいりたいと思います。

7番（今井幸代君） すみません、1点だけ気になっていることだけお尋ねするのですが、昨今の資材の高騰というのは非常に大きい、またウクライナ、世界情勢も非常にああいうふうな状況になっているので、その高騰は進んでいくのだろうというふうに思っています。労務単価はもう示されているので、そこは変わらないとしても、地域整備課のほうで絡むいろんな発注に関して、資材関係やっぱり高騰は多分避けられないのだろうなと思うのですが、その辺り、今ある程度余裕を見て予算計上しているとは思うのですが、その辺りの対応というか、見込みというか、担当課として何か受け止めているものがあればお聞かせ願いたいのですが。

地域整備課長（時田雅之君） この予算の中で、なるべくそういった要因も含めながら、できる限りの工事を出したいというご回答にしかならないのですが、今段階分かっている部分でいいますと、資材費の中で結構値上がりしているのはグレーチングの蓋、これが結構値上がりしています。ですので、材料費で蓋の予算を計上したりなんかしているのですが、コンクリート蓋であれば単価が安いので、そんなに影響しませんが、そういった雨水を落としやすいようにグレーチングをかける、その蓋の単価が上がっているということを今お聞きしていますので、予算の範囲の中で一生

懸命やりたいと思います。

7番（今井幸代君） 懸念されることは、予算の範囲内で収めることに固執をして事業者を泣かせないでくださいねということなのです。事業者も資材高騰、事業者自身が避けられるわけないので、そういった部分はしっかりと対応していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

地域整備課長（時田雅之君） 十分気をつけます。

2番（品田政敏君） 135ページ、河川総務費、この中に負担金補助及び交付金というのがありまして、90万1,000円。そのうちの大正川浚渫、これは分かります。あとの3つのもの、何か負担金、負担金なのです。これはどうなのでしょう。先ほどの貸付金ではないですけども、その辺あしき慣習なのかどうなのか。大河津分水の何か今一生懸命コマーシャルしていますけれども、100周年何だかんだ言ってあるから、何かそんなようなものの同盟会負担金というのがあるのですが、この辺の何か説明できるものがあったら教えてください。

地域整備課長（時田雅之君） これらは品田委員が思っている以上に意味がありまして、例えば信濃川・中之口川治水事業負担金、こういったものについては構成市町村で同盟会等立ち上げているのですが、その各市町村の負担金の分になります。それらの同盟会の中で国県に対する要望をまとめて、この地区の要望として毎年国に対する要望書を取りまとめて関係省庁に送ったりしてございますので、こういった信濃川・中之口川、また県河川協会、治水砂防協会、大河津分水の関係、これらにつきましては私は大事な予算かなと思ってございます。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、第8款土木費に関して質疑は終了いたします。

今日、今まで10件ほどの資料提出が要望されておりますので、なるべく早い状態で提出をしていただきたいと思います。

それで、先ほど高橋委員のほうからも、予算審査特別委員会がもう2日あるわけでございますけれども、必ず前の日まで資料を提出してくださいということで話がありました。私も調べたところ、23日は全部出ております。ところが、火曜日の22日が出ていない部分があります。局長、確認できる。言っていること分かる。22日の週。

議会事務局長（渡辺 明君） 言っているのは分かりましたけれども、それは高橋委員

がそう言ったことだから、連休明けのところはまだ承知はしていませんから、それを執行のほうに伝えなければ分からない。今、議会事務局には上がってきた。

委員長（渡邊勝衛君）　ということで、今後は要望しておきますので。今のところ23日は出て。23日の例えば国民健康保険の関係全部もう来ているから。

議会事務局長（渡辺 明君）　出せば出していますよ。教育委員会。

委員長（渡邊勝衛君）　出ていないところもあるから、今後どうするかだから。

議会事務局長（渡辺 明君）　それは高橋委員がさっき言った話ですから、執行に伝わって、執行がこれから課に伝えない限りは分からない話になるので……

委員長（渡邊勝衛君）　それで、高橋委員には今後説明……

本日の審査はこれで終了いたしました。

執行の皆様、お疲れさまでした。委員の皆さんはしばらくお待ちください。

本日の審査報告ですが、質問数と総括質疑について副委員長から報告をお願いします。

副委員長（藤田直一君）　ご苦労さまでございました。

それでは、質疑数につきましては、総数79、総括質疑ゼロ。

以上でございます。

委員長（渡邊勝衛君）　昨日と今日で質問数156です。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時38分　散　会

令和4年第1回定例会
予算審査特別委員会会議録
(第3日)

-
- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和4年3月22日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 委員外出席議員
- 議長 小嶋 謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|-------------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 教育委員会
事務局 局長 | 小林 亨 |
| 教育長 | 安中 長市 | 総務課長補佐 | 中野 貴行 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局 局長補佐 | 諸橋 弘樹 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠 | 庶務防災係長 | 今井 俊 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 第2学校教育係長 | 中野 祥子 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- なし
- 9 本日の会議に付した事件

議案第 2 1 号 令和 4 年度田上町一般会計予算議定について中

歳 出 3 款 民生費

9 款 消防費

1 0 款 教育費

1 1 款 公債費

1 2 款 予備費

議案第 2 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について

議案第 2 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について

議案第 2 8 号 同年度田上町水道事業会計予算議定について

委員長（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。今日の新潟日報のテレビ欄の下に、新潟県から今日、3回目のワクチン接種の効果について説明がありました。その中におきまして、1回目、2回目ファイザーを接種した場合で、3回目もファイザーを接種した場合、中和抗体量が接種前の約20倍、3回目がモデルナを接種した場合、中和抗体量が接種前の30倍ということで明記されておりました。3回目は必ず打っていただきたいというのが新聞に載っておりました。その中において、昨日ですか、全国で58名の方が亡くなっております。それで合計で2万7,194名の方が新型コロナウイルスで亡くなっているわけでございますけれども、加茂市が3月1日現在、2万5,534名だそうでございます。ということは、加茂市の一つがなくなっているような状態で、非常にコロナとは怖いものだと思っているところでございます。今日3日目、これから始めますけれども、コロナにとって大きな対策を打っていかなければ、これが少なくなるということはないかと思えます。

本日の出席は13名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

まず、皆さんのお手元に配付されている資料の関係で、総務課から出ております件について説明をお願いしたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。それでは、まず私のほうから予算審査特別委員会の初日に関根委員から質問いただきました予算編成方針の中で、行財政効率の推進の中で既存事業の見直しについてどうかということで、私がありませんというふうな話をしたら、そんなわけないだろうみたいな形になりまして、財政の中ではいろいろ唯々検討してきている内容がありますということで、今回その部分の資料を出させていただきました。A4の両面になっております。今後の財政運営における検討指示ということで、これ令和元年度から実施をしております。令和元年度5月、6月ぐらいでしょうか、その時点でも財政調整基金の残高、その前のまちづくり財政計画をつくったものの財調の残高、その時点で今後経常経費が増えてくるだろうと言われる道の駅関連の経費、それから公共交通、それからその時点で学校の空調設備を入れるとか、あとはごみ焼却場の建設の負担金、その辺の事業について、その時点では令和6年度頃から設計を始めていくのではないかと

というふうな情報がありましたので、財政的に見ていくと、その時点での財調残高では相当厳しいだろうという中で、これは財政のほうの担当で今後こういう部分をそれぞれの課において検討してもらう必要があるだろうということで取りまとめた部分です。この前お話ししましたけれども、全部ではございませんけれども、主なものという部分では、歳入であれば老人福祉施設使用料、これも議会のほうからもいろいろご指摘等いただいている部分、見直しが必要ではないかというような部分がございます。歳出におきまして、道の駅の店舗維持管理とか、それからコロナ禍で3つ目に指定金融機関の派出の廃止、これは実際もう派出は中止をしている、廃止をしておりますけれども、その時点では、それを廃止をしてその負担を減らすべきではないかとか。社会福祉協議会、これについても令和4年度の予算に反映されておりますが、それらについても人件費の負担ということですので、その部分の見直しをしていただかないかということで、裏のほうにもまだありますけれども、これらの項目について財政のほうである程度、今後もこういう部分をぜひ検討していただきたいということで財政のほうで取りまとめて、町長との協議を踏まえた中でそれぞれの担当課長に指示を出し、取り組みができるものについては次の予算からでもすぐに反映をとということで指示をしてまいりました。そういった部分で、予算編成方針のほうで私は特にありませんというふうな話をしたのですが、それは新たに担当課のほうから出てこないということで、この部分については一応毎年毎年、財政のほうで見直しをするなりしていく中で、改めてまた町長からの指示ということで庁議なりに諮りながら、少しでも見直しができればというような形でつくっている内容でございます。昨年保健福祉課のほうで見直しをした部分も項目の中に上がっていた部分でございますので、よろしく願いいたします。

私のほうからの説明は以上でございます。

委員長（渡邊勝衛君） 今ほど総務課長より説明がございました。皆さんのほうから。

6番（中野和美君） 第1行目の老人福祉施設の使用料なのですけれども、これは年間1,000円ということで、これ廃止を検討しているということなのですけれども、通っている方々は、お友達に送ってもらうにしても多少の交通費をお願いしてお支払いしたり、バスを使ったりして通ってきていますので、そこをまた1回ごとの徴収料となると、結構あそこが皆さんの憩いの場となっているので、それはどうかなというふうには感じています。その辺は今現在どのような検討が進んでいるのでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） これについては、議会のほうでもたしかこの1,000円で本当

にいいのかということで、見直しをということで、その時点では施設を見直しした中で、適切な使用料的な部分をとということでありますけれども、今後はやはり、年間1,000円ですので、回数にすると相当金額が安いものですから、そういった部分は今後必要に応じてそれなりの負担を求めるべきではないかということで、保健福祉課のほうには投げておりますけれども、保健福祉課のほうでどういうふうな検討をしているかという部分になりますけれども、令和4年度には特に予算のほうに反映はされておられません。

6番（中野和美君） 検討は今後続くということなのですから、これ年間使用料は2,000円になったとしても、1回ごとに徴収するようなことはなるべくないほうがかえって利用してもらえるのではないかなというふうに感じておりますので、検討のほうよろしくお願いたします。

13番（高橋秀昌君） 私は、この見直し案に関して、特に住民の福祉や、あるいは農業者への支援などについては、率直に言えば引上げを、引上げというのは、老人福祉センターでいえば引上げをすべきではないと。農業者に関しては、助成額を引き下げるなどということをやすべきでないと考えています。なぜかという、これは単純に財政の経費を落とすと、経常経費を落とすという発想から生まれたものであって、実際に自治体の役割として住民の福祉や、それから暮らしを守る点でどうなのかという視点を明確にすべきだと思います。こんな形で住民負担を強めるものや住民への助成を下げるということを、単純に財政の論理だけでやるべきでないということを指摘しておきたいと思います。今日それ議論する場所ではないので、指摘だけで終わります。

1番（小野澤健一君） これは、今ほどあったように財政担当のほうからの視点ということですが、いろいろな施策の統廃合、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドでしょうか、そういったものは財政から指示をするのも一つなのでしょうけれども、各課が、各部署がいかに効率よく行政サービスを行うか。効率よくというのは、要は金額をかけないとかそういう意味ではないのですけれども、要はいろんな政策というのはつくればつくりっ放しで、それがざあっと続いてくるとというのが行政のシステムのようなのですが、そういった無駄な施策を違うものと一緒にするによって効率化を図るとか、そういった観点、いわゆる財政からの視点もさることながら、各部署がそういったものを真剣に考える必要があるだろうと思うのです。そういったものをある程度指示をし、無駄だとか、もう陳腐化したような政策については現代に改めるとか、そういったものも指示をしていただきたいというふ

うに思います。そのためには、当然お金がかかることなので、財政が最終的にということになると思うのですけれども、先ほど高橋委員も言われたように、行政サービスの低下を招くそういった政策についてはなかなかよしとするわけにもいきませんし、ではどうするかと、そういったものが大事になってくると思うので、決算の概要書の2ページ目かな、裏のほうに書いてあったように、効率的な行政サービス、これうたい文句ではなくて、それ実践を日々していただきたいなというふうに思っています。

総務課長（鈴木和弘君） 今、小野澤委員がおっしゃるとおりでして、我々としては当然課のほうで今言ったスクラップ・アンド・ビルドですか、事業の見直しをする際にはそういう部分もしています。そういう中で、これはあくまでも令和元年度の時点では相当厳しいだろうという中で、少しそういう部分で全庁的にもそういう状況なのだ意識をまず持ってもらうというのがまず1番。それに併せて当然事業の見直しもしてくれというふうな話も併せてしております。予算委員会の初日も申し上げたのですが、コロナで事業全体で見直しがなかなかできないという部分がありますけれども、今後は当然そういう部分、新しいものをやれば、査定の段階では、新しいものをやるときは、必ず見直しをしてくれというふうな話は併せてやっておりますので、当然今後も引き続きそういう部分は努めていきたいと思えます。

11番（池井 豊君） 私は、1つだけ要請しておきます。歳入の有料広告料について、やっとうこういうのをやり始めたのだと。田上も追いついてきたのだと。こういうものを含めたり、あと各施設のネーミングライツとか、行政がいろいろ広告料をもらう活動あると思うので、これまとめて全協で報告するように、報告というか、何か議論する場を持つようにしてもらえたらお願いします。形になったらいいので。答弁要りません。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） それでは続きまして、先ほど資料が提出されました。これまでのふるさと納税の動向ということで説明お願いいたします。

政策推進室長（堀内 誠君） 改めまして、おはようございます。私のほうから資料を本日お配りをさせていただきました。予算委員会の初日のほうで今井委員のほうからふるさと納税の返礼品の推移、また、事業者数等の推移等の資料を提出してほしいというふうなことでございました。こちらのほうでまとめたものを今回お配りをさせていただきます。この表でございますが、年度ごとにさせていただきましたし、

返礼品の数等も一番右のほう、事業所数、ポータルサイト数というふうなことで、こういうふうな形で推移をしているというふうな形でございます。平成30年のところに返礼品の見直しというふうな形もありまして、やむなく3割というふうな形での変更がありましたので、返礼品の数が減ってきております。その後、町のほうでも新たな返礼品というふうな形で事業所等のお願いをさせていただきまして、現在、一番下のほうにあります、60というふうな形になっているところでございます。また、事業所数も22というふうな形でございます。また、皆さんからふるさと納税をしていただくために、ポータルサイト数も現在6社というふうな形にさせていただいているものでございます。今回このような推移というふうな形でまとめましたので、皆様に資料としてご配付をさせていただきました。

また、もう一つ、ふるさと納税の商品のラインナップというふうなことで、高橋委員のほうからご質問と資料提出してくれというふうな形でありましたので、今回ホームページにも出ておりますけれども、そこから印刷、プリントアウトしたものでございます。こちら一覧表となっておりますので、ご確認のほうをお願いしたいと思います。中には受付を終了しているもの等もあります。このような形で現在ホームページのほうに商品のラインナップということで掲載をしているものでございますので、よろしくお願いたします。

私のほうからは以上でございます。

委員長（渡邊勝衛君） 執行の説明が終わりました。

ご質問があれば。

13番（高橋秀昌君） 何のために出したかということが明確にされていないのだ。つまり、議論の中では加茂市や三条市のようにもっともっと成果を上げろという注文があったわけだが、では田上町としてはどうなのだという、これに答える必要があるよね。その点がないから、だらだらだらっと、こうです終わったのでは質疑に答えていないことになるので、そこは明確にすべきだと。

政策推進室長（堀内 誠君） ありがとうございます。先日の委員会の中でも近隣市町村等の出品等、かなり売行きがいいものというふうな形もあったと思います。加茂市でいえば、例えば東芝の炊飯器等もありますし、三条市であればそういった金物製品等もあります。今町のほうでラインナップとして挙げているものといましては、お米とか果物等が多くなってきております。また、人気の商品としては湯田上温泉というふうなのは確かにあります。ただ、季節に左右されます商品がかなり多く入っているというふうな形で、その時期を過ぎますとどうしても欠品になって

しまうというふうな形で、通年販売できるようなものが少ないというふうな形で感じているところでございます。出品してくれる農家のほうにも数の限りというふうなものもあります。ですので、そのようなことがありまして、現在その返礼品の数等も増やしてはいるのですけれども、なかなかその部分として大きな収益につながってはいないというふうな形があるかと思えます。私どものほうでも新たな通年販売できるようなところもいろいろと事業所のほうに当たって、少しずつ増やしてはいます。地場産品というふうな制限もあることですので、そのような形で町のほうでも新たな商品等をまた検討して、ラインナップを増やしていきたいというふうな考えているところでございます。一応そのようなことが経緯としてあるものですから、ほかの市町村との差もあるのかもしれませんが、なるべくそれに近づけるように努力していきたいというふうな感じているところでございます。よろしく申し上げます。

1 番（小野澤健一君） 今の話なのですけれども、例えばこれだけ商品がある中で、欠品、人気があって、あるいは生産量が少ないというのものもあるのかもしれないけれども、今現在品切れ中だと、こういったものに需要があるのではないのでしょうか。例えばタケノコにしても取れる時期は決まっているけれども、缶詰というのものもあるわけです。だから、何が言いたいかというのは、品数をどんどん増やせば寄附金が増えるのではなくて、人気がある商品を増やしていくような方法を考えないと駄目だと思ふのです。分かりますか、室長。要は、さっきも言ったように1つや2つしか作らないからすぐ欠品になる、そういうものもあるのかもしれないけれども、人気があるから欠品になる。例えば桃にしてもそうだと思うの。桃が取れる時期は決まっているけれども、では缶詰で例えば在庫を抱えていて、それをふるさと納税の商品にできないのだろうか、という考え方が必要だと思う。ある意味でマーケティングの考え方と同じであると思うのです。今さら市場調査なんてしている場合は多分ないと思うので、盛んに田上のタケノコ、タケノコということで人気があるのであれば、それを通年、タケノコの現物とは言わないけれども、今言ったように缶詰とか、加工品だとか、そういったものに対していろいろ商品をラインナップすることによって安定的に寄附金の募集すると。そういう発想をしていかないと、100も200も300も商品だけ増やせば寄附金が増えるなんていうのは、大きな間違いだろうと私思うのです。その辺についてお考え、私と考えは違うみたいなのだけでも、その辺、室長の考え方をお聞きをしたいなというふうに思っています。

政策推進室長（堀内 誠君） ありがとうございます。確かに加工品等、欠品とかもあ

ったりします。そういった数量の問題等もありますので、その辺事業所と協議しながら、例えばそういった加工品でできないかとかというふうなまた協議も必要というふうな形で、何とかそういった部分で可能性があるというふうな形で多くしていくというふうなことで、また協議もしていきたいというふうに考えているところでございます。

副委員長（藤田直一君） 今、小野澤委員と似たような話になるのですが、今人気あるやつなのですが、例えばタケノコは年間5トンぐらい取れているという話を聞いています。それはみんな市場に出て、ここにはタケノコの生ものを送るということは、一つの例なのですけれども、商品としては生ものは出ていませんが、例えばふるさと納税を受けるときに季節限定品で前もって、ふるさと納税を受けるときに季節、この期間内のこれは受け付けますよとかと、そういう方法は取れるのであれば、タケノコはこの期間納税してくれれば、納税をしてもらう、そしてこの期間であればタケノコを送りますよとかという、そういうふうなPRということもできるようなのであればやったほうがいいのではないのでしょうか。市場に出すのも、納税にも、どちらがいいかは生産者との協議もあるでしょうけれども、今言うようにふるさと納税をどんどん増やすということは、財政、自主財源の中では重要だというのは皆さんも認識しているわけなので、その努力は、言うように、どの委員も言うのですけれども、ふるさと納税を自主財源として活用するためには増やさなければならぬ。それはしっかりと執行側の皆さんは意識した中で、取り組んでいただきたいと思うのですが、どうも今までの経過を聞いてみると、取り組んではいますけれども、何か業者任せという感じを非常に私は感じるのです。ですから、町の特産品の加工もしなければならぬ、そういうのも作らなければならぬ、ならないと言っていますけれども、なかなかその成果も出てこない。その辺は、町の執行側がまだ何か取り組む意欲というものは非常に私が感じるの少ない。言葉はすごくいいのですけれども、それが見えないというところでどうも私はその意欲は強く感じられないという気がします。ぜひ、どうしたら金額を増やすことができるかという取り組みを言葉だけではなくて、実践もしっかりとして取り組んでいただきたいと思いますが。

政策推進室長（堀内 誠君） 大変ありがとうございます。事業所の関係も取扱い等もいろいろと協議をしながら進めているところではございます。事業所のご協力も必要というふうな形になります。また、それぞれ増やす方法等に取り組んでいくに当たりまして、事業所等もいろいろ活用しながら、その辺をまた協議をして増やして

いくような形も取っていきたいというふうに考えております。

7番（今井幸代君） すみません、直しておいたほうがいいのではないかとこの部分がありましたので、指摘しておきたいというふうに思います。資料の返礼品のラインナップを印刷したものを頂いているのですけれども、その中の4ページという形になるのでしょうか、管理ナンバーでいうと17番の湯田上カントリーの利用補助券についての説明文になります。基本的には寄附の3割分の返礼といたしましょうか、利用券をお渡しする形になると思うのですが、説明文だと寄附金額の半額相当を湯田上カントリークラブでプレー代等に利用できますというような形で、少しこの辺りの記載は誤解を生じやすいのかなというふうに思いますので、この辺りは修正をして、隣の内容と一致するような形で修正していただきたいと思います。人気のある部分ですので、お願いします。

政策推進室長（堀内 誠君） 大変申し訳ございませんでした。こちらのほう、内容のほうでもう既に1万円で3,000円の補助券というふうな形で表記してあります。こちらのほう間違いでございましたので、その説明の内容等を修正をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） それでは、これより9款消防費について説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、予算書の140ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、1日常備消防費でございますが、令和4年度は2億1,611万8,000円でございます。令和3年度と比較をいたしますと、2,187万7,000円の増となっております。内容は、加茂市・田上町消防衛生保育組合の負担金になります。令和4年度の加茂市・田上町消防衛生保育組合、特に消防の部分では、まず退職者が2名おります。その関係の経費が増という形になっております。それから、初日に私お話をさせていただきましたけれども、消防庁舎の耐震診断を行うということで、これは一部事務組合の予算でいうと387万2,000円になっているのですけれども、県内の消防庁舎で耐震診断をしていないのが加茂市、田上町のみだということで、今回実施をしていきたくと。これを実施する、今後、例えば建物を直すとかという形になって、例えば起債を受けたり何かする場合には、その耐震診断の結果がなければその起債を受けられないということでございますので、令和4年度にはそれを実施をしたいというものでございます。それから、高規格救急車を令和4年度に購

入するということでございます。予算としては4,546万円でございます。この経費につきましては、起債が利きますので、補助対象外経費、備品になりますが、20万円以下の備品ですと対象外ということで、それ以外、対象外を差し引きました金額を充当率100%、交付税算入が70%という緊急防災・減災事業債ということの起債を借入れをして購入をしていきたいということでございます。これにつきましては、現在救急車が6台ありますけれども、平成5年度に購入した部分を今回入れ替えるというようなことで考えているという内容でございます。それで、今回そういう部分が特に加茂市・田上町消防衛生保育組合の中での予算の新規でございます。あわせまして、この負担割合、消防の関係ですと、前年度の地方交付税の基準財政需要額の常備消防費に算入された額の割合でそれぞれ毎年負担割合を決めているのですが、令和4年度につきましては田上町が35.72%ということで、令和3年度が33.59%ということで、若干田上町の負担割合が増えたという部分が大きな要因でございますので、お願いいたします。

それでは、予算書の2目になります。非常備消防費でございます。2,664万4,000円でございます。令和3年度と比較をいたしますと493万3,000円の増でございます。こちらの主な要因でございますが、初日の予算委員会で説明をさせていただきました消防団員の処遇改善の関係で、班長、団員の報酬の引上げ、それから出動手当、いわゆる費用弁償だったという部分の組替え等がございます。そういった部分の関係の経費で、497万円ほど増加になっております。これが主な要因になってございます。

それから、めくっていただきまして142ページでございます。3目消防施設費1,987万6,000円でございます。令和3年度と比較をいたしますと、1,610万9,000円の増という形になっておりますけれども、こちら説明欄のところにあります14節の消防ポンプ車庫建替工事ということで、これは自動車分団のところの車庫を建て替えるということで、753万5,000円でございます。それから、17節備品購入費、積載車ということで第1分団のこれを入替えをするということで、499万4,000円でございます。それから、143ページに行きまして、18節負担金補助及び交付金、消火栓維持管理負担金ということで、219万3,000円が計上されております。こちらにつきましては、水道のほうの事業の関係で150ミリ以上配水管の工事、これについて5%相当を消火栓維持管理ということで、一般会計から水道会計のほうへ負担金として支出をするものでございまして、今回水道のほうで2本それに該当する工事がございまして、その関係の経費が増になっているというのが主な要因でございます。

続きまして、4目防災費909万9,000円、令和3年度と比較いたしますと347万4,000円の増でございます。こちらの内容につきましては、めくっていただきまして144ページのところの防災対策その他事業ということで、ひし形の部分の事業があるかと思えます。300万円ということで予算を計上させていただいております。こちらが令和4年度に予定をしております県の総合防災訓練の経費ということでございます。

すみません、初日にお配りいたしました令和4年度当初予算追加資料、総務課のところの資料を出していただけますでしょうか。皆さんお持ちですか。当初予算追加資料ということで初日にお配りした紙。ありますか。そこに新潟県と田上町防災訓練ということで資料を載せてあるのですけれども、皆さんありますか。大丈夫ですか。

(変更するわけじゃねえんだろうの声あり)

総務課長（鈴木和弘君） 変更するわけではないです。では、口頭で、皆さん資料持っている方は見ていただいて、新潟県の防災訓練って毎年実施しているわけですけれども、令和4年度が田上町が順番になるということでございます。令和元年度から令和3年度までは、雨の関係とかコロナの関係で実際県が実施ができなかったということで、県自身も令和4年度は何とかやっていきたいという中で今考えております。それで、スケジュール的な部分でございますが、その下のところの訓練についてということで、目的、今回想定については地震を想定して防災訓練を実施していきたいということで、実施日時につきましては、令和4年10月23日の日曜日に実施をしていきたいということで、そこにあります情報伝達訓練から始まりまして、防災イベントというところまでの部分で実施をしていきたいということで、場所については町内の避難所、それから交流会館、道の駅等、それから役場、そういった部分を想定しております。参加者としては、県、それから町、それから町民ということで、そちらにあるような人数で想定しております。予算については、予算書に説明をさせていただきました。係る経費300万円を一応予算計上しております。そのうちの新潟県からは負担金ということで285万円、歳入として受入れをしているということでございます。県との防災訓練ということで、かなり大がかりになるということで、実際には打合せということで昨年11月からもう初回の打合せをしております。最近では3月14日まで会議を实际している内容でございます。選挙もある関係がありますので、4月中にある程度また方向を決めるなりして打合せを続けていくような予定になっております。具体的に3ページにありますように、町民

の避難訓練、実動訓練ですとかそういう部分、それから防災イベントといたしましては防災フェアということで、今のところこういう形で予定をしております。当日は、BSN、新潟放送局のアナウンサーの司会進行依頼予定ということで、この前BSNとも協定を結ばせていただいて、令和4年度の県との防災訓練についてはそちらのほう協力をしていただけたというような内容になっております。

それから、参考までに、そこに作業主体ということで県と町ということで載せてございます。今後、また具体的に細かな部分がいろいろ決まってくるけれども、今はこういう形の中で県ともすり合わせをしながらスケジュールを組んで、内容等について協議を進めているというようなのが状況でございます。予算書でいいますと、先ほど申し上げた4目については、主な要因としてはこの防災訓練の関係の経費が伸びて増加しているというのが主な要因でございます。

説明は以上です。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

副委員長（藤田直一君） 消火栓ありますよね、冬期間。消火栓が埋まりますよね。消火栓ありますよね、防火水槽の近くに。この消火栓が埋まったときの除雪があるではないですか。これは、消防団の費用というのはどこに含まれているものなのですか。それはボランティアで、あと地区の消防団でやるのか、それとも費用としてはどこかで見られているのか。

それと、もう一点が、消防団のポンプ小屋から幹線道路へ出るまでの間あるわけですよね。場所によっては消防団が除雪しなければならない、幹線道路に出るまでの間もあろうかと思うのです。そういう場合の除雪というのは、消防団にもう含まれていますよ、年俸の中に含まれているから自主的にやりなさいねということなのか、それともそれは出動として見るようになってきているのか、その辺の費用はどこに含まれているのかということをお聞きしたいのですが。

総務課長（鈴木和弘君） すみません、細かい部分になるので、補佐のほうから説明してもらいます。

総務課長補佐（中野貴行君） 改めまして、おはようございます。今ほどのご質問ですが、予算書の142ページを御覧いただきたいと思います。消火栓の除雪につきましては、消防署の職員が回りますし、併せて消防団の方からも降雪の状況を見ながら除雪をしていただいているところであります。お金につきましては、予算書の142ペ

ージの委託料、消火栓管理委託料7万1,000円というのがございますが、これにつきまして、予算では355件、1件当たり200円を団のほうに支給しているということですので、今ほどの費用の関係はこちらのほうから支出させていただいているところでもあります。

以上になります。

副委員長（藤田直一君） もう一点、ポンプ小屋から幹線道路へ出るまでの間の除雪ありますよね。この辺はどうなっているのですか。

総務課長補佐（中野貴行君） 今ほどのポンプ小屋の前の除雪につきましては、そのための費用というのは特にはございませんので、報酬の中の一つというようなことでの考え方、団の活動の一環ということでの費用の負担ということになっているかと思っておりますので、除雪したということでは1件当たりやったから幾らということではありませんので、そういう予算の支給はなくて、それは通常の団の活動の一環ということで、報償とかそういうところの部分で措置してあるというふうに私ども考えておりますので、よろしく申し上げます。

副委員長（藤田直一君） では、報酬の一環の中にその除雪は含まれているというふうに理解していいと。

総務課長補佐（中野貴行君） はい。

7番（今井幸代君） すみません、1点だけお願いします。消防団の処遇改善ということで令和4年度から改定されていくのですけれども、先日ある部門長の方からお話聞いた中で、3月、分団を集めて個人支給の話やら、今回改定される内容を団員の皆さんにお伝えして、そんな様子をお聞きしたところ、若い団員なんかは、今回の改定で参加をしてくれる人が増えてくるのではないかなんてというようなお話を聞きました。町のほうにも各分団長のほうから各それぞれの分団の様子といいまじょうか、こんな感じでしたよなんていう話は恐らく入っているのではないかなとも思うのですけれども、今回の処遇改善に当たっての町としての手応えと言うと変なのですけれども、どんなふうに各分団のほうから聞いているか等あれば、そこだけお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 具体的には、特にはまだ来ていないです。

8番（椿 一春君） では、142ページのところの団運営交付金というところで聞きたいのですが、処遇改善され、今度個人個人に報酬が支払われるということなのですかけれども、質問の中に入れたのですが、団の運営費ですとか、今後運営費がこの団運営交付金の44万円に充てられると見ていいのか教えてください。

総務課長（鈴木和弘君） 中身をどうかということの説明すればよろしいですか。では、詳細になると補佐から説明してもらいます。

総務課長補佐（中野貴行君） 今ほどのご質問、予算書の142ページの団運営交付金というところの44万円の部分でございますよね。これにつきましては従来から、今回だけではなくて、今までもずっと団員1人当たり1,500円を、自動車分団の場合管轄が全町になりますから、2,500円ということで金額多いのですが、1人当たり1,500円ということで団のほうに活動資金だということで交付をしております。これ今までもそうしているのですが、あとはこの経費を使っていただいて団の運営に係るものを団のほうでそれぞれ購入していただいている実情でありますので、中身につきましてはまた団のほうでいろいろ必要な部分あるかと思っておりますので、詳細まではあれですけども、従来からこういう団運営交付金ということでさせていただいている部分でありますので、よろしく願います。

8番（椿 一春君） 今まで、10年ぐらい前だったでしょうか、団のほうはいいのですけれども、本部のほうはなかなか運営が厳しいということで、各分団の団員1人当たり250円ずつかな、それを毎年団本部に預けるような中で団本部が運営していたのです。それで、本当それ分団の中での約束事でやっているの、町のほうにないと思うのですが、それで本部のほうか何かあちこち会議があると出たり、いろいろ経費が発生するということなので、それで年間6万円ぐらいになるのでしょうか、そういったものを分団から徴収していたので、そうすると今度、今ままで分団の中にまとまって報酬があったから何とかやりくりできると思うのですが、今度個人支給になるとその辺どうなるのかなというのがありますので、今度本部のほうとその辺調整してみただけければと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 今椿委員が言う何十年前という話で、特に私も把握はしていませんが、その辺また団本部と協議をさせていただきたいと思えます。

10番（松原良彦君） 私のほうから消火栓のことについてお聞きしたいのですけれども、この間火災がありまして、私、夜の8時頃まで見ていたのですけれども、消火栓から消火するところまで2つ穴が空いて、ホースからじゃんじゃんと水が出ていたのですけれども、どのくらい大事にして使うのか、1つ穴ができたならもう捨てるとか、2つはじくようだったらもう使うなとか、そういうような決まりはあるのか、ないのか、笑い事みたいな話を聞いて申し訳ないのですけれども、お聞かせ願いたいのですけれども。

総務課長（鈴木和弘君） 当日今井係長も行ってたので、今井係長のほうから説明し

てもらいます。

庶務防災係長（今井 俊君） 今ほどのご質問に対してお答えします。

実際現場では、まず整理するところが、ホース自体は団のホースはあの場所では使っていないくて、消防署のホースを使っておりました。実際、委員がおっしゃるとおり穴が空いているものも確認されました。その場に署の職員もいたものですから、その話もお話をさせていただいて、正直署としても点検はしているのだけれども、実際現場で使ったときにそういった穴が空いていたのが発覚したということで、すぐ取り替えるということで署の方はお話ししておりました。その時点でどういった間隔で点検しているとか、そういったことは確認はしなかったですけども、署としては常々点検は訓練の中でしているということでしたので、そういったのが発覚した時点で交換するということでしたので、よろしくお願ひします。

10番（松原良彦君） 私もそういう答えが出るかと思っていたのですけれども、私も軽トラックに乗っていたのですけれども、踏まないように、踏まないようにと言われながら帰ってきたのですけれども、そこら辺きちんと聞いておかないと、大きな火災のときには困りますので、そこら辺きちんと決めておいていただきたいと思います。

（委員長、副委員長と交代）

副委員長（藤田直一君） では、代わります。

委員長（渡邊勝衛君） 142ページの14節の消防ポンプ車庫建替工事の関係についてお聞きします。当然建て替え工事ということになると、建物がどのようになるのか。

そして、工事の納期についてお聞きします。

総務課長（鈴木和弘君） 詳細の関係なので、今井係長のほうから回答させてもらいます。

庶務防災係長（今井 俊君） 先ほどの委員長の質問に対してお答えします。

まず、自動車分団のポンプ置場、今もともと公民館で使っておる車庫に連結した車庫になっておりますけれども、その消防で使っている部分を一部取り壊して、今回消防ポンプ置場の車庫として独立して建て替えるというような工程になっております。

工期ですけれども、今またコロナの関係、材料とかが届かないというような可能性もある中で、今のところまだ業者も当然決定しているわけではございませんけれども、大体ああいった車庫を建てる上では3か月から4か月の工期がかかるというふうに各業者からは聞いております。先ほど言ったとおり、契約をして品物が届く

までに、またそのときどれだけ期間がかかるか、材料が届くまでにどれくらいかかるかというのはまだ不透明ではありますが、一般的な工期でいくと3か月から4か月というくらいかかるというふう聞いております。

以上です。

委員長（渡邊勝衛君） それで、今ほど一部壊すというような状態で話があったわけ
ございますけれども、その部分が壊されて、面積はどのくらいなのか。

庶務防災係長（今井 俊君） 今回この予算に計上させていただいた額の見積りの中
では、28.9平米、約29平米の建物になっております。

（副委員長、委員長と交代）

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） なければ、9款消防費について終わりたいと思います。

それでは、続きまして11款公債費について説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、予算書180ページをお願いいたします。11款公債
費、1項公債費、1目元金、令和4年度につきましては4億489万円、令和3年度
と比較をいたしますと4,525万5,000円の増。それから2目利子が1,683万6,000円と
いうことで、令和3年度と比較をいたしますと654万3,000円の減でございます。

元金につきましては、据置期間が終了して、令和4年度から元金を償還するもの
を合計いたしますと5,200万円ほどあります。金額の大きいものを申し上げますと、
交流会館の建設で2,000万円、それから臨財債が約1,000万円、防災行政無線で900万
円、これらが令和4年度から元金が始まります。それから、令和3年度と令和4年
度の関係で若干元金が増えている分、これが全体で900万円ほどありますけれども、
それぞれ令和元年度にやった小中学校の空調の関係等が令和3年度と比較すると増
加になっているというものでございます。一方、令和3年度で償還が終了するもの
が全体で約4,000万円ほどございます。大きい部分でいきますと、臨財債、これが
570万円ほど、それから平成13年度に設置をいたしました防火水槽が360万円ほど、
そういった部分の関係で元金が増額をしているという内容でございます。

利子につきましては、令和2年度に利率見直しをしたものがございます。全部で
4本ほどございますが、その関係で190万円ほど減額になっております。3本臨財
債になりますし、1本道路債の関係でそれぞれ利率の見直しをしております。それ
から、予算要求時点での借入れ、予算をつくる時は見込みで借入れを見ますので、
実際に借入れした後の金額との差、あと利子等が若干減っているといったような部

分が大きな要因でございまして、その関係で利子が大きく減額をしているといった内容でございます。

説明は以上です。

委員長（渡邊勝衛君） 続きまして、12款予備費の説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） では、続きまして181ページ、12款予備費、1項1目予備費でございますが、令和4年度につきましては、496万5,000円ということで予備費の予算を計上させていただいたところでございます。

説明は以上です。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

1番（小野澤健一君） 直接公債費というわけではないのですが、債務負担行為の全般についてお聞きをしたいのです。リース契約を結んでいる項目幾つかあると思うのですが、これリース終了後というのは、そのもの自体をリースバックというか、買い取りをするのか、それともそのまま返してまた新しく更新をする予定になるのか、それをお聞かせをいただきたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 正直、物によってそれぞれ違います。物によっては、再リースということで、5年が終わってもまだ使えれば再リースという形でやるものもありますし、もうお返しするというのもあるので、それぞれその物によって、また契約によって変わってきます。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） なければ、11款、12款のほう終わりたいと思います。

時間早いですけれども、ここで暫時休憩いたします。

午前 9時54分 休憩

午前10時13分 再開

委員長（渡邊勝衛君） 少し時間が早いですけれども、再開いたします。

それでは、3款民生費、幼稚園関係のほう説明お願いいたします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 改めて、おはようございます。それでは、3款のほうから入りたいと思いますけれども、その前に、先週18日の予算委員会の際に資料請求を求められましたものについて、先に説明をさせていただきたいと思います。

皆さんのお手元にお配りしてあります資料ナンバー1から4まであるかと思いますが、資料ナンバーの4のほうを御覧いただければと思います。資料請求ということで、就学援助の学年別の人数、それから社会教育施設ということで交流会館、地域学習センター、コミセンの利用団体等の資料ということでお話がございましたので、そちらをおつけしておきました。

それでは、まず1ページ目でございます。要保護及び準要保護ということで、就学援助の関係になりますけれども、令和元年度から令和3年度までの学年ごとの人数、そちらに出しておきました。令和3年度につきましては、田上小学校の1年生から6年生まで11名、羽生田小学校では1年生から6年生まで7名、中学校では1年生から3年生まで15名、合計33名の方に就学援助を行っているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

続いて、2ページ目になりますけれども、2ページから5ページまでが交流会館の利用団体の一覧表になります。こちら12月の利用分ということで1か月分になりますが、参考にしていただければと思います。その中で営利目的ということでの貸出しにつきましては、ナンバー1番のフィールドマックス、こちらと、それからナンバー3、フィットネスアンドダンスサークルのきずな、それからナンバー17のクリスマスミニコンサートということで、営利目的の利用ということで対応させていただいたというものでありますので、それ以外はサークル活動であるとか、個人的な利用の部分もでございます。あと、一般団体の利用ということでありますので、参考にしていただければと思います。

続きまして、6ページの地域学習センターの利用であります。これも同じく12月の利用分であります。企業の利用が2件、社内研修ということで利用がありました。保健福祉課の傾聴ボランティアサロン、それから地域学習センターの自主事業のおはなし会ということでの利用となっております。

続いて、コミュニティセンターの利用団体ということで、7ページのほうを御覧いただければと思います。それぞれスポ少、スポーツ協会、サークル、団体、個人、その他、行政ということで団体の種別分けておきまして、この中では営利目的の利用はないのですが、ナンバー4のサークルファイブというところなのですが、これ町外の団体ということで利用料金のほうが大きくなっているというものであります。町外の利用ということで利用料金が倍となっているような形、町外の場合、倍になっていますので、よろしく願いいたします。枠外にはフリーの開放利用者ということで107名の人数が載っております。これは、コミセンに遊びに

来た子どもであるとか、大人の方でもフリーで来た方がいらっしゃいます。その方の人数の合計が107名ということで、12月の利用者としましては合計の642人というような数字となっておりますので、お願いいたします。これに関してはよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

教育委員会事務局長（小林 亨君） それでは、続いて3款のほうを説明させていただいてよろしいでしょうか。

委員長（渡邊勝衛君） はい、いいです。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それでは、3款の説明に入ります。予算書につきましては80ページからになります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費からになりますけれども、こちらにつきましては竹の友幼稚園に係る経費となっております。

それで、竹の友幼稚園の令和4年4月1日現在で扱う児童数について、まず園児数について説明をしたいと思います。お手元の資料の今日配付させていただきました資料の資料ナンバー2のほうを御覧いただきたいと思います。竹の友幼稚園の入園児童当初予算比較表というものが行っているかと思っています。そちらの令和4年度の欄を御覧いただければと思います。定員278名に対しまして、令和4年度4月1日現在で、お預かりする予定の子が205人という数字となっております。充足率につきましては、73.74%という数字となります。すみません、この4月1日といいますか、令和4年度中に途中入園も含めての数となりますので、205名、5月とか6月から入る子どもの数も含んでいるという数字となっておりますので、訂正のほうをさせていただきます。その中で0歳児につきましては21人、1歳児については24人、2歳児については36人、3歳児につきましては36人、4歳児については37人、5歳児については51人という数字となっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、この中で新規で入園する児童につきましては49人という数字となっておりますので、お願いをいたします。

それでは、予算書のほうの説明をさせていただきます。

(新規四十何人の声あり)

教育委員会事務局長（小林 亨君） 49人であります。

それでは、予算書の80ページ、1目児童福祉総務費2億6,791万1,000円といたすもので、前年より712万8,000円の減でございます。説明欄のほうをお願いいたします。児童福祉総務事業では、幼稚園に係る内科医、歯科医の報酬や園長の報酬、正

職員の人件費など1億8,113万5,000円を計上しております。こちらのほうでは、前年比717万円の減額となっております。これにつきましては、職員の異動による減となっております。職員2名退職となりますので、そちらの関係の減となっております。正職員の関係は27名分ということで、前年同数の数字で計上されているというものであります。81ページのほうに移りまして、18節負担金補助及び交付金では、加茂市・田上町消防衛生保育組合の負担金ということで、こちら807万2,000円を計上しているところでございます。

81ページの一番下にあります児童福祉総務費その他事業ということでありますけれども、8,662万9,000円の計上をさせていただいております。こちら前年比ほぼ同額であります。幼稚園の会計年度任用職員に係る経費ということで、計上させていただいているものであります。

続きまして、82ページの下のほうになりますけれども、子ども・子育て支援事業につきましては、子ども・子育て会議委員の報酬と費用弁償ということで、計上させていただいているものであります。

続いて、2目児童運営費ということで、一番下の行になりますけれども、7,904万1,000円といたすもので、前年比173万円の増となっております。説明欄のほうをお願いいたします。幼稚園運営事業ということで、施設運営に必要な経費6,950万8,000円を計上しております。こちら前年比216万円の減となっております。こちらのほう、83ページのほうになりますけれども、10節需用費であります。2,889万4,000円計上してありますが、こちらほぼ前年同額ではあります。光熱水費が増えているということで、こちら101万6,000円ほど増えております。逆に、消耗品費ということで18万円、それから賄材料費ということで61万4,000円が減となっているものであります。こちら比較といたしまして、資料があちこちで申し訳ないのですけれども、本日お配りしました資料1番のところの1ページ目に2目の幼稚園運営事業ということで下半分のところに載せてございますが、需用費の増減の理由等をそこに記載してありますので、参考にしていただければと思います。12節委託料ですけれども、こちら1,324万2,000円を計上しておりますが、前年比183万6,000円の減となっております。こちらにつきましては、広域入所の委託料、こちらのほうが昨年に比べ対象者が3名減ということで、5名分の経費を見込んでいるところでございます。この広域入所につきましては、5名全員が加茂市への広域入所ということで予定をしております。続いて、84ページの18節負担金補助及び交付金のところで、2,371万9,000円を計上させていただいております。こちら前年比40万2,000円

ほど減となっておりますが、この負担金の中にあります地域型給付費負担金ということで、こちら2,110万円ほど計上させていただいておりますが、こちら田上いずみルーテル幼稚園に併設されております小規模保育事業ということで、つくしルームに対する給付費の負担金、それから事業所内保育施設ということで1施設分ということで、合計8名分の利用を見込む給付費でございます。それから、その次の施設等利用給付費でございます。こちら260万7,000円を計上させていただいております。こちら前年比55万2,000円ほど減となっておりますが、こちら幼稚園における預かり保育事業の関係でありまして、1人当たり月額1万1,300円を上限に給付するものでありまして、利用者20名を見込んでおるものであります。そのほかに認可外保育施設1名の利用を見込んでおるものであります。利用時間の減によりまして給付費のほうは減額としております。

続いて、幼稚園運営その他事業ということで、649万2,000円を計上させていただいております。こちら施設の修繕や備品購入に係る経費ということでの増であります。前年比393万8,000円増となっております。その修繕の内容といたしましては、園庭の遊具の修繕、それから雨どいの修繕ということで、園庭側の雨どいが大分雪の関係で傷んでいるということで、園庭側の雨どいを全部交換するというので、こちらで328万7,000円ほど増となっております。そのほか17節備品購入費ではプールサイドのマットですけれども、こちらの入替えということで77万円の増という形となっております。

子育て支援センター運営事業ですけれども、こちら子育て支援センターの運営に係る経費といたしまして、会計年度任用職員の人件費、消耗品等の経費といたしまして304万1,000円という金額を計上させていただいております。こちらは、前年ほぼ同額でありますので、説明のほう省かせていただきます。

3款のほうは以上で説明終わりたいと思います。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

7番（今井幸代君） すみません、何点かお願いします。

まず、予算書の83ページでしょうか、賄材料費ということで、園児数も減っていることから減額をされているのですけれども、非常に食材等の高騰も続いている中で、恐らくこの予算編成された頃は世界情勢がここまで、このような状況になるとも想定していなかったのだろうというふうに思います。これからさらに様々な食材

が高騰することが予想される中で、今教育委員会として竹の友の給食費、月額4,500円で設定されていると思うのですけれども、この部分の改定を検討することがあるのか、ないのか。給食は非常に大事だと思っています。質はしっかりと、食材費が高騰しても担保していただきたいというふうに思っているのですけれども、そうするとどうしても今1食単価の金額設定だと質を落とさざるを得なくなってしまうと思うのです。であれば、この賄材料費を少し超えてでもしっかりと給食の質が担保されるような形をしていただきたいというふうに思っているのですけれども、その辺りの町の考え方等をお聞かせ願いたいというふうに思います。1問ずつお願いします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどの今井委員のご質問でございます。賄材料費ということで、値上げという形が考えられるということでございますが、こちらについては当然今値上げ、かなりの割合で物資の値段が上がっていますので、当然それらを加味した中で考えていけば、値上げが必要となってきたときには当然考えていかなければいけないだろうということでもあります。年度当初ではこのままでいきたいとは思いますが、途中で検討を進めなければいけないということでも考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（今井幸代君） 給食の質をしっかりと担保していただきながら、なかなか改定せざるを得ない環境も出てくるかとも思いますが、様々な保護者の補助等もありますので、その辺りしっかりと質の担保というところに重点を置いていただきたいなというふうに思います。

次、ご説明お願いしたいのですが、幼稚園の入園者数ということで、断らない保育ということで努力をしていただいているのを大変ありがとうございます。評価をしたいというふうに思います。出生数も残念ながら減少傾向というところもあって、非常に入りやすい状況になってきているのだろうというふうに思いますが、その中でよく見ると、0歳児の入園等が増えていることによって職員数も必要になってきている部分ということなのだろうとは思いますが、必要職員数と職員配置数、加配をして設置をしておりますけれども、この辺りの実態、例えば各クラス気になる子がおおよそ何名程度いて、それらをケアするために1人加配をしなければいけないとか、その辺りの状況が見えないので、その辺りもう少し説明いただけるとありがたいなというふうに思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） では、加配の関係ということで、細かい部分になりますので、係長のほうから説明させていただきます。

第2学校教育係長（中野祥子君） おはようございます。よろしく申し上げます。

加配の関係なのですが、この中にある表の下のほうに「(障がい児1人)」とある。この1人というのは、手帳を持ってられる、障がい認定されたお子さんという形になります。この障がい認定されたお子さんに対しては、お子さん1人につき加配職員が1人つきます。そのほかに、障がい認定はされていないのですが、町、園の中で、ちょっと気になるとか、見守りが必要であるという子に対しては加配という形で例えば、その子にもよるし、年齢にもよるのですが、一応3歳以上児が加配対象という形にはなるのです。3歳未満だと発達の状況によってまだ変わるということで、3歳以上になると加配対象となるのですが、大体子ども2人、3人について1人ぐらいずつ加配をつけるという考え方で園のほうでは職員を配置していますので、例えばここからいくと、配置基準の5歳児のきりん1組が職員必要数は1人なのですが、職員配置が3人いるというと2人は加配という形で、必要に応じて配置されているというふうに見ていただければいいかと思います。具体的に気になる子が何人という数字は今お答えできないのですけれども、そのような形で見ていただければと思います。

7番（今井幸代君） では、おおよそ加配の場合というのは二、三人に1人加配をしているというような状況で見れば間違いはないということでしょうか。そうやって見ていくと、非常に気になる子もそれだけ気にかけるやすくなったとか、見つけやすくなったと言うと変ですけれども、認知されるようになって、そういったケアがしやすくなったという影響もあるのかなと思うのですけれども、結構多いのだなというのが正直な感想なのです。これから説明がある中学校の特別支援級のあたりを見ていてもそんなふうにしたのですけれども、実際増えてきている傾向なのでしょうか。これは何かどういうふうに、すみません、質問の意図が分かりにくいですね。これどういうふうに、今後もこの程度、一定程度これぐらいの発生率と言うと変ですけれども、それぐらいのあたりで推移していくものなのか、その辺りのどの程度予見しておくべき数字なのかとか、その辺りがもし分かるものがあれば説明したいのですけれども。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 詳細の部分でございますので、また係長のほうから説明させます。

第2学校教育係長（中野祥子君） 園の特別支援コーディネーターという職員がおりまして、あと保健福祉課の包括支援センターですとか、あとうちの子育て支援センターですとかと連携を取っていますので、例えばもう妊娠時期からこのお母さん心配

だとか、生まれてきたお子さんが心配だなということをまずケアしながら、そこが今度では幼稚園に入ってくるよと、ではお子さん見守ろうかという形で連携をしている部分もありますので、生まれたときからの心配だから、その子はずっと心配かという、そうではないのですけれども、そのような形でもうちっちゃんときから見守る体制が割とできていまして、引き続き小学校、中学校と上がっていくまでにトータルで見守れている体制はできているのではないかと思います。人数については、今後どうなるかというのは何とも言えないのですけれども、早いうちから見つけるといえるか、ケアしていける体制になっているのかなという、だから人数も多くなっているのかなとは思いますが、お願いします。

7番（今井幸代君） では、今いる職員数で、臨時の職員の方を含めて、ある程度この人数でしっかりと見守れる体制というふうに捉えて大丈夫なのかなというふうに思いました。包括支援センターとの連携が非常にうまくできているので、そういった職員不足が生じそうな事案になりそうな場合は、しっかりとそういった確保に向けて教育委員会は動いているのだろうというふうに思うのですけれども、その理解で大丈夫だし、令和4年度はこれで問題ないということで大丈夫ですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほど今井委員のおっしゃるとおりの形で対応のほうをさせていただいていますし、途中で不足が生ずるような形になれば、またその時点で募集等をかけていきたいと考えております。

13番（高橋秀昌君） 確認したいのですが、先ほど事務局長から2名の退職ということですが、これは保育教諭ではなくて一般事務職員という受け取り方でいいのでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 3月末退職者、保育教諭2名となっております。

13番（高橋秀昌君） それで、資料ナンバー2を見たのですが、ここでいうと令和3年度の一番下の職員配置数36、令和4年度も職員配置数36なので、新しく、では2名が就職するというか、というふうに受け止めればいいのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 現段階では2名退職で、採用については今現在1名の予定であります。それで、育休から復帰する職員が1名おりますので、プラス・マイナス・ゼロという形となっております。

13番（高橋秀昌君） 退職される保育教諭は町の正規職員で、定年と言ったらいいのか、定年で退職されるということの受け取り方でいいですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 退職の職員は、定年にはもう少しあるのですけれども、早期退職という形になります。

13番（高橋秀昌君） この表で改めてまた見てなのですが、いずれにしても令和3年度も必要職員数24、それから令和4年度は必要職員数25と書いていますが、これは国の配置基準による基準職員数という捉え方だよね。だから、これ本来必要と書くのではなくて、基準職員数と書くのが正しいと思うのだ。なぜこういう言い方するかというと、国の基準ってもう20年も前から変わっていないわけでしょう。でも、子どもたちが多様性があり、様々な保育が必要なのに基準が変わっていないものだから、とてもこの基準どおりにやっていったら大変なことになるということがあるものだから、その下の実際の職員配置数が36ですよと受け止めていいかどうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 高橋委員おっしゃるとおりでございます。基準職員数ということで、配置基準に基づいて算出したものがその数字となっております。実際の配置が職員配置数というような形になりますので、お願いいたします。

13番（高橋秀昌君） この表の見方なのですが、私もあまりこういうのをのぞいたことないので、こういうふうに見るのだよね。令和3年でいえば、例えば4歳児51人なのだが、令和4年ではその子どもたちは5歳児になるわけだから51と。それで、3歳児は今年4歳児になるから35人なのだけれども、37人。つまりプラス2人が入りますよと、こういう捉え方でいいですよ。

教育委員会事務局長（小林 亨君） そのように捉えていただければと思います。

13番（高橋秀昌君） そうすると、非常に0歳児が大幅に増えるというか、そういう状況が現実にありますよと。つまり0歳児が増えるということは、保育教諭の配置がすごく大事なのが現在の幼稚園の実態ですよというふうに捉える必要があると思うのです。そこで、令和3年は正職が17人に対して、非常勤の職員、これ恐らく保育教諭のことを言っていると思うのですが、そういう状況だと。令和4年では、正職はそのまんま17人で、非常勤が19人。つまり正職よりも非常勤の保育教諭が多いということは、私は率直に言って異常な事態だと思うのです。基本は、正職が基本で、やむを得ず非正規職員を採用するというのが基本なのです。ところが、正職よりも非正規職員が多いということは、これは正常でないと見るべきだと思うのです。事務局の側からすれば、いや、そうすると予算を要求する側になるわけなのでということになるのだが、働く人たちが安心して保育に携われるというのは、正規職員をしっかりと押さえて、どうしても足りない分については非正規職員で賄わざるを得ないというのが本来の姿だと思うのですが、この辺での認識はいかがですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 職員数の関係については、本来そういう形が望ましいのかなとは思いますが、これもいろんな事情を踏まえた中で今のこの状

況となっているかと思しますので、ただ1点だけあれですけども、非常勤の職員が多いという部分につきましては、竹の友幼稚園、ご存じのように保育する時間が非常に長いということで、正規の勤務時間だけではどうしても足りない部分が相当あります。そういった部分をカバーするためにも、この会計年度任用職員の雇用で必要数を確保していきたいという部分でありますので、よろしく願いいたします。

13番（高橋秀昌君） もう少し詳しく説明してもらいたいのだ。というのは、かつて保育所の頃は正規職員で延長保育の子どもたちも輪番でやっていたわけでしょう。この非正規職員は、19名もの人たちが延長保育だけの担当の職員ではないのではないかと思うのだ。だとすると、もう少し説得的に、いや、高橋がそう言うけれども、延長保育の人たちにはこれだけの人を雇っているのですと。でも、実際には、言葉は間違っているかもしれないけれども、保育補助員が関わっていると思うのです。しかし、その保育補助員だけが延長保育に関わってはいないわけです。それやってはいけないわけです。必ず保育教諭の免許を持っている人が少なくとも1名いて、そのほかに保育補助員が何人かいるということが本来の姿なはずなので、今事務局長が言った延長保育のために非正規職員が必要なのですというのは合っていないのではないかと思うのだけれども、いかがですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 私の言葉が足りなかった部分もございますが、幼稚園では月曜日から土曜日までということで、日曜日を除く曜日について保育のほうを実施、土曜日は希望になりますけれども、土曜日も運営をしているということで、そこで職員の正規の勤務時間というのは週5日という勤務となっておりますので、土曜日の分というのはどうしても不足をしてくる部分もありますし、先ほど話をしました延長保育等での時間の延長分といいますか、その辺での当然有資格者というのは必要な部分ありますので、そういった部分をカバーするために非常勤と言われる方の有資格者を雇用しているということになりますので、よろしく願いいたします。あと、そのほか先ほど話が出ました気になる子の対応であるとか、そういった部分についても併せて対応しているというところでございますので、願います。

13番（高橋秀昌君） 局長の今の理論は、悪いけれどもこじつけだと思っているのです。例えば職員は5日間勤務だとすれば。普通に考えれば正規職員を増やしてローテーションすればいいわけだ。つまりあなたは月に何回か土曜日配置ね、その代わり平日お休みねということだってあり得るでしょう。だよ。だとすると、それはこじつけの考え方ではないの。局長からしてみれば、お金心配しなくたっていいよと、

全部正職というわけにはいかないけれども、少なくとも正規職員が非正規職員よりも数多く予算組みますよといったら、あなたそれ困ると言う。

教育委員会事務局長（小林 亨君） すみません、職員の詳細については係長のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いします。

第2学校教育係長（中野祥子君） 補足させてください。すみません。この17名というのは、あくまでも担任です。クラス担任を持つ職員が17名です。そのほかに副園長、あと主任が2人おります。あと、特別支援コーディネーターといった、先ほど言った職員、あと支援センターの1名がおりまして、あとそのほかにも正職員、調理員の方がいるのですけれども、この主任や支援センター、コーディネーターも皆さん保育教諭の資格を持っています。フリーではないですけれども、休みが入ったらそこに入るとか、あと延長の部分もこの方たちも早朝延長と夕方延長、みんなローテーション入っていますので、この17名にプラスこの主任たちも入っているということなので、足しますと非常勤よりは多いかなと。正職員の対応はこの19人よりは多くなる。この17名というのは、あくまでもクラス担任を持っている保育教諭の方で、そのほかにフリーの方が5人で動かしていますので、その人が入って、それプラス非常勤の方とか、あと補助の方が入って、皆さんでチームでやっているという形になっていますので、お願いします。

13番（高橋秀昌君） 今の説明でぼんやり見えてきました。私は、基本的にはこういう立場の人は正規職員がやるべきだという考え方から出発しているのだ。それで、今の表の見方が、あくまでも17名というのはクラスに配置された職員数で17なのだよと。それ以外にも様々な正規職員がいるのだよと。役職を持っている人も含めてということですので、ぜひその資料を具体的に出していただきたい。そうすれば園全体でどうなっているかが見えてきますので、そして非正規の方々が、ではどんな仕事をしているのか。非正規は8時から働かせないわけでしょう。若干短くするわけだけれども、それは非正規だから差別させるためにそうしているだけの話であって、どういうところに携わっているのか、そういうことも含めて明らかにしていただきたいと思います。いいでしょうか。こちらの質疑に答えることができますか。今すぐ答えなくていいよ。私、言葉で言っても分からないから、表で出してもらえばいいのだけれども、そういう点どうですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 職員数の表については出せますし、あと非常勤と言われる部分の方については、月額で雇用している職員については一般職よりも、一般職1日7.75時間なのですけれども、非常勤の方は7.5時間の勤務という形で、

時間のほうは少し短くなっておりますが、通年雇用しているという形。後ほど、では資料のほうを出させて……

(そういうのを出してほしい。出せるねの声あり)

教育委員会事務局長(小林 亨君) 出します。

2番(品田政敏君) まさに興味深い表をもらっていますので、今資料ナンバー2ですね。これと同じルーテル幼稚園のデータもお持ちかお聞きします。

教育委員会事務局長(小林 亨君) 申し訳ございませんが、ルーテル幼稚園の職員の配置数等の関係の資料については、こちら持ち合わせておりませんので、お願いいたします。園児数と職員数の関係でよろしかったでしょうか。

(そうですねの声あり)

教育委員会事務局長(小林 亨君) では、それもこのたびの資料と併せて確認をしておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(資料を提出するということですか。ルーテル関係の声あり)

教育委員会事務局長(小林 亨君) 資料がそろいましたら提出のほういたします。

委員長(渡邊勝衛君) ほかにありませんか。

(なしの声あり)

委員長(渡邊勝衛君) なければ、3款民生費、幼稚園関係を終わります。

続きまして、10款教育費について説明をお願いいたします。

教育委員会事務局長(小林 亨君) 続きまして、10款のほう説明させていただきます。

予算書につきましては、145ページからになります。令和4年度の小中学校の児童生徒数につきましては、お手元に配付してあります、本日配付しました資料ナンバー2の2ページのほうを御覧いただければと思います。先ほど1ページ目に幼稚園の園児数、職員数が出ているものの2ページ目になります。こちら令和4年度の小中学校の児童生徒数の状況でございますが、田上小学校では児童数213名でございます、前年比で3名の減、学級数につきましては13学級で、うち特別支援が5学級、前年比でマイナス1学級となっております。羽生田小学校につきましては、児童数が238名、前年比で13名の減という数字となっております。学級数につきましては13学級、うち特別支援が3学級ということで、前年比でマイナス1学級の減となっております。田上中学校につきましては、生徒数247名ということで、前年比8人の増ということで、学級数は11学級で、特別支援が3学級という数字となっており、前年比プラス・マイナス・ゼロという学級数となっておりますので、お願

いたします。

それでは、予算書の説明をさせていただきます。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費175万4,000円といたすものであります。前年比同額となっております。こちら教育委員の報酬等、経常経費となっております。

続いて、一番下の2目事務局費ということでございますが、5,807万円といたすもので、前年比45万6,000円の減となっております。こちらにつきましては、教育長、教育委員会事務局職員5人分、それから管理指導主事、訪問教育相談員等の人件費の経常経費というものであります。減の理由といたしましては、手当の支給率の改定の関係でございます。

続きまして、147ページのほうを御覧いただければと思います。3目教育振興費で7,973万円といたすもので、こちらもほぼ前年比同額でございます。説明欄のほうをお願いいたします。教育振興費の関係でございますが、こちらの1節報酬については、コミュニティスクールに関する学校運営協議会委員や地域コーディネーター、それからスクールサポートスタッフや月ヶ岡特別支援学校への通学支援に係る介助員、運転員の報酬等を見込んでいるものでございます。同じページ、一番下になりますが、7節報償費、ページをめくっていただきまして、148ページ講師謝礼であります。こちら329万4,000円を見込んでいるところでございますが、こちら外国語指導助手ということで254万5,000円、学校図書司書ということで59万4,000円の謝礼のほか、たけの子塾の講師謝礼15万5,000円などを見込んでいる金額でございます。149ページになります。18節負担金補助及び交付金のほうで4,288万9,000円を計上いたしておりますが、こちらについては前年比108万2,000円の減であります。こちらにつきましては、下から7行目ぐらいでしょうか、施設型給付費負担金ということで4,165万円を計上しておりますが、こちらのほうが利用者の年齢区分の変更などから105万円減額となることから、そちらの減が大きな理由となっております。

続いて、その一番下のひし形の不登校児童生徒対策事業79万円でございますが、こちら適応指導教室に係る費用で、経常経費とさせていただきます。

続いて、150ページのほうをお願いいたします。特別支援教育推進事業ということで、これは今までの教育振興費のほうから内容によって振り分けさせていただいた部分なのでありますが、こちらのほうで301万円を計上しております。こちらについては、前年比24万1,000円の増というものでありますが、こちら要保護児童対策地域協議会に係る経費や特別支援教育の就学奨励費の補助金。それから特別支援

学校の児童生徒就学奨励費などに係る経費を計上させていただいております。今日お配りした資料にも、資料ナンバー1の3ページのところに、その特別支援教育推進事業の関係の対象者数を載せてございますが、小学校で40人、中学校で18人の合計58人を見込んでおります。これは、前年比6人増と人数を見込むものでございます。

続きまして、150ページの一番下のほうになりますが、教育費支援推進事業ということで、こちらのほうも教育振興費から内容によって振り分けたものでありますが、959万4,000円を計上しております。こちら内容といたしましては、私立高校の就学助成、大学等教育資金の利子補給、学校給食費補助、学校給食費多子世帯軽減助成に係る経費を計上しているものであります。18節負担金補助及び交付金、こちらのほうで学校給食費の多子世帯の軽減助成710万2,000円を計上させていただいております。こちら前年比11万4,000円の減であります。こちらにつきましては、資料ナンバー1の4ページのところに、この助成の対象見込み者数ということで数字のほうを載せてございますので、参考にしていただければと思います。小学校の第2子がかかり減っているということでの減となっております。あと、第3子が4人増、第4子が2人増、中学校の第2子が4人増、第3子はゼロというような数字となっております。

予算書のほうへ行きますと、151ページ、教育振興費その他事業であります。こちら167万5,000円を計上するもので、前年比31万8,000円の減となっております。こちらスクールバスの車検費用や修繕等の経費でございます。

続いて、同じく151ページの2項小学校費、1目学校管理費になりますが、5,301万8,000円といたすもので、対前年比675万2,000円の増とするものであります。こちらは、小学校の運営に係る経費となっております。説明欄のほうをお願いいたします。田上小学校管理費であります。1,815万6,000円を計上するもので、前年比1万6,000円の増ということで、ほぼ同額となっております。こちら資料ナンバー1の4ページのほうを御覧いただければと思いますが、10節需用費、こちらのほうで935万5,000円を計上し、対前年比94万6,000円の増となっております。こちらにつきましては、灯油代、電気料ということで増の要因となっているものであります。また、12節委託料で175万5,000円を計上しております。こちら対前年比74万8,000円の増となっておりますが、清掃業務及びガラス清掃業務委託料ということで増となっております。こちらにつきましては、3校を順番に実施をするということで、令和4年度が田上小学校の番となっていることから増となっているもので

あります。それから、13節使用料及び賃借料235万3,000円を計上しており、対前年比108万3,000円の減となっております。こちらは、教育用コンピューターのリース期間が令和4年8月末で期間満了になるということから、181万2,000円減となるものが主な要因となっております。このリース期間満了後につきましては、コンピューターのほうはこれ契約のほうで仮もらいという形になっておりまして、リース期間終了後は学校のほうに残るという形になっておりますので、そのまま引き続き利用していきたいと考えております。

続いて、153ページ、田上小学校整備事業になります。こちらのほうでは96万3,000円を計上し、前年比56万7,000円の増となっております。資料ナンバー1のほうの5ページのほうを御覧いただければと思います。この事業では、14節工事請負費ということで62万6,000円、こちら職員玄関のオートロックのほうを設置をさせていただくということで予算計上のほうをさせていただきました。17節備品購入費では、侵入時用の防犯ブザー30台、それから刈り払い機、それから事務用椅子などを計上しておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、田上小学校その他事業ということで418万2,000円を計上しており、前年比269万5,000円の増となっております。こちらのほうは、10節の修繕料ということで413万円を計上しております。修繕の主な内容といたしましては、タブレット端末の修繕の窓口、それから消防設備の修繕、それからプールのろ過器の修繕、職員室のエアコンの修繕、それから体育館のステージのどんちょうの修繕、雨漏りの修繕を予定しておるところでございます。それから、154ページの一番上になります。11節役務費、手数料で2万9,000円の増となっておりますが、こちら学校図書システム改修手数料ということで、今年度増とさせていただいたものであります。こちら今までインターネットエクスプローラーから、今度エッジ対応ということでシステム改修をさせていただくというものであります。

続いて、154ページの羽生田小学校管理費であります。2,398万9,000円を計上しており、前年比37万1,000円の減となっております。こちらにつきましては、資料ナンバー1のほうにもありますように、需用費1,018万7,000円ということで、前年比198万円の増となっておりますが、田上小学校同様、灯油代、電気料の増によるものでございます。12節委託料につきましては、対前年比65万2,000円減の241万6,000円となっております。こちら清掃業務委託料が減となったものが主な要因となっております。13節使用料及び賃借料232万円を計上しておりますが、対前年比179万6,000円の減となっております。これも田上小学校同様、教育用コンピュータ

一のリース期間が終了するということから減額となっているものであります。そのほかは経常経費でございますので、説明のほう省略させていただきます。

続いて、156ページのほうをお願いいたします。羽生田小学校整備事業ということで中ほどにあるかと思いますが、そちら57万8,000円を計上させていただいております。こちら前年比30万9,000円の増となっており、17節備品購入費の増になりますが、こちらでも防犯ブザー、それから体重計、職員用の椅子、児童用椅子ということで、30セットを今回新たに修繕で修繕し切れないものを入れさせていただくために計上させていただいております。

続いて、羽生田小学校その他事業ということで515万円を計上しております。こちら前年比362万1,000円の増となっております。こちらも修繕料の増によるものですが、10節需用費、修繕料、中身ですが、田上小学校同様、児童生徒用の椅子の張り替え、それから屋内消火栓のポンプユニットの交換、タブレット端末修理の窓口、それから校舎の雨漏り修繕ということであります。あとそのほか浄化槽の修繕というもので計上しているところでございます。156ページのところの今のその他事業の中の11節役務費の関係であります。これ田上小学校同様の理由で計上させていただいております。18節負担金補助及び交付金で、30万円の計上させていただいております。これ前年比30万円の増となっております。令和4年度羽生田小学校が創立150周年を迎えるということで、記念事業を実施するための補助ということで計上させていただいております。

続いて、156ページ下のほうになりますが、2目教育振興費、こちらで2,239万4,000円を計上いたすもので、前年比39万1,000円の増となっております。説明欄のほうをお願いいたします。田上小学校教育振興費ということで212万5,000円を計上しており、前年比27万3,000円の増としております。こちらお配りした資料ナンバー1の6ページのほう御覧いただければと思いますが、19節扶助費の要保護・準要保護児童援助費、こちらのほうが対象者3名増やしまして13名分、118万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、157ページの下の方のひし形になります。田上小学校特別支援教育推進事業1,096万5,000円を計上させていただいております。こちら対前年比15万1,000円の増となっております。4節共済費についてが増となっております。これ資料ナンバー1の7ページのほうを御覧いただければと思いますが、これまで支援員のほう社会保険に加入していたわけですが、この社会保険に9月まで加入し、10月から今度市町村職員共済のほうの加入となるということから、そちらの

差額が増えるという形になります。こちら支援員のほう6名を配置する経費となっております。

続いて、158ページになりますが、羽生田小学校教育振興費では205万7,000円を計上しております。こちら対前年比9万8,000円の減となっております。19節の要保護・準要保護の援助費につきましては、前年同様11名分を見込んでおります。新1年生が減になったことによりまして、援助費のほうは減となるものであります。

続いて、158ページの一番下になりますが、羽生田小学校特別支援教育推進事業ということで、724万7,000円を計上しております。こちら対前年比6万5,000円の増となっております。先ほど田上小学校でも説明しましたが、共済費の増によるものであります。羽生田小学校では、支援員4名を配置する経費を計上させていただいております。

続いて、159ページ下のほうになりますが、3項中学校費、1目学校管理費であります。こちらにつきましては、2,868万2,000円を計上するもので、前年比242万8,000円の増となっております。説明欄のほうでお願いいたします。田上中学校管理費であります。2,186万8,000円を計上するもので、前年比ほぼ同額となっております。こちらについては、資料ナンバー1の8ページのほうを御覧いただきたいと思っております。総体的な金額はあまり変わらないのですが、10節需用費、こちらのほうが168万8,000円ほど前年度に比べ増えております。それにつきましては、要因といたしましては、消耗品の中の教師用指導書が153万8,000円減額になっているもの、その要因のほかは今度燃料費と光熱水費の増となるものから、その金額が増えているというふうな形になります。続いて、13節使用料及び賃借料で254万8,000円を計上しており、対前年比191万9,000円の減となっておりますが、こちら小学校同様、教育用コンピューターのリース期間が満了することによりまして、減となるものであります。

続いて、161ページのほうをお願いいたします。下のほうに行きまして、田上中学校整備事業80万5,000円を計上するもので、こちら前年比63万7,000円の減となっております。こちらでは、17節備品購入費を計上させていただいております。資料の8ページにもありますように、ワイヤレスのアンプマイク、それから職員室用の椅子、給食の配膳台を購入させていただくものであります。昨年見ていた工事請負費を今回減額をしてあるということでもあります。

続きまして、その下、田上中学校その他事業ということで600万9,000円を計上するものでありまして、前年比309万6,000円の増となっております。こちら修繕料の

関係の経費であります。資料の9ページのほうに修繕の内容を記載しておりますが、タブレット端末の修理の窓口、それからエキスパンションジョイントの漏水修繕、それからプールの周囲の漏水修繕、それから防火排煙設備の修繕、教室出入口扉の修繕ということで対応させていただきます。11節役務費につきましては、小学校同様の理由からシステム改修を行うものであります。

続きまして、162ページのほうをお願いいたします。2目教育振興費で1,311万8,000円といたすもので、前年比243万円の増というものであります。説明欄のほうをお願いいたします。田上中学校教育振興費で574万6,000円を計上するもので、前年比56万4,000円の増となります。こちら13節使用料及び賃借料、プール入館料15万9,000円を計上するものですが、令和3年度に田上中学校のプールを使用し授業を行った際に漏水がかなりあったということ。またろ過器のほうの修繕が必要ということで、当初予算で修繕することも検討いたしましたが、施設全体の老朽化という部分がありまして、中学校のほうと協議をいたしまして、令和4年度は加茂市の温水プールを借用し授業を進めたいと考えまして、全生徒3回分の入館料を計上させていただいたものであります。19節扶助費の要保護・準要保護生徒援助費につきましては、18人分ということで244万4,000円を見込んでおりまして、こちらのほうは前年比35万2,000円の増とさせていただいております。そのほかは経常経費でありますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

続いて、163ページのところへ行っていただきまして、田上中学校特別支援教育推進事業につきましては737万2,000円を計上しており、対前年比186万6,000円の増という数値となっております。こちら、特別に支援が必要な子どもたちが増えることから、支援員1名を増とするものであります。このことによりまして、中学校では支援員5名というような形になろうかと思っております。

続きまして、163ページの下のほうになりますけれども、併せて資料ナンバー1の10ページのほうも御覧いただければと思います。4項社会教育費、1目社会教育総務費では4,145万3,000円といたすもので、前年比238万円の減という数字でございます。説明欄のほうをお願いいたします。生涯学習事業では1,311万9,000円を計上するもので、前年比262万7,000円の減であります。こちらは、生涯学習系の職員人件費、それから生涯学習事業に係る経費を計上しております。減の理由といたしましては、生涯学習関係職員の1名退職による減額となっております。そのほかにつきましては経常経費となっておりますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

続いて、165ページのほうに行ってくださいまして、社会教育事業ということで628万3,000円を計上いたしており、前年比26万7,000円の減となっております。こちらにつきましては、社会教育委員はじめ、社会教育関係各種委員の報酬をはじめ、社会教育指導員、事務補助員の報酬など、そのほか民俗資料館、保明交流センターの維持管理費を計上しております。166ページに行ってくださいまして、18節負担金補助及び交付金で36万2,000円を計上しており、前年比20万円の減となっております。こちら令和3年度の予算で計上させていただきました名木保護事業の補助金ということで、名木の所有者等に確認しましたところ、令和4年度は事業実施の見込みがないということから、未計上としたことによる減となっております。そのほかにつきましては経常経費ですので、説明は省かせていただきます。

そのページの一番下になります。成人式事業につきましては28万7,000円を計上しており、前年比11万5,000円の減となっております。こちら対象者を125人として見込んで予算を計上しております。減の要因といたしましては、対象者数の減と、オンライン配信に要する経費が必要ない形で対応できることとなったため、未計上とさせていただいたものによるものです。内容については、経常経費であるため、説明のほうは省かせていただきます。

続いて、167ページのほうに移っていただきまして、学童保育事業、こちら1,213万8,000円を計上させていただいております。前年比61万3,000円の増となっております。こちらにつきましては、両小学校で実施しております児童クラブ運営に係る経費を計上しているものでございます。増の要因といたしましては、児童クラブ利用者の増及びコロナ禍での対応のため、児童クラブ、密にならないような形で対応しているため、指導員配置を変更したことから、指導員報酬を増額するものです。そのほか、利用者増に伴いましておやつ代が増えているというようなものが主な要因となっております。その他、運営に係る経常経費ということで、説明のほうは省略をさせていただきます。

続きまして、168ページのほうをお願いいたします。こちらのほうで埋蔵文化財発掘調査事業ということで、962万6,000円を計上しております。こちら前年比ほぼ同額で計上させていただいておりますが、県営の圃場整備事業実施に伴い、横場地区の事前の試掘調査、令和4年度につきましては、今残っている38.5ヘクタールを行うための経費を計上するものであります。試掘調査ということで901万7,000円、それから令和3年度試掘した場所が地盤の軟らかい場所で、これから春の農作業が始まるとトラブルが予想されることから、春季の農作業に備えて重機を借り上げ、

待機をさせておくということで、60万9,000円を見込んでいます。

続いて、2目公民館費になります。こちら2,470万2,000円といたすもので、前年比293万7,000円の増となっております。説明欄のほうをお願いいたします。こちら公民館事業費ということで513万4,000円を計上しており、ほぼ前年同額となっております。こちらにつきましては、公民館長の報酬、公民館事業に関する経常経費となっておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

169ページに移っていただきまして、一番下の交流会館施設管理事業でございますが、こちら1,819万1,000円を計上しており、前年比163万6,000円の増となっております。増の要因につきましては、10節需用費、光熱水費、電気料のほうで147万7,000円増となっているものが主なものです。そのほかは管理人報酬や施設管理に関する経常経費でありますので、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、171ページの中ほどになります。交流会館その他事業につきましては137万7,000円を計上するもので、前年比127万7,000円の増となっております。こちら今日お配りしました資料ナンバー2の3ページのほうを御覧いただきたいと思っております。真っ暗くて分かりづらいかと思うのですが、こちら新規事業であります。既存施設を活用した子どもの遊び場ということで、交流会館の3階のホールにありますがスペースを今現在のスペースよりも充実させるということで、そちらに敷くマットであるとか遊具を購入するための経費。それから1階多目的ホールの使用予定がないときに遊び場として活用することを考えまして、ボールなどの遊具を購入するための費用として、127万7,000円を計上させていただいております。そのほか、修繕料といたしまして、窓口として10万円を見込んでおりますので、合計137万7,000円という数字となっております。

続いて、171ページの下の方、3目文化活動費でございます。こちら文化祭事業ということで33万4,000円を計上しており、前年比ほぼ同額の金額となっております。文化祭開催に要する経常経費を見込んでおります。

続いて、一番下になりますが、4目コミュニティセンター事業費ということで487万6,000円の計上をいたしております。こちら前年比42万6,000円の増となっております。説明欄のコミュニティセンター管理事業については430万1,000円を計上しており、前年比8万3,000円の減ということで、施設の維持管理のための経常経費となっております。

続いて、172ページ、一番下になりますが、コミュニティセンターその他事業ということで、57万5,000円を計上させていただいております。こちら前年比50万

9,000円の増となっております、施設の修繕や備品購入に係る経費となっております。10節需用費の修繕料でございますが、駐車場のラインが見えづらくなってきたこと、それから舗装の傷みがあることから、駐車場のライン塗り替えと駐車場舗装工事の修繕を予定しているものであります。17節備品購入費ですが、こちら施設にありますAEDパッドが交換時期ということで、それを交換させていただくものであります。

続いて、173ページに移っていただきまして、5目地域学習センター費になります。こちらについては1,851万7,000円といたすもので、前年比89万6,000円の増となっております。説明欄をお願いいたします。地域学習センター施設管理事業につきましては1,534万円を計上しており、前年比168万1,000円の減としております。減の要因といたしましては、施設の運営が始まりまして、光熱水費など経費の実績から必要経費を減としたものであります。施設の運営、維持管理に係る経費、それから図書関係の経常経費というもので計上させていただいております。

続いて、174ページ、地域学習センター整備事業につきましては263万3,000円を計上しており、前年比213万3,000円の増といたすものであります。14節工事請負費といたしまして54万2,000円を計上しており、こちらのほうは駐車場が夜非常に暗くなるということで、外灯を4基設置するために計上させていただいた経費であります。17節備品購入費といたしまして209万1,000円を計上させていただいております。こちら施設の案内看板を1基設置するものと、場所が分かりにくいということで案内看板を1か所設置させていただきましますもの、それから図書代ということで200万円、こちら前年比150万円ほど増やしていただきましたので、そちらを計上するものであります。

それから、地域学習センターその他事業ということで54万4,000円を計上いたしております。こちら前年比44万4,000円の増となっております。こちらにつきましても、コミセン同様、駐車場のラインが非常に見にくくなっているということで、そちらの引き直しを行うものと、施設の修繕料の窓口を見込むものであります。あと、11節では、手数料8万6,000円につきましては、図書システムの改修手数料ということで計上させていただいております。

続いて、175ページ、5項保健体育費、1目保健体育総務費であります。資料ナンバー1については、12ページのほうを御覧いただければと思います。こちら5項保健体育費、1目保健体育総務費で153万9,000円といたすもので、前年比6万8,000円の増となっております。こちらについては、体育スポーツ振興と体育施設

の維持管理に要する経費、そのほか羽生田野球場の指定管理に要する経費などを見込むものであります。説明欄をお願いいたします。保健体育総務費であります、153万9,000円を計上いたしております。こちらについては、前年比9万2,000円の増となっております。スポーツ推進委員に係る経費、社会体育に関する経費ということで計上してあるものであります。7節報償費を御覧いただければと思います。こちら毎年、全国大会等に出場する方を褒賞するために実績に応じて予算化をしているところでありますが、令和4年度は23件を見込みまして23万円計上させていただいております。そのほかにつきましては経常経費であるということで、説明のほうは省かせていただきます。

続いて、176ページ、2目総合体育大会費につきましては、249万8,000円を計上しております。前年比ほぼ同額でございます。説明欄のほうをお願いいたします。佐藤杯駅伝競走大会費ということで、29万7,000円の計上をしております。こちら駅伝競走大会に係る経費で、経常経費となっておりますので、説明は省かせていただきます。

177ページのほうに移りまして、各種大会費ということで220万1,000円を計上いたしております。こちら前年比同額ということで、12節委託料につきましては、スポーツ協会に各種大会の大会運営に係る経費などを委託しているものであります。

続いて、下のほうになりますが、3目体育施設費で1,015万7,000円といたすもので、前年比70万8,000円の増としております。説明欄のほうをお願いいたします。町民体育館管理費では476万4,000円を計上し、前年比67万9,000円の増となっております。こちらにつきましては、町民体育館の管理運営に係る経費ということで計上しておりますが、10節需用費、光熱水費で電気料が67万5,000円ほど増えますので、そちらのほうが主な要因となっております。そのほかは経常経費ということで、説明のほうを省略させていただきます。

178ページに移っていただきまして、町営野球場管理費ということで476万7,000円を計上させていただいております。前年同額となっております。こちらYOU・遊ランドと羽生田野球場を一体的な管理運営を行うということで、スポーツ施設と観光施設のそれぞれの利点を活かせることから、環境をサポートする株式会社きらめきから管理運営をお願いしてあるものでございます。

続いて、体育施設その他事業になりますが、こちらのほう62万6,000円計上いたしております。前年比2万9,000円の増となっておりますが、体育施設等の修繕料で、経常経費となっているものであります。

続きまして、4目学校給食施設費、5,754万1,000円といたすもので、前年比237万9,000円の増となっております。説明欄のほうをお願いいたします。学校給食施設費5,501万7,000円を計上しており、前年比233万6,000円の増となっております。こちら学校給食共同調理場の運営に係る経費でありまして、経常経費となっております。今回、10節需用費で695万7,000円を計上しており、前年比187万8,000円の増となっております。こちらにつきましては、資料ナンバー1の13ページのほうを御覧いただければと思いますが、10節需用費のところでは食器の入替えということで154万3,000円。それから燃料費、電気代の値上げとございますが、高騰ということで、灯油代13万7,000円、電気料で18万1,000円の増となっているものが主な要因となっております。あとは11節役務費でございますが、こちら132万9,000円ということで、26万8,000円ほど前年比増えております。こちら給食従事者の検便手数料、ノロウイルスの検査に係る経費、例年発生したら予算をお願いしてということで対応しておったわけですけれども、今回当初から見込ませていただきたいということで要求しまして、増となったものであります。ノロウイルスの検査ということで39万6,000円必要となる経費でございます。

それから、179ページのほうで、一番下になりますが、学校給食施設整備事業につきましては23万6,000円を計上しており、備品購入に係る経費となっております。こちら令和4年度につきましては、洗濯機の入替え及び物置を設置したいということで、そちらのほうを購入する予定でございます。

続きまして、学校給食施設その他事業につきましては228万8,000円を計上しており、前年比ほぼ同額となっております。こちら施設設備の修繕のための経費や配送車に係る経費となっております。令和4年度につきましては、場内にあります吸排気口の清掃及び排気管の塗装が劣化してきたことによりまして落下のおそれがあるということ、落下とございますが、塗膜の落下が予想されるため、清掃及び塗裝修繕を行うものであります。そちらを令和4年度予定しております。

10款の説明は以上となりますが、よろしくをお願いいたします。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ここで、お昼のため休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時15分 再開

委員長（渡邊勝衛君） 時間前ですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課よりあじさい園等委託業務について説明をしていただきましてから、その後、第10款教育費に入っていきますので、よろしくお願ひします。

産業振興課長（佐藤 正君） 大変お疲れさまでございます。貴重なお時間を頂戴しまして、それでは先週の18日の日に藤田委員より追加資料の提出依頼がございました資料について、本日用意をさせていただきました。説明のほうをさせていただきます。

あじさい園等の委託業務ということで、護摩堂のあじさい園の維持管理の委託、それから湯っ多里館の駐車場の脇にありますふれあい広場の維持管理の委託ということで、まとめさせていただきました。この資料につきましては、令和元年から令和4年までの予算額、それから令和元年、令和2年については決算額、それから契約の方法ということで、維持管理のほうにつきましては、株式会社フィクス、けあーずのほうに単価契約ということで契約をさせていただいておりますし、護摩堂山の維持管理の指導のほうにつきましては、新潟県都市緑化センター、県立植物園の樹木医の方から管理、指導をいただいております。業務内容につきましては、右に書いてあるとおりでございます。防除、それから草刈り、剪定、冬囲い、冬囲いの撤去等々をやりまして、それらの業務についてお願ひをしているところでございます。ふれあい広場のほうの下のほうにつきましては、同じように令和元年から令和4年までの業務につきましては、保内緑化園芸協同組合のほうにお願ひをしております。病虫害の防除、芝の施肥、芝刈り、剪定等々をお願ひする形で業務をお願ひしております。

それから、左側の下の部分につきましては、ふれあい広場の芝刈り工の労務単価の部分で、普通作業員の単価ということで参考までに載せさせていただいたものでございますし、一番下のあじさい園の管理業務契約単価につきましては、先ほど申し上げました単価契約ということでございますので、それぞれ年度ごとの単価契約、令和元年10月から消費税が上がった関係で若干金額のほうが単価変わっておりますが、それ以外ここに書いてあるとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単でございますが、説明は以上であります。

委員長（渡邊勝衛君） ただいま説明がありました。

ご意見ありませんか。

副委員長（藤田直一君） 今ほど時間単価は税込み、消費税込みという話で聞こえたのですけれども、よろしいですか。

産業振興課長（佐藤 正君） こちら税込みでございます。よろしくお願いいたします。

委員長（渡邊勝衛君） ありがとうございます。

それでは、午前中の続きということで、10款教育費についてこれから質疑に入りたいと思います。

11番（池井 豊君） 3款もそうだったのですけれども、確認したいのが、158ページ、159ページに会計年度任用職員の普通旅費や費用弁償があるのですけれども、ここでいう会計年度任用職員というのはどの職種の人を指すのかと、その職種の人報酬はどここのところに上がっているのかというのを、ここで指す会計年度任用職員というのを教えてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今158ページ、159ページということでございましたので……

（両小中学校の声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 両小中学校の、小学校、中学校の特別支援教育推進事業ということで報酬それぞれ見ていますが、ここが特別支援に係る支援員の報酬となっております、その費用弁償というのがその方に係る通勤手当になります。

（報酬は支援員報酬かの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 支援員報酬です。それぞれ小学校費、中学校費出ているかと思いますが、支援員に係る報酬ということで。よろしかったでしょうか。

11番（池井 豊君） それはいいけれども、大体そうだと思ったのですけれども、3款もそうなのだけれども、旅費と費用弁償は会計年度任用職員という名目になっていて、こっちのほうは支援員というふうになっていて、これ分かりにくいです。これどういうふうに表示したらいいのか分からないけれども、同じように、3款もそうなのです。3款もそうだと思った。費用弁償と旅費だけが会計年度任用職員というふうな名前になっていて、これ何とか統一できないのかな。でも、支援員のほうが分かりいいのか。と思うのですが、いかがでしょう。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 予算書のつくりにもよりますので、財政のほうと相談させていただきたいと思います。

（分かりいいようにしてくださいの声あり）

1 番（小野澤健一君） 幾つか質問、軽いものから重いものから、したいというふうに思います。

まずは、軽いものですが、176ページ、佐藤杯駅伝競走大会費29万7,000円、こういうふうにあります。佐藤秀三郎さん、上野出の方ですが、この方を記

念してできた駅伝であります。佐藤秀三郎さん、私が調べた限りでは今年が生誕120年、明治35年3月17日生まれと。1902年のお生まれと。したがって、今年がそういった特別な年になるという中で、今回そういった特別な大会をする予定があるのかなのか、これが1つ。

それから、174ページ、図書の購入ということで200万円計上されておりますけれども、具体的にどのような図書を購入するのか。それとあと、蔵書を増やす何か計画があって、それに基づく予算の計上なのか、これお聞かせをいただきたい。

それから、162ページ、新入生ヘルメット購入補助金4万5,000円とあります。私は確認まだできていないのですけれども、この県議会、いわゆる県の2月の議案の中で、自転車の保険加入義務化をする議案が出ているはずなのです。可決になったかどうか分かりませんが、そうすると自転車を例えば通学に使っている生徒のみならず、持っている人たちはその保険の加入義務を負うような形になると思う。そういった中で、自転車教育を教育委員会としてはどのように施していくのか。

以上軽いもの、もう一つありますが、これまた最後にしますが、この3つについてまずお答えをいただきたいというふうに思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） まず、1点目の駅伝大会の関係でございますが、今回は大会の周年記念という年でもないもので、今現在では特別な大会という形で考えているものではございません。

図書購入費の関係ですけれども、図書については具体的には一般実用図書、一般小説、ヤングアダルト、児童教養、絵本、紙芝居、その他郷土史等ということで今予算のほうは、配分のほうは考えております。計画ということで、今現在、目標蔵書数を3万冊ということで施設のほうを、建設の際に3万冊ということで目標にしたところであり、今現在の蔵書というのが大体1万5,000少し超えているぐらいなのですけれども、この10年間で大体3万冊を目指していきたいというふうなことで今考えておまして、計画の形でいきますと、このような金額を計上させていただいたところでありまして、今、年間200万円ということですので、大体1冊当たり1,500円程度の単価として見ているところでございます。

自転車の関係でございますが、こちらに関しては、今現在県のほうからも特別、自転車の関係で通知とか来ておりませんので、その通知等を見た中で考えていきたいと思っております。

1番（小野澤健一君） まず、駅伝大会のほうですけれども、今年がご本人の120周年になるというのは分かっていたのだろうか、いないのだろうか、それひとつ教えて

ください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 大変申し訳ございませんが、そこまで把握をしておりませんでした。

1 番（小野澤健一君） 要はそういうものが欠けているからおかしくなるのだろうと思うのです。要は何のためにこれを行っているのかということ考えたときに、当然その人の生年月日であるとか、そんなのは分かっているべきだろうと。私が言うまでもない。したがって、そういうものがないから、本来節目の120年という中において何もできない。分かっているもやったかどうか分かりませんが。田上のそういった功労のあった人、この人というのは例えばあじさい園にアジサイを寄附した人でもあるのだ。あれたしか鎌倉の明月院とか、そこのアジサイを見て、きれいだなということで田上に700株だか600株をこの人が無償で提供して、それであじさい園になっている。だから、そういったある意味で田上の観光を支えてくれたような人のそういった生年月日とか、そういったものも分かっていないというのは、これは私は教育委員会の中の怠慢だと思う。こういう我々の先輩方、偉人に対するの尊崇の念を私はしっかり持ってやるべきだと。佐藤杯とつきながら、その人の状況について何も分からないなんていうのは、これは全くもって問題にならない。こういった事象について、本当にどうするか検討してもらいたい。しないということでは本当にいいのかという話です。

それから、図書コーナーについても、例えば町民が望んでいる本を図書コーナーに置くのはいいけれども、そういった調査をした嫌いもない。いろんなジャンルから満遍なく置きます。それが果たして町民の福利厚生の上になるのかどうなのか。町民のための図書コーナーであれば、町民が求めている図書を用意してやるのが私は普通だと思う。そういった調査もしないで勝手に200万円を計上して、先ほど説明があったようなジャンルのものをそろえますと。果たしてそれでいいのかということ。

それから、自転車の保険加入義務が云々という、これは多分中学校とかそういったところにパンフレットが行っているはずだ。小学校とか。教育委員会にたまたま行っていないのかもしれないけれども、その辺は確認をしないと駄目だし、要は小中学生、あるいは幼稚園の生徒も含めて自転車が一番身近な乗り物であるにもかかわらず、東京のほうだったか、人とぶつかって約1億円の賠償を命じられたという、そういう事件があったわけだ。したがって、交通安全教育の中でも避けて通れない部分であって、そういった情報に対しても疎いというものに関しては非常に憤りを

感じるわけでありませぬ。

そういうことで、2番目の質問になりますけれども、まず佐藤杯の駅伝について、今申し上げたように本当に120年、今年ちょうど節目の年にはなるのだけれども、そういったものをもう一度考える中において、特別な大会にするつもりがあるのかないのか、これ1つ。

それから、図書コーナーについては、町民が要望する図書を設けるように努力というか、そういうふうアンケートを取ったりして、そういった蔵書を絞って購入するつもりがあるのかないのか、これ2つ。

それからもう一つ、自転車の保険加入、これについて連絡が来ないからしませぬというのではなくて、学校関係にそういったパンフレット等が来ているかどうか、これ確認をして、来ているのであれば早急にそれなりの交通安全対策を講じる意思があるかないか。この3つについてお答えをいただきたいというふうに思ひます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それでは、まず駅伝の関係ですけれども、駅伝大会実行委員会を開催いたしますので、その中で協議をしていきたいと考えております。

図書の関係、要望の関係でございますが、どういった要望があるのか調査をしていきたいと考えております。

自転車の関係ですけれども、これ学校のほうに確認をした上で対応のほうを考えたいて考えております。

1番（小野澤健一君） 前向きな回答ということで、やると言ったら本当にやってください。やろうと思ったけれども、いや、何かあって、何とかの関係があってできませんでしたなんて言わないようにひとつお願いをしたい。

そもそもの話しか私今していないので、こういったそもそもの話は私等に言われなくてもやるべきだろうと思うのです。だって、図書なんてどういうものが必要かって、町民が欲しているものを蔵書として持つのが普通だろうと私は思う。それには、何も調査もしないで、よかれと思ったものを単なるぺろっと置くなんていう、それは違ふだろうというふうに思ひますので、気をつけていただきたいし、あと田上にあるいろんなイベントの本来の意味とかそういったものを考えないと、単なるやればいいではないかと、マンネリ化をしてくる、そういう状況になっているのではないかなというふうに思ひます。そういったものも十分反省をしていただいて、しっかりと協議あるいは検討をしていただきたいというふうに思ひます。

それから、一番の問題部分ですけれども、これは162ページ、プール入館料15万

9,000円、この部分。先ほど10款の説明の中でプールの周辺の工事をやるとか、そんなのがありました。今義務教育の教育施設としてある中学校のプール、こういったものが老朽化をしているから、隣の加茂市の市民プールを使うのに15万9,000円の予算を計上しましたと、こういう話。こういった話って我々議員は初めて聞くわけです。今まで全協があったり、あるいは2月18日だったかな、社文の所管事務調査、こういったものもあった。そういった中において何もその話をしないまま、僅か15万9,000円でありますけれども、これをぺろっと予算に盛ってくる。ましてや、今委員長をやっている渡邊議員が12月に一般質問でプールについての一般質問をしている。こういった中で、我々に何の相談もなく義務教育における教育施設、これをある意味では実質閉鎖するのと同じようなことを平気でおやりになる気持ちがよく理解できない。例えば中学校のプールの老朽化においても今に始まった話ではない。公共施設等総合管理計画にもあるように、予防的措置もせず、なおかつ事後的保全もしないまま安易に中学校のプールを閉鎖をする、実質的には閉鎖をするのと同じ意味合いで加茂の市民プールを借ります。そんなの承認できるわけじゃないですか。父兄だって誰も分かっていないのではないのですか。知り合いで中学校行っている父兄に聞いたって、えっという話です。義務教育の社会教育施設をこんな簡単に閉鎖をしていいと思っている。教育委員会は、その施設の管理責任者でしょう。我々議員は、町民から付託を受けて町議会に出てきて、そういった議員にも相談も何もしないで物事をやろうとする。そんなばかな話ありますか。義務教育の大切な、中学生にとってみれば現役の中学生のプールでもあるし、これから中学校に入ってくる生徒たちのものでもあるし、はたまた我々町民共有の財産ではないですか。それを管理をしないで、ろ過器直すのに400万円、500万円かかる、いや、高いのでプールに行きます。そんな決定なんていうのは、全くもって町民の声とか、我々議会をばかにしている以外の何物でもない。義務教育の教育施設というのはどういうふうに考えていられるの。それについてお考えをお聞かせください。

教育長（安中長市君） 今、小野澤委員が中学校のプールのお話をしていただきましたが、渡邊議員の一般質問の中でプールのことが出ていたと思うのですが、すみません、きちんとした記憶がないのですけれども、その管理方法として直すとか、加茂市のほうのプールを使うという考え方もあるというようなお話をさせてもらったと記憶しております。それで説明責任を果たしたとは思っていないのですが、そのようなお話をさせてもらっています。

中学校のプールなのですからけれども、やることがいっぱいありまして、学校のほう

でやるということがいっぱいあって、教えることがいっぱいあって、実質的には中学校は2週間しかプールに入らないのです。週に2回しか体育の授業がありませんので、雨があたり、行事があつたりすると3回ぐらいしか入らないのです。3回だからいいというわけではないのですけれども、今中学校のプール、ポンプが非常にもう動かない状態になっていまして、性能がすごく落ちています。それを直すのに何百万円かかると。それを直しても、あそこの更衣室とか、トイレとか、なかなか直し切れないと。その中で中学校と相談したら、加茂のほうのプールに行かせていただくほうが非常に子どもたちにとっても、学校の管理にとっても、先生方にとっても大変好都合であるというお話を受けて、中学校と相談をさせていただいて、まずはやってみよう。来年やってみよう。もしやっただ中でまた問題が起きれば考えていかなければいけないのですけれども、来年度は加茂のほうのプールを使わせていただければありがたいなと思っています。

それから、PTAにもですけれども、PTAのほうも全員に話はしていないのですが、PTAの会長を含めた役員の方には、お話が行っているのではないかなと思っています。中学校のほうの保護者の説明は中学校の先生にお任せしてあるのですが、この話が出た9月、10月頃からそのように中学校のほうにはお話しさせていただいています。

1 番（小野澤健一君） 使うのが1回だから、2回だからとかというのは、言われたように全く関係ないですよ。私が言ったように、義務教育の社会教育施設ですよ。そこが一番問題なわけではないですか。例えば今までプールがないから新しくプール造るのではない。要は、今に至ったのは、今まで保存してこなかったからそうなった。それこそ教育長が校長先生だったときからそんな状況だったのではないのですか。やるべきものをやらないで、この期に及んで自分らの責任を棚上げにして、いや、こんな状況だから加茂市のプールに行きます、こんなの通用するわけではないのですか。やるべきことをちゃんとやっていない。町民体育館と同じだ。何度も言っているように、学校の教育施設でしょう。市民プールに行ってみて、また不都合があつたら何とかします、そうではなくて、なぜ正々堂々とそれを修繕をするような考え方に至らなかったのか。ろ過器を替えなければ駄目だというのはいつ分かったのですか、大体。

教育長（安中長市君） ろ過器が大変苦しくなったというのは、この夏です。その前までも調子悪かったのですが、何とか機能は果たしておったのですが、この夏動かしてみても、ろ過する力が大変落ちていて、このままでは使えないというのは今年の

夏分かりました。

1 番（小野澤健一君） では、そういうので見積りを取って幾らかかるということで、それこそ11月ぐらいだったらまちづくり財政計画の中に正々堂々と入れればいいのではないですか。財政当局と。財政当局に例えばこれだけの金がかかるのだけれども、直したいのだけれどもと、いや、そんなお金ないから駄目だと、こう言われたわけではないのでしょうか。そういったものを正々堂々と予算要求もしないで、安直に加茂の市民プールに行きますなんて、そんなわけにいかないのだから。だって、施設を管理しているのはあなたたちでしょうが。それを全く不問に付して何を言っている。ましてや我々議員とのコンセンサスも取られていない、その中でぺろっと予算計上するなんてことあり得るのですか。やるべきものをちゃんとやらないで、要は頭下げるのが嫌だ、いや、面倒くさいの嫌だ、安直にやろうなんて、そんなばかな話できない。だから、何度も言っているように、現役の中学生だけのものではないということです。そういったものをあまりにも手続をちゃんと踏まずに何でそういう発想になるのか分からない。それがぽろっと出てしまう。大体こういう発想したのというのはどなたなの。今の中学のプール直すの金がかかるから加茂の市民プール使ったほうがいやと、これを発想した人ってどなたなのですか。

教育長（安中長市君） 去年、去年ですから今年度ですね、羽生田小学校のプールの状態が大変悪くて、一度田上小学校で両方やってみようというような意見が去年出ました。そのときにも加茂のプールのほうもあるなというような話を学校とさせてもらいました。誰の発案というよりも、一つの選択肢ということで学校も考えましたし、教育委員会も考えました。でも、田上のほうでやってみようということでやってみたのですけれども、小学生ということもあって、少し着替えなんかに手間がかかって、小学校では無理だったのだねということで、羽生田小学校は来年度自分のところでやります。中学校は、中学生ですし、学校と相談しながら、1つは、あそこが一般の道路に面しているということも1つあるのです。あそこで中学生が水着になって泳ぐことに対して、あそこ誰でも通れますので、非常に抵抗をしています、生徒が。東京ですと、あそこに塀を造ります。でも、そこまでしてやるのも難しいなということで、生徒たちの動きを考えると、プールのほうが子どもにとっても、それから学校の管理にとってもいいというご意見をいただいてこのような考えに至りました。

1 番（小野澤健一君） 道路から見えるのであればフェンスやればいいだけの話なので。では、違う聞き方をすると、なぜ我々議員とこういった議論をしないで予算計

上したのですか。しなくてもいいと思う根拠は何ですか。それをお聞かせください。

教育長（安中長市君） きちんと説明してくればよかったなと思っておるのですが、来年加茂のプールのほうを使ってみて、それが大変子どもたちにとってもいいことだということになれば、そのまま使うこともできますし、なかなか羽生田小が田上小に行ったようにうまくいかないということもあるかもしれません。その場合はまた検討ができるという余地もあるのかなと思って、そのように考えました。未来永劫田上中学校のプールが使えなくなるわけではなく、1年放っておきますから少し汚れるかもしれませんが、きちんと直していけば多分全部で1,000万円ぐらいかかるかもしれませんが、使えるようにまた再来年なると考えています。

委員長（渡邊勝衛君） 今ほど小野澤委員のほうから、先ほど議員となぜ議論しなかったという回答がまだ来ていませんので、お願いします。

教育長（安中長市君） 今、説明させていただいたとおり、きちんとどこかでご説明してくればよかったと思っておるのですが、今になってしまっているということが1つ。

それからもう一つは、潰してしまうわけではないので、いや、これとてもプールに行くのは難しいねということになれば、またプールの再開もできるのではないかなと思っています。

1 番（小野澤健一君） 的確に質問に答えてもらわないと、またどんどん、どんどん時間がかかる。私は、なぜ議会と協議をしなかったのですかと、こう聞いている。しなくていいと思った根拠は何ですかと、こう聞いている。それについて全然答えていないではないですか。要は、議員なんて言うとな面倒くさいから言わないとか、そういうこと。それが理由。決して閉めるわけではありませんけれども、また加茂が不都合だったら田上に戻ってきてやります。田上にプールがあるのに何で加茂に行かなければ駄目なの、そもそもが。今直せばいいではないですか。今1,000万円ほどかかると言っていて、見積りは出したのですか。1,000万円ほどかかると言ったのは。まず、一番初めの質問に答えてください。なぜ議会側にこういった修繕計画等の事前の協議をしなかったのか。しなくていいと思った根拠は何なのか。まず、一番初めの質問、これ2つ答えてください。

教育長（安中長市君） 田上中学校のプールが大変状態が悪く、加茂のプールを使ってみたいなという考え方が教育委員会と中学校であって、それが返ってきたものですので、閉めてしまって再来年度からもう絶対使わないとかということではないので、私どもの裁量の中でやれるのかなと思いました。この考えが甘かったら大変申し訳

ございませんでした。

1 番（小野澤健一君） では、1つずつ。なぜ議会にそういった話をしなかったのですか。1つずつ聞きましょう。なぜですか。すみませんではなくて、しなかった理由を聞いているのですから。教育委員会とどこかが決めた、それはそれで決めたのでしようけれども、なぜ議会、我々議員に対してそういったものは説明をしなくていいと思ったわけですね。していないのだから。片や、私は、義務教育の教育施設、いわゆる町民共有の大切な財産の行く末を決めるものについて、議会に対して諮ってコンセンサスを得るのは当たり前だと思っている。それをあえてしなかった。なぜということを知っているわけです。

教育長（安中長市君） 同じお答えになってしまうのですが、先ほど言いましたように、教育委員会の裁量の中でできると私が判断しました。その判断が間違っていたら大変申し訳ございません。

1 番（小野澤健一君） 副町長にお聞きをする。こういったものというのは教育委員会が単独で決めていいものだというふうにお考えですか。

副町長（吉澤深雪君） すみません、こういうものというのは予算の話でしょうか。

1 番（小野澤健一君） 今教育長と話をしていて、なぜ議会に説明をしなかったか、こういう話をしていたわけです。その話の流れの中で副町長に話を向けている。だから、その話です。こういった義務教育の社会教育施設の在り方、あるいは修繕の仕方云々、実質的にはプールは取りあえずは今年だったら今年閉めるような形になる。そういった重大なものを議会に対して報告をしなくていいと思うのでしょうか、副町長いかがですかと、こういうことを知っているわけです。

副町長（吉澤深雪君） この件に関しては、予算編成の中で財政と含めて協議をしてきたと。その中で、執行の考えとしては、学校管理運営の一環であり、プール自体をなくすのでなくて、その代替措置をするということで判断したと。それについて、特に学校管理運営の一つであるから、あえて議会にまで協議、事前にもすることでもなく、予算委員会でお話しすればいいのかなというふうに判断いたしました。

1 番（小野澤健一君） 全く問題にならぬ。であれば、逆に修繕計画見せてください。修繕計画。行き当たりばったりで、ああします、こうします、修繕計画見せてください。いついつどういうふうにするのか。そもそも、さっきも言ったようにプールの授業が終わってからいろいろ点検する時間がある、それこそまちづくり財政計画等に間に合うスケジュールがあったにもかかわらず、それをやったかどうか分からない。見積書の日付がいつになっているのかよく分からないし、どういう程度の

見積りを出したのか、そこまで分からないというのも、教育委員会の中でやれるようなそんな話ではないでしょう、これ。学校のガラスが壊れましたなんていうのと訳が違う。それを副町長もそういうお考えであれば、大きな間違いだと私は思う。たかが15万9,000円だといっても、こんなの賛成できるわけではないではないかと私は思います。町民をばかにされているのではないのか。義務教育の教育施設というのはどれだけ尊いものかというのはよくご存じなのかどうか、そこまで問いたい。羽生田小学校については、プールの何か修繕やるのでしょうか。予算書見ると。去年は、いや、やらないとか、やるとかと言っている割に。だから、プールに対してどういうもの、あるいは大きな修繕に関してはどういう計画で、どういう形でやるのか、こういったものを明記をしない中で、ああでもない、こうでもないという、そんな議論ありますか。まさに議会というか、全協あるいは所管事務調査にける項目ですよ、こんなの。かけないで、とっととととと財政当局と話し合っ、本当に財政当局と話し合ったのですか、これ。あれだったら今財政担当呼んできて話聞かせてください。どこまで話をしたのか。今副町長、されたと言った。総務課行って、財政担当の渡辺君でも連れてきて、総務課長でもいいけれども、ここで教えてください、どうい話合をしたのか。副町長。連れてきて財政担当とどうい話をしたのか、そこまで教えてください。

副町長（吉澤深雪君） 委員長が財政担当を呼び出すことが必要という場合には、今呼び出した上でお話しいたします。

委員長（渡邊勝衛君） お願いします。

（いや、委員長、ちょっと話整理してください。争点を。

争点ちょっと整理してくださいよの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時51分 休 憩

午後2時08分 再 開

委員長（渡邊勝衛君） 時間前ですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

それで、私のほうからですけれども、これから今回の流れを教育委員会から説明していただきますとともに、皆さんにお諮りします。先ほども話がありましたように、財政担当も同席してもらいたいですけれども、皆さんのご意見どうでしょうか。この件について。今教育委員会から話を聞いてからにしましょうか。それでいいですか。

(はいの声あり)

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今回のプールの件でございますが、令和4年度の予算要求に当たりまして、こちらのほうで夏頃までプールを実施した際の不具合が何点かございましたので、それに対して見積りを徴しまして、今内容といたしましては、プールのろ過器の修繕、それから漏水があったということで給水管の修繕、それからプールの脇の排水管、排水路でしょうか、そちらのほうの修繕が必要であるということで、プール修繕に関しましてはこの3点の見積りを取りまして、当初予算のほうに全て上げさせていただきました。その中で予算査定を進めている中におきまして、プールの運営を、ではどうやっていこうかというふうな話で学校と協議していく中で、加茂市のプールを使うという選択肢が1つあったものですから、そのために今回は、新年度予算に関しましては、ろ過器の修繕を除いた水漏れの関係、それから排水の関係をこのプール周り修理をするということで、最終的な査定の結果となったところでございます。それにつきましては、当然査定の結果ということで、財政のほうも当然承知しておりますし、それまでの経緯の中でプールの修繕に関しましては最終まで残ったものでありますので、そういう形でこのプールの修繕の関係は対応させていただいたところであります。

委員長（渡邊勝衛君） 今ほど教育委員会のほうから今までの経過について説明がございました。

皆さんのほうから。

(金額幾らなんだろう。この金額の声あり)

(具体的に何月何日というのが分かるかね。夏頃なんて言われてもよく分かんない。あと、財政との交渉をもう少し詳しく。どういう形でこういう形になったのかの声あり)

教育委員会事務局長（小林 亨君） まず、雨漏りの関係、それからろ過器の関係ですけども、これ7月中に見積りのほうをいただいております。その後、配管、漏水の関係の見積りは8月の下旬にいただいております。

(幾らなのの声あり)

教育委員会事務局長（小林 亨君） 金額的な部分でいいますと、ろ過器の修繕で263万円、給水管の修繕で156万円、排水の修理で25万円ということで、プール全体の修繕費として計上したものは444万4,000円という数字となっております。

1番（小野澤健一君） 大事なことなので、正確に言ってもらいたい。当初予算に計上

したのは、ろ過器の交換、それから水道管の補修、それから水漏れ、雨漏り、何。そこを3つ言ったのであれば3つ、もう一度正確に言って、それを見積りを出した時期、それから金額、これをもう一度丁寧に言ってもらいたい。

教育委員会事務局長（小林 亨君） もう一度言わせていただきます。

まず、ろ過器の修繕につきましては7月に見積りを徴しております。金額が263万1,000円。それから、給水管等の配管の修繕ということで、これは見積りを徴したのが8月の末で、156万4,000円。それから、プール周りの排水路の関係、汚水、雨水の排水路になりますけれども、こちらは役場のほうで設計をしたものであります。24万9,000円でございます。合計で444万4,000円の修繕費ということで当初予算のほう計上いたしまして、予算査定の中で最終的にろ過器の修繕を除いた金額を計上させていただいております。

1番（小野澤健一君） 具体的にもっと詳しく言ってください。その3つを要求をしていって、財政当局はどういう理由でろ過器を外したのかということです。だって、ろ過器をやらなくて2つを予算計上したわけでしょう。財政はどういう理由でろ過器を予算計上を認めなかったのか。あるいは、その認めなかったことに対して、教育委員会はどうしてもプールを直すためにこれが必要なのだということを強く言ったのか、言わないのか、これを教えてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 当然こちらの修繕費に関しましては予算要求いたしまして、当然修繕費、金額もかさむものでありますので、最終的にこれは町長査定まで行きますということで判断されたものであります。それで、その間に教育委員会のほうで学校と協議をいたしまして、加茂市の市民プールを使うという方向づけはある程度学校のほうと協議したものですから、ではプール使わないのであれば、ろ過器の関係は今年度計上しないで、ただ給水管については、プールの水の入替えが当然ありますので、そこで漏水してもまた困りますので、そこは直そうということで、そこは予算計上のままのっていますし、排水路についてもここ非常に状況が悪かったので、それも、では直そうということで、その2つは直して、あくまでもろ過器に関しては先送りしようと、先送りといいますか、今回は見送ろうということで……

（なぜの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 加茂市のプールを使いたいということで学校と協議ができましたので、そこで要はろ過器を修繕する形は延ばそうということで。

（要は自分らの意思で取り下げたと、こういうことだね。）

教育委員会のねの声あり)

教育委員会事務局長（小林 亨君） これに関しては、いろいろ予算の中でこの部分
どうしようかということで財政と協議の上、全体的に見た……学校関係だけではなくて、教育委員会関係予算の全体的な圧縮を求められているという部分もございましたし、プールの活用方法も来年はこうしたいというものがございましたので、圧縮できるところとして、このろ過器の部分を計上から外したというものであります。

1 番（小野澤健一君） 教育委員会って何か質問に対して的確に答えないのが習慣になっているのかどうか分からないけれども、私は自らが取り下げたのかどうなのかということを知っている。自らが。だって、3つ要求したのでしょうか。そして、ろ過器がどうのこうのって、自ら財政当局と話し合いをする中で自分で取り下げたのではないのですかと。今の状況から察するとそういうふうにするのだけれども。財政当局はこんな260万円も金出されないと、こういうことを言われたわけではないのでしょうか。それと、自分から教育委員会が自ら取り下げたのかどうなのか、それだけ聞きます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 最終的には、圧縮できる部分として教育委員会のほうでこちらを下げました。

1 番（小野澤健一君） であれば、本来何のために上げたのですか。プールを直そうとして上げたのでしょうか。なのに自分から勝手にそれを取り下げる。これは、財政当局と交渉したのではなくて、自分から取り下げただけではない。ますます何か私は問題だろうと思うの。上げていれば財政当局は分かったよと言ってくれたかもしれない。町長サイドまで、町長がしようがないでしょうと、こう言ってくれるかもしれない。そういった最後のものまでやらないで、途中で取り下げておいてその説明もやらない、議員に何もしないで予算に計上して、予算のこんな時間がないような中でぺろっと話をする、おかしいではないですか。修繕計画というものを立てなければ駄目なのでしょう、本来は。そもそもの要は安直に隣の加茂市に行けば安いから、それで済むのだ、そんなわけにいかないでしょう。何度も何度も言っているように、義務教育の教育資産です。教育財産です。それを管理するのが教育委員会でしょうが。その教育委員会が自ら自分の任務を放棄しているのと同じではない。さっきも言ったように財政当局となんて交渉していない。財政当局は、予算圧縮の中でこれ削れと言ったわけではないでしょう。何を勘違いしている。やらなければならないものは、どんなに予算が圧縮していようがやらなければ駄目に決まっているではないですか。もし財政当局がこういうところまで予算を削れと言ったのであれ

ば、それも問題だ。自分らの都合のいいように解釈をしないでもらいたい。したがって、もう一度我々議員に対して、このプールの今後の行く末、どういう計画でどうするのか、全協だったら全協、その前に所管事務調査なら所管事務調査、そこを經由した中でやるべきだろうと私は思います。

教育長（安中長市君） 同じ説明になって大変申し訳ございませんが、プールそのものはずっとこれから廃止になるわけではないので、今年は取りあえずその2つの修繕をして、来年度加茂のほうのプールに行かせていただいた中で、また考えさせていただきたいと思います。議員の皆様にも説明しなかったのは、教育委員会と学校と相談した中で、自分たちで判断をしてやっていいというふうに私が判断したからです。

13番（高橋秀昌君） まず、伺っておきたいのですが、ろ過器はこの前入れたのは、いつ入れたのですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） ろ過器の関係でございますが、調べてみないと分からないのですけれども、ろ過器本体というよりは、ろ過材の入替えというのが主な内容になってくるかと思えます。

13番（高橋秀昌君） ろ過器そのものが今不具合なのでしょう。5年前に入れて不具合になっているの。もっと前なのでしょう。そうすると、これ大事な捉え方は、教育長は年間に2週間しか使っていないのですと、あまり利用していないのですということも冒頭言いましたよね。新潟県の場合は夏が来るのが遅くて、早く秋が来ますから、実際にはそんなにいっぱい使えないというのは当然のことなのです。しかしながら、小学校も中学校も義務教育課程における施設なのだから、ろ過器の具合が悪くなればプールが使えないというのは普通素人でも分かりますよね。つまり日頃の管理システムが極めて弱いと、こう指摘しておきたいのです。いいですか。つまり教育委員会は、学校教育そのものに対してあれこれ指図する立場ではないのです。学校の学校教育を、環境をどう整えるかが主な仕事です。それ以外もいっぱいありますけれども。佐野町長の性格からすれば、町長、絶対要るのですと言ったら、いやいや、ろ過器なんて勘弁してくれやと言う、この人タイプではない、はっきり言って。失礼な言い方だけれども。子どもたちにとってどうしても必要ならやむを得ないでしょうと、財政何とかしろというのが長の立場だと思うのです。そこを教育委員会が気を回して、どうせ1年間に2週間程度しか使っていないのだから、まあいいでしょうみたいなことをやったという、そもそものスタンスが私間違っていると思います。それで、教育長は先ほどの答弁で、今年1年間だけだからそうしておいて、来年また考えると言ったが、私そうしないほうが良いと思う。もし可能なら

新年度に、もう既に見積りを取っているのですから、財政当局と、あるいは町長と相談をして、あと263万円出せばやれるのですから、子どもたちのためにちゃんとした施設を用意する必要があると思います。

それからもう一つは、ここに入っていないませんが、何かよく休憩室で女の子はそういう自分の水着姿見られたくないというのだから、それは見られないように仕切れればいいではないか。そんなのに100万円かかろうがいいではないですか。それで、実際に恐らく今の段階だと水泳クラブないのでしょうか。昔はあったのです。こうやってちゃんとした施設で子どもたちが大いに、水泳クラブもつくって、それやれると、そういう環境を整えてやるのが教育委員会の仕事だと思うのです。ぜひこれを何とかするというその方針を明確にすべきだと。そうでないと結局何しているのだと、そういうことになりますでしょう。そこのところをひとつ新年度で研究して、検討するという答えいただきたいと思います。それ1点だけ。どうですか。

教育長（安中長市君） 先ほど3点直せばという話、3点の修繕というふうに言ったのですが、小野澤委員もご指摘のとおり、トイレもとても使えない状態、それから更衣室もなかなか使えない状態。あそこのトイレとか更衣室の屋根がもう大分ひどくて、今どれぐらいかかるのかなと見積りを取っている段階なのですけれども、そういうふうに考えていきますと、とてもさっき言った四百何十万円ではなかなか、あそこを中学生に使わせていくというのは大変難しいなというふうに思っています。高橋委員がそういうふうにお話しされたので、また中学校と検討はしてみますが、私は、申し訳ないですけれども、加茂のほうのプールを1年間使わせていただきたいなと思っています。

13番（高橋秀昌君） 更衣室も駄目、それからトイレも駄目、誰の責任なの。議会の責任。町長の責任。それ管理する側でしょう。教育委員会でしょう。それを自慢げに言うべきではないのです。申し訳なく言わなければ駄目なのです。そうでしょう。そうすると、全体かかると、もしかすると2,000万円もかかるかもしれないというなら、それはそれで今までやるべきことをしてこないのですから、そしてプールを動かさないということになれば、実際に学校教育そのものに支障を来すわけでしょう。だとしたら、そこは町長に、町長、あともう2,000万円かかるのだから何とかしてくれと言うのが教育委員会の立場でしょう。町は銭がないわけではないよ。十分あるのですが、町が減らせと言ったからそれに従うというのは、それは子どもに我慢を強いるということでしょう。そこのところを見るべきだと思います。

次に移ります。この議論ばかりしていると時間かかるので。私のほうは今回……

(何事か声あり)

13番(高橋秀昌君) 同じこと言うな。では、言ってください。

教育長(安中長市君) 捉え方の違いかもしれませんが、今学校のほう、水泳部もございませんし、先ほど言いましたように2週間ほどしか中学校使っていません。その中で加茂のプールを使うほうが生徒にとってもありがたいと。生徒は、その話をしたら、みんな加茂に行きたいと言っておりますので。

(何事か声あり)

教育長(安中長市君) 生徒もそのほうがいと。先生方もそちらのほうが管理的にすごくいと。きれいなプールで、バスに乗っていくことになるのですけれども、そのほうがいとという中で私は判断してきたのですが、今高橋委員がおっしゃられたことがあって、新年度になったらまた教育委員会のほうで相談させていただきます。

13番(高橋秀昌君) いいですか、教育長、あなたは子どもたちも学校も加茂のプールの新しいのがいとと言っているからいとのだという論理なのです。では、あなたの論理でいえば、田上中学校のプールは使わないでもいとということになるでしょう。要らないよという理屈になるのです。そういうふうと言っていることの重大さを自覚してほしいのです。つまり悪く言えば、こうなることを待つて放置をしておいて……

(何事か声あり)

13番(高橋秀昌君) いやいや、悪く言えばそうですよ。放置をしておいて、子どもたちが喜ぶ、学校長も喜ぶ、加茂の市民プールを利用する方向に持っていったと言われても仕方ないのです。違うでしょう、本当は。だとすれば、そんな発言してはいけないのです。田上中学のプールが貧弱で、子どもたちがよそに行ったほうがいとと思うということは、それだけ貧弱なのだから、貧弱でないプールを考えればいとではないですか。あのプール全部入れ替えねば駄目ではないのでしょうか。周りの施設や見えないようにするとか、それから様々な着替えをする場所とか、雨漏りを直すということでしょう。そういうことはあなた方の管理責任を問われることだから、自分たちの管理がまずかったということを明確にした上で、予算要求をしていくというのが筋ではありませんか。

教育長(安中長市君) 高橋委員がおっしゃるように、管理がしっかりしていませんでした。大変申し訳ございませんでした。1つだけ付け加えると、ポンプに関しては、毎年始める前に業者にきちんと見ていただいてやってきたのですが、寿命が来たと

ということだろうと思っています。新年度になりましたら、今高橋委員がおっしゃったことも含めて検討させていただきます。

委員長（渡邊勝衛君） 今ほど教育長のほうから話がありました。新年度になったら早急に検討してくれということで、検討されたら議会側のほうに説明をしていただきたいと思います。

1 番（小野澤健一君） 私、これについて教育長とかお話を聞きましたけれども、町長はどうお考えなのか、これ総括質疑に上げたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

6 番（中野和美君） 私も十数年ほど前にP T Aの役員だったわけなので、そのときの現状をお伝えしますと、もうそのとき既にろ過器、とんでもない、ろ過ができない装置だとして中学校のP T Aの中でも問題になっていました。だから、今の教育委員会だけのせいではないと私は思うのですけれども、それでそのとき中学校はもう既にろ過器がとんでもない状態だったということをお伝えするのと。あとそのとき小学校もスイミングの大会のときに小学校のある校長先生、そのときの校長先生がおっしゃっていたのですが、東京のほうではもう水泳授業というのはリスクが高過ぎる。どんどん水泳の授業がなくなってきているのだというふうに言っていました。授業自体も本当はなくしていけばいいのだがなと新しく新任されてきた先生はおっしゃっていました。今、教育委員会ではそういう話はどういうふうに伝え聞いているのか教えてください。だから、プールの授業をなくしていこうという方向に今なっているという話を聞いているので、それはもう十数年前に聞いていたので、今どんな状況なのか。

教育長（安中長市君） この問題に関しては、ちょうど去年までいた中学校の校長は水泳の専門家でいられますので、私も元、本当にかじっただけですが、田上中学校の水泳部を6年間持っていましたので、水泳をまるっきり中学生がしないというのはないとは思っています。でも、ただどういう形でやれば一番いいのかなと今考えているということです。

6 番（中野和美君） 教育長がそういうふうに水泳をもうやめたいという気持ちでないのであれば、これ誰が修繕するのに議会からは文句は出ないと思うので、どんどん自信を持って進めて、新年度の予算にでも進めていただければいいのではないかなと思います。

以上です。

13番（高橋秀昌君） では、プールのやめて、次、本当は聞いたかった就学援助の制度

のことについて伺いたいと思います。

私、12月議会は入院のために欠席したのですが、締切日前でしたので、安中教育長宛てに質問書を出しておきました。その答弁書も頂いて、読んでみました。そうしたら随分改善するという方向で検討しているということが分かりまして、今日の資料を頂いたものと見ますと、合計の生徒数が698人で、そのうち田上小、羽生田小、田上中学の準要保護者、就学援助を受けている人が42人ということで、これを698人分の42で割ると6.1%の子どもたちが就学援助を受けていることになっているのですが、これで大体間違いないでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどの質問ですけれども、高橋委員がおっしゃるのが、今令和4年度の予定数といたしますか、計上した数字ではじいたもので、実際の申請受付がこれからになりますので、実数としては今、令和4年度何人になるかというのははっきりしないところであります。今実数として出ておりますのが、今日お配りした資料の33人というものが今現在の数字ですので、率としては今もう少し落ちるような状態となっております。

13番（高橋秀昌君） それで、前進しているなと思ったのですが、私、就学援助の役場の例規集を調べたら、例規集に載っていないのです。載っているのだ。

（載っているの声あり）

13番（高橋秀昌君） いや、ないだろう。ところが、役場の子育てのホームページにはちゃんと条件書いてある。条件はここに書いてあるが、例規集に載っていないというのは異常なのだ。そういうところは例規集を準備する必要があるということを一つ指摘しておきたいと思います。

それから、もう一つの重大なことは、これはホームページによる認定要件が10個あるのですが、1つは生活保護の停止したもの、町民税が非課税なもの、減免されたもの等、全部で9あって、最後のがその他特別な理由があって生活が大変な子、こうなっているのですが、この基準は変えていないのだよね、令和2年から。変えていなくて、対象の子どもたちが増えるということは、答弁書に書いてあるように周知を何度もやった、そのことによって申請が増えてきた、それ以外に変化はないというふうに捉えていいですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご質問ですが、確かに周知の回数を増やしたことによって、僅かですけれども、人数は増えてきているということですので、その周知の効果があったものと考えております。

13番（高橋秀昌君） 基準を変えていなくて、周知回数を増やしたことによって、ぐうっ

と増えてきた。かつては、令和2年の段階では3.6%程度で、新潟県の中で最下位クラスだったのです。それが単純に今5%になりましたので、津南町並みの基準になっている。実際に津南町の要件と田上町の見ると、何かあまり変わらないのだ。ほとんどの自治体が。だとすると、周知によって、対象者が今まで、自分も対象だったけれども、知らないままにいたか、もう一つは全体として生活苦が広がっているか、この2つの中の一つだなと捉えるべきではないかと思っているのですが、この点いかがでしょう。

教育委員会事務局長（小林 亨君） こちらのほうの申請の関係、申請を受け付けて初めて中身を確認した上でないと何とも分からないところですけども、今現在……
（いや、新年度の話ではなくて、過年度でいいですよの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 過年度であっても、一応申請が出たものに関しましては全て認定しておりますので、大体その要件に当てはまった人に関して認定をしているということで、実際それ以外の方がどういう状況にあるかというのは分かりませんが、認定申請の上だった人に関しては、全て認定要件に当てはまっていたというところがございます。

13番（高橋秀昌君） 答弁書では、このように推移していくと、昨年12月の段階ね、生活保護世帯の1.3倍の水準よりもっと高くなるのではないかと、こう見えています。さらに、それだけではなくて、もっともう少し支援が広がるように保健福祉課とも協議をして検討していきたいと答えているが、これについてはちゃんと令和4年度もきちっとその方向でいくということを確認したいのですが、よろしいですね。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今おっしゃるように、当然保健福祉課のほうでの児童扶養手当の申請がありますので、そちらの担当のほうと連携しながら対応していきたいと考えております。

13番（高橋秀昌君） ぜひ、その方向で積極的に取り組んでもらいたいと思います。町長かわいそうなのだけれども、昔は国がちゃんと補助金みたいな形で出していたのだ。負担金で。ところが、ある年から交付税算入になってしまったものだから、全国的に交付税算入になったら、どんどん、どんどん補助率を下げっていくという現象が起こったのです。でも、そういう中で田上町は逆に補助率を上げているのです。結果としては上がっていると。これは町長自身が誇りに思っている中身だというふうに思います。

次に、伺いたいのですが、田上町は新潟県の中で唯一とは言わないけれども、2

つの自治体で入学前補助がないのですが、今回は入学前補助を出そうという考え方ですか。この点はどのぐらいまで準備していますか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 入学の給付の関係ですけれども、令和4年度は間に合いませんでしたが、令和5年度の実施に向けて今検討中でございますので、よろしくをお願いします。

13番（高橋秀昌君） あなたこれ12月の答弁で入学前支給をやるのだという報告を出しているのですよ。やらなければならない、そういうときは。ただ、いろんな複雑な事情があるとすれば、一定の経験積まなければ駄目なので、了解しますが、なぜかという入学するときいろいろ親御さんたち金かかるらしいのだ。少しでも支援してもらえると助かるという声がありますので、事務が忙しいからと言わないで、親御さんの立場に立って、取りあえず支給するという方法もありますので、ぜひやっていただきたい。

それで、今すぐでなくて結構ですから、田上町の場合、実際にどういう内容でどういう支給をしているのか、そこら辺を一覧にしたものを全議員に提出していただきたいと思います。令和3年で結構です。よろしくをお願いします。

それからもう一つ、教育委員会の議事録について、やりますと書いてあるのだが、この令和4年度を見ると議事録も見つからなかったのだけれども、どこかに書いてありましたら言ってください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 教育委員会議事録の公表につきましては、令和4年4月分から公開をしたいということでお話をしていたかと思っておりますので、令和4年4月分に関して7月頃の公表という形で、時間かかりますけれども、そういう形で進めていく今計画でございます。

（予算書に見つけられなかった。書いていないの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 予算書には、特に予算上げておりません。

13番（高橋秀昌君） 上げていないとなると、あなたが自分で作って、3か月かけて出すということになりますよね。私、悪いけれども、今の時代に3か月というのは、議会では次の議会でしょう。遅過ぎるって。金かけないで書くという努力は認める。認めるけれども、それは今やってようやく3か月で出ると。年に何回も出ないわけでしょう。月例は月1回でしょう。ただ、どのぐらいの時間かかってやっているのか分からないけれども、恐らく1時間程度ではないかなと想像しているのですが、もっといっぱいですか。半日かかる。2時間。だとすれば、それ3か月かけて出すというのは、もう少し文明の利器を使って、自力でやるのは結構だけれども、せめ

て1か月半後には出せるというふうな努力をしてもらいたいと。いかがでしょう。
教育委員会事務局長（小林 亨君） 可能な限り早く出せるような形で努力をしたいと思
いますので、よろしくをお願いします。

13番（高橋秀昌君） ぜひこの点は、公表ってすごく大事なことなので、もちろん個人
名を出せなんて言っていませんので、中身が誰もが分かるように出すことを強く求
めて教育委員会に対する質疑を終わります。

委員長（渡邊勝衛君） 資料の提出をよろしくをお願いします。

教育長（安中長市君） 今の教育委員会の議事録に関しては、1か月半ではできるかど
うか分かりませんが、なるべく早く出したいと思っています。内容につきましては、
2時間なのですけれども、実際に公表できるものとできないものがどうしてもあり
ますので、その中できちんと分けて、なるべく外に出せるものはしっかり出してい
きたいと思います。

7番（今井幸代君） 今ほど高橋委員のほうから要保護の就学援助に関してご質疑あつ
たのですけれども、重要なのは対象となる項目だというふうにも思っています。周
知の回数を増やしてきた、周知文書の分かりやすさというのも重要かと思いますの
で、周知文書の分かりやすさ、そして対象の項目、今現在入っていない例えば卒業
アルバム、卒業アルバムも結構高額です、実際問題。そういった部分であったり、
修学旅行に関しても実費ではなくて、田上小学校と羽生田小学校で佐渡と会津のほ
うに行かれるのと、かかる経費は少々違いがあります。しかしながら、しっかりと
補助し切れている、カバーし切れているというところまではいかないわけですから、
そういった項目に関してもこの低所得者支援というのは非常に重要なところだと思
いますので、これらに関しても併せて検討をお願いしたいなというふうに思います。

すみません、質疑になるのですが、まずスクールバスに関して、道交法の改正によ
って白ナンバーのドライバーの皆さんたち、要はスクールバスの運転手の皆さん
も民間の観光バス等のドライバーと変わらないように、例えば呼気検査であるとか、
健康チェックですとか、そういったものが義務づけられるようになります。実際問
題、小学校、中学校のスクールバスの運転手たち、職員の皆さんたちが出勤する前
にもう出勤というか、出発されるわけですから、そういった部分の管理をどのよう
になさるのか、令和4年度からの対応の方法をお聞かせ願いたいなと思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） スクールバスのアルコールチェックの関係でござ
いいますが、今現在、アルコールチェッカーのほうは用意いたしまして、それぞれ朝
運転手早いものですから、その時間帯、お互いといいますか、運転手同士で確認を

していただいた中で、数字のほうを日報に記載をしていただくというふうなことで今現在考えております。

7番（今井幸代君）では、4月から法改正で、アルコールチェック等の義務づけが多分10月からですよ。それらの法改正に当たっても、滞りなくしっかりと適応した形でできるというふうな準備が整っていると理解して大丈夫でしょうか。分かりました。ありがとうございます。

次に、各学校の教育用コンピューターリースが8月でリース期間が終了するというので、その後町の各学校のほうにもらい受けるという形で、そのまま視聴覚室に設置をされる……視聴覚室にあるのですか。どういうふうになっているのかあれなのですけれども、単純に何が言いたいかというと、1人1台タブレットというふうな形になって、教育用コンピューターの使い道というのがなかなか眠りつつあるのではなからうかというふうに思っています。例えば、リース期間終了後、地域学習センターのほうに数台、初期化をして持って、利用者のほうに使えるようにするとか。幼稚園のほうもパソコンが足りないというような話も聞いたりもしているので、そういった部分に少し持っていくとか。利用の方法がいろいろあると思うので、ぜひその辺りの柔軟な対応をするべきではないかということ。実際この教育用コンピューターというものが学校にどの程度利用されるものなのか、必要性があるのかという部分なかなか、町内の学校ではないのですけれども、町外の他の学校の話聞いたときに、1人1台のG I G Aスクールが始まってから全然使っていないのですというお話も聞いたりもしているので、そうなってくると、せっかくある機器をどのように活かしていくかという部分もあるのかなんていうふうに思ったものですから、その辺りうちの小学校の現状を含めて何か考え方があればお聞かせ願いたいなと思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君）今ほどのご質問ですけれども、教育用コンピューターということで、中学校のほうに40台、小学校のほうに各20台ずつあるわけですけれども、中学校にあるものがノートタイプのもので、中学校のものに関しては今後といいますか、リース終了後、ある程度校務系、職員が使うタイプのもので、何台か転用いたしまして対応したいと思っていますし、なおかつ幼稚園のほうの台数が不足しているということで、そちらにも対応ができるものを持って行って使いたいというふうに考えております。今現在、中学校のほうのパソコンに関しては、何とか技術家庭で使いたいのだというお話もありますので、それを今最終的にどうするかというのを詰めているところでございます。言うように

1人1台端末ということで、今ほとんど使う機会的にはかなり少なくなっているというなので、1人1台端末を有効に活用していただく中で、今後対応していきたいとは思っています。8月以降、今まで入っているソフトが今度ライセンスの関係で使えなくなりますので、その部分は今度本当に事務用に転用していくか、一般用に、先ほど言うように地域学習センター等に置いてという部分の使い方も検討の一つだと思っておりますので、これから検討のほうを詰めていきたいと思っています。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。承知いたしました。よろしく願います。

次に、学校給食の多子世帯についてお伺いしたいと思うのですが、様々な子育て支援がある中で、所得制限をつけずに、こういった形で今回のコロナの対応でやっていただいた子育て応援給付金のほうも含めて、所得制限をつけずに子育てしている皆さんをしっかりと支援していくのだというふうな姿勢は非常に評価をしたいなというふうに思っています。その中で、町立学校というところと特別支援学校、今年度ですか、から入れていただきましたけれども、田上のお子さんの中では、町外の中学校に進学されるお子さんも年間数名程度おられます。実際に小学校でお子さん2人在学をしていましたと。そうすると、下のお子さんの場合は給食費の支援の対象になって非常に助かっていましたと。卒業して町外の中学校に進学すると。そういった場合は、今まで支援を受けていた下の子というのは支援から外れる形になりますよね。しかしながら、本来のこの制度の趣旨の目的は子育て世帯の経済的な支援をしていこうというところですから、実際に町内で多いのは、燕の中等のほうに行かれるお子さんであったり、新潟市内の私立の中学校に行かれるお子さんが多いように思いますけれども、定期代や授業料等を含めてそれぞれかかるわけで、経済的な支援を考えれば、その町外に行った学生たちも、例えば義務教育下の中で在学をしていけば、支援の対象にしてしかるべきではないかなというふうに思うのです。その辺り考え方というのは、今現在では対象にしていなくても、その辺り検討の余地があるのではないかなと思うのですが、その辺りいかがでしょう。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご質問であります。それこそ町外の中学校へ行かれた世帯のというような形で検討のほうを進めまして、何とか変更のほうができればとは思って、これから検討のほうをしてみたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。ぜひ、実施に向けた具体的な対応をお願いしたいというふうに思います。本来であれば、同時在学にかかわらず、高校進学をするというふうになれば、それもそれで距離的な部分というのをはかかりますから、本来であれば同時在学という部分の枠組みを外して、2人目であれば、2人目のお子さんという形であれば対象、3人目であればそういった形というふうに、同時在学の本来は枠を外して拡大していければ一番いいのだろうというふうには思うのですが、それらに対する考え方であったり、対象の方がどの程度やろうとすると膨らむのかとか、もうそもそもの児童数が相当減ってきていることを考えると、少しずつこの辺り拡大をしていっても大丈夫なのではないかなというふうにも思うのですが、その辺り今後のこの制度の成長性と言うと変ですが、この辺りをどのように捉えておられるか、もし教育委員会として考え方あればお聞かせ願いたいと思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご質問ですが、非常に範囲といたしますか、幅が広がってくるという部分もございまして、今現在の実施要綱の改正のときに合わせて検討した中で、検討のほう詰めていきたいと思っております。

7番（今井幸代君） せっかく保護者の方々、今コロナの影響を非常に受けておられる保護者の方もおられる中で、給食費の支援、非常にありがたいというふうな声も聞いております。町長ご自身、非常に力を入れてこられた政策だというふうにも理解をしておりますので、町長はこの制度の今後の在り方ですとか、そういった部分をどのようにお考えか、町長のお考え、総括質疑として、それではお聞かせを願うことができたらありがたいと思います。よろしくお願いたします。

6番（中野和美君） 私は、2点質問させていただきます。

まず、支援員の件とスクールサポートの件です。支援員なのですが、1人当たりで計算しますと、年間151万3,700円です。これ中学校も小学校も大体一緒なのですが、そうすると週34時間、1日6.8時間から7時間としますと。これほとんど約7時間ぐらい一日働いているわけなのですが、年収151万円にしかならない。私たち今回3月の意見書提出で時給を上げようという話をしていたところに、この所得では、今回また回ってきましたけれども、去年からこれ私分かるだけで、覚えているだけで3回目だと思うのです。支援員とスクールサポートスタッフが、働きませんかと一生懸命教育委員会は声をかけてくださっているのですが、この金額だと結構大変だと思うのです。特に支援員、子どもたちはすごく元気なので、サポートするのとても大変なのだそうです。体力も使うのだそうです。それで、1

日7時間働いて、これだと苦しいかなという声を私は聞いたことがあります。このスクールサポートに会ったら、社保にも加入しないという、雇用保険はあるけれども、社保には加入しないというような待遇になっています。1日4時間ですから、ぎりぎり社保に入らなくてもいい時間といえば時間なのですけれども、こういう待遇だと応募してこないかなと心配しています。この辺の改善がなければ先生の支援もできないし、先生の雑務のお手伝いもできないし、とても先生が今忙しく雑務がいっぱいあるという中で、この大事な支援員やサポートスタッフ、これが足りないというのは本当に先生方にも申し訳ないところなのですけれども、これもうちよつと改善できないのか、これがぎりぎりなのか、教育委員会の意見聞かせてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 支援員ですけれども、特別支援の介助員というものを名前を変えて今支援員という形で対応しております。こちらについても単価が事務補助と同一の単価となっております、そのような形に、そのような要は金額になります。これを改善しようとする、結局は町全体の会計年度任用職員の単価を見直しをしていただくことでその部分は改善につながるものと考えております。スクールサポートスタッフについては、今ほど言いましたように県の補助事業を使っている関係で、採用の要件として1日4時間というのが決まっておりますので、その範囲の中で対応させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

6番（中野和美君） ところが、これぐらいの待遇では若い人はなかなかここに、一生懸命頑張ろうというところにはならないし、これも募集も65歳以下の方でというふうに、一旦定年退職してからの人も可能ということにはなっているのですけれども、これはぜひ、ほかの任用職員も同じだと思えます。時給900円では、その人一人が生活できるのも、もしかしたらままならない。最低限年収200万円は最低必要だと言われていた中で151万円ですから、これは改善の余地があると思えますので、今後検討していただきたいと思えます。先生方のためにもぜひこの辺は考えていただきたいです。

あと、もう一つ、中学校には今卓球部ないそうなのですけれども、ないと聞いているのですが、ありますか。それが卓球部がなくて、何か顧問の先生もいまいい先生が就いていないということ聞いたのですけれども、そんなことはないですか。

教育長（安中長市君） 田上中学校、卓球部あると思えます。ただ、女子がない。もし女子もできればと思うのですけれども、大会になりますと、男子の大会と女子の大会が同じ会場ではないということもあって、日頃の指導も男子と女子やっけていても、

大会になると違うところに行くものですから、結局指導者がついていけないというのがあって、私が勤めていたときにも女子の卓球部がという意見もあったのですが、なかなかできませんでした。今部活の数をどうやったら減らせるかというのが各中学校の悩みの種なのです。もう増やすということはできません。そうすると、今国がやっている中学校の部活に関して、いろいろと今改善しようとしていますので、その中で例えば卓球をしたい女子が田上町の中で活用ができるような機会ができればいいかなとは思っていますが、部活動としてつくるのは大変難しいかなと思っています。

6 番（中野和美君） 昔は、中学校の卓球部、大勢活動員がいたのですけれども、今は女子の卓球部はないということで、それで話に聞いたのですが、今現役の中学生の子で県大会に行けるようなレベルの女の子がいるそうで、ただその子がもしせっかく県大会に出ても、田上中として出るのか、個人として出るのか、また大きな大会に出た場合、遠征費とかそういうのは支給があるのか、その辺お聞かせくださいませんか。

教育長（安中長市君） 大変申し訳ありません。今のこと分からないのですが、私が田上中学校に勤めていたときは、日頃は指導できないけれども、そのときは学校の職員、申し訳ないですけれども、卓球部の顧問ではないですけれども、つけて大会に出していたと思います。今も多分その方向で動いてくれていると思っています。

6 番（中野和美君） 今の、でも不確かな返答だったので、その辺、先生がついていってくださるのか、それとも今練習も部活がないので、各地の公民館を借りて、卓球のある公民館で練習していたりするそうなので、その辺の活動状況の支援とか、遠征の支援とか、分かるように後でいいので教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

2 番（品田政敏君） 予算書150ページ、151ページで教育費支援推進事業、この中の私立高等学校就学助成、それから大学等教育資金利子補給、この2点説明をお願いします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 私立高等学校就学助成につきましては、田上町から私立高等学校に通う生徒1名に対して、年間1万2,000円を補助するという中身になっております。

大学等教育資金の利子補給につきましては、加茂市、田上町の金融機関から教育ローンとして借入れをしている方に対しまして、利子の一部を補給するというようなことでの事業でございます。

2番（品田政敏君） もう一点、別件ですけれども、10款2項の小学校の関係なのですが、こういう書き方しかできないのでしょうか。どちらかという、小学校が2校あるわけですけれども、例えば管理費、最初に田上小の管理費が出ていますね。それでまた、くっついていけばいいのだろうけれども、またこれの2項の中で、1目全部一緒だと思うのですが、田上小が出たり、羽生田小が出たり、田上小が出たり、羽生田小が出たりというふうになっているの、これはもうこういうものなのでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） こちらの予算組みの仕方によりまして、小学校費の中の学校管理に係る費用と教育振興に係る費用をそれぞれ1目、2目ということで分けている関係で、一旦田上小が出て羽生田小、次にまた田上小が出て羽生田小というような順番で予算書がなっておりますので、これについては小学校費ということで出てくると今のような形で田上小、羽生田小という順番が繰り返しになるような形にはなるのですけれども、学校管理費と教育振興費ということで分かれている内容でございます。

2番（品田政敏君） しょうがないのであればあれですけれども、でも両校の比較ができるということであれば、例えば管理費は管理費の中でどちらが先かというふうな格好で改めてもらいたいなど。要望ですが、お願いします。

9番（熊倉正治君） 大分厳しい質疑もありますが、私は教育委員会を高く評価する、褒めておきたいと思います。それは、去年も私申し上げましたが、地域学習センターの図書費、オープンのときたしか図書費200万円だったと思います。令和2年。ところが、令和3年は50万円。今回私が見たら200万円ということで4倍、元に戻った形ですよ。たしかオープンのときの、教育長今でも言っていますが、蔵書3万冊。ほとんど地域学習センターは図書館と言っても過言ではないわけですから、本が命だと思うのです。ぜひ来年も再来年も、200万円がいいのかどうか私は分かりませんが、この金額を維持して行って、財政当局とやり合って頑張ってもらいたいというふうに思います。ただ、聞くところによると今は、私あまり本読まないのですけれども、直木賞とか何かが大分評判で、ありませんかと借りに来る人がいると。ところが、ないのです。それで、系列図書館から借りたり、大分難儀をしているというふうに聞いています。そういう意味でいえば、ベストセラーなんていうのは1冊なんて言わないで5冊も6冊も買えばいいし、そういうためにしっかり図書は、蔵書を増やすという意味でも、整理をするためにも、どうしても図書館として必要な書籍も買えないというような状況もあるようですから、ぜひ本をきちっと

整理をして皆さんの利用に耐えるようにやってもらいたいなというふうに思います。来年どうなるのか分かりませんが、蔵書を3万冊というのは、これももう予算ついているが、5万冊でもいいのではないかと私は思いますが、どうでしょうか。教育委員会のほうは3万冊ということで考えているのでしょうか。

教育長（安中長市君） ご評価ありがとうございました。令和2年度は100万円だったのです。その100万円で開館するまで少し本をそろえなさいよという中で、百数十万円のご寄附があったものですので、財政のほうから、では50万円で我慢しろと言われて、私は大変抵抗したのですけれども、残念ながら50万円でした。でも、町長のご判断で200万円にさせていただきました。再来年も次の年も200万円をお願いしたいと、また町長をお願いしておきます。よろしくをお願いします。

それから、先ほど言ったすごく評判の本、1冊ではなくて何冊もというところなのですが、図書館のほうの本を出している側から、図書館がそうやってたくさん本を買って置いてしまうと新刊が売れないというのもあって、なかなか難しいところなのですが、その中でまた事務方と相談をして、1冊ではなくて2冊ぐらいだとか、そういうふうに行きたいと思っています。

それからもう一つ、今がらがらしていますが、3万冊入れるとぴったりになるのです。そうすると、今度それ以上増やさないと削ることを考えていかなければいけないと思っています。旧公民館から持ってきたのですけれども、本来なら、正直なところ、大分古くなって皆さんもあまり見ないだろうなというのを本当は処分したかったのですが、それをすると1万冊にも満たなくなると。スタートが。ということで少し古いのも入っています。まずは3万冊を目標にして、その後はその状況の中でまた考えていきたいと思っています。どうもありがとうございました。

7番（今井幸代君） 確認というか、教えていただきたいのですけれども、資料で頂いている12ページになるのですが、報償費で全国大会の出場褒賞はあるのですけれども、これってスポーツだけではなくて文化活動に対しても対象になると思うのですが、うんうんなんて、多分それでいいのです。例えば、去年だったと思うのですけれども、田上小学校のPTAが文部大臣賞か何かいただきましたね。PTA活動で受賞されたと思うのですけれども、その表彰式が東京であるというときに、こういった部分が私は活用できるのかなと思ったけれども、活用ができない、こういった褒賞金はPTAの団体は対象にならないということで、結果的にコロナでその表彰式には行けなかったのですけれども、行けるといふような形であれば、自費で会長が表彰式に出るなら行かなければいけないというような事態になりかねないような

話を伺ったのですけれども、例えばそういった諸団体の皆さんたちが何かそういった大きな功労があって表彰するような、表彰式に出席するような場合も同様な形で対応できるような、褒賞金等の支払いの対象にできるような、そういった部分も含めていいのではないかなと思うのですが、その辺り考え方ぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） その部分に関しましては、補佐のほうから回答させていただきますので、よろしく申し上げます。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 教育委員会の諸橋です。お願いします。この全国大会の褒賞については、たしか新潟県予選ですとか、そういうのを経て全国大会に行ったものを表彰しようということで決めてあるのです。P T Aが今までそういう申請がなかったもので、うちらも確認したことがないのですけれども、そういうのに合致するかどうかというのは審査して、その上で判断になると。今の制度でそのまま使えるのかどうかというのを検討する必要があるだろうなというふうに思っております。

以上です。

（委員長、副委員長と交代）

委員長（渡邊勝衛君） 今日配付されました資料ナンバー1のところの5ページ目と6ページ目お聞きします。雨漏り修理というような状態で田上小学校と羽生田小学校が載っております。私も12月の一般質問のときに田上中学校の雨漏りがしているということで教育長に尋ねたかと思えますけれども、当然3校とも雨漏りをしているような感じなのですけれども、今田上小学校と羽生田小学校のほうに雨漏りがひどいということで、今回2つに絞ったか聞かせていただきたいと思えます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 雨漏りの関係でございしますが、田上小、羽生田小、田上中学校、3校とも令和4年度実施をさせていただくことにしております。いずれも校舎のつなぎ目のエクスパンションの部分の雨漏りの部分を少し修繕をしたいということで、3校分計上させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

（副委員長、委員長と交代）

委員長（渡邊勝衛君） ほかに質問はありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） それでは、10款を締めさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時19分 休 憩

午後3時29分 再開

委員長（渡邊勝衛君） それでは、再開いたします。

今ほどお手元に地域整備課のほうから地区要望の採択状況の用紙が来ておりますので、説明をお願いいたします。

地域整備課長（時田雅之君） お疲れさまでございます。よろしく申し上げます。

それでは、先週、8款の予算の説明の際に小野澤委員のほうから資料請求いただきました地区要望の採択状況ということで、昨年の予算委員会に配付させていただいた表の下に、令和4年度分ということで付け加えさせていただいて資料のほう作成してまいりました。渡邊議員の一般質問の中でも町長から答弁していただいたように、令和4年度につきましては地域整備課分で要望数281件、採択件数81件で、率にしまして28.8%ということですが、工事費の予算額が大分増えまして、倍まではいきませんが、倍近くまで、9,213万円ということで予算計上のほうをさせていただいております。

説明は以上です。

委員長（渡邊勝衛君） ありがとうございます。

今の質問ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） なければ、これより議案第22号、下水道事業特別会計について、執行より説明をお願いいたします。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、予算書203ページをお願いいたします。令和4年度田上町下水道事業特別会計予算になりますが、第1条のところ歳入歳出それぞれ3億2,200万円と定めるものでございます。令和3年度と比べまして800万円の減額、率にして2.4%の減ということになってございます。

2ページはぐっていただきまして、206ページをお願いいたします。第2表の継続費になりますけれども、令和4年度につきましては、継続事業で公営企業会計のシステムのほうの構築を図りたいということで、継続費のほうを計上させていただきました。こちら集排の会計と一緒にするのですが、予定としまして全体事業費750万円を予定してございます。それで、下水道と集排と案分いたしまして、これ面積案分になるのですが、下水道が54%で、第2表の総額に書いてあります405万円。それから後で出てきますが、集落排水につきましては46%の事業費ということで345万円を予定してございます。令和4年度は全体事業の約30%、それから令和

5年度につきましては、70%の出来形を予定してございます。

下へ行きまして、第3表、地方債になりますが、下水道資本費平準化債ということで500万円。それと公営企業会計適用債ということで650万円を予定してございます。この資本費平準化債につきましては、また後でご説明いたしますが、令和4年度で一応借入れ終了という予定になってございます。

それでは、歳入のほうから説明させていただきます。209ページのほうをお願いいたします。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道事業負担金、予算額1,000円を予定してございまして、前年度同額でございます。こちら下水道事業の受益者負担金ということで、窓口予算になってございます。

続いて、1款2項分担金、1目下水道事業分担金、予算額1,000円を予定してございまして、前年同額でございます。こちらにつきましても受益者分担金の窓口予算でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料7,284万3,000円を予定しております。令和3年度比で47万円の減額でございます。1節現年度使用料ということで、下水道使用料7,254万8,000円。それと2節で滞納繰越分ということで29万5,000円を予定してございまして。ちなみに、平均の使用料ですが、月平均20立方、これ一般家庭で計算しておりますが、金額にして3,630円ということになってございます。

ページをおはぐりいただきまして、210ページをお願いいたします。2款2項手数料、1目下水道手数料、予算額6,000円を予定してございまして、前年同額でございまして。こちらにつきましては、督促手数料、それから下水道の排水設備の登録手数料ということで、前年同額を計上してございます。

続いて、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金910万円を予定してございまして、令和3年度と比較して850万円の減額でございまして。こちらにつきましては、ストックマネジメントの計画、今年度もやっておりますが、来年度、今度修繕改築計画の策定を行うということで、事業費1,820万円の2分の1補助ということになってございます。

続いて、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金2億2,779万6,000円を予定してございまして、令和3年度比2,941万7,000円の増額でございまして。こちらにつきましては、増額の理由としまして、令和3年度につきましては消費税の還付金、返ってくるお金がございました。それらが1,874万7,000円。それから先ほど地方債のところでも触れましたが、資本費平準化債がありまして、それが1,000万円の減額があっ

たということで、2,941万7,000円の増額となっております。

211ページに移りまして、5款繰越金、それから6款諸収入、これらにつきましては前年同額で金額変わりませんので、よろしくお願いたします。

ページはぐっていただきまして、212ページをお願いいたします。6款諸収入でございますが、令和4年度につきましては1,000円、窓口予算を予定してございまして、令和3年度比で1,874万7,000円の減額でございます。令和3年度は、ここに消費税還付金ということで計上してございましたので、大幅な減額ということになってございます。

それから、7款町債、1項町債、1目下水道事業債1,150万円を予定してございまして、令和3年度比で970万円の減額でございます。1節下水道資本費平準化債につきましては、500万円を予定してございます。この資本費の平準化債というものにつきましては、減価償却と、それから起債の償還額の関係で差が出るということで、その差額の方を借入れできるということになってございますが、先ほど来申し上げましたように、一応令和4年度で借入れが終了ということになってございます。それから、2節公営企業会計適用債650万円計上してございますが、こちら公営企業会計移行に伴うものでありまして、充当率100%、交付税措置としまして約2分の1を予定してございます。

それでは、歳出のほうに入らせていただきます。213ページのほうをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,467万2,000円を予定してございまして、令和3年度比で766万1,000円の増額でございます。こちら214ページにわたって経常経費を上げてありますので、説明は省略させていただきますが、760万円ほどの増額の主な理由につきましては、令和3年度は消費税の還付でございましたが、214ページの上段に26節公課費ということで817万6,000円、これが令和4年度消費税納付額ということになってございますので、主な理由としましては、この消費税納付の関係によるものでございます。

それから、1款2項維持管理費、1目管渠維持費、予算額1,729万8,000円を予定しておりまして、令和3年度比で7万3,000円の減額でございます。こちらにつきましても例年委託しております管渠の清掃、それから下水道台帳の作成業務委託等々ございますが、経常経費でございますので、説明のほう省略させていただきます。

それと、215ページおはぐりいただきまして、1款2項2目処理場管理費、予算額6,474万1,000円を予定してございまして、令和3年度比で84万3,000円の減額でございます。こちらにつきましても処理場の維持の関係の経常経費になります。

216ページにわたって計上してございますが、説明のほう省略させていただきます。

続いて、2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費、予算額5,797万2,000円を予定してございまして、令和3年度比で92万2,000円の減額でございます。下水道事業費の主なものとしましては、217ページの中段辺りに12節委託料ということで、まずは下水道の事業全体計画見直しの委託ということで1,200万円ほど。それから公営企業会計の移行業務委託料としまして530万円。それからストックマネジメント計画策定業務委託ということで1,820万円。それと継続費でも出てきましたが、公営企業会計システム構築業務の委託としまして121万5,000円を予定してございます。

それから、217ページ、同じページの下段のほうになりますが、17節備品購入費ということで183万5,000円計上してございます。下水道で使用しております庁用車ですが、平成16年7月からリースしてございまして、18年目になります。令和4年7月に車検が来るのですが、先回の車検時にもう車検通らないということで車屋からお話いただいたもので、通常管理に見合う最低ラインの車両の購入を予定してございますので、よろしく願いいたします。

以下、218ページの公共下水道事業、雨水につきましても、ほとんど経常経費でございまして、12節委託料のところ、先ほども出てきましたが、今度は雨水の計画見直し業務委託ということで188万円を計上してございます。

それから、3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額1億5,073万3,000円を予定してございまして、令和3年度比で933万1,000円の減額でございます。こちら元金の償還分の金額のほうを計上させていただきました。

219ページに移りまして、2目利子でございまして、予算額1,549万3,000円を予定してございまして、令和3年度比で495万7,000円の減額となっております。こちらにつきましても償還に対する利子の金額のほうを計上してございます。

220ページのほうに移っていただきまして、最後になりますが、4款予備費、1項予備費、1目予備費、令和4年度につきましても、109万1,000円を予定してございまして、令和3年度比で46万5,000円の増額となっております。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 端的に聞きます。

今県が発表している30市町村の下水道の普及率は、今我が田上町は何位になっているのかを明らかにしてもらいたいのと。それを踏まえて、この下水道の普及率を伸ばす事業はしていないわけなのですからけれども、それとの相関関係をどのように捉えているのか聞かせてください。

地域整備課長（時田雅之君） 県が発表してございます汚水処理人口の普及率のほうでご回答させていただきます。県内30市町村中、田上町は下から2番目の29位でございます。令和2年度末の普及率の数字が58.5%となっております。

それで、今後の下水道の汚水に係る方向性ということなのですが、私、議会の全員協議会の中でも、個人的な思いも多少含めながら、汚水処理の整備については、整備金額、それから整備に対する期間、それらを考えたときに非常に厳しいと思っておりますということで従来からお話しさせていただいております。それで、ただ公共水域というものは我々地域整備課の中で必ず守っていかなければならない、要は水質が悪化するような排水処理をしないような方策を我々で考えていかないと駄目だと思っておりますけれども、その中で集合処理といえば下水道処理になるのですが、整備費の観点からなかなか汚水事業を進めていくのは難しい。それとやめたということになりますと、では皆さんどうしていけばいいのだという話になってきます。特に宅地の中で合併槽を配置するスペースがないような地区の皆さん方、それと加茂川、信濃川を挟んで反対側の保明鳴の方々、その辺の区域をどうするのだということになってくるのですが、それらについては隣の加茂市、それから小規模集合処理の関係いろいろ研究しまして、来年度から少しずつ汚水の事業計画の変更に向けて動いていこうかなと思っております。今言えるのはそのくらいです。

11番（池井 豊君） そんな中、217ページで下水道事業全体計画見直し業務委託なんていうのが、事業が出てくるわけなのですからけれども、これ町長の総括質疑にします。下水道処理率ワーストツアのこの状況において、これからの汚水処理、下水道というより汚水処理を全体的にどのように捉えていくのかということと、処理率アップのために何をするのかということとを総括質疑したいと思います。

13番（高橋秀昌君） まず、今の課長のお話からなのですが、下水道処理ということは、公共下水道だけではなくて、終末処理場もありますけれども、合併浄化槽処理も下水道の枠の中に入っていますよね。そういう認識で今お話ししたのですか。

地域整備課長（時田雅之君） 汚水処理につきましては、含んで話をしております。

13番（高橋秀昌君） 例えば合併処理で、個人の住宅の中で合併処理槽をつくれなときは、町道など公共的施設を使って、数軒による、あるいは10軒程度の合併処理槽

というのはできるのです。だから、あなたが今言った個人の家で狭いとできないというのは仁義に反するのです。ちゃんと合併浄化槽でも町道などで数軒もしくは十数軒で共同で合併処理槽ができるのだという、その認識を明確にさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

地域整備課長（時田雅之君） そのような認識でおります。それで先ほど小規模集合処理という言葉を出させていただきましたが、その認識は持っています。

13番（高橋秀昌君） 次に移ります。

今回企業会計に移すということで、私自身が、たしか条例まで制定していなかったか、すごく抵抗があって、ところが言うことを聞かないと公共下水道に対する50%補助しないよという、脅かしではなくて、そういう事実上の強制がされたものですから、やむなしと考えているのですが、そこで今回の会計について伺いたいのですが、今回消費税の還付がないよと。予算では。単純に課税売上げから課税支出を差し引いて、ここで見ると単純な営業売上げとは書いていないけれども、利用料から経常の料金を差し引くとプラスになるのですが、そういうことを指して納税しなければならないというふうな捉え方なのでしょうか。

地域整備課長（時田雅之君） 簡潔に申しますと、営業活動によります使用料とか、それらの収入で得たもの、それが仮受消費税ということになってございます。それから、資本費で要は処理場の工事の関係とか、そういったもので業者にお支払いするお金、それから仕入れでお支払いするお金、それらが仮払消費税と言われるものになってございます。単純に仮払消費税から仮受消費税を引いて還付になるのか、納付になるのかということになっているのですが、消費税の計算の中で起債の取扱いが借りた年度は収入から控除されるということになるのですが、償還が始まると償還額に対しまして課税扱いというような形になってございます。

（課税経費になるんだらうの声あり）

地域整備課長（時田雅之君） そうなのです。計算上複雑になるのですが、簡単に言うと仮受消費税から仮払いを引いた分についての納付ということになります。

13番（高橋秀昌君） 今の点は何となく理解できました。それで、私はこれらの説明されたことをもう一回説明してもらいたいのだ。というのは、企業会計になった場合、当然にして国は交付を減らすのではないかと。企業会計なのだからという。今すぐではないですよ。そういうふうになるのではないかとという危惧がある。そうすると、ではその分一般会計から、公共下水道まるで赤字ですので、出さなければならないと。そういうことができないのではないかと云ったら、いや、そんなことないです

よというのがあなたの答弁なのですが、ほかの市町村では企業会計にしても一般会計から入れたものについては、課税収入と見ないで入れることができるか。それから課税収入という捉え方をしなくて済むのか、この点はいかがなのでしょうか。

地域整備課長（時田雅之君） 勉強不足で分かりませんので、持ち帰って研究しまして、後でご回答させていただきたいと思います。

13番（高橋秀昌君） では、もう少し簡単に。前に私の疑義に対して説得したでしょう。私がそんな言ったら一般会計から入れられなくなるのではないかと言ったときに、ほかの市町村ではちゃんと何とかしていますよみたいな話があったので、その話をもう一回してほしいのだ。

地域整備課長（時田雅之君） そうしますと、課税云々というか、一般会計からの繰入金の話がほぼほぼだと思うのですが、それは高橋委員からの過去の一般質問の中でもご回答させていただきましたように、我々が今認識している分については、一応今までの一般会計から繰入れさせていただいている考え方の金額はいただけるとっております。そのときに条例で一文確約を取る上で追加すればいいではないかというお話もいただいていたわけですが、それらについては今後研究して、条例制定を行う前に議員の皆様方のほうへしっかりご説明のほうをさせていただきたいと思っております。

13番（高橋秀昌君） ぜひ研究して、場合によっては条例を制定することによって堂々と一般会計が入れられると。国の企業会計の狙いは、あくまでも水道のように一旦水道会計にしてしまうと、一般会計を入れるのものすごく制限あるではないですか。消火栓関係についてはいいけれども、あとは一切駄目とか、特別な事故があった、事故というか、災害があった場合はいいけれども、あと駄目とか、そういうたががだんだんはめられてくるのではないかと。さらに、今国の助成金があるわけだけれども、それは削られてくる。そういうことを危惧しているのです。でも、言うことを聞かないと補助金50%出さないよと言われると、やらざるを得ないという、痛しかゆしのところなので、そこのところはぜひ研究して、今後国がいろんなことを言ってきても町の条例でしっかり、法律に反しない限りオーケーなわけですから、そういうことは研究して、明らかになった時点で結構ですので、できるだけ早いうちに全議員に示せるようにしてもらいたいと思いますが、いかがでしょう。

地域整備課長（時田雅之君） 承知しました。一応、公営企業会計移行業務の中で条例制定は令和5年度予定してございます。それまでに皆様方のほうに説明ができるよう準備したいと思いますが、今近隣のもう移行済みの市町村のところにお聞きして

いる中では、まだ一般会計繰入れについて特別な一文を加えたという市町村はありませんでした。一応ご報告だけ申し上げます。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、議案第22号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより議案第23号、集落排水事業特別会計の説明をお願いいたします。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、令和4年度田上町集落排水事業特別会計予算のご説明をさせていただきます。

予算書235ページをお開きください。第1条に歳入歳出それぞれ8,650万円ということで計上させていただきました。令和3年度比で500万円の増、率にして6.1%の増額ということになってございます。集落排水につきましては、整備も終わりました、事業のほとんどが維持管理の分になってございます。あとほかにあるとしますと、下水道と一緒にやってございます今ほどの公営企業会計の移行業務ということで計画してございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、予算書の238ページをお願いいたします。第2表、継続費になってございますが、こちら先ほど下水道事業特別会計でご説明させていただきましたように、公営企業会計のシステム構築に関する継続費のほうを計上させていただいております。集落排水事業につきましては、全体事業750万円に対しまして46%の345万円を計上し、令和4年度は30%の出来形で103万5,000円、令和5年度は残りの70%で241万5,000円を予定してございます。

それと、第3表の地方債につきましては、こちら公営企業会計適用債ということで、移行業務に係る起債の限度額560万円のほうを計上してございます。

それでは、歳入のほうを説明させていただきますので、予算書241ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業分担金、予算額1,000円を予定してございまして、昨年度同額でございます。こちら受益者分担金ということで、窓口予算になってございます。

それと、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料、予算額1,508万円を予定してございまして、令和3年度比で12万9,000円の減でございます。1節現年度使用料1,504万7,000円を予定しておりますし、2節滞納繰越分ということで3万3,000円の計上をしてございます。

続いて、2款2項手数料、1目農業集落排水手数料、予算額1,000円を予定して

ございます。前年同額でございますが、こちら督促手数料の窓口予算を計上してございます。

ページをおはぐりいただきまして、242ページをお願いいたします。3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、予算額6,551万5,000円を予定してございまして、令和3年度比で482万9,000円の増額でございます。こちら一般会計からの繰入金でございます。

以下、4款繰越金、5款諸収入、次のページに行きまして243ページ、5款3項1目雑入まで令和3年度と同額ということで、窓口予算のほうを計上させていただいております。

収入最後になりますが、6款町債、1項町債、1目下水道事業債ということで、予算額560万円を予定してございまして、令和3年度比で30万円の増額でございます。こちら、先ほどの第3表、地方債に出てきましたように、公営企業会計の移行業務に係る起債の借入れということで、充当額100%、交付税措置ということで2分の1を予定してございます。

それでは、244ページのほうをお願いいたします。歳出のほうになりますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額89万7,000円を予定しておりまして、令和3年度比で43万9,000円の減額でございます。こちら経常経費のほうを上げさせていただいておりますので、説明のほう省略させていただきます。

それから、1款2項施設管理費、1目管渠維持費1,215万6,000円を予定しておりまして、令和3年度比で367万1,000円の増額でございます。こちらにつきましても、説明欄のほうを御覧いただきたいのですが、245ページのほうに污水管渠清掃、これ下水道と一緒にですが、あと集落排水の施設台帳のほうを作成するというので計上してありますが、ほぼほぼ経常経費でございますので、説明のほう省略させていただきます。

続いて、2目処理場維持費でございますが、予算額2,227万4,000円を予定してございまして、令和3年度比で356万9,000円の増額でございます。こちらにつきましても、集落排水事業ということで処理場の維持に係る経費を246ページにわたりにまして計上させていただいております。点検の関係で多少前後があるかもしれませんが、例年のとおり業務を予定してございます。

それから、2款集落排水費、1項集落排水事業費、1目集落排水事業費、予算額563万5,000円を予定してございまして、令和3年度比で33万5,000円の増額でございます。説明欄のほうを御覧いただきたいのですが、公営企業会計の移行業務とシ

ステム構築の委託の関係につきまして、それぞれ計上させていただいております。

それから、3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額4,113万1,000円を予定してございまして、令和3年度比で53万1,000円の減額でございます。こちら起債の元金の償還分の予算を計上してございまして、続いて247ページのほうに2目利子ということで予算額418万3,000円を予定しており、令和3年度比で131万1,000円の減ということになってございます。こちら償還に対する利子の分の金額の計上でございます。

最後に、4款予備費、1項予備費、1目予備費22万4,000円を予定してございまして、令和3年度比で29万4,000円の減とさせていただきました。

簡単ですが、説明は以上です。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、議案第23号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第28号、水道事業会計について説明をお願いいたします。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、最後になりますが、議案第28号 令和4年度田上町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書363ページのほうをお願いいたします。第2条に令和4年度田上町水道事業会計における業務予定量を記載しておりますが、給水戸数4,530戸、年間総給水量154万7,600立方、1日平均給水量は4,240立方となっております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、水道事業収益を2億4,646万3,000円、水道事業費用を2億5,500万円と定めるものでございます。

364ページのほうをお願いいたします。予算第4条になりますが、令和4年度の資本的収入を2,921万3,000円、資本的支出を1億5,486万円と定めるものでありまして、第4条中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,564万7,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額875万7,000円。それと過年度分損益勘定留保資金1億1,689万円のほうで補填するものでございます。

第5条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めておりまして、第6条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1,580万3,000円を定めたものでございます。

365ページのほうになりますが、第7条としまして、たな卸資産の購入限度額ということで、金属製品、それからビニール製品等々の購入費として447万2,000円を定めたものでございます。

それでは、予算実施計画におきます主な増減につきましてご説明させていただきますので、366ページをお願いいたします。最初に、収益的収入でございますが、1款水道事業収益2億4,646万3,000円で、令和3年度と比べまして191万9,000円の増とさせていただきます。1項営業収益は2億3,777万6,000円で、令和3年度と比べ182万2,000円の増でございます。その主な内容につきましては、まず水道使用量の増によるものでありまして、ちなみに令和3年4月から12月分までの一般家庭における平均の使用水量は、実績で21立方でございます。

2項営業外収益につきましては868万7,000円で、令和3年度と比べまして9万7,000円の増でございます。その主な内容につきましては、2目水道加入金の増によるものでございます。それで、水道使用量と、この加入金をそれぞれ増とした理由なのですが、当課のほうで住宅取得の補助金、それからリフォームの補助金等々してございます。怒られるかもしれませんが、その辺の見込みも加味して増ということにさせていただいております。

それから、368ページのほうに飛んでいただきたいのですが、続いて支出の部になりますけれども、1款水道事業費用につきましては2億5,500万円で、令和3年度と比べまして360万円の減とさせていただきます。1項営業費用、1目原浄水及び配給水費につきましては1億3,078万3,000円で、令和3年度と比べまして854万6,000円の増でございます。その主な内容につきましては、下の369ページになりますけれども、その上段のほうに14節委託料がございます。その中の上から2段目になりますが、浄配水池施設設備保守点検業務委託の中で2年に1回の点検項目がございます。具体的に言いますと、計装設備類、それから役場の地域整備課のところにもありますが、中央監視装置の保守点検の関係になります。それらの点検がありますことから131万4,000円の増。それと、17節修繕費につきましては、修繕費の中の上から4行目になりますが、水源浄配水池施設設備修繕ということで、羽生田浄水場、それから川船河浄水場の自家発電装置の修理、内容はオーバーホールと消耗品類の交換を予定してございます。それらで166万2,000円の増。それと、19節動力費になりますが、電気料金等の値上がりによりまして372万6,000円の増ということになってございます。

ページをおはぐりいただきまして、370ページをお願いいたします。上から3行

目になりますが、25節受水費6,182万8,000円を計上してございます。これは、三条地域水道用水供給企業団のほうからの水の購入の予算ということになってございますが、令和3年度と同額を計上してございます。

続いて、1款1項2目総係費になりますが、1,391万8,000円を予定してございまして、令和3年度と比べて440万6,000円の減額でございます。その主な理由としましては、人件費の減によるものでありまして、1節給料で193万2,000円の減、2節手当で101万8,000円の減、それと5節法定福利費におきましては107万6,000円の減ということで予定してございまして、ページ移って371ページの下段のほうになりますが、40節賞与引当金繰入額で28万1,000円の減を予定してございます。

それでは、ページまたおはぐりいただきまして372ページお願いいたします。1款1項3目減価償却費になりますが、9,393万7,000円を予定してございまして、令和3年度と比べ88万3,000円の増額となっております。

4目資産減耗費につきましては、304万円を予定してございまして、令和3年度同額となっております。

5目その他営業費用につきましては、298万6,000円を予定しており、令和3年度と比較しまして2,000円の減額ということになってございます。

続いて、1款2項営業外費用になりますが、1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては782万6,000円を予定してございまして、令和3年度と比べ108万2,000円の減とさせていただきます。

2項2目消費税及び地方消費税につきましては、780万円を予定してございまして、令和3年度と比べ762万3,000円の減であります。令和4年度につきましては、この後ご説明させていただきます資本的支出、建設改良費を増額したことによりまして仮払消費税が令和3年度より多くなる見込みであることから、減額ということにさせていただきます。

それから、3目雑支出につきましては、令和3年度と同額の2万円を予定してございます。

373ページのほうをお願いいたします。3項特別損失につきましては、150万円を予定してございまして、こちらも令和3年度と同額。

4項予備費につきましては、21万円を予定してございまして、令和3年度と比べ8万4,000円の増額ということにさせていただきます。

ページはぐっていただきまして、374ページのほうをお願いいたします。資本的収入となりますが、1款資本的収入、1項工事負担金、1目他会計工事負担金219万

2,000円を予定してございまして、こちら皆増となっております。内容は、口径150ミリ以上の配水管工事に対しまして、それらに対する5%を一般会計から負担していただいておりますが、今回、支出の部でも出てきますが、山田地内の水管橋の架け替え工事。それと上横場地区の圃場整備に伴う移設工事に対する費用を予定してございます。

次に、1款2項補償金でございまして、こちらは上横場地区圃場整備に伴う移設工事の補償を新潟県のほうから受け入れるものでございまして、予算額2,702万1,000円を予定してございます。

それでは、375ページのほうをお願いいたします。支出のほうになりますが、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備費、予算額9,633万7,000円を予定してございまして、令和3年度と比較して7,833万3,000円の増額となっております。予定工事としましては、今ほどもお話しさせていただきましたが、山田地内の水管橋の架け替え工事で約1,900万円。それと下吉田地内で配水管布設替え工事を予定してございまして、事業費約1,710万円。それと最後に上横場地区圃場整備に伴う水道管の布設替え工事事業費4,550万7,000円を予定しておりまして、圃場整備につきましても、その下の委託料、設計委託になりますが、こちらにつきましても1,170万1,000円のほうを予定してございます。

それと、2目事務費でございまして、549万5,000円を予定してございまして、令和3年度と比べ16万2,000円の増となっております。こちらにつきましても、管路設計に伴う、従事しております職員の人件費となっておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

続いて、376ページのほうをお願いいたします。1款2項企業債償還金、1目企業債償還金につきましても、予定額5,302万8,000円を予定しておりまして、令和3年度と比較して125万7,000円の減とさせていただきます。

それから、次の377ページのキャッシュフロー計算書のほうを御覧いただきたいと思っております。こちらにつきましても、地方公営企業法によりまして資金計画が義務づけられたもので添付する資料になってございます。現金収支のほうを業務活動、それから投資活動、財務活動によるものということで3つの区分に分けて表示したものでございます。この表の一番下から2行目になりますが、金額が2億2,428万4,000円、これが令和3年度末の現金残高ということになってございます。令和4年度末の残高としましては、4,500万円ほど減りまして1億7,848万2,000円ということになって予定してございます。

以下、378ページからにつきましては、地方公営企業法第25条、それから同法施行令第17条の2に定める資料のほうを添付してございます。後ほどご確認をお願いしたいと思います。

説明は以上になります。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

1番（小野澤健一君） 私は、377ページの今ご説明のあったキャッシュフロー計算書、これ確認をしたいと思います。今言われるようにいろんな状況があるにしても、キャッシュフローの一番最後の部分が減ってくるというのは、これ危機感を持たないと駄目だと思うのです。これというのは、要は1番目の収益で2番、3番を賄えないとこういう結果になる。したがって、1番、営業活動によるキャッシュフローのところ、いわゆる自力で資金を獲得をする、これが一番大事になってくると思うのです。あと、今回多分特殊な要因があったというふうに思うのですが、そこを私確認をしたいのですが、2番目の投資活動によるキャッシュ・フローのところ、有形固定資産の取得によってお金をかけているわけですけども、これというのは、今言った山田地区とか下吉田とか上横場の配管の移設だとか、布設だとか、この部分でこういった形でお金が出ていくとか、かかるとか、こういうことで理解していいのでしょうか。

地域整備課長（時田雅之君） 今小野澤委員がおっしゃるとおりでありまして、377ページの投資活動によるキャッシュ・フローの中で有形固定資産の取得による金額については、工事費関連の金額を計上してございます。それで、当初想定外だったものにつきまして、上横場地区の圃場整備に係る水道管の移設工事なのですが、先ほどご説明させていただきましたように、4,500万円ほど令和4年度は工事を予定しております。県事業に伴う移設工事については補償費が入ってきますが、簡単にその補償費の金額を説明しますと、水道管は一般的に40年が耐用年数になってございます。今回布設替えを行う水道管については、残存価格が20年ほど、約半分の償還しかしてございません。それで、県のほうからは一応、簡単に言いますとその残存価格を差し引いた分の補償料しか町のほうには入ってきませんので、約2分の1近くの補償金の受入れということになってございます。私、水道事業会計の工事費については、今回かなり大きな予算額を工事費に計上しましたけれども、大体3,000万円から5,000万円以内のところ、布設替え工事のほうを実施していきたいなとい

うことで考えています。というのは、そのぐらいのところで工事費を落ち着かせないと、小野澤委員がおっしゃるキャッシュフローに、現金の動きにかなり影響が出てきますので、一応そんなふうに考えてございますが、令和4年度につきましては、そういった県工事の関係によりまして大きな工事費が伴うことから、現金が目減りするというような感じになってございます。

1 番（小野澤健一君） ありがとうございます。現金はうそを言わないというわけですので、現預金が減るということに対してものすごくシビアになるべきだろうと思うのです。そうかといって水道料を上げろとか、そういう意味ではないです。計画立てた布設替えであるとか、これはやらなければならないと。今回、特殊な要因があるということでかなりキャッシュフローはマイナスになりましたけれども、私は2億円は死守をしていただきたいと思うのです。具体的に根拠を言えというあれではないのですけれども、大体2億円を切ってきたときに、なかなか歯止めが今度利かなくなるような気がしています。したがって、今回は今回。また補償料が入ってくれば2,000万円だか2,300万円ぐらい入ってくるのだから、それと預金の残高を足せばちょうど2億円というぐらいですので、2億円は死守をしてマネジメントをしていてもらいたいなというふうに思っています。

以上です。

地域整備課長（時田雅之君） 小野澤委員、その補償料、このキャッシュフローの中に入っております。投資活動によるキャッシュ・フローの中の工事負担金等の収入に2,900万円ほど計上されております。これらがその金額になるのですが、今ほどこのご指摘十分留意しまして、現金の動きに注視して水道事業会計の運営に携わっていきたいと思っておりますが、簡単に資金繰りを楽にしようと思えば、企業債を借りれば一時的には現金の動きが止まりますが、ただ今まで企業債を借りる内々の考え方としまして、井戸の掘削、それから浄配水池設備の修繕、また更新等、恒久的に将来の世代に関わるような莫大な費用をかけないとできないものについては、企業債を利用しまして、後年度負担ということも考えて運営をしてまいってきましたが、今2億円を切ったということで、私も2億円が一つのラインだと思ってずっと見ているわけですが、要は災害等があったときに2億円ぐらいの現金がないと復旧に当たっていけないという考えもありますので、それら十分留意して今後運営に努めてまいりたいと思います。

2 番（品田政敏君） 1つだけ聞かせてもらいたいと思います。

今、田上町は、水系、大沢、羽生田、川船と3つあるみたいですが、3つでよろし

いのですか。

それと、五十嵐水系の比率、今どれぐらいなのでしょう。分かるところで教えてください。

地域整備課長（時田雅之君） 町の自己水源としましては、確かに羽生田水系、それから川船河水系ございますが、大沢水系は利用してございません。

それと、五十嵐川ということで、企業団の水系になるかと思いますが、大体世帯数にしまして町の3分の1強、半分までいきませんが、3分の1ちょっとぐらいの比率になっているかと思います。

（強が五十嵐川の声あり）

地域整備課長（時田雅之君） そうです。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、議案第28号に対する質疑は終了いたします。

本日の審査はこれで終了いたしました。

執行の皆様、お疲れさまでした。委員の皆様、しばらくお待ちください。

本日の審査報告ですが、質問数と総括質疑について副委員長から報告をお願いします。

副委員長（藤田直一君） ご苦労さまでした。では、報告させていただきます。

質問数73件、総括質疑3件ということでございます。

総括質疑についてご報告をいたします。10款教育費、小野澤委員からです。プール入館料15万9,000円について、既存の中学校プールは義務教育における教育施設としてかけがえのない大切なものである。その施設管理は教育委員会である。当該施設は、経年劣化による修繕を長期にわたり放置した結果により、ろ過装置の交換等が必要な状態となっている。教育委員会が当該施設管理者として公共施設における予防的保全どころか、事後的保全をも棚上げにし、修繕計画を示すことをしないまま、安易に隣接する加茂市が所有する市民プールを使用する決定をし、予算計上したことは、事実上のプール閉鎖を意味し、許されるものではない。中学校のプールは、その性格上、現役生徒だけのものでなく、今後中学校に入学してくる子どもたちのものであり、さらには町民全体の共有財産でもある。このような義務教育の資産として尊い価値を有する施設をないがしろにすることは到底許されるものではない。教育委員会は、議会側へ修繕計画を示し、十分な議論とコンセンサスを経て、しっかりと修繕を行うことで自らの管理義務を励行し、町民への説明責任と結果責

任を果たさなければならない。町長に以下についてお伺いする。

1、議会側と修繕計画等の事前協議をしなかった理由は何か。しなくてよいとした根拠は何か。なぜこのようなイレギュラーな事態となったのか。2つ目、修繕が必要と認識した時期はいつか。修繕の見積りを依頼した時期はいつか。3点目、修繕を優先することなく、加茂市の市民プールを利用するという発想は誰が提起したのか。財政担当部署と修繕費について十分な交渉を行った結果なのか。庁議で諮ったものか。以上の内容でございます。

続きまして、10款教育費について今井委員から。多子世帯への給食費軽減について。子育て世代の可処分所得が伸び悩む中、給食費軽減事業は経済支援策として重要な事業として位置づけられている。町外中学校に進学する児童や、同時在学という枠組みを外し第2子以降を支援するような事業拡大はできないのか。今後この事業の方向性、事業拡大をどのように考えているか見解を伺いたい。同時在学を外した場合に要する経費等分かれば聞かせていただきたい。以上であります。

続いて、下水道事業特別会計において、池井委員からの総括質疑であります。汚水処理率ワースト2位の現状、今後の進め方は。県内30市町村で汚水処理率が58.5%のワースト2位のままです。これを見て、処理率向上のため、方向性と下水道事業全体計画の方向性をお示してください。

以上でございます。

委員長（渡邊勝衛君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。これをもちまして本日は散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時40分 散会

令和4年第1回定例会
予算審査特別委員会会議録
(第4日)

-
- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和4年3月23日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 8番 | 椿 一春君 |
| 2番 | 品田 政敏君 | 9番 | 熊倉 正治君 |
| 3番 | 藤田 直一君 | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君 | 11番 | 池井 豊君 |
| 6番 | 中野 和美君 | 12番 | 関根 一義君 |
| 7番 | 今井 幸代君 | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 委員外出席議員
- 議長 小嶋 謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 地域整備課長 | 時田 雅之 |
| 副町長 | 吉澤 深雪 | 産業振興課長 | 佐藤 正 |
| 教育長 | 安中 長市 | 町民課長 | 田中国 明 |
| 総務課長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会
事務局 長 | 小林 亨 |
| 政策推進室長 | 堀内 誠 | 保健福祉課長補佐 | 棚橋 康夫 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 新潟日報社
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第 1号 田上町犯罪被害者等支援基本条例の制定について

- 議案第 2 号 田上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 号 田上町国民健康保険税条例等の一部改正について
- 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 1 号 令和 4 年度田上町一般会計予算議定について
- 議案第 2 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
- 議案第 2 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
- 議案第 2 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
- 議案第 2 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議案第 2 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
- 議案第 2 7 号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
- 議案第 2 8 号 同年度田上町水道事業会計予算議定について
- 総括質疑

午前9時00分 開 議

委員長（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。おかげさまで予算審査特別委員会も今日が4日目でございます。昨日までに質問数は529、総括質疑が4というふうな状態で最後の日を迎えたわけではございますけれども、今日4つの特別会計がありますけれども、また皆さんからいろいろご質疑されまして最後を迎えたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、最後になりますので、佐野町長から一言ご挨拶願います。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めまして、おはようございます。今朝大分冷えまして、それこそ3月、南のほうからは桜の便りもそろっと聞こえてくるようなこの時期に季節外れの寒さだったのかなというふうに思っております。

ご承知のように、あさって小学校の卒業式です。3月というとは別れのシーズンというふうなことで、早々と3月2日には中学校の卒業式がございました。翌日がもう試験というふうなことで早い卒業式だったのですが、その1週間後ぐらいですか、合格発表があったわけですが、大変うれしいニュースがございました。というのは、3年生の全校生徒が進路が決まったということなのです。言わば不登校の子どもたちも何人かおられる中で全員の進路が決まったと、こういうことは、あまりないことなのだというふうに聞いておりました。そういう中で、そうした不登校の子どもたちも含めた全員が新しい進路が決まったというふうなことで、大変よかったなと思っております。久しぶりに何かよかったなというふうな感じがいたしました。

今日は、委員長が言われますように予算審査特別委員会の最終日でございます。よろしくひとつご協議のほどお願いいたしまして、また、ご決定いただきますようによろしくお願い申し上げまして、簡単ですが、挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長（渡邊勝衛君） ありがとうございました。

委員の出欠状況ですが、本日の出席は13名であります。

田上町議会会議規則第103条により、襟巻については着用または携帯してはならないとなっておりますが、高橋委員より首の手術後の保護のため襟巻の着用及び携帯との申出があり、委員長にてこれを許可しておりますので、報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

これから審査に入りますが、昨日に引き続き審査を進めてまいります。

最初に、教育委員会より報告がございます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 改めて、おはようございます。昨日の予算審査特別委員会の中で、資料提出を求められたものがございますので、用意いたしましたので、お願いいたします。

まず、表紙といいますか、竹の友幼稚園の職員数ということで、高橋委員のほうから竹の友の非常勤といいますか、そういった形のもがよく分かるようにということで、職員数の一覧を出させていただきました。そちらにありますように、役職名で園長から以下、園バスの運転手は委託でございますので、調理員までの部分になりますけれども、職員数、それから正規の職員ということで合計26名。そのうち保育教諭、保育士ということで21名となっております。会計年度任用職員ということで、そちらのほうの28名でございますし、運転手を除いていますので、25名になります。それから、短時間ということで、朝の2時間とか、夕方の2時間とか、本当に短い時間、4時間以内の勤務に当たる職員の数が22名というふうな形の中で今現在園の、これ令和4年度の数字になりますけれども、園のほうを運営していきたいという形ですので、数字のほうをご確認いただければと思います。

続きまして、裏面に行っていただきまして、品田委員のほうからルーテル幼稚園の人数等について資料提出ということでございましたので、そちらのほうにつけておきました。まず、上の表の中ですけれども、下から2段目のところに令和4年度の予定の人数です。3歳児17名、4歳児19名、5歳児15名ということで、51人の園児が入園する予定であるということでございまして、定員60名に対しまして85%の充足率となるということでございます。職員配置については、そちらにございますように、満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児それぞれ1名の全体で、そのほかにフリーが1名での5名の体制で行うということでございます。その下の表ですけれども、つくしルームということで、入園児童数と職員数の関係でございますが、令和4年度につきましては、1歳児が4人、2歳児が3人、合計7名ということで、充足率63.6%という入園状況となるそうでございますし、職員の配置につきましては、それぞれ2名、2名で、フリーが1人ということで、5人の体制で行うという形になっておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、2枚目の用紙になります就学援助の関係でございます。田上町で今給付しておりますのが学用品費、通学用品、新入学児童用品、修学旅行費、給食費

ということで、こちらについては令和3年度の数字となっておりますが、その金額を各学年で給付をしているという形になりますが、修学旅行費につきましては、そちらに記載されておりますのが上限額となっております。精算後、その上限額より保護者負担が少ない場合は、少ないほうの金額、実費ということで給付する形となっております。給食費については、これ11か月分の数字となっておりますが、3月が調整月となっております、そちらのほうの数字を踏まえた上で、実費を給付しているという状態となっております。支給については、年3回に分けて給付をしているというもので、7月、12月、3月にそれぞれ給付させていただいているという形になっていきますので、ご報告申し上げます。

私の説明は以上となります。

委員長（渡邊勝衛君） 教育委員会のほうから報告がありました。大変ご苦労さまでございました。

（質疑をの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） それでは、質疑がありましたら。

7番（今井幸代君） 1点教えてください。

すみません、就学援助費で、修学旅行は上限額もしくは実費という形なのですが、けれども、小学校、中学校、実際にどの程度費用がかかっているのか。今コロナの状況もあるので、中学校は県内なので、今まで行っていた京都、大阪でしたっけ、比べれば費用は安くなっているのだと思うのですが、コロナ前の状況だとどの程度費用がかかっていたのか、もし分かるようであれば教えてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） コロナ前の金額に関しては、私のほう今把握できておりませんので、大変申し訳ございません。

（これ1人当たりだ。違う。1人当たりなんだの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） これ1人当たりの数字ですけれども、1人当たりの単価については、実費が幾らでしたか、今控えないので、すみません。

7番（今井幸代君） いや、単純に保護者の方が上限額を超えているケースも、もしかしたら小学校の佐渡なんかはあり得るのかなというふうに思ったので、修学旅行を就学援助で出している2万2,690円を超えた分が実際どの程度保護者の負担としてあるのかなという、その金額を知りたかったので、後で教育委員会にお邪魔しようと思うので、お願いします。

2番（品田政敏君） すみません、新入学児童、生徒だな、これの内容は分かりますか。学用品ということですが、お願いします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） こちらにつきましては、国で定めている基準額、
要は単価がございまして、その単価を用いている数字でございまして、内訳とい
うものが出ておりませんので、そちらの国の数字をそのまま運用させていただいて
いるという形になっております。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） なければ、教育委員会、ありがとうございました。

それでは、これより議案第24号、国民健康保険特別会計について説明をお願いい
たします。

町民課長（田中國明君） おはようございます。それでは、国民健康保険特別会計につ
いて説明をさせていただきますので、まず、最初に皆様のお手元にあります令和4
年度国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計当初予算参考資料をお出し
ただきたいと思っております。それから、予算書につきましては259ページをお開きい
ただければと思っております。よろしいでしょうか。それでは、最初に参考資料のほうで国
保のあらましのほうを説明させていただきます。まず、1点目の予算の概要であり
ますけれども、令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は12億6,800万
円で、前年度の13億400万円に比べまして3,600万円、率にいたしますと2.8%の減
額予算とさせていただいたところでございます。この減額になった要因としまして
は、新潟県が算定いたします保険給付費の減が主な要因でございます。それから、
予算委員会初日に条例の税率改正をさせていただきましたけれども、そのような関
係で減額になっているということでもあります。それで、令和4年度の国保の運営の
考え方につきましては、疾病の早期発見、早期治療を目的としました特定健診をよ
り受診しやすくするために健診費用の無料化を行いたい。これは概算で約60万円ほ
どあったのですが、まずそこを無料化をさせていただいて保健事業の充実を
図っていきたいということ。それから、令和3年度から実施しております歯科検診
事業の拡充ということで、令和3年度では40、50、60、70歳ということで10歳刻み
で実施をしておったのですが、その部分についてもう少し拡充をしたいというこ
とで、45、55、65の3つの世代を新たに追加をいたしまして、被保険者の健康増進
と併せて医療費の増大に対処できるような予算編成を行わせていただいたところで
ございます。

それで、下段の表になりますが、田上町国民健康保険被保険者の状況ということ
で、この数値については新潟県が算定した数値になりますが、まず被保険者数とい

うことで、令和4年度2,588人、令和3年度と比較いたしますと89人のマイナスということでございますし、1人当たり調定額につきましては、令和4年度9万2,800円、令和3年度9万5,900円ということで、3,100円の減ということで、これにつきましては税率改正による減ということでございます。

それで、1ページ目の一番下になりますが、基金の保有状況ということでありますが、これは令和4年2月21日現在の見込みということで、令和4年度、この先補正が何にもないとした場合に2億1,191万7,000円、令和3年度と比較いたしますと2,046万9,000円の減というような状況になる見込みであります。

それでは、歳入のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。2ページ目の表のところを御覧いただきたいと思っております。下段の表のところ。まず、国民健康保険税の関係であります。令和4年度予算額1億8,689万4,000円、令和3年度と比較いたしますと、1,387万6,000円の減ということでございます。これにつきましては、税率改正による減ということであります。

それで、予算書259ページのほうを御覧いただきたいと思っておりますが、まず1款1項1目一般被保険者国民健康保険税ということで、1節医療給付費分から3節介護納付金分までそれぞれありますが、まず1節医療給付費分現年度課税分につきましては1億1,875万8,000円、令和3年度と比較いたしますと1,230万7,000円の減額でございます。これについては、先ほど来申し上げておりますとおり、税率改正による減、それから被保険者数の減ということであります。これにつきましては、1,200万円のうち約800万円が先般条例改正をさせていただいたものの影響を受けるということでございます。それから、2節支援金分現年度課税分でありますけれども、4,894万4,000円ということで、対前年219万7,000円の減額ということであります。これにつきましては、被保険者数の減ということでございます。それから、3節介護納付金分現年度課税分であります。1624万8,000円、令和3年度と比較いたしますと57万6,000円の増額ということでございまして、これにつきましては被保険者数の増というような状況でございます。

それから、参考資料の2ページの県支出金の関係であります。令和4年度9億6,850万2,000円、令和3年度と比較いたしますと3,116万1,000円の減額ということでございます。これにつきましては、予算書260ページを御覧いただきたいと思っております。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金であります。1節普通交付金9億4,970万8,000円でありまして、令和3年度と比較いたしますと3,070万6,000円の減額ということであります。これにつきましては、保険給付費の

減によるものでございます。これについては、新潟県の提示に基づき予算計上させていただいているところであります。それから、2節特別交付金につきましては1,879万4,000円、令和3年度と比較いたしますと27万5,000円の微減というような状況でございます。

それから、参考資料2ページの繰入金の関係であります。令和4年度1億9,903万8,000円、令和3年度と比較いたしますと966万2,000円の増額ということになっております。これにつきましては、予算書260ページから261ページの繰入金のところを御覧いただきたいと思いますが、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の関係で、まず1節保険基盤安定繰入金の関係でございます。これ保険税軽減分であります。3,921万9,000円ということで、令和3年度と比較いたしますと433万9,000円の減額となっております。これにつきましては、税率改正を行いますので、その関係によりましてここは減になるということであります。2節につきましては、前年同程度の予算規模となっておりますし、3節についても同じ状況です。それで、261ページの5節財政安定化支援事業費繰入金1,800万円ということで、令和3年度と比較いたしますと300万円の増となっております。これにつきましては、実績に基づく増ということでありまして、田上町は、高齢者、65歳から74歳の被保険者の割合が総体の58%という状況で、これについては構成する年齢が高くなってきているということ、実質年々増えてきているということから、これについては実績に基づいて増額をさせていただいたというものであります。これについては、80%分交付税算入されてきてまして、20%分を一般会計で付け足して国保のほうに繰り入れていただくというものでございます。

それから、5款2項基金繰入金、1目国民健康保険財政調整基金繰入金の関係であります。2,047万4,000円ということで、ここが令和3年度と比較いたしますと1146万5,000円の増額ということになっております。これにつきましては、税率を引き下げますので、その不足分をこの財調から繰り入れるという状況でございます。

それから、参考資料の2ページの表の一番下のところ、分担金及び負担金関係であります。令和4年度ゼロということで、増減で59万9,000円の減額ということになっておりますが、これにつきましては、予算書の263ページを御覧いただきたいと思いますが、一番下のところ、バツ目ということで分担金及び負担金ということで、特定健康診査負担金ということで、ここは先ほど説明させていただいたとおり、令和4年度から無料というような形で対応させていただきたいということでバツ目ということになりますので、お願いします。基本料金800円、詳細項目500円

という部分を無料にしていきたいということであり、そのような形で受診率の向上対策を進めていきたいという考え方でございます。

それでは、参考資料のほうを1ページおはぐりいただきまして3ページを御覧いただきたいと思います。歳出のほうを説明させていただきます。予算書でいきますと264ページからになります。まず、総務費の関係です。参考資料のほう、令和4年度予算額692万5,000円、令和3年度と比較いたしまして41万4,000円の減額であります。予算書でいきますと264ページ、総務費の関係になりますが、ここにつきましては、国保の賦課徴収に関わる経費、あるいは国保連への負担金等を支出する項目でありますので、国保でいえば経常経費的な部分ではありますが、この41万4,000円の主な減額の要因につきましては、1款3項1目運営協議会費の関係で、国保の運協の視察を行っていたのですが、近年コロナの関係でなかなか出かけることができないというようなことで、今年度その予算を計上していないというようなことが主な要因となっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、参考資料、保険給付費の関係であります。令和4年度9億5,346万4,000円ということで、対前年度3,070万5,000円の減額でございます。これにつきましては、予算書266ページからになります。この保険給付費につきましては、平成29年から令和2年までの1人当たりの伸び率を基に推計をした数値が国から県に提示をされまして、それを基に田上町の給付実績を様々勘案し、算定した結果、減額となったということで、これについては県からの提示によるものであります。一番の要因は、被保険者数が年々少なくなっているというような部分が影響しているというふうなことで見ているところであります。

それから、参考資料のほう、国民健康保険事業費納付金の関係であります。予算書270ページから271ページになりますが、これにつきましては、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分ということで1億9,087万8,000円、令和3年度と比較いたしますと412万2,000円の減額ということであり、これにつきましては、県の提示によるものでありますけれども、減額の要因といたしましては、国から交付されます前期高齢者支援金が増額となっているというような状況。それから被保険者数の減により減額となったものでございます。それから、2節退職被保険者等医療給付費分ではありますが、68万7,000円ということで、令和3年度と比較いたしますと、60万3,000円の減ということで、これ令和2年度中に一般のほうから退職に振替したものが幾つかありまして、退職者療養給付費等の交付金が入り超過となっているために、令和4年度で精算させてい

ただくというものでありまして、令和2年度中に退職振替をした人数といたしましては2人ということで、人数が年々少なくなってきていますので、その関係で減額ということでもあります。

それから、3款2項後期高齢者支援金等分ではありますが、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分でありますけれども、6,989万3,000円ということで、127万4,000円の減額となっておりますが、ここは被保険者数の減によるものでございます。

それから、271ページの一番上、退職被保険者等後期高齢者支援金等分ではありますが、これについては令和4年度ゼロということで、退職分の滞納繰越し分が全て解消いたしましたので、その関係でここもバツ目になっている状況であります。

それから、4款保健事業費の関係でありますけれども、参考資料を見ますと、令和4年度予算額といたしましては2,172万6,000円ということで、10万1,000円の増額となっておりますが、これにつきましては、先ほど説明させていただきました、ある程度保健事業を推進していきたいということで、歯科検診の拡大ですとか、それらを行った関係で若干の増になっているということでもあります。

予算の概要につきましては以上になります。

それで、令和4年度国民健康保険の運営方針といたしましては、令和3年度に引き続きまして、1つ目として保険税の適正な賦課、それから保険税の収納率の向上、それから3点目として医療費の適正化、4点目として保健事業の推進というところを重点的に、また国保の運営を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

国保の関係につきましては、説明のほうは以上で終わらせていただきます。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願ひます。

7番（今井幸代君） すみません、1点お願ひします。

保健事業等を一生懸命頑張っ取り組んでいただいて、ありがとうございます。町のデータヘルス計画の中間評価ということで拝見させていただいたところ、様々な検診の周知等が課題になってくる、受診率向上に向けての周知が課題だというふうになっているのですけれども、令和4年度においてその周知の具体的な取り組みですとか、その辺り少しご説明願えるとありがたいなと思います。

町民課長（田中國明君） 昨年からでしょうか、未受診者勧奨とか様々そういったようなもので取り組んでいるところであります。人工知能を使ったものとか、あるいは

検診結果をより分かりやすくするために、様々な業者に委託しましてやっている部分もあります。そういうのも含めて令和4年度につきましては無料化というような部分もありますので、基本的には「きずな」あるいはホームページというふうな形になろうかと思えますけれども、広報していければなというふうに考えています。

7番（今井幸代君） AIによる勧奨というか、未受診者に対する周知等取り組んで、非常に先進的な取り組みだということで、県内でも評価をされているというふうに聞いています。実際に取り組んでみて、令和3年度からの取り組みだったと思うので、その効果がどうかということがすぐに出てくるものではないとは思いますが、1年間、令和3年度取り組んでみての感触を含めて、令和4年度、引き続き継続してこれらをやっていくことで期待できる効果といたしまししょうか、その辺り担当課としてどのように捉えておられるかお聞かせ願えますか。実際にその辺り利用してみてどうなのでしょう。

町民課長（田中國明君） 実際にその未受診者勧奨を1,500人程度に行って、3割程度増えているというような状況であります。細かい資料が今なくて申し訳ありませんが、それにつきましてはまた後ほど細かく説明をさせていただければと思えますけれども、そういうふうな形の中で、今度そういうような取り組みを連合会のほうで総体的にまたやっというふうな動きも実はあるというふうなことであります。今田上町単独でやっていますが、それらを全県一緒になってやっというふうな動きもあるというふうに聞いておりますので、様々そういった部分を活用しながら、今、今井委員が言われるような部分に対して対応してまいりたいと考えているところであります。

13番（高橋秀昌君） 令和元年に引き続き、新たに令和4年に引下げをするという、かつて10年間引下げを一切してこなかったということから見れば非常に大きな前進だと見ています。そこで伺いたいのですが、基金の範囲内での削減ということで、それでもまだなかなかほかの一般の中小零細企業の保険料から見れば高いわけですが、しかしながら、そうした中でも引下げをするということについては評価するのですが、条例改定のときに大体基金は6,000万円から1億円程度は確保しておきたいのだと。昔だったら2億円以上確保しておきたいというふうな話から見れば非常に基金はぎりぎりのところで頑張ろうという意思が伝わってきました。そこで伺いたいのですが、今回の案でも年度末、いわゆる令和4年の年度末の段階で2億円程度の基金がある、仮に残った場合ね、それはもう医療情勢などによって大きく変わるわけではあります、そういう場合でも今の条例改定のときに8年から10年間の引

下げを続けていくための財源として進めていきたいということでもありますので、途中で税率改定ということも考えられると受け止めてよろしいでしょうか。

町民課長（田中國明君） この先を見通すというのは、正直難しい部分もあります。といいますのは、今後社会保障制度改革等があり、50人規模の短時間労働者でも社保に入るといような、またそういう様々な問題もありますし、条例改正のときにもお話ししましたが、団塊の世代の方が、200人近い方がどんどん抜けていくといような、またそういう状況もあります。そういう状況も様々加味した中で、できるだけ財政運営を適正に行いながら、今高橋委員が言われるような部分、対応できるものがあれば、そのような方向も視野に入れた中で、国保の財政運営に努めていきたいということでもあります。なお、6,000万円程度あれば十分かなというふうな考え方につきましては、やはり今県が財政の主導的立場でいてくれる関係が一番大きいと思っていまして、そのような関係から、田上町でもし大規模な災害があった場合の減免等に対応するためには、その程度あれば何とかしのげるかなというふうなことでございますので、よろしくお願ひします。

13番（高橋秀昌君） 国保の世帯は一般に、ほかの社保などと比べれば所得そのものが非常に低い。しかし、一方で負担が大きいという。根本的には国自体が国庫で負担をするということをやめてしまっているというところが大問題なのですが、そういう中で国庫を増やすまでには時間がかかると思うけれども、引下げに大いに努力し続けてもらいたいということをお求めておきたいと思ひます。

11番（池井 豊君） せつくなので、ふだん聞かないようなことを聞きますけれども、国保加入者がどんどん減っていく傾向にあるのですけれども、国保に加入すべきなのに国保に加入していない人というのは把握しているのでしょうか。例えばフリーターだとか、ひきこもりで何か把握していないとか、そんなふうな人がいたりするのか、または学生から社会に出るところで何かずれがあつて加入し損なつたみたいな感じのところとか、そういう加入すべきなのに加入していないような人たちの状況というのは、把握できているのかどうかというのが1点。

それと、国保の中で業種別と言つたらいいかな、例えば農業者、自営業者、また学生とか、そういうふうな分類というのは大体把握しているのかどうか、そこら辺聞かせてください。

町民課長（田中國明君） 今池井委員が言われた1点目の関係ですけれども、基本的には国民皆保険でありますので、基本的にそういうことはあり得ないと。万が一、たまにそういうこともあるので、町としては国民年金等の記録を閲覧できるようにな

っていますから、それらから資格の確認等を行いましてチェックをしているというような状況であります。

それから、2点目の割合の関係でありますけれども、一応大まかなくくりの部分ではあります、例えば年金収入とその他所得の方が約34%、それから給与所得の方が35%、それから農業、営業所得の方が31%というような状況に、これ令和2年度の状況であります、そのような一応状況になっているということでもありますので、よろしくお願ひします。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、議案第24号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第25号、説明をお願いいたします。

町民課長（田中國明君） それでは、続きまして参考資料のまず4ページをお開きいただきまして、予算書でいいますと286ページをお開きいただければと思います。後期高齢者医療特別会計のまず予算概要でございます。令和4年度の後期高齢者医療特別会計予算の総額につきましては1億4,800万円、令和3年度当初予算額に比較いたしまして500万円、率にして3.5%の増額とさせていただいたところでございます。増額となりました主な要因につきましては、後期高齢者の被保険者数の増加によるものであります。見込み被保険者数としましては2,178人ということで、令和3年度の見込み被保険者から見ますと78人の増加という状況になっております。それから、これについては議会の初日に池井委員長のほうからも報告がありましたが、実は令和4年度保険料率の改定の年でありましたけれども、令和4年度は現行料率を維持するというような形で、医療財政調整基金剰余金の残高が60億円あるということから、各年30億円ずつ充てることで現行料率、要は税率を上げずに現行の料率で維持することができたということで、据置きとなったというような状況であります。後期高齢に係る大きなその制度改正については、予算とまた別の部分になりますので、後ほど説明をさせていただきたいと思ひます。

それでは、歳入の関係でございます。4ページの下の方の歳入の状況という表を御覧いただきたいと思ひますが、後期高齢者医療保険料ということで、令和4年度1億202万9,000円ということでありまして、増減が299万2,000円の増加ということであり、これについては、被保険者数の増による増加ということであり、これにつきましては、先ほど言いました78人増えるという関係でございます。予算書のページでいいますと286ページの1款1項1目、2目それぞれありますが、これに

については、1目の特別徴収、それから2目の普通徴収の部分で増減はこれありますが、これにつきましては、それぞれ現年分の特別徴収の率を80%で見ていたものを、令和4年度では83.15%に、それから普通徴収分については20%で見ていたものを、16.85%に見直したことによりまして、ここで増減が出ておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、参考資料のほうの繰入金の関係でございますけれども、令和4年度4,563万円、令和3年度と比較いたしますと200万8,000円ということであります。この主な増減の理由につきましては、主な内容のところに記載されておりますけれども、事務費繰入金の増ということと、保険基盤安定繰入金の増ということとあります。この事務費繰入金の増ということとありますけれども、これにつきましては、国の後期高齢医療の標準システムが改定になると。令和5年度で。その関係で、そのシステム改修に伴う事務費の増ということが1つ。それから、保険基盤安定繰入金の増であります。これにつきましては、広域連合の試算によりまして、田上町に至っては7割軽減対象者が増える見込みだというようなことで、それぞれ繰入金等が増になっているという状況であります。

それから、参考資料を1ページおはぐりいただきまして、5ページを御覧いただきたいと思いますが、歳出の状況という表のところを御覧いただきたいと思いますが、まず、総務費の関係でありますけれども、令和4年度100万6,000円ということで、16万3,000円の増額ということになっておりますが、これにつきましては、被保険者証を2回、令和4年度では郵送するというようなことで、これにつきましては、なぜ2回郵送するかといいますと、これまた後ほど詳細に説明しますが、医療費を窓口で払っていただく料金が2割負担になると。それが令和4年10月1日からということとありまして、その関係で所得が確定した後に再度また被保険者証を送る必要があることから、今回このような形でここが増えているということとあります。

それから、その下の後期高齢者医療広域連合納付金の関係であります。1億4,489万9,000円ということで、令和3年度と比較いたしますと501万4,000円の増額ということとあります。これにつきましては、保険料分納付金の増ということと。保険基盤安定負担金分の増ということで、被保険者数が78人増えると、見込みで、ということがありますから、それらが影響をしていくという内容であります。

それから、5ページ目の一番下、保健事業につきましては、令和4年度につきましても人間ドック費用助成金1万5,000円を継続をしていきたいということとあります。これについては、従来1万円広域連合から補助金をいただき、5,000円を一

般会計で負担していただきまして対応しておりましたが、広域連合のほう、この金額を6,237円まで引き下げております。その差額分については一般会計から負担をしていただいているという状況でございます。

後期の予算については、以上で説明のほう終わらせていただきたいと思います、6ページ目を御覧いただきたいと思います。主な後期高齢者医療に関する制度改正の状況になります。保険料率につきましては、今ほど説明をさせていただいたとおり剰余金を30億円ずつ各年充てるということで据置きということで、ここはよかったですのですが、その下の令和4年度の制度改正というところでございます。まず、①として、保険料の1人当たり賦課限度額が現行の64万円から66万円に引き上げられるという制度改正がなされるところであります。これにつきましては、国保についてもこれからそのような改正がなされるところでありますけれども、この2万円引き上がることで田上町で影響を受ける方が、広域連合の見込みでは1人いらっしゃるということでもあります。その方が今まで64万円だったのが、2万円余計に負担していただくという状況になるということでもあります。それから、②ということで、窓口負担割合2割制が導入されることによりまして、令和4年10月1日から一定以上の所得のある方、窓口負担割合3割の方はそのまんまという形になりますが、医療費の窓口負担割合が2割になるということでもあります。田上町の2割負担の対象となる方は、全体の被保険者のうち300人程度、14%の方が恐らく少し引き上がるだろうという見込みを広域連合のほうでは立てているということでもあります。では、どのような人がその2割負担になるのかというのが、一番下のところに表があるかと思いますが……その前に、すみません、何でこの2割負担が導入されるのだという理由についてであります、少子高齢化が進展し、令和4年度以降いわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始める中で、現役世代の負担上昇を抑え、国民皆保険を未来につないでいくことが喫緊の課題になると。このため、給付は高齢者中心、負担は現役中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく必要があるということでもあります。これ国が言っていることです。国では、令和2年12月13日に全世代型社会保障改革の方針が閣議決定をされ、令和3年通常国会におきまして、窓口負担割合の見直し等を内容とする改正法案が可決、成立をし、2割負担の導入が正式に決定したという状況でありますので、よろしく願いいたします。

それで、参考資料に戻っていただきまして、6ページ目の一番下の表を見ていただきたいと思います、まず1割負担の方というのは、課税所得が28万円未満の世

帯は10月以降1割になると。それで、現役並み所得者ということで課税所得が145万円以上の方及び同じ世代の方は3割負担、これは変わらないわけではありますが、その間に、まず課税所得が28万円以上の後期高齢者がいる世帯で1人だけの場合については、年金収入プラスその他の合計所得金額が200万円以上の方。それから2人以上の世帯、これは2人以上ですから、3人いても4人いてもこの基準は一緒になります。年金収入プラスその他の合計所得金額が320万円以上の方と。この部分が新たに令和4年10月1日から2割負担になるということでもあります。ただ、これ単純に2割になるかといいますと、そうではなくて、単純に窓口で4,000円支払っていた方が2割になれば8,000円になりますよね。ですけれども、そこはその増える分が3,000円を超えた場合は、3,000円を限度にお金を取るということでもありますので、本来2割になれば8,000円もらうところを7,000円ということ、そういう時限立法的な3年間、令和7年9月30日までそういうふうな措置を適用し、負担増の軽減を少し図っていきたいということで国のほう制度設計しておりますので、一気に4,000円窓口で払っていた方が8,000円に上がるかといったら、7,000円が限度になるよというようなことでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうの説明、簡単ではありますが、以上で終わります。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願ひます。

6番（中野和美君） 今の課長の一番最後の説明のところをもう少し確認させてください。そうしますと、では4,000円ではなくて2,000円負担が2割負担で4,000円になった場合といえどどういうふうにかえたらいいのでしょうか。

町民課長（田中國明君） それは4,000円に。上がる分としては本来倍になるのだけれども、倍になるのではなくて3,000円が限度だよということに。一定の計算式があるのです。

6番（中野和美君） では、そんなにかからないと思うのですけれども、6,000円かかっていた人は、倍の1万2,000円ではなくて9,000円ということ。ありがとうございます。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、議案第25号について質疑は終了いたします。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時15分 再開

委員長（渡邊勝衛君） それでは、再開いたします。

まず最初に、依頼された書類が提出されておりますので、その書類について説明をいただきます。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） おはようございます。保健福祉課の棚橋と申します。よろしく願いいたします。

はじめに、3月18日金曜日、2日目の日に資料提出を求められていたもの4点ございましたので、そちらのほうを今ほど机のほうにお配りさせていただきました。それぞれ1ページずつ、一つのものになっています。

まず初め、1ページ目ですが、田上町社会福祉協議会に対します補助金ですとか、委託料を一覧にしたものをとということでしたので、それぞれ、四角い表の中になりますが、4項目ありまして、一番上が先日ご説明申し上げました社会福祉協議会に対します補助金になります。あと、そのほか障がい者の関係ですけれども、相談支援事業の委託料ということでございますし、あと本日説明いたしますが、介護保険特別会計のほうで運営委託料、これはコミュニティーデイホームの関係であります。こちらの委託料。それから最後に生活支援コーディネーター事業の委託料ということで、この4種類が社会福祉協議会に対します補助金及び委託になりますので、よろしく願いいたします。

それから、今回その社会福祉協議会の補助金を減額させていただいたのですが、その減額に至った見直しの考え方をということでございましたので、一番下のほうに米印で記載させていただいております。それぞれ流れとしましては①、②、③ということで、このような経過ということで決めさせていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

それから、ページをはぐっていただきまして2ページ目をお願いいたします。こちらは、地域たすけあい事業につきまして、単価を4月1日から変えるということで、その単価の変った金額。それからあとボランティア活動の保険につきまして、無償ボランティアではないけれども、保険の対象になるかどうか確認をせよということでしたので、確認した結果をこちらのほうに記載させていただいております。まず、委託料の改正内容につきましては、右側がこの3月31日までの現在の単価になっておりますし、その隣が4月1日からの単価の内容となっております。中には、

新設ということで、ガソリン代がかかるような、そういった業務も追加ということで、金額を上乗せしたものを載せさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それから、下ですけれども、ボランティア活動保険につきましては、社会福祉協議会のほうに確認しましたところ、基本的には対象というのは無償ボランティアではあるのですけれども、その無償の定義といたしましては、最低賃金以下というのはボランティアの対象ということで確認をいたしましたので、よろしく願いいたします。

それから、続きまして3ページをお願いいたします。3ページのほうは、自殺者数の田上町の人数を明示せよということでしたので、こちら県の人口動態統計というものが町のほうにも参りますけれども、そこに県内各市町村の、令和2年ですけれども、令和2年の自殺者数ということで、一番下のところにそれぞれ市町村別の自殺者数が載っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、最後のページになりますが、4ページ目ですけれども、すみません、表題がなくて申し訳なかったのですが、高齢者のみ世帯数を明示しなさいということでしたので、こちらが田上町高齢者福祉計画、介護保険の第8期計画の中にあるものなのですけれども、高齢者のみ世帯というのを集計するのがなかなか大変なものでして、それで国勢調査のときの数字を使ったものをこの計画の中でも載せさせていただいております、その計画の中のページをそのままコピーいたしましてこちらに出させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（渡邊勝衛君） 今ほど4項目に対して説明がありました。

ただいま説明のありました件について質疑に入ります。質疑はありますか。

6番（中野和美君） 保険についてですが、ボランティア保険、調べてくださってありがとうございました。私もそれとても心配してまして、ボランティア団体に私も入っているわけなのですが、それに関連する同じNPOのメンバーなんかも、有償にしてしまうと保険が適用にならないのではないかと、いつもその辺で心配しているところがありましたので、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

1番（小野澤健一君） 私は、1ページ目の社会福祉協議会の件でお聞きをします。

注釈の一番最後のところに「積算の結果1,800万円より大幅に少ない額」とありますけれども、実際幾らで出たのか、これが1つ。

それから、この文章の最後のほうに「激変を緩和するため、令和4年度について

は1,800万円」というふうに記載がありますけれども、激変を緩和するためということになると、次年度以降もっと引下げ要求を、要求というか、引下げをしていくのかどうなのか、これらの方向性をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどのご質問ですが、積算した結果、約1,650万円くらいになりました。それで、令和3年度で約2,200万円だったものをそこまで下げると。さすがに大きな下げ幅ということで、協議した中で今回1,800万円ということで決めさせていただいたものでありまして、次年度、令和5年度以降につきましては、町の方針としましては最終的には1,650万円というところを目指して行っていきたいとは思っているのですが、その辺もまた今後の社会情勢といいますか、社協の運営等も含めた中でよく注視しながら、また協議した上での決定ということになるということで、今のところそういった方向でいきたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 単年度でも社会福祉協議会に対して400万円余りの減額を行うというのは、率直に言ってもものすごい額なのだ。つまり、あなた方は社会福祉協議会が400万円無駄遣いしているという認定をしているのと同じなのです。しかも、社会福祉に関する現場の仕事を、今まで過去に町がやっていたのをみんな社会福祉協議会に出していったわけでしょう。その活動の中で増えたわけではないですか。役場の賃金よりはるかに低い賃金なのでしょう。ただ、私、これ単純にこんなことをして今後も下げていきますなんて言わないで、実際に下げる根拠を明確に示してもらいたい。いいですか。町長が言ったから、はい、なんかと単純に言うべきでないのだ。実際にどういうところとどういうところに無駄があったのか、ここは削られるからこうしたのだということを議会に明確に出さないで、ただ単に社協と協議をしまして社協がうんと言ったからやりますなどという。受け取る側は、あなたたちが出さないとすれば最後にうんと言わざるを得ないわけでしょう。それは実態を明確にすべきだと。こんな400万円も単年度で下げて、さらにまだ下げますなんていうのは絶対許すわけないと。そこ直してください。私が言っているのは、根拠を示ささいと言っているの。文書で。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） すみません。説明が足りず申し訳ありませんでした。基本的な町の考えといたしましては、ほかの補助金と同じように対象経費の3分の2、町の交付要綱の中で3分の2が基本的には補助金の上限ということになっておりますので、社会福祉協議会につきましても、ほかの補助金と同じように、まずその3分の2ということを経緯に考えということで、今回こういった経緯に至りま

した。根拠と申しますか、基準といたしましてはそこを考えたので、よろしく
お願いいたします。

13番（高橋秀昌君） それは、前のときにそう言ったわけでしょう。基準は3分の2な
のだから。では、その3分の2というのは一体何を指して言っているのか。そのこ
とで社協が十分活動できるのかと、そういうものを示さなければ駄目なのです。あ
なたはご存じだと思うのだが、歴史的には社会福祉協議会の会長って田上町長がや
っていたのだ。神田卓爾氏の町長のときに兼務することをやめてほかに移したわけ
だ。しかも、そこには理事会があって、評議会があって運営しているわけでしょう。
それは事務局長がいて全体を、事務を取り仕切るわけではないですか。その何が
多過ぎるのか。単純に3分の2で決めているのだから、3分の2をこういうものは
切りますよなんて誰でも言える、そんなの。官僚的に。大事な点は社会福祉協議会
が福祉の現場を担っているというところで、あなた方が下げるといふことの根拠を
明確にしろと言っているのだ。それを一気に3分の2が基準なので下げますなんて
いうのは、事実上、役場が社会福祉協議会の活動を切るのと同じではないのですか。
それとも、社会福祉協議会は今まで事務局長なんか非常に強くてお金を出し過ぎ
ていて、無駄があったということなのですか。その根拠を示しなさいと言っている
の。文書で。分かる。そうでないとそんなのとでも認められないよ。

副町長（吉澤深雪君） 前にもお話ししましたが、社会福祉協議会の決算内容等を見た
中で、ここまでは大丈夫ではないかということで、お願いしてきたということであ
りますので、今日というわけにいきませんので、また改めて資料等を用意した中で
提出したいと思います。

13番（高橋秀昌君） いいですか。社会福祉協議会の決算状況を見たら1,600万円まで
下げることができるとあなた方踏んだのでしょうか。600万円も無駄があったとい
うことになるでしょう。しかしながら、今回そこまではやらないよと、取りあえず
1,800万円で何とか収めたよということになるのですか。だから、私は、では具体
的に中身を示しなさいと。本当にこうやって社会福祉協議会の補助金をどんどん減
らしていいのかということ、議会の皆さんも、いや、これなら町の町長の言う
とおりではないかという、そういう根拠を示してくれと言っているのです。安易に3
分の2だから削るなんて認めないよと言っているのです。大問題だ、400万円も削
るなんて。単年度。

（委員長、整理しての声あり）

委員長（渡邊勝衛君） 暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 再開

委員長（渡邊勝衛君） 再開します。

副町長（吉澤深雪君） まず、口頭でお話しさせてください。資料については、これからまた整理した中で、お話ししたいと思います。

まず、令和2年度の社会福祉協議会の決算を見る中で、まず事業安定積立て資産ということで、いわゆる積立金が2,000万円あります。2,051万5,000円ありました。令和2年度末ですね。それ以外に、令和2年度の決算として、法人全体としては906万1,000円の利益があったと。こういう中であるのであれば、このぐらいいけるだろうということで、お願いをしてきたということであります。

委員長（渡邊勝衛君） すみませんけれども、副町長、今ほどのものを書類で提出できませんか。その前にこれから議案第26号とか議案第27号を進めておりますので。

13番（高橋秀昌君） 社会福祉協議会は、相当前から独立経営体にならねば駄目だと言われて、場合によっては潰れる社協もあるのだよという話を私聞いているのだ。それは、これまでの首長、いわゆる田上町長が社協の会長をしているものをやめて別な人を立てるといふ、そこから始まったのだ。それで、私はそのときにその理事の一部から聞いたのだが、これは、それ自体を否定しないけれども、今後は社会福祉協議会でも全国で潰れるところもあると。つまり、自治体が支えていかなければ、その社会福祉協議会やっていけないのだと話聞いているのです。だから、社会福祉協議会は少しでもお金を残して基金としてためるといふのは普通なのです。田上町だってそうでしょう。国がどんなことを言うてくるか分からないから、基金をためて、いざというときには使うようにすると。それは同じでしょう、考え方。だとしたら、その基金をためる何が、どこに無駄があるのかも明確にして、全議員がこれならやむを得ないでしょうと言えようようなものを出してもらいたい。そうでなくて、ただ基金がいっぱいあるから、利益がいっぱいあるから駄目だなんていったら、田上町、年度末になったら2億円の基金があるわけでしょう。あれ駄目だと、使い方を考えると、否定することになるではないですか。そう言いたいよ。だから、分かるように、これ副町長の言うことも一理あるなというのを出してもらいたい。口頭ではないのだ。文書を出すのだ。資料。

副町長（吉澤深雪君） すみません。内部的な資料なのでありますが、どういうふうに判断したかという資料を配付し、説明したいと思いますので、しばらく時間いただ

けますか。

委員長（渡邊勝衛君） 委員、いいですか。今ほど副町長から話があったわけですが、委員の方、いいですか。

（はいの声あり）

（午後一でね。議事終わってからねの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） そうそう、終わってから。

8番（椿 一春君） 私、これ関連してなのですが、今3つの委託事業があるのですが、この今のも開始された年度をまずお聞きしたいです。相談支援業務が平成何年から始まった事業、運営のコミュニティーデイホームが何年から、生活支援業務が何年からというのをおのおの、開始された時期を教えてください。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） すみません、今持ち合わせておりませんので、後ほど併せてご報告をお願いいたします。

8番（椿 一春君） それでは、これ金額が、委託業務が、生活支援コーディネーターなんかも4年ぐらい前から開始されたものだと思いますし、相談支援事業なんかも4年ぐらい前。運営委託のコミュニティーデイホームがこれ私は何年ぐらいか分からないですけれども、近年委託された事業が多いかと思います。それで、実際にこの委託の事業費で向こうに委託料がたくさん行っているけれども、向こうにそれだけの人員が増えてやっているのか、今日も後で質問しようと思っているところあるのですが、生活支援コーディネーター600万円行くようになっているのですけれども、実際は社協の人は1名で、何かどういう方向性をつけるかという会議がありましたけれども、その会議だけのもので600万円使っているのです、毎年毎年どのようなことをしているのかを聞いているのですが、実際にここにかかる委託料に見合ったような人件費がかかっているのか。ただ委託料が増えて、それらが使い切れないから総体的に余ったという見方をされたのか。その辺が分からないというところで、それで社会福祉協議会の補助金が減っても大丈夫なのかなというところの見方もあるのですが、それともう一個、康養園の指定管理、あれ康養園が事業やっているのです、そこで最近ですけれども、利用者が順番待ちをしているぐらい忙しいというところで、そういった康養園の収益が上がっていて、上がっているから委託料を減らしても大丈夫なのかという、そういうところが知りたいのですが。一緒に、では資料出してくれるか、もし分かったらお教えてください。

（何事か声あり）

8番（椿 一春君） 1点は、業務の委託料が近年3事業社協のほうと契約を行って

ますが、そこに見合った分の人員が増えてこの委託料が消化されているのでしょうか。

それで、生活支援コーディネーター、これ4年ぐらい前からやっているのですが、調査、調査ということで具体的な動きがないように私は今感じているのですが、それで600万円の委託料を払われているようになっていたのですが、これでも予算が余っているから、補助金のほうを減らしても大丈夫なのかというふうに考えているのか、そういったところが知りたいのと。あとは指定管理で行っている康養園の委託料、事業収益ですね、そちらがとても高くなっているから補助金を減らして大丈夫なのか、そういったところを教えてください。

副町長（吉澤深雪君） 整理します。すみません。まず、相談支援というのは、これ相談者の相談支援であります。これみんなそれぞれ別々の目的があって、それぞれに応じて委託料なり補助金等ありますが、支出しているということでもあります。相談支援については、今後議会のほうにまた、新たなメンバーが入ってからご相談させてもらいたいというふうに思っていたのですが、大分スタッフのほうが疲弊している関係もありまして、またお願いしなければいけないなと実は思っていました。今の体制ではもうとても無理だというふうなことで、3月に入ってからそういう相談を受けたものですから、今後、新年度が始まった後でまた協議させてもらいたいということでもあります。相談支援のほうは、障がい者の関係はかなり大変な状況なものですから、スタッフを増やさなければいけないなと思っております。

それから、その下の2つ、コミュニティーデイと生活支援については、これから審議していただく介護保険の中で、それぞれ受けていきたいなというふうに思っておりますので、特に最近増えたというわけではなくて、それぞれの委託料、経費等、スタッフの、コミュニティーデイというのは有償ボランティアの関係でやっているものですから、その辺で特に人数を増やすとかそういうわけではなくて、それぞれ見合う形の委託をしているようなことでもあります。生活支援については、おおむね1人、また詳しい話はこの後の介護保険で説明しますので、その後またご質問を受けたいと思います。康養園については、確かに数年前、10年ぐらい前はかなり利用者が減っていて厳しいという話でいろいろお話を受けていましたが、近年は今度大分利用が今、順番待ちですか、というふうなことで、施設の不足のある関係で今はやっているというふうなことで、実はその中で、前はお荷物な状態だったのですが、今はこれがかなり社会福祉協議会の稼ぎ頭にもなっているのですが、それらも含めて今、椿委員の言うとおりに、大分そういう意味では社会福祉協議会全体として

の経営は、今好転しているというふうな状況というのは確かにあります。よろしいですか。

以上であります。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） なければ、これで次の議案第26号に進みたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、議案第26号、訪問看護事業特別会計について説明をお願いいたします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） それでは、訪問看護事業のご説明を申し上げます。

予算書297ページのほうをお願いいたします。あわせて、保健福祉課のほうで当初予算参考資料ということで、訪問看護事業特別会計と介護保険特別会計が一緒になったA4の2枚つづりの参考資料ということでお配りしておりますので、こちらのほうもよろしくをお願いいたします。

それでは、297ページですが、令和4年度田上町訪問看護事業特別会計予算です。歳入歳出それぞれ4,100万円と定めるものでございます。令和3年度当初予算と比較いたしまして200万円、5.1%の増額とさせていただきました。この訪問看護事業につきましても、病気や障がいなどがあっても住み慣れた家で暮らしたい、人生の最期を自宅で迎えたいという方たちの生活の場、つまり自宅のほうへ看護師が訪問いたしまして、医師の指示の下、看護を実施するものでございます。看護師のほうで病状の観察、在宅療養のお世話、薬の相談ですとか指導、それから医師の指示による医療処置、ご家族への介護支援、相談、ターミナルケアなどを行っておるものでございます。

それでは、302ページのほうをお開き願います。302ページ、歳入のほうに入らせていただきます。まず、この訪問看護事業を大きく言いますと、訪問看護師が在宅のほうにお伺いしまして、その訪問看護を提供いたします。その提供に対して、利用のご本人からの利用料、それから医療保険ですとか介護保険のほうからの保険給付ということで、それが収入になって、それを人件費のほうに充てて行っているというふうな、大まかに言いますとそういった事業になっておりまして、歳入の1款が訪問看護料になりますが、こちらにつきましては、医療保険分、医療保険から入る部分と、医療保険に対しての1割ですとか3割の自己負担がありますけれども、そういった利用料ということでいただくものになりますし、その次の2款のところに介護給付費とありますが、こちらが介護保険のほうで利用した訪問看護というこ

とで、介護保険のほうからの給付、それから介護のほうの利用料ということでご本人のほうからいただく、そういったものが歳入になっておりますので、よろしくお願いたします。

1款1項1目療養費につきまして、令和4年度予算891万円、令和3年度比で12万円の減額となっておりますが、こちらは医療保険、保険証ですね、保険のほうから7割、保険から入って7割ですとか、後期高齢ですと9割とか、そういった部分が収入として入ってくるものになっておりまして、それが891万円。

それから、2目のほうに利用料ということですが、こちらが医療保険7割、保険のほうから出ますと3割自己負担になりますけれども、その3割分ですとか、後期高齢ですと医療保険から9割出ますので、その残りの1割分がご本人の利用料ということで、その利用料をいただいたものがこちら、基本利用料ということで、209万1,000円ということで計上させていただいております。令和4年度につきましては、月90件、年間で1,080件を見込ませていただきました。令和3年度につきましては、この医療保険分、1款のほうにつきましては月100件、年間1,200件で見えておりましたが、この医療保険のほうは若干少なくなっているということで見込ませていただきまして、次にご説明いたします2款介護給付費のほうで増を見込みまして、トータルで若干件数は増ということで見込んでおります。

2款1項1目居宅介護サービス費、令和4年度予算2,361万3,000円、対令和3年度比で138万3,000円の増額を見込みました。こちらは、今ほどご説明申し上げましたように介護保険のほうから9割、介護保険は今、自己負担額が1割とか2割というものもありますので、8割という方もいらっしゃるかもしれませんが、保険給付のほうから9割をいただくものです。こちらは、月290件、年間3,480件ということで令和4年度は見込みました。予算の参考資料のほうにありますけれども、令和3年度につきましては月275件、年間3,300件ということで見込んでおりましたので、若干の増を見込んでおります。

次、2款2項1目です。利用料。こちらが介護保険の自己負担分になりますが、令和4年度264万6,000円、対令和3年度比で15万3,000円の増を見込んでおります。

それから、次のページ、303ページをお願いいたします。4款まで飛んでいただきまして、4款繰入金、1項1目繰入金です。令和4年度予算272万5,000円ということで、令和3年度比172万5,000円の増額を見込みました。こちらにつきましては、訪問看護事業財政調整基金の繰入金ということで、財源調整のための繰入れとなります。参考までに、令和4年度当初予算で作成いたしました272万5,000円を繰り入

れた後の基金残高が約1,600万円ほどとなりますので、よろしくお願ひいたします。

あとは、歳入のほうは例年どおりとなっておりますので、歳入につきましては以上でお願ひいたします。

続きまして、ページをはぐっていただきまして305ページ、歳出のほうをお願ひいたします。歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、令和4年度予算3,988万6,000円ということで、令和3年度比229万2,000円の増額をお願ひするものです。右側のほうの説明欄のほうでご説明申し上げますが、まずこちらの事業としましては訪問看護事業です。この訪問看護事業につきましては、訪問看護師職員4人分の人件費ですとか、あと訪問の際に使用します衛生用品、それから訪問の際に利用します訪問車の維持管理費等を計上しております。対令和3年度比としまして、この訪問看護事業3,098万6,000円ということで、対令和3年度比143万9,000円の増額となっております。その主な要因といたしましては、職員の定期昇給ですとか、あと住居手当ということで、職員の引っ越しの関係で住居手当が50万1,000円の増額になっているものすとか、あとページをはぐっていただきまして306ページ、この訪問看護事業の一番最後になりますけれども、27節繰出金141万7,000円ということで、一般会計から繰り出しをしていただいておりますが、こちらにつきましては、例年、保健福祉課長の人件費、訪問看護のほうに係る部分ということで、案分いたしますと1割相当分、それから訪問看護ステーションが入っております保健センターのほうの光熱水費ということで、その維持管理費のほうを一般会計のほうで繰り出しておりますので、そちらが141万7,000円ということで、こちら若干、15万円ほど維持管理費等の関係で増となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、その次の事業、訪問看護その他事業です。こちらにつきましては、訪問看護を行うに当たりまして、正職員4名だけですと訪問が不足しておりますので、会計年度任用職員ということで、訪問看護師5名、それから事務補助員ということで1名お願ひしておりますので、その合計6名分の報酬。それからあと、令和3年度も訪問車ということで大分古くなったものを1台購入させていただいたのですが、令和4年度につきましても、やはりもうエアコンも効かないという車が1台ありまして、修理もお金がなかなかかかるとということで、307ページ、17節ですけれども、備品購入費、庁用自動車ということで120万円、1台分、軽自動車分を計上させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、2款、3款、4款につきましては例年どおりとなっておりますので、説明

のほうは以上とさせていただきます。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、議案第26号について質疑は終了いたします。

続きまして、議案第27号について説明をお願いいたします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 続きまして、介護保険のほうをご説明申し上げます。

予算書321ページのほうをお願いいたします。321ページです。令和4年度田上町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ14億2,600万円と定めるものでございます。令和3年度当初予算額と比較いたしまして2,100万円、1.5%の増額とさせていただきます。この介護保険事業につきましては、介護保険法に基づく介護保険サービスによる適正な介護給付、総合事業の実施、それから要介護状態にならないよう介護予防や認知症予防等に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの推進に引き続き努めてまいります。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。328ページのほうをお願いいたします。328ページ、歳入のほうです。まず、歳入、1款保険料ですが、この保険料につきましては、第8期介護保険事業計画の令和4年度が2年度目になりますので、よろしくをお願いいたします。1款1項1目第1号被保険者保険料ということで、令和4年度2億9,769万2,000円で、対令和3年度比で33万2,000円の減額予算とさせていただきます。1節現年度分特別徴収保険料2億8,282万5,000円ということで、特別徴収、年金のほうから天引きをさせていただくほうの保険料になりますが、こちら全体の94.8%分ということで見込ませさせていただきました。それに対しまして、2節現年度分普通徴収保険料1,473万7,000円ということで、こちら天引きではない口座振替ですとか、現金納付による普通徴収になりますが、5.2%分ということで見込ませさせていただきました。全体といたしましては、高齢者の数は多くなってきてはいるのですが、当初見込んでいたよりも令和3年度中にお亡くなりになった方が割と多くて、介護認定者自体もそうなのですけれども、思っていた数字ほど認定者等が伸びなかった関係もありまして、保険料のほうも若干ですが、減額ということで今回計上させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、2款使用料及び手数料につきましては例年どおりとなりますので、割

愛させていただきます、3款国庫支出金のほうをお願いいたします。この国庫支出金につきましては、介護保険の財政としまして、全体の給付に対しまして公費が50%、それから保険者の方から負担していただくものが50%あるのですけれども、その公費の50%のうち約25%分が国、それから残りのその半分、12.5%を県、それからまたその残りの12.5%が一般会計のほうから負担していただくというようなものになっておりまして、その25%分、国庫分がこちらの3款のほうに計上させていただいております。3款1項1目介護給付費負担金につきましては、2億3,687万1,000円ということで、対令和3年度比341万5,000円の増額予算とさせていただきました。こちらにつきましては、歳出のほうで介護給付費を見込んだものに対しまして、それぞれ負担割合でということに計上させていただいております。

それから、次のページに移りまして、3款2項1目調整交付金ですが、こちらにつきましては、おおむね国のほうで、全国の財政力等によって不均衡が生じないように、後期高齢者への加入率ですとか、あと所得段階別の被保険者割合数を全国一律に近いような形になるようにということに調整をした中で、調整交付金ということで交付されるものです。対令和3年度比で118万5,000円の増額を見込ませていただきました。

それから、続きまして2目地域支援事業交付金のうちの介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、914万2,000円を見込ませていただきました。こちらにつきましては、また後ほど歳出のほうでご説明申し上げますが、主に歳出の3款1項と2項のほうの事業に対しまして25%分ということで、その負担割合で見込ませていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

それから、その次、3目地域支援事業交付金のうちの介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援分ということで、こちら447万3,000円ということで、こちらはその負担割合が多くなっていて、国のほうで38.5%分を見ていただけるのですが、こちらは歳出のほうでいいますと3款3項ですとか4項、そちらのほうの項目がこちらのほうに該当いたします。

それから、4目保険者機能強化推進交付金200万円ということで、先ほどの令和3年度の実績から同額を見込ませていただきました。

5目介護保険保険者努力支援交付金につきましても、同様に実績から同額を見込ませていただきました。

続きまして、4款支払基金交付金です。この支払基金交付金につきましては、40歳から64歳の方に医療保険の保険料をいただくときに介護保険料分ということで、一

緒に納めていただいているのですけれども、その納めていただいた分を支払基金のほうから介護給付費交付金ということで、第8期計画につきましては27%分の負担になりますけれども、それを保険者のほうにいただくようなお金になっておりますので、よろしく願いいたします。令和4年度につきましては、3億6,687万1,000円ということで、令和3年度比572万4,000円の増額を見込ませていただきました。

ページをめくっていただきまして、4款1項2目地域支援事業交付金につきましても、支払基金交付金の負担割合27%分ということで、987万3,000円を見込ませていただきました。

続きまして、5款県支出金です。こちらにつきましても、先ほど3款国庫支出金のほうでご説明申し上げたものの県負担分ということで、1目から次の5款2項のほうまで、それぞれ負担割合分ということで見込ませていただきましたので、よろしく願いいたします。

それから、次、331ページに移っていただきまして、下のほう、6款飛ばさせていただきますまして、7款繰入金です。1項1目介護給付費繰入金ということで、こちら一般会計からの繰入れとなりますが、1億6,984万9,000円を計上させていただきます。こちらにつきましても、一般会計からの分ということで、12.5%分を見込ませていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以下、その次、2目地域支援事業繰入金、それから3目地域支援事業繰入金、それからページをめくっていただきまして4目低所得者保険料軽減繰入金、この4目につきましては、1,248万5,000円ということで計上しておりますが、保険料の第1段階から第3段階の低所得者の方に対しまして、消費税の財源等を使って保険料の軽減制度ということで国のほうで創設されましたが、その分を一般会計のほうで繰り入れて、一般会計からその分を繰り出すものになっておりますが、計上しておりますので、よろしく願いいたします。

それから、5目その他一般会計繰入金ということで996万4,000円ですが、こちらは後ほど歳出のほうで、歳出の1款が事務費に係る部分の歳出となりますけれども、その事務費分を一般会計のほうから全額繰り出していただくものとなっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金1,376万6,000円、対令和3年度比423万4,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、財源調整のための不足分を繰入れをするものでして、この当初予算の繰入れを行った後の基金残高といたしましては1億7,140万円ほどとなりますので、よろしく願い

たします。

以下、8款、9款につきましては例年どおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、歳出のほうに入らせていただきたいと思います。334ページのほうをお願いいたします。歳出の1款総務費です。1款総務費につきましては、介護保険特別会計の運営に係る事務的な経費を計上しているものでして、全額を一般会計からの繰入れで賄っていただいているものとなっております。1款1項1目一般管理費401万5,000円をお願いするものです。右側の説明欄ですが、一般管理費ということで、こちらにつきましては、介護保険の運営協議会の委員の経費ですとか。あと12節委託料のところの2番目の項目に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託料。それからその下に在宅介護実態調査業務委託料ということで、それぞれ91万7,000円と57万8,000円を計上させていただいておりますが、介護保険事業計画が3年に1回作成となりますが、令和5年が作成の年になりまして、その作成の前の年に実態調査、アンケート調査等を行いまして計画作成のための資料とする、その3年に1度の調査を行う、全国的に行うのですけれども、その調査を行う年がもう令和4年度となりますので、こちらにそのアンケート調査を行うための委託料ということで計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次、335ページのほうをお願いいたします。1款2項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費です。184万8,000円ということで、前年同額を計上いたしました。こちらにつきましては、説明欄ですが、介護認定審査会費ということで、介護保険を使うに当たりまして、介護度を出すための審査会というものを月に2回行っております。その2回行うための委員の経費ということで、計上させていただいておりません。

それから次です。2目認定調査等費412万1,000円をお願いするものです。説明欄ですが、認定調査等費ということで、こちらその認定調査を行うに当たりまして、11節役務費、手数料ということで、審査会にかけるためにはお医者さんのほうから主治医意見書というものを書いていただくのですけれども、その主治医意見書代、手数料ということで311万3,000円。それから、一番下のところからになりますが、12節委託料67万1,000円ということで、施設に入所している方ですとか、あと居宅事業所のほうに認定調査をお願いする分の経費ということで、こちらに計上させていただいております。

では、ページをめくっていただきまして336ページです。今度2款のほうに入り

ます。2款保険給付費ですが、この保険給付費が介護保険の一番大きな部分、本体の部分になりますが、介護保険サービスに係る保険給付費でして、この2款1項介護サービス等諸費、その1項が要介護1から5の方の経費になりますし、ページ先に行きますけれども、340ページ、2款2項介護予防サービス等諸費、この予防と入るところが要支援1、2の方の経費ということで、1項と2項でそれぞれ要介護者と要支援者の経費ということで分かれておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、336ページに戻っていただきまして、2款1項1目居宅介護サービス給付費5億1,100万円ということで、前年同額を計上いたしました。こちらにつきましては、居宅、在宅の方のサービスということで、ヘルパーですとか、あとショートステイの利用に係るもの、あと先ほどの特別会計の訪問看護を利用するそういったものの経費を見込ませていただいております。

次、2目地域密着型介護サービス給付費6,600万円ということで、令和3年度比300万円の増額を見込んでおります。こちらにつきましては、町内でいいますと小規模多機能型居宅介護サービス、それから認知症グループホーム、そういったところの利用料のほうを、利用といいますか、サービス給付費のほうをこちらで見込ませていただいております。

それから、次のページです。3目施設介護サービス給付費6億2,000万円ということで、2,000万円の増額をお願いしております。こちらにつきましては、町内でいいますと特別養護老人ホームですとか、あと老人保健施設ということで、施設給付に係るサービス費のほうを見込ませていただいております。

ページをめくっていただきまして、338ページ、4目居宅介護福祉用具購入費170万円をお願いするものです。こちらにつきましては、在宅の生活をされる上で必要となる福祉用具、例えばポータブルトイレですとか、あと入浴補助用具などの購入の補助ということで見込ませていただいております。

続きまして、5目居宅介護住宅改修費450万円ということで、同額を見込んでおります。こちらにつきましても、ご自宅のほうの改修ということで、段差改修ですとか、あと手すりの設置工事等、そういった経費のほうを見込ませていただいております。

次のページに移っていただきまして、6目居宅介護サービス計画給付費5,700万円、前年同額を見込みました。こちらにつきましては、介護サービスを使うに際しましてケアマネジャーが皆さんつかれて、そのケアマネジャーがサービス調整です

とか、計画のほうを作成するのですけれども、そのケアマネジャーの経費ということで、こちらのほうで見込ませていただいております。

ページをめくっていただきまして、340ページです。ここからは2款2項介護予防サービス等諸費ということで、要支援者の経費となりますが、それぞれ1項と同じように、2項につきましても1目、2目、3目、4目、5目と同様の内容でそれぞれ見込ませていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、343ページの下のほうをお願いいたします。2款3項その他諸費です。このその他諸費につきましては、1目のところに内容がありますが、審査支払手数料ということで、今ほど説明申し上げましたそれぞれの介護給付費の支払いにつきましても、国保連合会を通じて請求があつて介護給付費をお支払いしますが、その際、国保連合会のほうに審査支払手数料ということで必要になりますので、そちらをこの3項のほうで計上させていただきます。

それから、次、ページをはぐっていただきまして344ページです。今度2款4項です。高額介護サービス等費ということで、こちらにつきましては、その利用料につきまして、一月ごとに支払った利用者負担というのを見まして、その一月ごとの合計額が負担の限度額を超えた場合に、その超えた部分をお戻りする、支払うといひますか、お戻りするための経費をこちらのほうで計上しております。1目のほうは高額介護サービス費になっておりますし、2目のほうは高額介護予防サービス費ということで、1目が要介護者、2目が要支援者ということでそれぞれ経費を見込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

それから、345ページ、今度は下のほうをお願いいたします。2款5項です。こちら高額医療合算介護サービス等費ということで、こちらは今介護保険の特別会計になるのですけれども、介護保険のほかに医療保険というのも皆さんお使いになっておりまして、そうした場合に、1年間に自己負担額、介護保険と医療保険のほうを合算しまして、その合算したものが限度額を超えた場合に、その超えた部分をお支払いといひるか、お戻りするその経費をこちらの5項のほうで計上しております。こちらにつきましても、1目と2目でそれぞれ介護サービス費と2目が介護予防サービス費ということで分けて計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次、347ページをお願いいたします。今度2款6項です。特定入所者介護サービス等費ということで、この特定入所者介護サービス費というのは低所得者の負担軽減制度でありまして、施設の居住費、いわゆる滞在費、それから食費に係る利用者の負担を軽減する制度になっておりまして、在宅のサービスになりますので、シヨ

ートステイの方も含まれますけれども、そちらに係る経費をそれぞれ計上させていただいております。こちらにつきましても、それぞれ1目が要介護の方について、それから2目が介護予防ということで、要支援者の方についての経費をそれぞれ計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

ページをめぐっていただきまして、348ページです。今度ここから3款地域支援事業費になります。この3款地域支援事業費につきましては、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するというふうな事業となっております。1目介護予防・生活支援サービス事業費です。3,303万9,000円ということで、対令和3年度比48万3,000円の減額を見込んでおります。右端説明欄ですが、まず訪問型サービス事業費ということで、いわゆる総合事業と言われるもの、認定を受けるか受けないかぐらいの方に対する訪問ということで、ヘルパーの費用等をこちらで見込んでおります。

それから、2番目のひし形ですが、通所型サービス事業費2,513万9,000円ということで、こちらの中の12節の2番目のところに運営委託料ということで、先ほどご説明した社会福祉協議会へのコミュニティーデイホームの委託料ということで、1,144万8,000円をこちらで計上しております。こちらにつきましては、中店にありますふれあいの家、それから原ヶ崎にありますくつろぎの家、こちらのほうの運営委託を社会福祉協議会のほうにお願いしております、それぞれ運営に係るボランティアスタッフへの支払いの経費ですとか、あと施設の軽微的な維持管理費、それからそれに係る事務職員の経費ということで、その2名分なのですけれども、丸々ではないのですけれども、そこに係る部分ということで、すみません、後ほど率を言いますけれども、2名分の何%分、人件費の何%分ということ合計したものを1,144万8,000円ということで委託料としてお願いしているものです。それから、次のページに移っていただきまして、18節960万円。通所型サービス事業費につきましては、通所に係るデイサービスのほうへ総合事業の認定を受けた方が使われるデイサービス等の経費をこちらで見込んでおります。

それから、その下、介護予防ケアマネジメント費ということで18節の150万円ですが、こちらは総合事業を使われる方のケアプランを作成する関係の経費ということで、こちらで見込んでおります。

それから、2目のほうをお願いいたします。2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援事業費）です。説明欄ですが、こちらが包括支援センタ

一の中に認定調査ですとかそういった業務をお願いしている会計年度任用職員、看護師1名の経費ということで、こちらのほうで計上させていただいておりません。

ページをめくっていただきまして、350ページです。下のところ、3款2項1目一般介護予防事業604万1,000円をお願いするものです。こちらにつきましては、説明欄ですが、まず介護予防普及啓発事業費ということで、この中に転倒予防教室、けんこつ教室ですとか、あと認知症予防教室、いわゆる元気はつらつ教室、それから7節報償費のところの一番下のところに通いの場サポーター養成事業報償8万1,000円ということで計上しておりますが、これ令和4年度から新しく取り組む事業となっております、内容を簡単に説明申し上げますと、地域における高齢者の居場所づくり、それから健康づくりのために今後住民主体の通いの場を立ち上げる必要があるというふうに考えておりまして、高齢者の生きがいづくりの支援ですとか、活動の場を創設するために、まずはその通いの場で活動するサポーターの養成を行う必要があるということで、町のほうで運動指導員、歯科衛生士、管理栄養士、介護予防アドバイザーなどから来ていただきまして、リーダーとなるような方にサポーターということで令和4年度は養成ということで行って、その後、今度そのリーダーの方が地域に行ってそういった考え方をどんどん広げていければいいなということで、令和4年度からそういった取り組みをしてみたいと思っておりますので、新規ということでもよろしく願いいたします。

それから、次のページ、351ページの12節委託料、一般高齢者事業委託料429万円ですが、ここにアクティブシニア教室ということで、スポーツ協会のほうに委託をして拠出を行っております額の経費をこちらで計上しております。

それから、その次、地域リハビリテーション活動支援事業費ということで、これ令和3年度からでしたでしょうか、それほど介護度の重くない方に対しまして、作業療法士がご自宅のほうに訪問いたしまして、運動の仕方ですとか、そういったのをアドバイスを行うということで、令和4年度もこちらの経費を計上させていただいております。

次に移りまして、3款3項1目任意事業費ということで、それぞれ成年後見制度利用支援事業費、それからページをはぐっていただきまして352ページ、認知症サポーター等養成事業費ということで、こちらにつきましても引き続き行っていきたいと思っております。

それから、2目在宅医療・介護連携推進事業費ということで、在宅医療・介護連携推進事業ということで、こちらも引き続き加茂市等と一緒にした中で、医療、

介護の関係者等が連携を取りながら地域として進めていくための事業ということで、引き続き行っていきたいと思っております。

次のページ、353ページ、3目です。認知症総合支援事業費53万2,000円ですが、右の説明欄に2つ事業がありますが、1つは認知症初期集中支援推進事業費ということで、お医者さんを含めた中でそういった認知症の初期の方に対してのアプローチということで行っていきたくと思っておりますし、それから2番目の認知症地域支援・ケア向上事業費ということで、例えば認知症の方ですとか、ご家族の方を対象に、いろんな話を聞いたりですとか、そういった場を設けるということで事業を行っております。

続きまして、4目地域ケア会議推進事業費です。こちらにつきましては、町ですとか介護事業者、それからケアマネの事業所ですとか、いろんな関係者が集まって情報共有しながら、また地域包括ケアということで、こういった形で進めていったらいいかということで、会議等を通じた中で意思疎通等を行っている事業となります。

ページをはぐっていただきまして、354ページ、5目です。生活支援体制整備事業費608万4,000円ということで、27万8,000円の増額をお願いするものです。説明欄のところにありますが、12節委託料ということで、生活支援コーディネーター事業委託料です。こちらは、先ほど椿委員のほうからお話のありました社会福祉協議会への委託事業ということで行っている内容、何年かやっているけれども、なかなか成果がということでお話ありましたが、毎年これたしかご質問いただいております、令和3年度事業の実績といたしまして、社会福祉協議会のほうから提出されているものとしたしましては、なかなか例えば新しいボランティアの体制が、新しいのができたというところはやっぱり令和3年度はなかなかなかったのですけれども、その中で社協として力を入れて行っているということで、大きく言うと2つ。1つがまず参加、つながりを持つための環境づくりということで、孤立させない、介護予防に取り組むということで、そういった環境づくり。それから、もう一つの視点が生活支援を行うための基盤づくりということで、ご近所を中心とした支え合い、そういった体制づくりをまずは進めて、そこに力を入れて進めていきたいということで、それぞれ例えば集いの場、通いの場ということで、社協のほうで関係してやっております地域のサロンの場ですとかそういったところに出向いて、区長、民生委員に、そういったつながりを持って孤立させない、そういったことができないかということで働きかけを実際令和3年度に行っておりますし、あとコロナの関

係で令和3年度はサロンを開催しない地区等もあって、なかなか思うようには進まなかった部分はあるのですけれども、民生委員、あとサロンのスタッフ等と連携しながら、自宅のほうにチラシをお配りしたりしながらということで、実際そういった取り組みをしております。それから、見守り活動の推進ということで、高齢者の孤立を防ぐために、老人クラブのほうと連携した中で、手を挙げていただいた単位老人クラブのほうに説明に伺いまして、そういったいろんな活動、こういったのがありますよということで周知に実際取り組みましたし、あと町民の方への協力依頼ということで全戸配布等を行った中で、進めてきているというふうに報告のほうをいただいております。それから、生活支援を行うための基盤づくりということで、助け合い、支え合い活動の普及ということで、地域たすけあい事業、そういったものが、地区は限られてはいますけれども、そういったものがありますので、こういったのありますよということで、社協、コーディネーターのほうからも、そういったものがあるということで、いろんなそういった会合、サロンですとか、いろんな場でまたお話をした中で、中店のほうで新しい会の立ち上げ準備をしているというような話も聞いておるところです。あとは、社会資源の可視化ということで、生活支援ですとか、あとこういう活動をしているという情報紙ということで、9月ですけれども、1回だけですけれども、全戸配布で今こういった活動がありますよということで情報発信をしたりとか。目に見えてこれという成果は確かにまだ出ていないといえますか、そういった部分があることはあるかもしれないのですけれども、そういった形で地道に活動というのは行っているところですので、よろしく願いいたします。

すみません、長くなりましたが、あとは、355ページ、356ページ、357ページにつきましては例年どおりのものとなっておりますので、説明は以上とさせていただきます。

委員長（渡邊勝衛君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 保健福祉課、日々の作業の業務のほう、本当に頑張ってくださいありがとうございます。今回この予算の中で、新しい予算の中で通いの場サポーター養成事業というのが350ページにあるのですけれども、今回、令和4年度は通いの場サポーターを養成するという事業にこの予算を、8万1,000円をお使いになるということでこの前保健師のほうに伺ったのですけれども、どんなふうになるの

かなと思って。それで、今回は養成するとして、その後、養成した方に、やはり無償ボランティアというわけにはいかないと思うので、費用弁償等は今後考えられているのかということをお尋ね1つしたいのと。それともう一つ、351ページの成年後見制度利用支援事業費というのがあるのですけれども、この成年後見制度、とてもいい制度だと思っていたら、家庭裁判所で家族以外の方が成年後見人になることが多くて、そうするとその方の資産を他人の、他人、司法書士だったりするわけなのですけれども、他人の方が管理してしまって家族が手を出せない、家族がその人の支援に誘導できないという制度になっていて不便が生じているということで、新しい法律ができて、家族信託という制度ができたそうなので、この家族信託ですと、もちろん家族がその方の公正証書をちゃんと作って、その方の資産をちゃんと運用する、もしくは信託制度と一緒に取り入れて、成年後見制度も取り入れたような形を取り入れて、うまくその方の資産を家族が運用できるという制度ができましたので、その辺の成年後見制度のデメリットの部分のカバーできるようになった家族信託ということを、今後支援していかれるのかどうかということがもし分かっていたら教えていただきたいのですけれども。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） まず、1点目のご質問の通いの場の次年度以降の報償等につきましては、今回サポーターということでまず養成しまして、その方たちから地域に入ってリーダーといたしますか、そういった形で進めていっていただきたいというふうに考えていまして、難しい部分もあるとは思っていますけれども、基本的にはそのサポーターの方が今度そこでリーダーとなって、町がお願いしてというよりも、今度その方自身がその地域でまたそういった形で介護予防等を進めていくということをお願いしたいというのを考えると。必ずしも報償等をお出ししなくても、逆に言うと、そういったのがなくても地域で率先して進めていっていただけるような形になれば、一番理想的かなというふうには私個人的には思っているのですけれども、その辺はまた令和4年度、サポーターの方から受講していただいて、いろんな話を聞いた中でということになるかなと思いますので、今どうかというのはお答えできないのですが、そういうふう考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、成年後見制度の家族信託についてなのですが、まず成年後見制度で、ご家族のほうで成年後見人になられるという場合は、ご家族がなることができますので、必ず家族以外の誰かが後見人になるということではないので、成年後見人として家族が利用できれば一番いい形かなと思いますし、先ほどおっしゃった家

族信託については、私も不勉強な部分はあるのですけれども、そういったのがあって、実際民生委員の定例会の中でも講師の方を招いて家族信託についてお聞きしたこともあるのですけれども、まだ私も全てを承知してはいないのですけれども、そういったいい制度があればまたそういったほうも利用をお知らせするという中でやっていけばいいなと思いますので、もうちょっと研究をしたいと思います。よろしくをお願いします。

6 番（中野和美君） ありがとうございます。通いの場のサポーター、ただサポーターにお任せするのではなくて、そういうサポーターの事業をするにしても多少の経費はかかると思うので、その辺のサポートもよろしくお願ひいたします。

それから、家族信託の制度なのですけれども、これ成年後見制度のデメリット部分はかなりカバーされて新しくできた法律ですので、この辺を支援の一部に加えていただいて、特に今認知症がとて多かたりするので、認知症になってからではもう自分で判断できなくなってくるので、その辺を家族がサポートする、管理するという、ちゃんとそれも公正証書を作るので、全くただ家族が何とかするということはないと思うので、その辺のメリットも加えて支援していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） ありがとうございます。研究してまいりたいと思います。

7 番（今井幸代君） 1 款総務費のあたりにかかってくる部分になるのですけれども、介護認定審査会、認定調査、この辺りに係る部分になってくるのだというふうに理解しています。町のほうで障がい者控除対象者認定証の交付をしておられると思います。おおよそ今、町の制度の中では、要介護 2 以上の方を対象にするような形になっているというふうに思いますが、要介護の認定を受けていなくとも、そのような状態にあるケースもあると思います。これ基準日が12月31日の状態で障がい者に近いような方に関しては、認定をして税控除を受けられるように認定証を町のほうが出すという制度だと思いますけれども、これ今町は要介護認定を受けている方に限定していると思いますので、これは医師の診断等を受けて、医師の意見書等をもってそういった審査対象にできるように、ぜひ事業の見直しをお願いしたいなというふうに思っています。なぜこういったことを言うかということ、介護認定というのは月 2 回ですよ。例えば、基準日これ12月31日なので、認定に間に合わない方であったり、例えば12月に入って急遽大きなけがをしてしまってそのような状態になってしまうケースもあると思います。そういった方、対象となる方を漏れないよう

にする形できちんと包括できるような形で運用していただけるように、しっかりと見直しをしていただいて、その周知も含めて対応できるように令和4年度からお願いしたいなというふうに思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどのご質問ですが、以前今井委員のほうからこういった制度があるよということで教えていただいたもので、ありがとうございます。それで、今現在は、町のほうでは要介護認定を受けた方を対象に、おっしゃったように障がい者控除の通知をお出ししていますけれども、これ調べてみますと、この辺、近隣では医師の意見書でというところはなかったのですが、全国的に見るとそういったところもありまして、国のほうから出ているものも、こういったのも例の、例というか、一つ例というふうに出ていましたので、また研究、確認を進めて対応できるように勉強したいと思います。

13番（高橋秀昌君） 今の今井委員の関連なのですが、これまでは介護度3で町長が認めたら障がい者認定を出すという制度になっているのだが、今度介護度2で医師の診断が要る。そんなことはないはずなのだけれども、どう。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 要介護度が1以上で、ただし認定調査の際の項目というのがありまして、障がいの自立度というのと認知症……そういう項目がありまして、これに該当すると、要介護1以上の方でこれに該当すれば障がい者……

（1以上でいいんだねの声あり）

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 1以上なのです。ただ、その項目、障がい自立度と、すみません、認知症自立度だったか、そういった2項目基準がありまして、それに合致していれば、要介護1以上の方は対象とすることができるのですけれども、ただそれ以外に、国のほうで出ている通知の中で、要介護度がなくても医師の診断書があればそういったのを市町村のほうの判断で出してもいいですというような通知というかが出ていたものでして、それ私ども分からなかったものですので、今そのお話しさせていただきました。

13番（高橋秀昌君） 町長の認定は要らないの。以前だと町長の認定が必要だったと。今はどうなの。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） すみません、説明が足りませんでした。今ほど言った基準を基に、それに該当しているということで町長が認めるということになりますので。

（町長の認定が必要の声あり）

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） はい。

2番（品田政敏君） 1つ、338ページ、介護の住宅の改修費がありますよね。この辺は何か今ほかの課にもサービスがある、いわゆる介護ではないですけども、リフォームとか何かというのではあるのだろうと思う。この違いはどういう、私も実はよく自宅で介護したことがあったのですが、全然そういうふうなアドバイスというか、もらえなかったものですから、これ通常の改修費用というのとどこが違うのかお聞かせください。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） こちら介護保険の中の制度になりますので、要介護認定、要支援でもいいですけども、要支援認定及び要介護認定を受けている方が使える制度になりますので、地域整備課のほうは介護認定を受けていない一般の方といたしますか、そういった方が使える制度だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、議案第27号に対する質疑は終了いたします。

本日の審査はこれで終了いたしました。

執行の皆様、お疲れさまでした。委員の皆さんはしばらくお待ちください。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時45分 再開

委員長（渡邊勝衛君） 再開いたします。

本日の審査報告ですが、質問数と総括質疑について副委員長から報告をお願いいたします。

副委員長（藤田直一君） ご苦勞さまでした。それでは、質疑、総括質疑の数についてご報告をいたします。

3月17日、質疑77、総括1。3月18日、質疑79、総括ゼロ。3月22日、質疑73、総括3。本日、質疑20、総括ゼロ。合計でございます。4日間、質疑249、総括4。

以上でございます。

委員長（渡邊勝衛君） ありがとうございます。

これで午前中終わります。

お昼のため休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時30分 再開

委員長（渡邊勝衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新潟日報社、三條新聞社より傍聴の申出があり、これを許可しますので、報告いたします。

午前中に依頼された令和2年度田上町社会福祉協議会の決算についてご説明をいただきたいと思います。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） それでは、私のほうから、午前中資料の提出を求められました田上町社会福祉協議会の補助金の削減の関係で、その根拠となった資料と内容ということで、お手元にA4の紙、表裏のものを1枚配らせていただきましたので、こちらに基づきましてご説明申し上げます。この資料につきましては、私どもが積算するに当たりまして使っていました内部的な資料でして、表題のところですか、そういったところ、すみません、そのまま出してありまして、令和2年度田上町社会福祉協議会の決算についてということになっておりますが、この決算内容に基づいて私どもが積算したものになりますので、そういった意味でこの説明資料そのままぴったり合わない部分はあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、中のほうに入らせていただきますが、まず参考としました資料につきましては、こちらに記載のとおり、社会福祉協議会のほうから頂きました財産目録から始まりまして、それぞれ法人の関係がずっとこちらに書いてある決算書、活動計算書等をお出しいただきまして、その内容を私どものほうで見させていただきまして、中を分析させていただきました。概要を説明申し上げますと、まず1番としまして積立金ということで、社会福祉協議会の事業運営安定積立て資産、財源調整のための基金に当たるものになりますが、そちらが令和2年度末で2,051万5,481円の残高があります。それから、それ以外に特定目的基金ということで、例えば車を買うための基金とか目的基金というものも別にございます。

2番としまして、拠点区分ごとの収支ということです。社協の中で部門が幾つか分かれておりますが、まず、(1)番で法人運営事業拠点区分ということで、こちらが今回私どもが田上町社会福祉協議会への人件費の補助ということで出している法人部門、総務的な部門になりますが、そちらの令和2年度につきましては、収支としてマイナスの818万8,158円の収支でした。それに対しまして、社協の中でほかのいろいろな会計がありますので、ほかの会計から拠点区分間繰入金収益というこ

とで1,150万円。その内訳としましては、2つありまして、1つは、介護保険事業拠点区分事業会計から300万円の繰入れ、それから障がい者支援事業拠点区分から850万円、合計1,150万円の繰入れをして収支マイナス818万円というところを相殺して、プラスというような形で決算を迎えております。(2)番としまして、まず介護保険事業拠点区分につきましては、収支としましてプラスの400万4,209円の黒字でした。そのうち300万円を法人部門へ繰り出ししております。それから、同じように(3)番、障がい者支援事業拠点区分につきましては、収支として1,324万5,832円の黒字でした。そのうち850万円を繰り出しということで行っております。

(4)番については、そのうち介護保険事業の中の今度収益、歳入の部分がどういふふうに伸びているかというものを分析したものですので、裏のページに行ってくださいまして、主な増減要因ということで、令和元年度と令和2年度を比べますと収益、歳入が増えておりましたので、その主な要因ということでそれぞれこちらに記載のとおり、まず通所介護事業、康養園デイサービス事業で370万円ほど利用者の増の関係が多かった。それから、訪問看護事業、ヘルパー事業で350万円ほど多かった。それから、新型コロナウイルス感染症に関する助成金ということで、新型コロナウイルスの関係で事業所のほうに助成金が出ている関係で、190万4,000円ほどありましたので、この分が増の要因となっております。その下、米印ですけれども、合計した額660万円のうち、コロナの関係は特別な部分ということになりますので、それを除いたとしても400万円ほどの収益となっております。同じように、障がい者福祉事業につきましても、それぞれ令和2年度、令和元年度と比べまして300万円ほどの増となっております。主な要因としましては、居宅介護事業、ヘルパーのほうで70万円ほど増。それから就労継続支援B型事業で130万円ほど増。それからこちらも新型コロナウイルスの関係で72万7,000円のプラスがありました。同じように、約300万のうち、コロナを引きますと200万円ほどこちらのほうでは収益があるというふうな形になっております。一番最後、下の米印のところですけれども、令和2年度につきましては、ここには数字ないのですけれども、決算書のほうから拾いますと、法人全体として906万1,882円の利益がありました。町からは、すみません、ここは最初のほうの事業で2,000万円と書いてあるのですが、毎年2,000万円から2,150万円くらいの補助金が、年度によって若干上下がありますけれども、町から約2,000万円を交付して、さらに今ほどの介護保険事業、それから障がい福祉事業の分を全部トータルしまして、単年度、令和2年度のみだった新型コロナウイルスの分を引きましても643万円ほどの利益が出ます。そのうち、今回こ

ここでは500万円と書いてありますけれども、例えば2,100万円から500万円引いて例えば1,600万円程度の町からの補助金となったとしても、令和2年度の収支のままいけば、それなりに社協としても事業は成り立つということで私どもで積算させていただきまして、このような形で予算をお願いしたところです。

あと、すみません、もう一点、申し訳ありません。この場をお借りしまして、よろしいですか。先ほど椿委員のほうから社協の4つの事業、委託と補助金の表、先ほどの1ページ目の表で、何年度から事業が始まったかということでお問い合わせがございまして、資料を準備しなくて申し訳ありませんが、今口頭で何年度から始まったかを申し上げてもよろしいですか。

(はいの声あり)

保健福祉課長補佐(棚橋康夫君) では、まず4つのうち、一番上が社会福祉協議会の補助金となっておりますので、その次の2番目、障がい者の相談支援事業委託料につきましては平成25年7月から開始しております。平成25年7月からです。それから、その次の運営委託料(コミュニティーデイホーム)につきましては平成29年4月からです。それから、最後、生活支援コーディネーター事業につきましては平成30年4月からとなっております。

説明は以上です。

委員長(渡邊勝衛君) 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) 読んだだけでは分からないので、伺いたいのだけれども、康養園はたしか町、何だったっけ。何ていうのだったっけ。委託ではなくて。

(指定管理の声あり)

13番(高橋秀昌君) 指定管理にしたわけだね。つまり指定管理にして利益、その契約はどうかよく分からないのだ。指定管理にして、利益が出たらその一定部分の利益は町に還元するという契約ではないのか。そんなことはなくて、ただ指定管理して、どれだけ利益が出ても一切町に還元する必要はないという契約なのだね。なるほど。ということは、康養園の利益というものは社会福祉協議会の利益なのだから、町としては一切関与しないという考え方になるわけだね。そこで聞きたいのだけれども、指定管理で、言ってみれば頑張って黒字になったわけだね。その黒字になったものは収入なのだからと言って、その分町が収入部分としてこれが余るではないかと言って差し引くということは、補助を出す、指定管理ではない、全体と

して補助を減らすということは、指定管理での運営による努力について、出れば出るほど町が助成を減らすということになるわけだから、指定管理そのものの意味を失うことになりはしないのか。

副町長（吉澤深雪君） 康養園デイサービスについての指定管理料については、実は無料としております。無料なのです。指定管理料としては一銭も払っていないということなのです。

（いや、もちろん町は出していないとの声あり）

副町長（吉澤深雪君） うん、出していないです。

（じゃ、あくまでもそこでの努力の結果としての黒字なんだとの声あり）

副町長（吉澤深雪君） はい。当初というか、指定管理の契約として、康養園については、収益、収入があれば、それは全て社会福祉協議会のものとする。特に町のほうに還元するというようなことにはなってはおりません。だから、そういう意味でいえば、康養園でどんどん、どんどん頑張ってもらえれば、それはもう社会福祉協議会の収入になるということなのであります。そうなのでありますが、そういう面で収入ともなっているものだから、法人部門の補助金を今回減額しても経営的には行き詰まらないだろうという範囲で、お願いできないかなということで協力をお願いしたということでもあります。

13番（高橋秀昌君） そういう趣旨は伝わってきたのだ。ただ、私自身が思うのは、指定管理をさせて、そこで頑張っても黒字になっているわけだから、それらも計算に入れて町がお金出さないでもやっていけるのではないかとすることは、受け取る側からすれば、努力して黒字にさせないで赤にすればいいのかという理屈になりはしないかというのがあるのだ。非常に単純な構図なのだけれども、それなりに努力をして黒字を出しているのに、これだけいっぱいあるから、そんなにいっぱいあるわけではないのだけれども、100万円単位でしかないのだけれども、そういうのをみんな加算して、あなたのところ十分やっつけていけるのではないかと行って補助金を500万円も減らすというのは、それは彼らの努力の足引っ張りになりはしないかという、そういう不安があるのです。何だ、町は、私たちが指定管理で頑張ってもこれだけの収入を得れば、もうそれは収入が増えたのだからいいではないかと行って結局補助金を減らすというふうに、そういう構造になってしまうのではないかと、それを心配しているのだ。この説明は分かりました。それによる弊害というものについて気になっているのだけれども、この点いかがですか。

副町長（吉澤深雪君） おっしゃるとおり、そういう心配もありますので、そういうふう
うに受け取られないように協議していく予定であります。

13番（高橋秀昌君） 私は、指定管理制度ってあまり、正直言って好きではないのです。
好きではないのだけれども、実際に指定管理制度を使っているわけですから、そこ
のところは強引にこちらの支援策を引き揚げるのではなくて、十分協議をして、社
協の側も納得をして、これなら私たちもやっていけるのだということを前提にして
物事を進めるべきだと考えています。なぜかというと、冒頭、今の冒頭ではなくて
先ほど言いましたように、これまでほとんどが保健福祉課が実際にやってきたこと
の多くの部分を社会福祉協議会に委託して、そして彼らの努力によってできたわけ
でしょう。例えば賃金を見ても明らかに田上町の職員の給与よりも低いわけだ。そ
ういう中で頑張ってきているものを、おまえさん、もうかったではないか、よこし
なさいよという、そういう関係にならぬように努力してもらいたいということを強
く求めておきたいと思います。お答えをどうぞ。

副町長（吉澤深雪君） 高橋委員のご意見を踏まえて、そういうふうな対応でやってい
きたいと、やっていく予定でありますので、お願いいたします。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） ないようですので、これに対する質疑は終了いたします。

それでは、総括質疑を行います。

予算審査特別委員会に付託されました12案件、4日間審査し、委員の皆さんから
249件の質問、4件の総括質疑がございました。

それでは、総括質疑を行います。

11番（池井 豊君） では、私から指定寄附、ふるさと納税もっと頑張れという質問を
させていただきます。

今回、歳入のところで指定寄附金が1,800万円です。はっきり言って1桁足りま
せん。これは私の意見だけではなくて、議員控室でみんなの話を聞いていると、1
桁足りないとか、丸を1個忘れたのではないとか、そういう意見がほとんどでご
ざいました。もっと積極的に取り組む姿勢が見られません。道の駅と連携して多品
目化や、担当者を増やして体制も充実をしたり、他市町村に学び、もっと強化して
くださいという話ですが、その後私も調べさせていただきました。加茂市は、令和
3年度の見込みで5億1,000万円、令和4年の歳入予算は6億円を設定しています。
あれほど前市長のときには、田上町より指定寄附が少なかった団体が今や田上町の

何倍もいくような状況になっています。政策推進室、加茂市は炊飯器がと言っていましたけれども、実は今、炊飯器だけではないです。炊飯器も非常に人気なのですけれども、6万5,000円から16万円の寄附が対象になるのですが、今はリーガルの靴、チヨダシューズがやっているリーガルの靴が8万8,000円から9万9,000円ということで、それが大人気になっているそうです。ポータルサイトを見ると、米の数がやっぱり田上より非常に豊富。いろいろ七谷米だとか、何とか米だとか、個人でブランド化しているような米の数が非常に多いです。それから、田上町と同規模の阿賀町。阿賀町も令和4年度の予算額は4億円組んでいるそうです。それで、田上町、ではなぜこんなに指定寄附少ないのかというか、消極的にいっているのかなと私も気になってポータルサイトを調べさせていただきました。ちなみに、ふるさとチョイスにおいては、田上町が品目75品目に対して加茂市は719品目。10倍。阿賀町は171品目。倍。阿賀町でもそれでも頑張っているなと思ったら、今度さとふるというサイトに行くと、田上町が43品目に対して、加茂市は689品目、阿賀町は何と836品目ということで、多くの品目をポータルサイトに出して、それによって選択してもらうということの努力をしっかりとしているということが明らかになりました。予算審議の中でも担当者が1人でやっているとか、そんなこともありましたけれども、強化すれば最低でも2億円ぐらいいけるのではないかなというような感じがしています。半分の1億円が自由に使えるお金があれば、何か1つの事業が、護摩堂山に水洗トイレを造るとか、そんなのがぱっと誰のお金でもなくできるわけですので、ぜひここは頑張って、ふるさと納税を多く獲得するという姿勢を職員に町長から示してもらいたいと思います。

以上です。

町長（佐野恒雄君） それでは、池井委員の総括質疑にお答えをさせていただきます。

指定寄附金、ふるさと納税についてのご質問であります。金額について1桁足りない、積極的に取りに行く姿勢が見られないというご指摘でございます。確かに近隣市町村と比べて決して多いと言える金額ではありません。令和3年度は、それでも過去最高額を更新する見込みとなっております。以前、池井議員の一般質問でも回答させていただきましたけれども、返礼品につきましては、令和元年6月以前は返礼品に対する特に厳しい規制はありませんでした。しかし、一部の市町村で本来のふるさと納税の目的である地域貢献からかけ離れた取扱いがされ、大きな社会問題となったのは承知のとおりでございます。こうしたことから、総務省は、令和元年6月から返礼品は寄附額の3割以内、その地域で作っているものに

限るといふふうに厳しく規制するようになりました。町もこの規制を遵守し、ルールにのっとった形での返礼品となるように、返礼品の見直しを行ったところであります。また、農家や商店などに改めて呼びかけ、特に人気の高いお米などの返礼品を増やしてきたところであります。しかしながら、町内から出品できるものは季節物の農産物が多く、数量にも限りがあり、返礼品の品ぞろえを増やすことがなかなかできませんでした。そうした中で、令和3年度に入りまして、他市町村でも人気の高い工業製品について、各事業所を訪問し、出品の依頼を行ったところでありますが、自社製品を取り扱っているところが少なく、返礼品として取り扱うことが難しいとして断られました。その際には、製品ではなく部品にも着目をして、ねじの詰め合わせといったようなレア的なものについても打診を試みましたが、これらも残念ながら断られたという状況でありました。やはり他市町村のように大きな工場で大量生産できるような事業所でないと、なかなか難しいというのが現実でありました。

こうした状況ではありましたが、返礼品の数については、お米の定期便など人気の出るラインナップを増やすなど行ってきまして、令和2年6月で50品目、さらに工業製品を含め10品目を追加して、令和4年3月現在60品目まで増やしております。また、寄附者にとっての窓口となるポータルサイトにつきましても、令和2年度の4つから2つ増やして、現在6つのサイトを用意しております。こうした職員の地道な努力の結果が令和3年度に表れているものと考えておりまして、委員の職員の姿勢が見られないといった指摘については、あくまでも国の制度を遵守した中で、今現在職員としてできることを一生懸命取り組んでおりますので、ご理解願いたいと思います。しかしながら、これまでの議会においても様々な議員よりご指摘をいただいているように、私自身もこのふるさと納税については自主財源の確保の一つとして、非常に重要なものであるといふふうに考えております。今後は、1担当課のみでなくて、全庁を挙げた取り組みを行うようにしっかりと指示をしていきますし、引き続き他市町村の状況等も把握をしながら行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

11番（池井 豊君） さっき言うのを忘れましたが、3月22日の三條新聞紙で三条市においても、ふるさと納税推進担当を新設するというような報道もありましたし、町長今言うように全庁を挙げてやると。もっと勉強してもらいたいのです、ほかの市町村がどんなふうに出しているか。例えばお墓参り、お墓の掃除代行サービ

スだとか、あと電気工事1万円分券がとかという電気工事屋の引換えであったりとか、アイデア次第ではいろいろあると。あと、田上町にはないのは、商品の組合せがないのです。単純な言い方で申し訳ないですけども、阿賀町では麒麟山とお米とかという、そういう組合せで勝負しているのがあったり、そういうアイデアを入れながら、ただ田上のお米と何かおいしいおかずみたいなのをセットにするとか。そういうアイデア、ほかのサイトを見ながら、どんな商品を上げていて、どんなのがいいのかなというアイデアと、あと研究です、やっぱり。どこの事業所がどんなものを作っているのかというところをよく研究してやるには、少ない人数での対応だったり、1つの課だけに任せていても無理だと思うので、全課挙げてそういう商品づくりとPRに励んでもらいたいと思います。

以上です。

町長（佐野恒雄君） ありがとうございます。今、池井委員からご指摘いただいたように、他の市町村、これ非常に参考になるといいますか、参考にしていかなければならないと思います。確かにそうした組合せというのも非常に面白いというか、そうしたことも含めて、今の道の駅とのそうした連携を組みながら、その返礼品の品目をいかに増やしていくかということになるろうかと思います。そういう意味で、先ほども申し上げましたけれども、全庁的な形で取り組んでいきたいと考えております。

委員長（渡邊勝衛君） 池井委員の総括質疑を終わります。

続きまして、小野澤委員。

1番（小野澤健一君） では、総括質疑をさせていただきます。

質問項目は、プール入館料10万9,000円についてであります。既存中学校プールは、義務教育における教育施設としてかけがえのない大切なものである。その施設管理者は教育委員会である。当該施設は、経年劣化による修繕を長期にわたり放置した結果により、ろ過装置の交換等が必要な状態となっている。教育委員会が当該施設管理者として公共施設における予防的保全どころか、事後的保全をも棚上げにし、修繕計画を示すことをしないまま、安易に隣接する加茂市が所有する市民プールを使用する決定をし、予算計上したことは、事実上のプールの閉鎖を意味し、許されるものではない。中学校のプールは、その性格上、現役生徒だけのものではなく、今後中学校に入学してくる子どもたちのものでもあり、さらに町民全体の共有財産でもある。このような義務教育の資産として尊い価値を有する施設をないがしろにすることは到底許されるものではない。教育委員会は、議会側へ修繕計画を示

し、十分な議論とコンセンサスを経て、しっかりと修繕を行うことで自らの管理義務を履行し、町民への説明責任と結果責任を果たさなければならない。町長に以下についてお伺いをいたします。

1 番目、議会側と修繕計画等の事前協議をしなかった理由は何か。しなくてよいとした根拠は何か。なぜこのようなイレギュラーな事態となったのか。

2 番目、修繕が必要と認識した時期はいつか。修繕の見積りを依頼した時期はいつか。

3 番目、修繕を優先することなく、加茂市の市民プールを利用するという発想は誰が提起したものか。財政担当部署と修繕費について十分な交渉を行った結果なのか。庁議で諮ったものなのか。

以上です。

町長（佐野恒雄君） それでは、小野澤委員の総括質疑にお答えさせていただきます。

小野澤委員のプールの入館料についてお答えいたします。令和4年度、田上中学校のプールを修繕しないで加茂市の温水プールを利用することについて、1点目の議会側との事前協議をしなかった理由につきましては、学校と教育委員会が協議をして決めた内容であり、通常の修繕の範囲内であると判断したためであります。

2点目の修繕が必要と認識した時期と見積り依頼の時期であります。プール授業が始まる前に6月下旬の段階で点検をしたところ、ろ過装置等に不具合がある旨報告があり、見積りが7月16日に提出されたところです。給水管につきましては、プール授業が始まった段階で漏水を確認しており、修繕が必要なことを認識し、見積りを依頼したところ、8月27日に提出をされました。

3点目の加茂市のプールを利用するという発想は誰が提起したものかにつきましては、園・校長会の中で、令和元年の猛暑と令和2年のコロナ禍で2年間プールをほとんど使わなかったことによって各校のプールの問題点を検討している中で、加茂市の温水プールの利用が選択肢の一つとして出てきたと聞いております。修繕費につきましては、当初予算に計上したもので、財政担当も修繕箇所の確認を行うなど調整した上で要求しておりますが、予算査定の段階で令和4年度は加茂市の温水プールの利用で対応することと判断し、ろ過器の修繕料の計上を見送ったものであります。なお、ろ過器の修繕は通常の修繕と判断したもので、別に庁議には諮っておりません。新年度に入りましたら、もう一度生徒や学校側の要望等を再確認をした中で判断したいと思っております。

1 番（小野澤健一君） 今のお話だと、今後の例えば修繕計画、こういったものを議会

に諮る必要はないという意味合いで私捉えたのですけれども、まずそれについては町長としてはどのようにお考えになっているのか、それをお聞きをしたい。

町長（佐野恒雄君） 今回、加茂の市民プールを利用する、そのことと、ろ過器の修繕、このことについては分けて考えております。当然ろ過器の修繕等については新年度でまた別に修繕として議会のほうにもご相談といいますか、ろ過器だけではなくていろんな箇所の修繕もあります。例えば外からプールが見えて女子生徒が嫌がっているとか、そうしたフェンスの関係だとか、いろんな形ではありますが、それはそれで修繕として、あくまでも別の形で議会の中にご相談させてもらいたいなと、こう思っております。

1 番（小野澤健一君） 分けて考えるではなくて、同じですよ。だって、ろ過器がプールが始まるまでの間に修理ができればプール使えるわけですから、加茂市の市民プールに行く必要はない。ただ、今から例えば工事をやるに当たって夏までに間に合わない、だから市民プールに行くのだとか、そういう形であって、間に合うのであれば直して加茂市の市民プールに行かなければいいだけの話であって、別なものでは決してないということ。今また明言されていないのですけれども、今後プールをどこまで修繕するかも含めて我々議員に、議員の例えば全協であるとか、そういったところにおいて十分討議あるいは協議をし、コンセンサスを得る、そういう今予定、あるいはそういう意思があるのかないのか、それをお聞きをしたい。

町長（佐野恒雄君） 今回、今年度は加茂の市民プールを利用させていただきたいというふうに考えております。先ほど申し上げましたけれども、このろ過器等を含めたいろんな修繕のことについては、議会のほうにまたご相談申し上げたいと思います。

1 番（小野澤健一君） 私は、さっき申し上げたように、これ義務教育における教育資産ということで、大事なものだろうと思うのです。だから、町長が冒頭言われたように学校と教育委員会だけで決めればいいのかという、そういうものでは決してないということ。私が言っているように、実質的に今回、田上中学校のプールを使わなければ、あるいはそういった形で代替で加茂市の市民プールを使えば、実質的に今年一年、田上中学校のプールはいわゆる閉鎖をしている。状態として。並走して、では再開を本当にするつもりがあるのかないのかと、こういう話になるわけです。だから、そもそもの話、たればの話になるのかもしれないけれども、さっささささとかこういう修繕計画を議会に諮って、ろ過器と配管と水漏れ、この3点セットで直せば、この夏場からプールは使えるわけですよ。着がえる場所が雨漏りするとか、云々とか、それは別にして、プールとしての機能はそこで担保されるわけです。

から。だから、そこが一番大事だろうと。そして、田上中学校のプールは現役生徒のものだけではない。これから中学校に入ってくる人たちのものでもあるし、公共施設ということであれば、我々田上町民全員の共有財産でもある。そういったものが学校と教育委員会だけで方向性、あるいはある程度大きな修繕のものについて決めていいのだろうか。甚だ疑問です。昨日の話では、ろ過器を交換するのに260万円。交渉したのですかという話の中で、いや、ああだこうだ、配管と水漏れについてはこんなだけれども、ろ過器のほうは交渉どころかそれ以前の段階で取り下げたと、こういう話があったわけです。3点セットでなければプールが使えないという状況であれば、3点セットで要求すればいい。その中で財政当局から駄目だと言われても、最後は町長査定なのだから、そこまでもいっていない中で取り下げるということは、それはあまりにも無責任ではないのですかという話から、昨日は詳しく聞いていたらそういう結論になった。だから、本来であれば公共施設等総合管理計画というのがあるわけですよ。そして、今回町長が主体になってこれをおつくりになった。この中にも書いてあるではないですか。田上の12か年教育の推進、施策の展開というところで教育環境の整備というところがある。施設設備の劣化の進行状況に伴う計画的、効率的な整備に努め、よりよい教育環境を維持しますと、こう書いてある。言っていることとやっていること違うではないですか。だから、教育のほうの教育長あたりもこれ書いてある。自分がやっていることと書いてあること違う。それは田上の最上位計画だと言っている。これではこの計画の意味何ですかという話です。だから、今回は時間的に間に合わないので加茂市のプールを使うこと、これはやむを得ないと思うのです。ただ、至急そのプールについての方向性、いわゆる修繕計画、これを我々に示す中で議論しましょうよ。町民も巻き込むのであれば町民巻き込んで議論しましょうよ。教育委員会と学校だけで決められる、そんなものではないというふうに私は思う。教育施設ってそういうものだろうと思うのです。現役生徒ではなくて今後、あるいはこれから生まれてくる子どもたちの大切な資産ではないですか。そういったものをしっかりと議論しないで、安直な形で決めてもらいたくない。これについて、町長、どう思われますか。

町長（佐野恒雄君） このプールの加茂市民プールを利用させてもらう、このことについては学校側と教育委員会で決めたことでありますので、今年度については加茂市民プールを利用させていただきたいなど、こう思っております。プールの修繕、これについては、もう繰り返しになりますけれども、当然ろ過器だけでなくいろいろな面での修繕があります。そうしたことを議会の皆さんと協議をさせていただきた

いと思っております。

1 番（小野澤健一君） 分かりました。では、議会とそういったものについて十分討議をしましょう。町民を巻き込むのであれば町民を巻き込んで、教育資産として我々はしっかりと後世に伝えていかないと駄目だというふうに思っていますので、その辺、安直なことではなくてしっかりと議論してコンセンサスを取っていきたいというふうに思っていますので、速やかなる修繕計画の提示、それから全協の開催、これを要求して私は終わります。

委員長（渡邊勝衛君） これで小野澤委員の総括質疑を終わります。

続きまして、今井委員の総括質疑をお願いします。

7 番（今井幸代君） それでは、私は、町が実施をしております子育て支援の一環であります、多子世帯の給食費の軽減について総括質疑をお願いしたいというふうに思っています。

子育ての世帯、子育て世代とも言えると思いますが、この世代の可処分所得が非常に伸び悩んでいる中、また社会情勢も非常に不安定な状況になりまして、これからさらなる物価高という部分も予見がされる中で、そういった子育て世帯への経済的支援という部分は、非常に重要な部分にさらになってくるだろうというふうに考えております。幼稚園の受入れ等も大分余裕が出てきて、そういった意味での子育てと仕事の両立支援というところは、非常に優位性が出てきたなというふうには思っております。評価もしたいと思っております。今後さらに子育て世帯への経済的支援として重要な位置づけもされている多子世帯の給食費の軽減なのですが、現在は町内の学校に在籍をしている児童もしくは特別支援学校に在籍をする児童に限定をしているもので、町外に、中学校に進学をする生徒、児童というものは対象には含まれておりません。そうするとどういったことが起きるかという、小学校で兄弟2人で在籍をしていた。そして、上の子が志を持って町外の学校に進学することになった。そうなっていると、下のお子さんは給食費の軽減の対象になっていたけれども、上のお子さんが進学するに当たって対象から外れてしまうというケースが実際に出ています。この制度を始められて数年たつ中で、学期ごとに返還をして助成額として戻ってくるという中で、新学期用品の準備であるとかそういったところに利用させていただいているということで、保護者の方からも評価の声を私自身も聞いております。そういった中で、どういった生徒であっても、町内であろうが、町外の学校であろうが、しっかりと子どもそれぞれに支援をしていくというのは非常に重要なことであると思えますし、町長が実施をされたコロナ交付金を活用した

子育て世帯の臨時応援金、こういった部分を考えると、町長はしっかりと子どもそれぞれに区別なく支援をしていくという、そのお考えはおありなのだろうというふうに推察をしております。そういった中で、まずは町外の中学校に進学をされる児童生徒は、また子どもを産む感覚といいましょうか、これはなかなか思うように実際にはかなわないケースもたくさんあります。そうすると、同時在学という限られた期間に縛るといえるのはいかなるものかなという部分も出てきます。子ども一人ひとりにかかる養育費というものは変わりませんし、そこの同時在学という枠組みを設けることが、果たして子育て支援として適切なのかという疑問も残ります。そういった中で、今後この事業の方向性といいましょうか、しっかりと子育て世帯への経済的な支援をやっていくというふうに立ったならば、やはり同時在学であるとか、もしくは町内学校というような枠組みを取っていくということも、重要な視点ではないかなというふうに私自身は今捉えておるのですけれども、町長の考え方、今後のこの事業に対する対応の方向性をお聞かせ願いたいというふうに思います。

町長（佐野恒雄君） それでは、今井委員の多子世帯の給食費軽減、これについてお答えをしたいと思います。

現在、この事業の対象者は、町立学校及び特別支援学校に同時在籍する小中学生の給食費を第2子は半額、第3子は全額を補助しているものであります。委員お尋ねの事業拡大についてであります。町立学校または特別支援学校に限定している対象を広げることについては、見直しを検討したいというふうに考えております。

もう一点の同時在籍の枠組みを外して世帯で第2子以降を支援してはとの考え方につきましては、対象者数の拾い出しができていないために具体的な数は不明ですが、相当数の増となる見込みであります。この事業は、当初から義務教育段階における同時在籍者を対象に第2子、第3子の判定をしておりましたので、現段階ではその判定方法を拡大することは考えてはおりませんが、今後の検討課題と考えております。

7番（今井幸代君） 前向きな答弁をいただいたというふうに思います。

まず、町外中学校に進学をする児童の場合は見直しをするというふうに明言をしていただきましたので、ぜひ、今年度中の対応をしていただきたいというふうに思います。恐らく対象者はそう多くはないはずだと思いますので、これはすぐにぜひ対応して、この令和4年度から含めた形で早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

今ほど町長のほうから検討課題だと、今対象者の拾い出しができていないという

ことなのですけれども、まずはその数が実際どの程度になっていくのかということが分からなければ、では財政的にどの程度必要になるかというのも見えてこないわけです。例えば第2子に該当する子たちが実際どの程度いるのか、第3子に該当する子がどの程度いるのかというまず数字をしっかりと拾って、その中でこれぐらいの費用がかかる、だからなかなか財政的にそこはやりくりできないのだなというふうな話しされればまだ……でも、検討してください。言い訳をつくるわけではないですから。すみません、私がこんなことを言うのも変なのですけれども、まずはしっかりと対象者を拾い出していただいて、お子さんが特にお二人は皆さんしっかりと持てるケースが多いですけれども、言っても3人だってハードルが非常に高いわけです。経済的な支援をしっかりとしていくのは重要だというふうに思いますので、その辺りしっかりと数の拾い出しをしていただいて、子どもの出生数でいえば減っているわけです。そういうこと、実際にこの事業を始めた当初に比べれば、実際の費用でいうと毎年下がってきています。そう考えれば、年次的に考えていくと、対象の拡大ということもいずれ考えて実施していけるのだろうというふうにも思うのです。そもそもの分母が残念ながら減ってきている部分があるわけですから、そういった部分も含めて数字の拾い出しをし、その費用がどの程度かかるのか分からないままの検討はないと思いますので、ぜひそういった具体的な検討を進めていただきたいというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

町長（佐野恒雄君） 町立学校、特別支援学校、これにこの対象、これを広げることは先ほど申し上げました。見直しを検討したいというふうに考えておりますし、枠を外すということについては、もうちょっと検討してみる必要があると思っておりますので、ぜひ検討させてください。

7番（今井幸代君） 最後に、高校、義務教育下での経済的支援をしていくのだというふうに町長おっしゃられたのですけれども、99.何%、99%ぐらいですか、もうほぼ皆さん高校進学するわけです。義務教育ではないけれども、ほぼ全てのと言っていいほどのお子さんが高校に進学をされます。そういった中でも経済的な支援、こういった可処分所得が上がっていかない。子育て世代のなかなか所得上がっていかない。こういった中で、しっかりとした経済的な支援というのは重要かと思しますので、ぜひ義務教育下にこだわらずに幅広く子どもたち、そしてその後ろにいる保護者の皆さんたちも支援していくことがひいては町の出生数ですとか、子育てへの満足度ですとか、そういったところにつながるのだろうというふうにも思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

委員長（渡邊勝衛君） 今井委員の総括質疑を終わります。

続きまして、池井委員、お願いします。

11番（池井 豊君） 下水道事業特別会計の中で、汚水処理率が相変わらずワーストツ一の現状、今後の進め方について質問いたします。

県内30市町村の中で汚水処理率が58.5%のワーストツ一のままです。この現状を見て、町長はこの状態でいいと思っているのかどうなのかというところのまず所見をお伺いしたいですし、処理率向上のための方向性と、あと下水道事業全体の計画の方向性、これに関しては佐野町長が強くこの処理率についたり、下水道の方向性についたり、事業再開だとか、していないとかというのを強く表明したことはないと思うのですが、その方向性をはっきりとお示してください。

町長（佐野恒雄君） それでは、池井委員の総括質疑に対してお答えさせていただきます。

汚水処理率ワーストツ一の現状、今後の進め方についてであります。町の下水道事業につきましては、度重なる水害への対策を優先的に行う方向で、汚水整備は休止のままとし、雨水対策を進めてきたことから、下水道汚水整備、いわゆる才歩川以南でありますけれども、そこにつきましては、平成13年5月から休止をして20年が経過をいたしております。委員がおっしゃられるように、汚水処理人口普及率、これは県下30市町村中29番目であります。本来であれば計画のとおり汚水整備を進める予定であったわけでありまして、さきに申しあげました雨水事業への対応と、下水道供用開始から32年を経過していることから、施設の老朽化に伴う長寿命化計画などに多額の事業費がかかり、下水道整備の再開に至ることができませんでした。平成25年に行いました下水道全体計画の見直しの中では、未整備区域の汚水を既存の処理場へ流入させる場合にかかる事業費としてシミュレーションを行った結果、管渠整備工事だけでも100億円を超える試算が出ております。汚水処理率を向上させるためには、下水道整備及び集落排水事業のほかに合併浄化槽、これによる汚水処理も含まれます。単独浄化槽の更新を予定されているところ、整備が困難な地域等の様々な事情があるかと思っておりますので、今後は下水道区域の見直しや合併浄化槽区域へ方針等の検討を行う必要があると考えております。町の公共水域を守ることは非常に大事なことであり、処理方法については、財政状況も十分検討した中で、住民意向調査や関係者の皆様と十分な意見交換を行う必要があるというふうに考えております。令和4年度に下水道全体計画の見直しを予定しておりました

ので、その内容を踏まえ、内部検討を行いながら下水道整備の方向性を示してまいりたいと考えております。

以上であります。

11番（池井 豊君） 何となく分かりました。何となく分かりませんが、ぜひそれは担当課と調整して早く町民にしっかりと示していただきたいと思います。私も下水道を整備するというのは、汚水の整備はもうするべきではないかと私は個人的に思っています。合併浄化槽も高性能になってきているので、合併浄化槽をうまく使いながら、ただともかく58.5%というのはいただけないので、これこのSDGsな世の中で河川の環境、海の環境を持続可能な世界をつくっていかなければ、きれいにしていかねばならないと思っていますので、いち早く新たな汚水処理計画をつくってそれを実行し、この不名誉な記録を早くもう脱出するようにお願いしておきます。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 池井委員おっしゃられるとおり、汚水処理が30市町村中29番というこの普及率、本当に不名誉な話でありまして、何とか普及率は上げたい、この気持ちは池井委員と全く一緒であります。しかしながら、先ほど申し上げたように100億円という現実離れた数字も試算の中に出ておりまして、なかなか難しい状況はひとつご理解を賜りたいなと思っております。そういう中で、合併浄化槽、こうしたことをしっかりとまた町民の皆さん方にお話をさせてもらう中で、何とかこの普及率を少しでも向上させていきたいなという思いでございます。

以上です。

委員長（渡邊勝衛君） 以上で総括質疑を終わります。

執行の皆様、お疲れさまでした。委員の皆さんはしばらくお待ちください。

委員の皆様は、ここで暫時休憩をいたします。

午後2時29分 休 憩

午後2時40分 再 開

委員長（渡邊勝衛君） 再開いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第1号から議案第4号、議案第21号から議案第28号までの12案件につきまして、順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(渡邊勝衛君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(渡邊勝衛君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(渡邊勝衛君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(渡邊勝衛君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第21号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

1番(小野澤健一君) 私は、本議案には強い抗議の意味を込めて、ただやむなく賛成をいたします。

義務教育における学校施設の管理義務に重大な問題と不履行がある予算であります。先ほど町長からも約束をいただいたように、速やかに全協等で我々議会と十分な議論、コンセンサスを得ることが約されました。本来、物事の順番は逆というふうに思って、極めて遺憾ではありますけれども、町民の生活に直結する大切な予

算でもある。その予算に反対することは、コロナ禍の混乱している、あるいは疲弊している田上の社会経済にさらなる悪影響を及ぼすと考え、やむなく賛成の立場で上げたいというふうに思います。

13番（高橋秀昌君） 私は、賛成の立場での討論に参加です。

賛成の第1の理由は、佐野町長がこの県央医療圏域の県知事の改悪に対してしっかりと住民の立場に立って住民に寄り添った方針を掲げていること。普通大体、町長が一人であんなことを言うと、いろんな圧力が来て変わるものなのですが、この人は変わらなかった。これを第1に評価したいと思います。

第2に評価すべき点は、コロナに関する、これは令和3年度やるつもりが令和4年に動いただけではありますけれども、コロナに関して、議会の意見をよく聞いて、そして全体としてほかの市町村に負けないような施策を出したと。額自体はそんなに大きくないのですが、この2つの点を評価して賛成したいと思います。

もう一つ特に指摘をしたいのは、学校でコロナの感染者が生まれていながら、せいぜいやったのは濃厚接触者の検査で終わると。これははっきり言って無策です。これでは感染の広がりを抑えられないのです。やっぱりPCR検査であろうが、それからもう一つの方法の検査であろうが、繰り返してやって無症状の子どもたちをいち早く見つけ、保護し、病院に送るということが大事なのです。これは何度も言っても全く聞く耳持たないのが今の教育委員会です。このことは強く指摘をして、改めるよう求めまして賛成の討論としたいと思います。

委員長（渡邊勝衛君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（渡邊勝衛君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり決定

されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(渡邊勝衛君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(渡邊勝衛君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第25号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) 後期高齢者医療特別会計についてですが、私はこれは反対の立場で討論に参加します。

理由は、10月から利用者負担が2倍になることです。この件は、誰が町長になっても、これ自治体では予算を変えることはできないのです。しかしながら、国がそういうふうにしたことに私は怒りを持っていますので、そういう意味で反対の討論であります。

終わり。

11番(池井 豊君) 私は、賛成の立場で討論いたします。

令和4年度は、団塊の世代の大量な人数がこの後期高齢者の医療制度に加入してくることが分かりました。これに対して、支える層の負担軽減をすることによってこの制度の維持をするものなので、賛成といたします。

委員長(渡邊勝衛君) ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

委員長(渡邊勝衛君) 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第26号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(渡邊勝衛君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第27号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(渡邊勝衛君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり決定されました。

最後に、議案第28号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(渡邊勝衛君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり決定されました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

本会議における委員長報告につきましては、副委員長と相談の上取りまとめを行いたいと思いますので、委員長にご一任願います。

これで本日の会議を閉じます。これをもちまして閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時53分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年3月23日

予算審査特別委員長 渡 邊 勝 衛